

府中市環境基本計画

基礎調査報告書

令和 3 年 8 月

<目次>

1. 環境を取り巻く現状の整理	1
1.1.1. 環境に関わる世界の動向	2
(1) 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標 (SDGs) (2015 (平成 27) 年 9 月) ...	2
(2) パリ協定 (2017 (平成 29) 年 12 月採択、2018 (平成 30) 年 11 月発効)	9
(3) 国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議 (COP25) (2019 (令和元) 年 12 月開催)	
.....	12
(4) 企業等における新たな動向	13
1.1.2. 国の動向	17
(1) 第五次環境基本計画 (2018 (平成 30) 年 4 月策定)	17
(2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT)	18
(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (2021 (令和 3) 年 3 月閣議決定、5 月成立)	
.....	20
(4) 2050 年カーボンニュートラルの表明 (2019 (令和元) 年 12 月表明)	21
(5) 水素・燃料電池戦略ロードマップ (2019 (平成 31) 年 3 月策定)	22
(6) 気候変動適応計画 (2018 (平成 30) 年 11 月策定)	23
(7) IPCC1.5℃特別報告書	24
(8) 第五次エネルギー基本計画 (2018 (平成 30) 年 7 月策定)	25
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (2017 (平成 29) 年 4 月全部施	
行)	27
(10) 地球温暖化対策計画 (2016 (平成 28) 年 5 月策定)	28
(11) 長期エネルギー供給見通し (2017 (平成 29) 年 7 月策定)	30
(12) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (2015 (平成 27) 年 4 月	
施行)	32
(13) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環促進法)	
(2021 (令和 3) 年 6 月成立)	33
(14) プラスチック資源循環戦略 (2019 (令和元) 年 5 月策定)	34
(15) 第四次循環型社会形成推進基本計画 (2018 (平成 30) 年 6 月策定)	35
(16) 生物多様性国家戦略 2012-2020 (2012 (平成 24) 年 9 月策定)	36
1.1.3. 東京都の動向	37
(1) 東京都環境基本計画 (2016 (平成 28) 年 3 月策定)	37
(2) ゼロエミッション東京戦略 (2019 (令和元) 年 12 月策定)	40
(3) ゼロエミッション都庁行動計画 (2021 (令和 3) 年 3 月策定)	42
(4) 2030 年の温室効果ガス排出量の 50%削減の表明 (2021 (令和 3) 年 1 月表明) 43	
(5) 緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ (2012 (平成 24) 年 5 月	
策定)	43
(6) 生物多様性地域戦略の改定に向けて (改定中)	44
1.1.4. 周辺市区の動向	44
1.1.5. 本市の関連計画	51
2. 地域概況	55
2.1. 自然的条件	55
2.1.1. 地勢	55

2.1.2. 地形	55
2.1.3. 気候	57
2.1.4. 河川	58
2.2. 社会的条件	59
2.2.1. 人口・世帯数	59
2.2.2. 土地利用	60
2.2.3. 産業構造	61
2.2.4. 交通	62
(1) 交通網	62
(2) 自動車交通	63
(3) 鉄道	64
3. 各分野の現状把握	65
3.1. 生活環境	65
3.1.1. 大気	65
3.1.2. 水質	66
3.1.3. 騒音・振動	70
3.1.4. 悪臭	71
3.1.5. 有害化学物質	71
3.1.6. その他	72
(1) 酸性雨	72
(2) 光化学スモッグ	73
(3) 放射能	73
(4) 苦情受付件数	75
3.2. 地球温暖化	76
3.2.1. 温室効果ガス排出量	76
(1) 温室効果ガス排出量の算定方法	76
(2) 温室効果ガス排出量の推移	79
(3) エネルギー消費量	82
(4) 各部門の排出・エネルギー特性等の分析	84
(5) 近隣市との比較	90
(6) 類似の産業構造を有する自治体との比較	109
(7) 市内における太陽光発電設備導入による二酸化炭素排出量削減効果の試算	123
3.2.2. 気候変動	124
(1) 東京都における気候変動	124
(2) 府中市における気候変動	126
3.3. 資源循環	128
3.3.1. ごみの排出・処理・処分状況	128
3.3.2. 生活排水の排出・処理の状況	129
3.4. 自然環境	131
3.4.1. 自然の変遷	131
3.4.2. 水辺	132
(1) 多摩川	132

(2) 府中用水	134
(3) 湧水.....	135
3.4.3. 緑	136
(1) 緑の分布	136
(2) 街路樹.....	138
(3) 農地.....	139
3.4.4. 動植物.....	140
3.5. 都市環境.....	150
3.5.1. 景観	150
(1) 景観重要公共施設.....	150
3.5.2. 公園	152
3.5.3. 歴史・文化	152
3.6. 環境行動.....	154
3.6.1. 環境学習の実施状況	154
(1) 府中かんきょう塾.....	154
(2) 親子体験教室	157
(3) 森キッズクラフト DAY.....	158
3.6.2. 環境啓発の実施状況	159
(1) 府中環境まつり	159
(2) 環境啓発ポスターコンクール	160
3.6.3. 市民ボランティアの活動状況	161
(1) 市民による酸性雨調査	161
(2) 市民ボランティア調査	161
3.6.4. 市民団体等の活動状況	165
(1) 府中市環境保全活動センター	165
(2) NPO 法人 府中かんきょう市民の会.....	165
(3) 府中市社会教育関係団体かんきょう塾ネット.....	166

1. 環境を取り巻く現状の整理

府中市の環境政策に関わりのある主な社会経済情勢、環境課題等について、表 1.1 に示す法制度、計画、報告書等の公表資料を対象に情報収集を行い、特に市の環境政策に影響を与えると思われるポイントを整理した。

表 1.1 調査対象項目（国内外の環境情勢）

分類	計画・施策等	策定・施行年月等
環境に関わる世界の動向 ¹	持続可能な開発目標（SDGs）	平成 27 年 9 月採択
	パリ協定	平成 27 年 12 月採択
	国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議（COP25）	令和元年 12 月開催
	企業等における新たな動向	—
国の関連政策	第五次環境基本計画	平成 30 年 4 月策定
	再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）	平成 24 年 7 月施行
	地球温暖化対策の推進に関する法律	令和 3 年 3 月一部改正
	2050 年カーボンニュートラルの表明	令和 2 年 10 月策定
	水素・燃料電池戦略ロードマップ	平成 31 年 3 月策定
	気候変動適応法の施行	平成 30 年 12 月施行
	気候変動適応計画	平成 30 年 11 月策定
	IPCC1.5℃特別報告書	平成 30 年 10 月策定
	第五次エネルギー基本計画	平成 30 年 7 月策定
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	平成 29 年 4 月全部施行
	地球温暖化対策計画	平成 28 年 5 月策定
	長期エネルギー供給見通し	平成 27 年 7 月策定
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	平成 27 年 4 月施行
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）	令和 3 年 6 月成立
	プラスチック資源循環戦略	令和元年 5 月策定
	第四次循環型社会形成推進基本計画	平成 30 年 6 月策定
	生物多様性国家戦略 2012-2020	平成 24 年 9 月策定
東京都の関連政策	東京都環境基本計画	平成 28 年 3 月策定
	ゼロエミッション東京戦略	令和元年 12 月策定
	ゼロエミッション都庁行動計画	令和 3 年 3 月策定
	2030 年の温室効果ガス排出量の 50%削減の表明	令和 3 年 1 月策定
	緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～	平成 24 年 5 月策定
	生物多様性地域戦略の改定に向けて	改定中
周辺区の関連政策	周辺区の環境基本計画、地球温暖化対策実行計画等	—

¹ 「気候変動枠組条約締約国会議（COP26）」は、2021（令和 3）年 11 月 1 日から 12 日、「生物多様性条約締約国会議（COP15）」は、2021（令和 3）年 10 月 11 日から 24 日まで開催予定である。

1.1.1.環境に関わる世界の動向

(1) 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標（SDGs）（2015（平成 27）年 9 月）

1) 概要と 17 のゴール

2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）」は、2015（平成 27）年までを対象期間とする「ミレニアム開発目標（MDGs）」に代わる新たな持続可能な開発のための国際的な指針となるもので、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの、人間、地球及び繁栄のための国際社会共通の行動計画である。

2030 アジェンダは、包括的、遠大かつ人間中心（people-centered）な一連の普遍的かつ変革的な目標とターゲットである「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」を中核としており、採択にあたっての宣言、実施手段とグローバル・パートナーシップ、フォローアップとレビューについて示したものである。また、これらの目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされ、誰一人取り残さない（leave no one behind）ことなどが宣言されている。

2030 アジェンダでは、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済、社会、環境における課題を統合的に解決する考え方が強調されており、SDGs はその達成に向けた 17 のゴールとそれらに付随する 169 のターゲットから構成されている。

2030 アジェンダでは、発展途上国への開発協力だけでなく、先進国も自らの国内における課題への取組を強化し、国際社会全体として、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、取り組んでいくことが必要とされている。

表 1.2 2030 アジェンダの概要

前文	・人間、地球及び繁栄のための行動計画であり、普遍的な平和の強化を追求するもの。 ・人間（People）、地球（Planet）、繁栄（Prosperity）、平和（Peace）、連帯（Partnership）の「5 つの P」を推進する。
宣言	・人間中心、普遍的、変革的な目標・ターゲットを決定。2030（令和 12）年までに完全に実施するために取り組む。 ・あらゆる貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件である。持続可能な開発の三側面：経済・社会・環境を統合的に達成することにコミットし、また、MDGs で達成できなかったことに取り組む。 ・目標及びターゲットは先進国も途上国も含めてすべての国に適用され、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされるものであることを望み、誰一人取り残さないことを誓う。
SDGs とターゲット	・SDGs：17 のゴール（表 1.3 参照） ・169 のターゲット
実施手段とグロ	・活性化され強化されたグローバル・パートナーシップの下で、政府、市民社会、

ーバル・パートナーシップ	民間セクター、国連機関、その他の主体を集結させ、あらゆる利用可能な資源を動員し、すべての目標とターゲットの実施を支援する。
フォローアップとレビュー	・力強く、自発的、効果的、参加型、透明かつ統合的なフォローアップ・レビューの枠組みによって、進捗を把握する。 ・目標とターゲットは、グローバルな指標によってフォローアップする。地方、国、地域、全世界レベルでの定期的かつ包括的なレビューの実施に取り組む。

出典：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 日本語仮訳（外務省）より作成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター HP

図 1.1 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴールのロゴ

表 1.3 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

SDGs の目標		
ゴール 1	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2	飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3	健康な生活	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4	教育	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
ゴール 5	ジェンダー平等	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
ゴール 6	水	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7	エネルギー	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8	雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生

SDGs の目標		
		産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
ゴール 9	インフラ	レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
ゴール 10	不平等の是正	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11	安全な都市	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12	持続可能な生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14	海洋	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、積極的に利用する
ゴール 15	生態系・森林	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
ゴール 16	法の支配等	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール 17	パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：平成 30 年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）より作成

2) 17 のゴールのうち、特に気候変動と山との関わりが大きいと見込まれるゴール

気候変動との関わりが大きいと見込まれるゴール(ゴール 7,11,12,13)のターゲットを以下に示す。

表 1.4 ゴール 7（エネルギー）のターゲット

7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

出典：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 日本語仮訳（外務省）より作成

表 1.5 ゴール 11（安全な都市）のターゲット

11.1	2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

出典：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 日本語仮訳（外務省）より作成

表 1.6 ゴール 12（持続可能な生産・消費）のターゲット

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

出典：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 日本語仮訳（外務省）より作成
表 1.7 ゴール 13（気候変動）のターゲット

13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

出典：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 日本語仮訳（外務省）より作成

山との関わりが大きいと見込まれるゴール(ゴール 15)のターゲットを以下に示す。

表 1.8 ゴール 15 (生態系・森林) のターゲット

15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

出典：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 日本語仮訳（外務省）より作成

3) 日本における SDGs の実施方針

日本の現状を踏まえ、政府は、日本における SDGs の実施指針を 2016（平成 28）年 12 月に決定し、2030 アジェンダの前文に掲げられている 5 つの P（People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ））に対応する日本の 8 つの優先課題を掲げている。その中で、環境面においては、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林、海洋等の環境保全など、幅広く取組を推進することとしている。

表 1.9 日本の 8 つの優先課題

People	1 あらゆる人々の活躍の推進 2 健康・長寿の達成
Prosperity	3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
Planet	5 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
Peace	7 平和と安全・安心社会の実現
Partnership	8 SDGs 実施推進の体制と手段

出典：日本持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（外務省）より作成

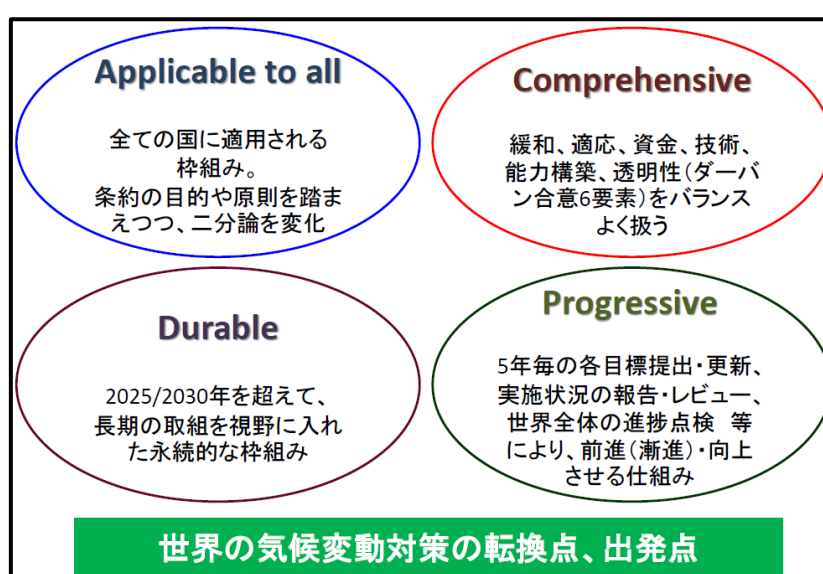
(2) パリ協定（2017（平成 29）年 12 月採択、2018（平成 30）年 11 月発効）

1) 概要

1997（平成 9）年に合意された、先進各国に法的拘束力のある排出削減目標を規定する「京都議定書」の第二約束期間（2013（平成 25）年～2020（令和 2）年）の終了を見据え、「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、2015（平成 27）年にフランス・パリで行われた第 21 回締約国会議（COP 21）において、2020（令和 2）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。「パリ協定」は、55 か国かつ世界の温室効果ガス排出量の 55%以上の批准という二つの要件を満たし、2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効し、日本も同年 11 月 8 日に批准した。

主な内容は以下のとおりである。

- 世界共通の長期目標として 2℃目標のみならず 1.5℃への言及
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること
- JCM を含む市場メカニズムの活用が位置づけられたこと
- 森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
- 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- 先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
- イノベーションの重要性が位置づけられたこと
- 5 年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み
- 協定の発効要件に国数及び排出量を用いるとしたこと
- 「仙台防災枠組」（国際的防災指針）への言及（COP 決定）



出典：COP21 の成果と今後（環境省）

図 1.2 パリ協定の特徴

先進国（附属書Ⅰ国）		
米国	2025年に-26%～-28%(2005年比)。28%削減に向けて最大限取り組む。	3月31日提出
EU	2030年に少なくとも-40%(1990年比)	3月6日提出
ロシア	2030年に-25～-30%(1990年比)が長期目標となり得る	4月1日提出
日本	2030年度に2013年度比-26.0%(2005年度比-25.4%)	7月17日提出
カナダ	2030年に-30%(2005年比)	5月15日提出
オーストラリア	2030年までに-26～28%(2005年比)	8月11日提出
スイス	2030年に-50%(1990年比)	2月27日提出
ノルウェー	2030年に少なくとも-40%(1990年比)	3月27日提出
ニュージーランド	2030年に-30%(2005年比)	7月7日提出
途上国（非附属書Ⅰ国）		
中国	2030年までにGDP当たりCO2排出量-60～-65%(2005年比)。2030年前後にCO2排出量のピーク	6月30日提出
インド	2030年までにGDP当たり排出量-33～-35%(2005年比)。	10月1日提出
インドネシア	2030年までに-29%(BAU比)	9月24日提出
ブラジル	2025年までに-37%(2005年比)（2030年までに-43%(2005年比)）	9月28日提出
韓国	2030年までに-37%(BAU比)	6月30日提出
南アフリカ	・2020年から2025年にピークを迎え、10年程度横ばいの後、減少に向かう排出経路を辿る。 ・2025年及び2030年に398～614百万トン(CO2換算)（参考：2010年排出量は487百万トン(IEA推計)）	9月25日提出

出典：COP21 の成果と今後（環境省）

図 1.3 パリ協定における各国の約束草案

2) 実施方針

2018（平成 30）年 12 月にポーランドで開催された COP24 にて、パリ協定の実施指針が採択された。パリ協定の精神に則り、二分論によることなく、すべての国に共通に適用される実施指針が採択された。その中で、緩和（2020（令和 2）年以降の削減目標の情報や達成評価の算定方法）、透明性枠組み（各国の温室効果ガス排出量、削減目標の進捗・達成状況等の報告制度）、資金支援の見通しや実績に関する報告方法などについて規定された。市場メカニズム（二国間クレジット制度（JCM）等の取扱い等）については、根幹部分は透明性枠組みに盛り込まれ、詳細ルールは次回 COP における策定に向けて検討を継続することとなった。

COP24の結果詳細①（パリ協定実施指針の概要）

➤ 緩和（パリ協定4条に関する事項）

- ・各国の削減目標（NDC）の理解に必要な、各国に提出が義務付けられる情報（目標、期間や基準年における定量データ等）を規定（各NDCに当てはまる情報のみ提出）。
- ・NDCに関して、温室効果ガス排出量・除去量の算定（アカウンティング）を行う際に従うべき原則を規定。

➤ 適応（7条）

- ・適応報告書に記載する事項として、気候変動の影響、リスク、政策・計画、途上国に対する支援、適応計画の進捗、課題、優れた取組などを列挙（選択は任意）。
- ・途上国の適応ニーズの評価、適応努力の認識、制度的措置のレビュー、適応支援の動員促進、適応と支援の妥当性と有効性の検証の方法論を定めた。

➤ 資金（9条）

- ・気候資金の支援見通しや支援実績に関する報告方法について、各国の裁量を確保した形で透明性のある報告システムを規定。
- ・2020年から2025年以降の長期資金目標を検討する。

➤ 透明性枠組み（13条）

- ・各国の削減目標（NDC）の進捗・達成状況の確認に必要な情報等を規定。
- ・能力が不足する国に対して柔軟性を付与する項目や柔軟性の内容について規定。
- ・各国の報告内容のうち、レビューする対象や実施方法について規定。

➤ グローバル・ストックテイク（14条）

- ・パリ協定の目的及び長期目標の達成に向けた世界全体としての進捗状況評価のため実施する、5年毎の定期的な検討の実施手法（スコープや技術的・政治的検討の手法や成果物など）について規定。
- ・当該検討実施に際し必要とされる情報のリストや情報提供機関や検討に向けた提供方法の特定について規定。

出典：COP24の結果について（環境省 HP）

図 1.4 パリ協定実施指針の概要

(3) 国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議（COP25）（2019（令和元）年 12 月開催）

2019（令和元）年 12 月 2 日から 15 日まで、スペイン・マドリードにおいて、国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議（COP25）、京都議定書第 15 回締約国会合（CMP15）、パリ協定第 2 回締約国会合（CMA2）が行われた。

1) パリ協定 6 条(市場メカニズム)

本会合では、COP24 で合意に至らなかった市場メカニズムの実施指針の交渉が一つの焦点となった本議題の下では、技術的論点に加え、各国の利害が絡み合う政治的な側面もあり、すべての論点について完全に合意するには至らなかった。

2) ロス&ダメージ(気候変動の悪影響に伴う損失及び損害)

COP19 にて気候変動枠組条約の下に設置された、「ロス&ダメージに関するワルシャワ国際メカニズム（リスク管理に関する知見の共有等を促進するもの）」のレビューが実施された。一部の国から、緑の気候基金（GCF）に対し、ロス&ダメージへの支援を求める主張が見られところ、既存の枠組の中で検討を続けることになった。また、ロス&ダメージに対する活動を支援する専門家グループ及びロス&ダメージにおける技術支援を促進するためのサンティアゴネットワークを設置することで合意に至った。

3) その他の議論

条約下の長期目標の定期レビュー、気候資金、透明性枠組み（パリ協定の締約国による報告制度）の報告表、ジェンダーと気候変動、対応措置の実施の影響（気候変動対策の実施による社会経済的な影響）、適応、技術開発・移転、キャパシティ・ビルディング、農業、研究と組織的観測等の幅広い交渉議題について議論が行われた。

その結果、条約下の長期目標の次期定期レビューの範囲の決定、強化されたリマ作業計画・ジェンダー行動計画の策定、対応措置の影響に関するフォーラム等の 6 か年作業計画の策定等の成果があった。

(4) 企業等における新たな動向

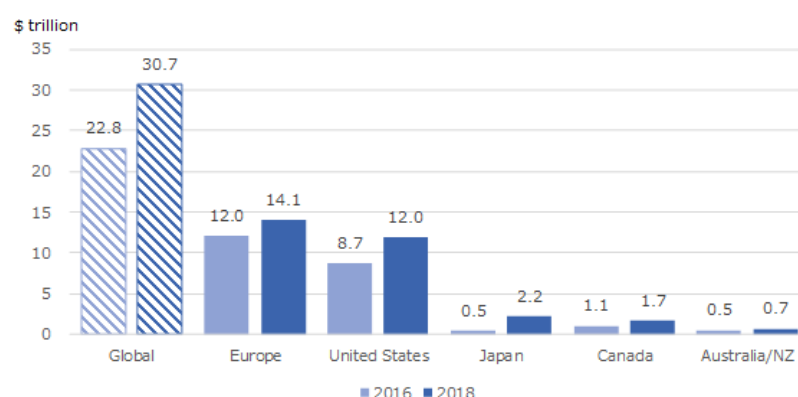
1) ESG 投資²

ESG 投資は、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとして、国連持続可能な開発目標（SDGs）と合わせて注目されている。

日本においても、投資に ESG の視点を組み入れることなどを原則として掲げる国連責任投資原則（PRI）³に、日本の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が 2015（平成 27）年に署名したことを受け、ESG 投資が広がっている。

2018（平成 30）年 5 月時点で、PRI（国連責任投資原則）に、世界の 1965 の機関（資産運用規模約 70 兆ドル）が署名した。日本では年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）をはじめ、63 の機関（DBJ、保険会社、AM 等）が署名した（2018（平成 30）年 7 月時点）。

また、2006（平成 18）年から 2020（令和 2）年にかけて、世界および日本の PRI 署名機関数および運用資産総額は増加傾向にあり、一貫して成長している。



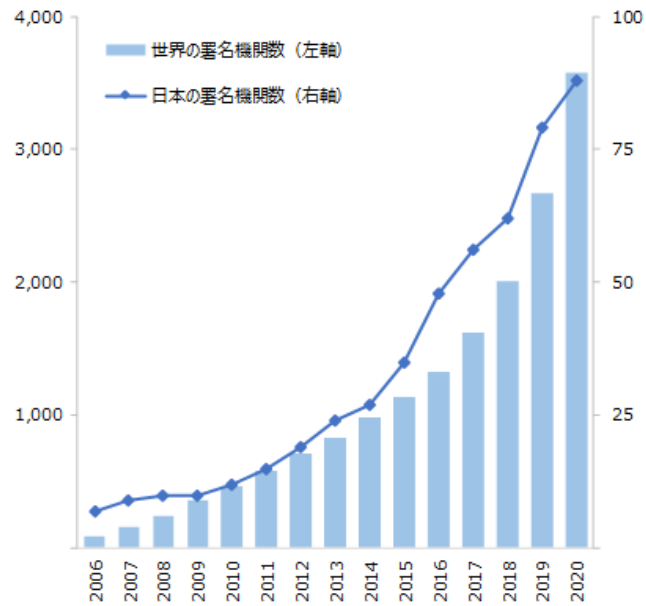
出典：「ESG 投資」（経済産業省）

図 1.5 ESG 市場の拡大（2016（平成 28）年～2018（平成 30）年）

² ESG 投資は、従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のことである。

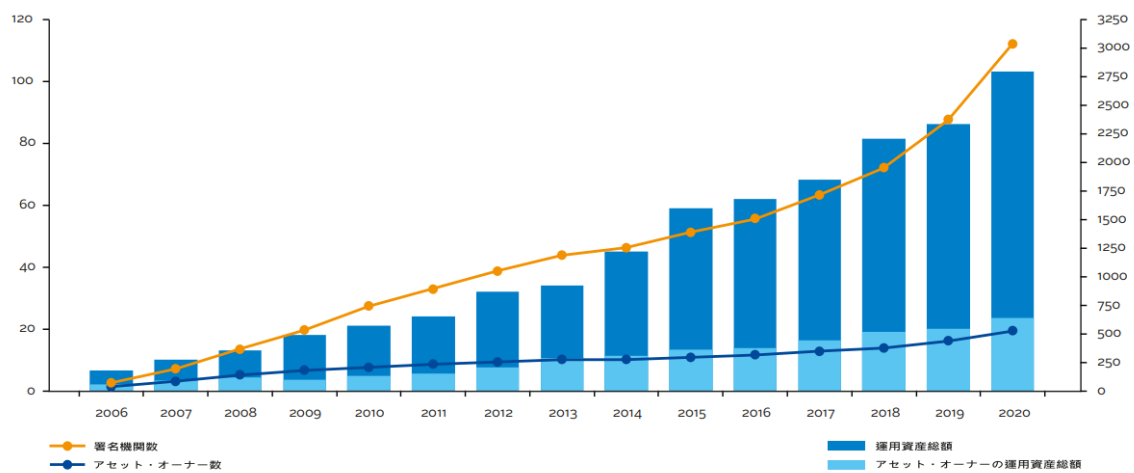
³ PRI（国連責任投資原則）：投資に ESG の視点を組み入れることなどからなる機関投資家の投資原則。原則に賛同する投資機関は署名し、遵守状況を開示・報告する。2006 年に提唱された。PRI は、署名機関による国際的ネットワークと協力し、責任投資原則の 6 つの原則を実践に移すこと目的としている。

1. 投資分析と意思決定のプロセスに ESG の視点を組み入れる
2. 株式の所有方針と所有監修に ESG の視点を組み入れる
3. 投資対象に対し、ESG に関する情報開示を求める
4. 資産運用業界において本原則が広まるよう、働きかけを行う
5. 本原則の実施効果を高めるために協働する
6. 本原則に関する活動状況や進捗状況を報告する



出典：「ESG 投資」（経済産業省）

図 1.6 PRI 署名機関数の推移



出典：「責任投資原則」(Principles for Responsible Investment)

図 1.7 PRI 署名機関数および運用資産総額の推移(2006～2020)

2) RE100⁴

RE100 とは、企業が自らの事業の使用電力を 100% 再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブであり、世界や日本の企業が参加している。

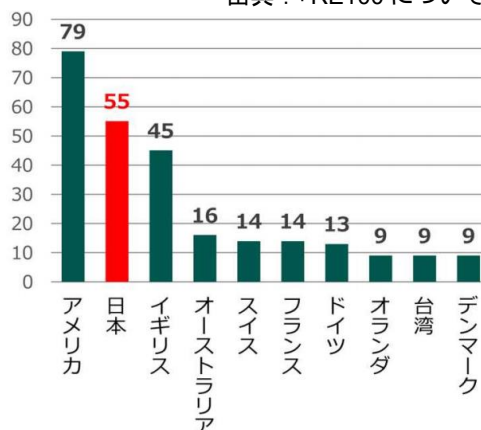
RE100 に取り組むメリットとして、化石燃料のリスクを減らし気候変動を防ぐこと、安価で安定した再エネ供給を受けられるようになること、投資家からの ESG 投資の呼び込みに役立つこと、世界中の企業と情報交換できる他、新たな供給側企業と出会えることがあげられる。

2021（令和 3）年 6 月 7 日時点で、RE100 に参加している国別企業数グラフを見ると、世界で 313 社が参加し、そのうち日本企業は 55 社参加している。日本は、世界第 2 位、アジアで第 1 位の参加企業数となっている。RE100 に参加している日本企業 55 社の一覧を以下に示す。

表 1.10 RE100 に取り組むメリット

1	【背景①】 温暖化やエネルギーコストの上昇等、“化石燃料による発電＝リスク”という認識が世界的に高まっている。 【メリット①】 再エネ電力への切替は化石燃料によるリスクを回避し、気候変動を防ぐ。
2	【背景②】 企業が再エネ調達の必要性を発信することで、再エネの市場規模が拡大する。 【メリット②】 調達選択肢の増加や、価格低下につながることで、安価で安定した再エネ供給を受けられるようになる。
3	【背景③】 再エネを取り入れた事業運営は対外的に評価され、再エネの導入比率は CDP の加点対象にもなる。 【メリット③】 投資家からの ESG 投資の呼び込みに役立つ。
4	【背景④】 再エネ 100% 調達をコミットすることは、世界的な対外アピールになる。 【メリット③】 世界中の企業と情報交換できる他、新たな供給側企業と出会えることもある。

出典：「RE100 について」（環境省・みずほ情報総研）



出典：RE100 ホームページ (<http://there100.org/>) より環境省が作成

図 1.8 RE100 に参加している国別企業数グラフ（上位 10 カ国）
（2021（令和 3）年 6 月 7 日時点）

⁴ RE100:地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減のため、企業が事業運営で消費する電力を 100%再生可能エネルギーでまかなうことを目標に掲げる国際的な取組のこと。「Renewable Energy 100%」の頭文字から RE100 と呼ばれる。

RE100に参加している日本企業55社の一覧

※業種内五十音順

建設業	旭化成ホームズ(株)／(株)安藤・間／(株)熊谷組／ 住友林業(株)／積水ハウス(株)／大東建託(株)／ 大和ハウス工業(株)／東急建設(株)／戸田建設(株)／ (株)LIXILグループ	その他 製品	(株)アシックス／花王(株)／TOTO(株)／(株)ノーリツ
食料品	アサヒグループホールディングス(株)／味の素(株)／ キリンホールディングス(株)／ 日清食品ホールディングス(株)	陸運業	東急(株)
化学	積水化学工業(株)	情報・ 通信業	日本ユニシス(株)／(株)野村総合研究所
医薬品	小野薬品工業(株)	小売業	アスクル(株)／イオン(株)／ J.フロント リテイリング(株)／ 生活協同組合コープさっぽろ／ (株)セブン＆アイ・ホールディングス／(株)高島屋／ (株)丸井グループ／ワタミ(株)
非鉄金属	(株)フジクラ	銀行業	城南信用金庫
電気機器	コニカミノルタ(株)／セイコーエプソン(株)／(株)ソニー(株)／ ダイヤモンドエレクトリックホールディングス(株)／ パナソニック(株)／富士通(株)／ 富士フイルムホールディングス(株)／(株)村田製作所／ (株)リコー	金融・ 保険業	第一生命保険(株)
精密機器	(株)アドバンテスト／(株)島津製作所／(株)ニコン	その他 金融業	アセットマネジメントOne(株)／芙蓉総合リース(株)
		不動産業	いちご(株)／東急不動産ホールディングス(株)／ ヒューリック(株)／ 三井不動産(株)／三菱地所(株)
		サービス業	(株)エンビプロ・ホールディングス／楽天(株)

6

[出所] RE100ホームページ(<http://there100.org/>)より作成。業種分類は事務局が日本標準産業分類等に当てはめ作成

出典：環境省が RE100 ホームページ(<http://there100.org/>)より作成
業種分類は事務局が日本標準産業分類等に当てはめ作成

図 1.9 RE100 に参加している日本企業 55 社の一覧（2021（令和 3）年 6 月 7 日時点）

1.1.2.国の動向

(1) 第五次環境基本計画（2018（平成 30）年 4 月策定）

第五次環境基本計画（2018 年 4 月）では、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現が示され、計画へのアプローチとして SDGs の考え方も活用した環境・経済・社会の統合的向上の具体化等が設定。

地球温暖化対策計画（2016 年 5 月）では、温室効果ガス排出量の削減目標として 2030（令和 12）年度目標（2013（平成 25）年度比 26%）、長期目標として 2050（令和 32）年度目標（80%削減）を設定。

本計画では、特定の環境施策が複数の異なる経済・社会的課題をも統合的に解決することを目指す、分野横断的な 6 つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定しています。分野横断的な 6 つの重点戦略を以下に示す。

- 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- 国土のストックとしての価値の向上
- 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- 健康で心豊かな暮らしの実現
- 持続可能性を支える技術の開発・普及
- 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築



出典：第五次環境基本計画（2018（平成 30）年 4 月、環境省）

図 1.10 第五次環境基本計画の重点戦略

- ・ 特に、重点戦略①の持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築については、下記のことを中心に実施する。
- ・ 持続可能な生産と消費のパターンを確保するため、経済社会システムのイノベーションを実現し、資源生産性や炭素生産性の向上を目指す。
- ・ 再生可能エネルギーや省エネルギーは、地球温暖化対策の柱であると同時に、エネルギー安全保障や産業競争力の強化にも寄与する。
- ・ 金融・税制を活用して経済システムのグリーン化を進めていく。

(2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度である。電力会社が買い取る費用の一部を電気利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えている。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進む。

対象となる再生可能エネルギーは、「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の 5 つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象である。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような 10kW 未満の太陽光の場合やビル・工場の屋根に載せるような 10～50kW の太陽光の場合は、自分で消費した後のはじめ分が買取対象となる。

この制度により、再生可能エネルギー発電の普及による環境問題への対処や、石油資源に対する代替エネルギーの確保、そして量産効果による価格の低下が実現した。一方で、太陽光発電への導入偏重、初期の高価格案件の未稼働といった問題が生じ、急激な電源開発と併せて国民負担が著しく増大することとなった。こうした FIT 制度創設以降に生じた課題に対しては、2017（平成 29）年に改正 FIT 法が施行あわせて入札制の導入や、未稼働案件の防止、そして適切な事業実施を確保するための事業計画認定制度の創設などの対応が行われた。

現時点の状況については、発電コストは国際水準と比較して十分に低減したとはいえ、国民負担の増大の一因となっていること、2030（令和 12）年度のエネルギーミックスの達成目標のためには FIT 制度における買取費用総額が予想以上にかかっていることなどの課題解決に向け、FIT 制度の在り方について国による検討が進められた。

2021（令和 3）年度以降の FIT 制度の在り方の検討内容として、大きな変更点の 1 つに、大規模案件を中心として FIT 制度廃止が検討されており、8 月に行われた再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の中間整理では、FIT 制度から入札制や FIP 制度へ完全に移行し、競争を促進すべきとの意見が報告されている。

2021（令和 3）年 4 月、FIT 入札制度において、入札が活性化し、更なる導入拡大に繋がるよう、今年度から大きく制度を見直した。



図 1.11 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）のイメージ図

制度見直しの全体像		
見直し項目	取扱い	見直し対象
①上限価格	あらかじめ公表（非公表から変更）	太陽光入札
②入札実施回数	年間4回の通年開催（年間2回から変更）	
③参加資格審査期間	2週間程度に短縮（3ヶ月程度から変更）	全電源共通
④落札後の認定取得期限	落札から7ヶ月（一律年度内の期限から変更）	
⑤入札保証金没収要件	工事費負担金上振れに係る没収要件を緩和※	
⑥入札参加手数料	9万円に引き下げ（12万7千円から変更）	

（※）事業者に帰責性がなく、かつ、事業計画に工事費負担額を記載していた場合。

出典：経済産業省

図 1.12 制度見直しの全体像（2021（令和3）年4月）

(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律（2021（令和 3）年 3 月閣議決定、5 月成立）

我が国は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を 2℃より十分下回るよう、更に 1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020（令和 2）年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、地域では、2050（令和 32）年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加している。また、企業では、ESG 金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加し、サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及している。

こうした状況を受けて、2021（令和 3）年 3 月、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、5 月に法律が成立した。法律案の概要を下記に示す。

① パリ協定・2050 年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

パリ協定に定める目標を踏まえ、2050（令和 32）年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定する。

② 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。

そして、市町村から、地方公共団体実行計画に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手続のワンストップ化等の特例⁵を受けられることとする。

③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

企業の温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、これまで開示請求の手続を経なければ開示されなかった事業所ごとの排出量情報について開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。

また、地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、事業者向けの啓発・広報活動を追加する。

④ その他

地球温暖化対策の定義の変更等の所要の規定の整備を行う。

⁵ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手続のワンストップサービスや、事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）の省略

(4) 2050 年カーボンニュートラルの表明（2019（令和元）年 12 月表明）

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとされている。こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050（令和 32）年二酸化炭素排出実質ゼロ（CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）に取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

東京都・京都市・横浜市を始めとする 389 の自治体（40 都道府県、228 市、6 特別区、96 町、19 村）が「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明した（2021（令和 3）年 5 月 24 日時点）。表明した自治体を合計すると人口は約 1 億 1,037 万人（※）となり、我が国の総人口の大部分が対象となっている。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算している。

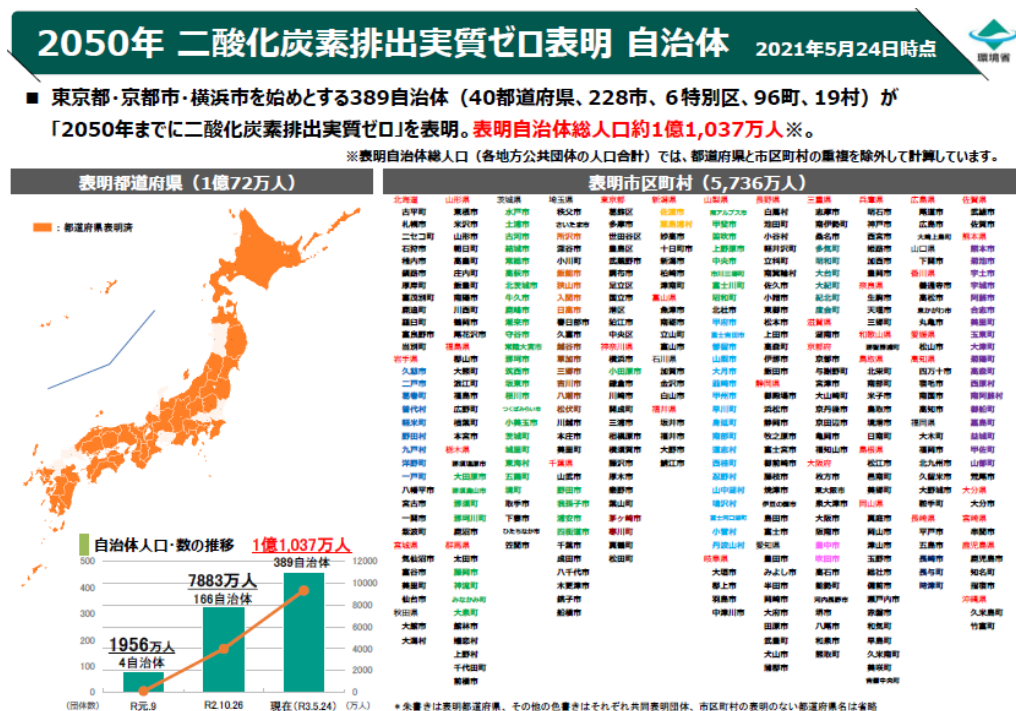


図 1.13 表明した地方公共団体の一覧（2021（令和 3）年 5 月 24 日時点）

(5) 水素・燃料電池戦略ロードマップ（2019（平成 31）年 3 月策定）

国は 2014（平成 26）年に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定し 2016（平成 28）年に改訂を行ったが、水素基本戦略（2017（平成 29）年 12 月）、第 5 次エネルギー基本計画（2018（平成 30）年 7 月）及び Tokyo Statement（東京宣言）（2016（平成 28）年 10 月）が策定、発表されたことを踏まえ、2019（平成 31）年 3 月に大幅改訂した。

大幅改訂にあたって、水素社会実現に向けた産学官のアクションプランが公表され、目指すべきターゲットを新たに設定（基盤技術のスペック・コスト内訳の目標）、達成に向けて必要な取組を規定している点が特徴である。

水素・燃料電池戦略ロードマップ～水素社会実現に向けた産学官のアクションプラン～（全体）

- 基本戦略等で掲げた目標を確実に実現するため、

- ① 目指すべきターゲットを新たに設定（基盤技術のスペック・コスト内訳の目標）、達成に向けて必要な取組を規定
- ② 有識者による評価WGを設置し、分野ごとのフォローアップを実施

基本戦略での目標		目指すべきターゲットの設定		ターゲット達成に向けた取組	
利用	モビリティ	FCV 20万台@2025 80万台@2030	2025年	● FCVとHVの価格差（300万円→70万円） ● FCV主要システムのコスト（燃料電池 約2万円/kW→0.5万円/kW） （水素貯蔵 約70万円→30万円）	● 徹底的な規制改革と技術開発
		ST 320か所@2025 900か所@2030	2025年	● 整備・運営費（整備費 3.5億円→2億円） （運営費 3.4千万円→1.5千万円） ● ST構成機器のコスト（圧縮機 0.9億円→0.5億円） （蓄圧器 0.5億円→0.1億円）	● 全国的なSTネットワーク、土日営業の拡大 ● ガリスタド/ノボコ併設STの拡大
		バス 1200台@2030	2030年代前半	● FCバス車両価格（1億500万円→5250万円） ※トラック、船舶、鉄道分野での水素利用拡大に向け、指針策定や技術開発等を進める	● バス対応STの拡大
	発電	商用化@2030	2020年	● 水素専焼発電での発電効率（26%→27%） ※1MW級ガスタービン	● 高効率な燃焼器等の開発
供給	FC	グリッドバリエーションの早期実現	2025年	● 業務・産業用燃料電池のグリッドバリエーションの実現	● セルスタックの技術開発
	化石+CCS	水素コスト 30円/Nm3@2030 20円/Nm3@将来	2030年代前半	● 製造：褐炭ガス化による製造コスト（数百円/Nm3→120円/Nm3） ● 貯蔵・輸送：液化水素タンクの規模（数千m3→5万m3） 水素液化効率（13.6kWh/kg→6kWh/kg）	● 褐炭ガス化炉の大型化・高効率化 ● 液化水素タンクの断熱性向上・大型化
供給	再生水素	水電解システムコスト 5万円/kW@将来	2030年	● 水電解装置のコスト（20万円/kW→5万円/kW） ● 水電解効率（5kWh/Nm3→4.3kWh/Nm3）	● 浪江実証成果を活かした広域実証 ● 水電解装置の高効率化・耐久性向上 ● 地域資源を活用した水素サプライチェーン構築

出典：水素・燃料電池戦略ロードマップ改訂版（経済産業省）

図 1.14 水素社会実現に向けた産学官のアクションプラン

(6) 気候変動適応計画（2018（平成 30）年 11 月策定）

気候変動適応法第 7 条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された。

気候変動の影響による被害を防止・軽減する等のため、各主体の基本的役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、7 つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組が網羅的に示されている。



出典：気候変動適応計画について（環境省）

図 1.15 気候変動適応計画の概要

(7) IPCC1.5℃特別報告書

これまでパリ協定の目標は、2℃上昇を食い止めることを軸とし、1.5℃は二次的な努力目標とみなされてきたが、今回の報告書は両者の間で気候変動の影響についての劇的な違いがあることを強調しており、1.5℃未満にとどめないと、地球と人類は温暖化の破局の道を食い止められない可能性が高いと警告している。

気温上昇を 1.5℃に抑えて安定させるために、2030（令和 12）年までに世界全体の年間の CO₂排出量を 2010（平成 22）年比で約 45%削減し、2050（令和 32）年前後には、CO₂排出量は実質ゼロにしなければならないと警告している。

パリ協定における各国の削減目標を達成しても、1.5℃上昇に抑制することはできず、2030（令和 12）年よりも前倒しで CO₂排出量を減少させることによってのみ実現できると強調されている。

C1. オーバーシュートしないまたは限られたオーバーシュートを伴って地球温暖化を 1.5℃に抑えるモデルの（排出）経路においては、世界全体的人為的な CO₂ の正味排出量が、2030 年までに、2010 年水準から約 45%（四分位間 40-60%）減少し、2050 年前後に（四分位間 2045-2055 年）正味ゼロに達すると予測される。地球温暖化を 2℃より低く抑えるためには（図表 1.1）、ほとんどの排出経路において、CO₂ 排出量は 2030 年までに約 20%（四分位間 10-30%）削減され、2075 年前後に（四分位間 2065-2080 年）正味ゼロに達すると予測される。地球温暖化を 1.5℃より低く抑える排出経路においては、非 CO₂（温室効果ガス）排出量は、2℃より低い温暖化に抑える排出経路と同様の、大幅な削減がみられる。（確信度が高い）

C2. オーバーシュートしないまたは限られたオーバーシュートを伴って地球温暖化を 1.5℃に抑えるモデルの（排出）経路においては、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）、及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行が必要となるであろう（確信度が高い）。これらのシステム移行は、規模の面では前例がないが、速度の面では必ずしも前例がないわけではない。それは、全てのセクターにおける大幅な排出削減及び広範な緩和オプションのポートフォリオ、並びにこれらのオプションに対する投資の大幅なスケールアップを意味する（確信度が中程度）。

D1. パリ協定の下で提出された、国別に宣言する、現在の緩和（GHG 削減）の野心の成果としての世界の排出量は、2030 年に 52-58 GtCO₂eq/年になると見積もられる（確信度が中程度）。これらの野心を反映した排出経路は、たとえ 2030 年以降の排出削減の規模と野心の挑戦的な引き上げによって補完されたとしても、地球温暖化を 1.5℃に抑制することはないであろう（確信度が高い）。オーバーシュート、及び将来の大規模な二酸化炭素除去(CDR) の導入への依存の回避は、2030 年よりも十分前に、世界全体の CO₂ 排出量が減少し始めることによってのみ実現できる（確信度が高い）。

出典：1.5℃特別報告書 政策決定者向け要約（SPM）の概要（環境省）

図 1.16 予想される気候変動と対策の必要性

(8) 第五次エネルギー基本計画（2018（平成 30）年 7 月策定）

2018（平成 30）年 7 月に、「第 5 次エネルギー基本計画」が閣議決定され、エネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性が示された。

2030（令和 12）年度における省エネルギー（0.5 億 kL 程度の削減）、ゼロエミッション電源比率（44%程度）、エネルギー起源 CO₂ 排出量（9.3 億 t-CO₂ 程度）、電力コスト（9.2～9.5 兆円）、エネルギー自給率（24%）の目標がそれぞれ示されている。

また「徹底した省エネルギー社会の実現」、「再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組」、「水素社会実現に向けた取組の抜本強化」等の施策が示されている。

そして「建築物については、2020（令和 2）年までに新築公共建築物等で、2030（令和 12）年までに新築建築物の平均で ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を実現することを目指す」、また、「住宅については、2020（令和 2）年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030（令和 12）年までに新築住宅の平均で ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現を目指す」とする政策目標が引き続き設定されている。

●2030年ミックス実現は道半ば

①省エネルギー

2030年度に0.5億kI程度削減を見込み、
2016年度時点の削減量は880万kI程度

②ゼロエミッション電源比率

2030年度に44%程度を見込み、
2016年度は16%(再エネ15%,原子力2%)

③エネルギー起源CO2排出量

2030年度に9.3億トン程度を見込み、
2016年度時点で11.3億トン程度

④電力コスト

2030年度に9.2～9.5兆円を見込み、
2016年度時点で6.2兆円程度

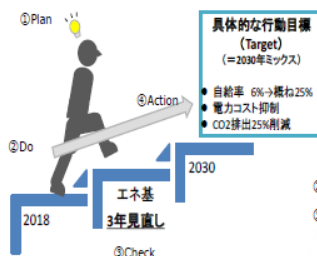
⑤エネルギー自給率

2030年度に24%を見込み、
2016年度時点で8%程度

●2030年に向けた考え方

- 相応の柔軟性をもって
予見可能な未来
(予見性・現実的)
- インフラ・システム両手
✓ 既存の人材
✓ 既存の設備
✓ 既存のインフラ

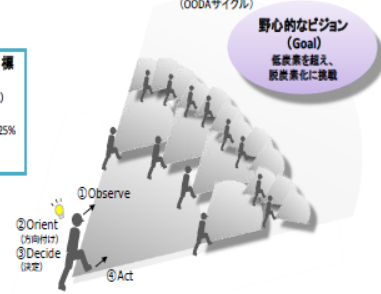
実現重視の直線的取組
(PDCAサイクル)



●2050年に向けた考え方

- 不確実であり、それゆえ可
能性もある未来
(不確実性・野心的)
(VUCA: Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity)
- インフラ・システム可変
✓ 人材育成
✓ 技術革新
✓ インフラ更新

多様な選択肢による
複線シナリオ
(OODAサイクル)



出典：第5次エネルギー基本計画の構成（経済産業省）

図 1.17 エネルギー基本計画における目標・シナリオ設定

1. 資源確保の推進：化石燃料・鉱物資源の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立等
2. 徹底した省エネルギー社会の実現：省エネ法に基づく措置と支援策の一体的な実施
3. 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組：低コスト化、系統制約克服、調整力確保等
4. 原子力政策の再構築：福島復興・再生、不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立等
5. 化石燃料の効率的・安定的な利用：高効率な火力発電の有効活用の促進等
6. 水素社会実現に向けた取組の抜本強化：水素基本戦略等に基づく実行
7. エネルギーシステム改革の推進：競争促進、公益的課題への対応・両立のための市場環境整備等
8. 国内エネルギー供給網の強靱化：地震・雪害などの災害リスク等への対応強化等
9. 二次エネルギー構造の改善：コージェネの推進、蓄電池の活用、次世代自動車の普及等
10. エネルギー産業政策の展開：競争力強化・国際展開、分散型・地産地消型システム推進等
11. 国際協力の展開：米国・ロシア・アジア等との連携強化、世界全体のCO2大幅削減に貢献等

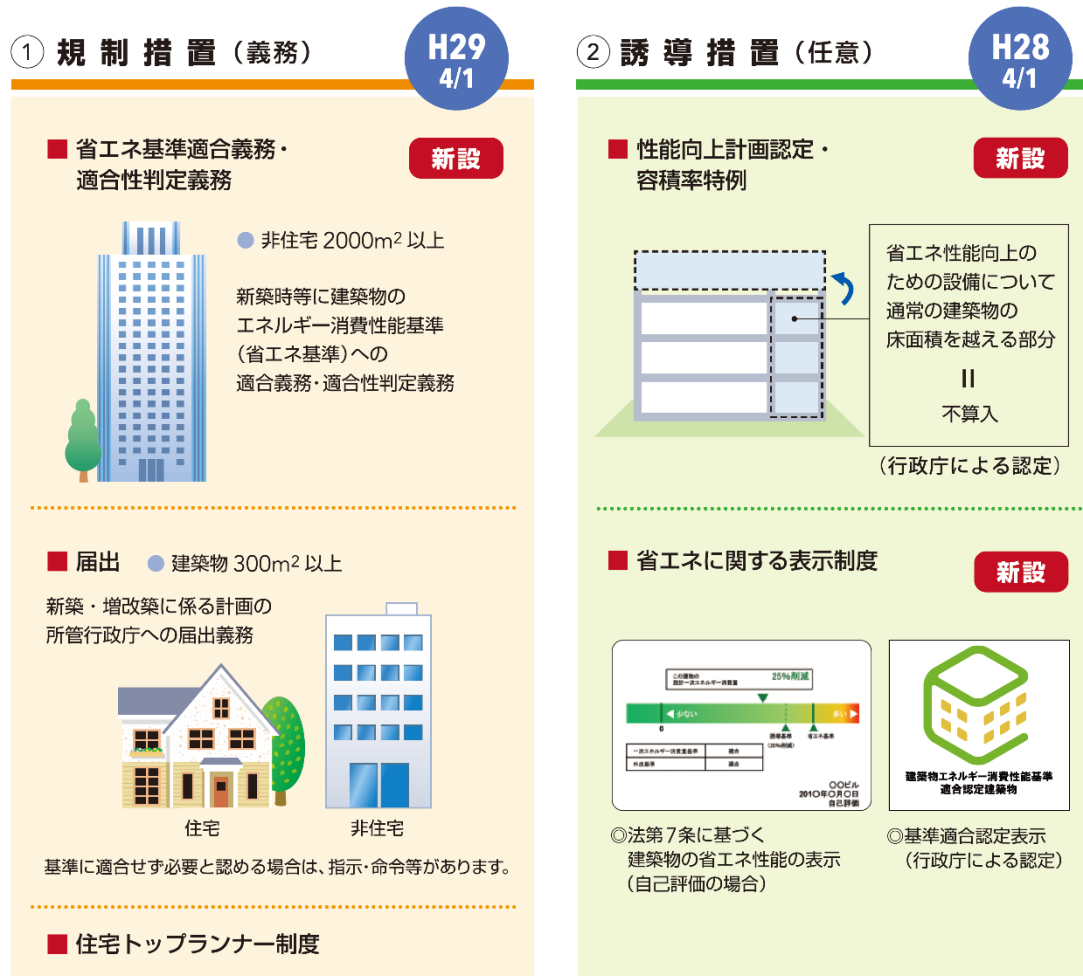
出典：第5次エネルギー基本計画の構成（経済産業省）

図 1.18 エネルギー基本計画における2030（令和12）年に向けた政策対応

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（2017（平成 29）年 4 月全部施行）

建築物部門のエネルギー消費量が著しく増加していることから、建築物の省エネ性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が 2015（平成 27）年 7 月に公布され、2017（平成 29）年 4 月から段階的な施行が開始された。

大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置と、②省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置を一体的に講じるものとなっている。



出典：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の概要（国土交通省）

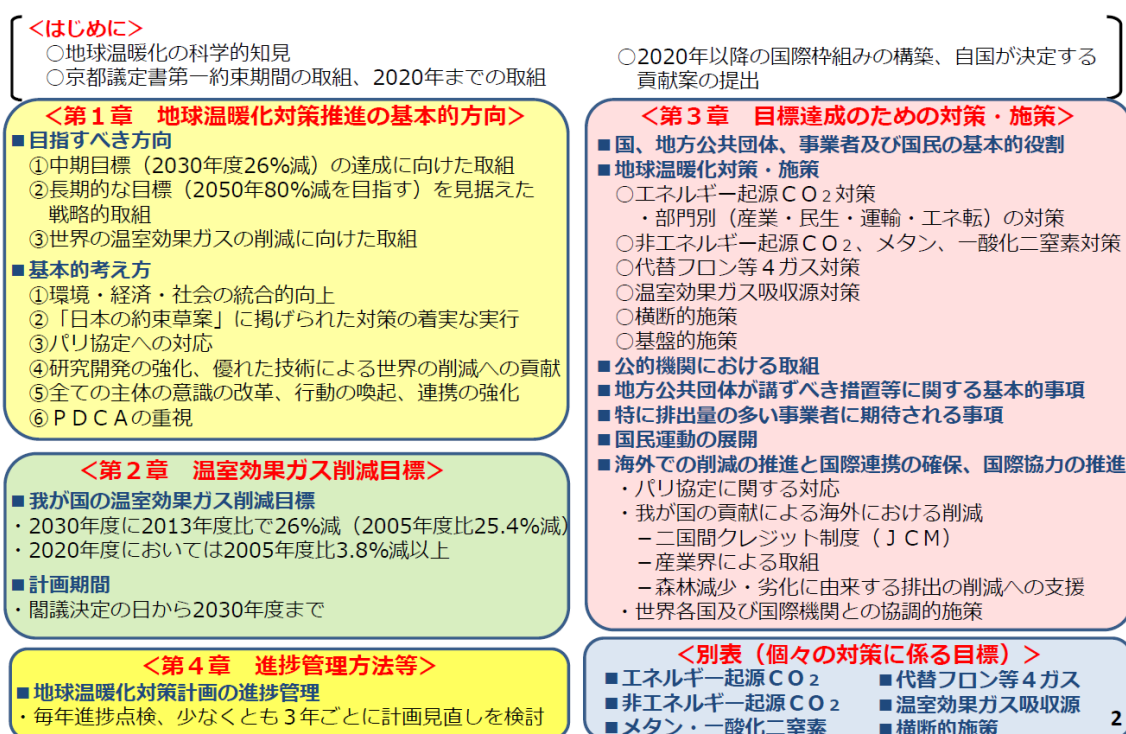
図 1.19 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の概要

(10) 地球温暖化対策計画（2016（平成 28）年 5 月策定）

2015（平成 27）年に開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）に向けて提出された「日本の約束草案」を踏まえ、2016（平成 28）年 5 月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030（令和 12）年度に向けたわが国の温室効果ガス排出削減目標が「2013（平成 25）年度比で 26%削減」と定められた。

また、革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減長期的目標として、2050（令和 32）年までに 80%の排出削減も示されている。

関係審議会等による定期的な評価・検討も踏まえつつ、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標達成状況、関連指標、個別の対策・施策の進捗状況等の点検を毎年厳格に行い、少なくとも 3 年ごとに温室効果ガスの排出及び吸収量の状況等を勘案して本計画に定められた目標及び施策について検討を加えることが示された。



出典：地球温暖化対策計画の概要（環境省）

図 1.20 地球温暖化対策計画の全体構成

表 1.11 「地球温暖化対策計画」のエネルギー起源 CO₂ の各部門の排出量の目安

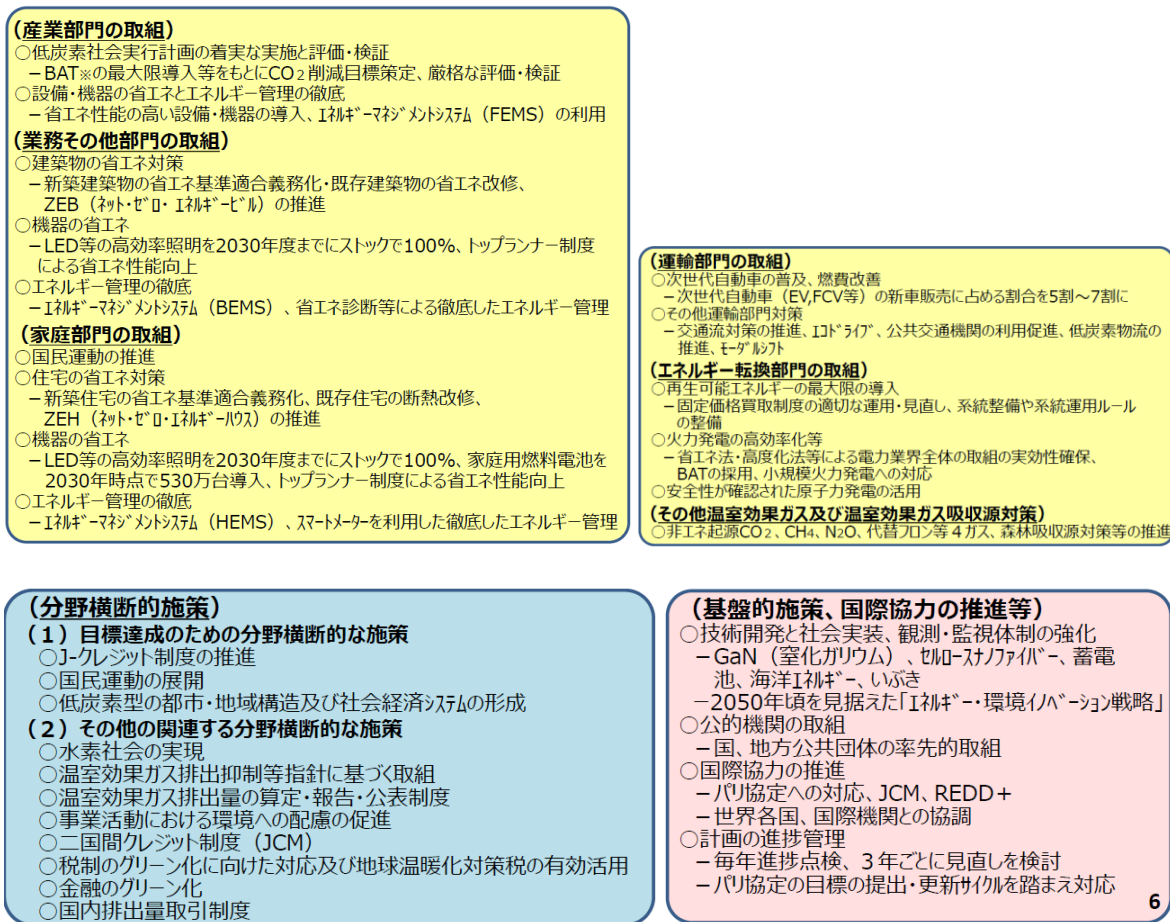
	2005 年度 実績	2013 年度 実績	2030 年度の 排出量の目安
エネルギー起源 CO ₂	1,219	1,235	927
産業部門	457	429	401
業務その他部門	239	279	168
家庭部門	180	201	122
運輸部門	240	225	163
エネルギー転換部門	104	101	73

出典：地球温暖化対策計画（環境省）より作成

表 1.12 対策・施策例

区分	対策・施策例
エネルギー起源二酸化炭素	・省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（業種横断） ・建築物の省エネ化 ・高効率な省エネルギー機器の普及 ・エネルギーの面的利用の拡大 ・廃棄物処理における取組 ・住宅の省エネ化 ・次世代自動車の普及、燃費改善 ・再生可能エネルギーの最大限の導入
非エネルギー起源二酸化炭素	・バイオマスプラスチック類の普及 ・廃棄物焼却量の削減
メタン・一酸化二窒素	・廃棄物最終処分量の削減 ・下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等
代替フロン等 4 ガス	・業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進
温室効果ガス吸収源	・森林吸収源対策 ・都市緑化等の推進
横断的施策	・J-クレジット制度の推進 ・国民運動の推進
基盤的施策	・地球温暖化対策技術開発と社会実装 ・気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化

出典：地球温暖化対策計画（環境省）



出典：地球温暖化対策計画の概要（環境省）

図 1.21 地球温暖化対策計画における主要な対策・施策

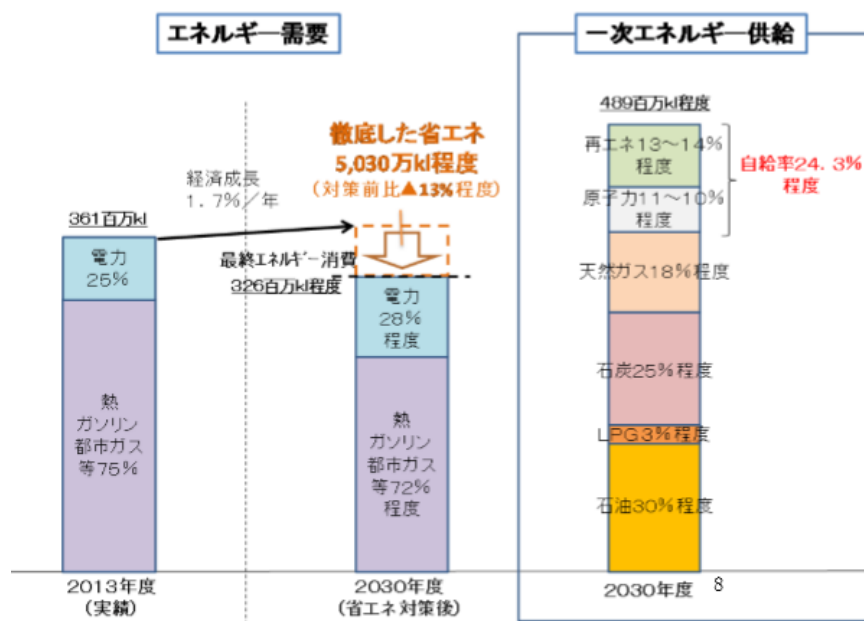
(11) 長期エネルギー供給見通し（2017（平成 29）年 7 月策定）

長期エネルギー需給見通しは、エネルギー基本計画を踏まえ、こうしたエネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すものである。したがって、マクロの経済指標や産業動向等を踏まえた需要想定を前提にした見通しであるとともに、対策や技術等裏付けとなる施策の積み上げに基づいた実行可能なものであることが求められる。なお、今般の長期エネルギー需給見通しは、エネルギー基本計画を踏まえ、中長期的な視点から、2030（令和 12）年度のエネルギー需給構造の見通しを策定する。

長期エネルギー需給見通し策定の基本方針は、安全性（Safety）、安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）とする。

上記の基本方針を踏まえた 2030（令和 12）年度のエネルギーの需給構造の見通しは以下のとおりである。

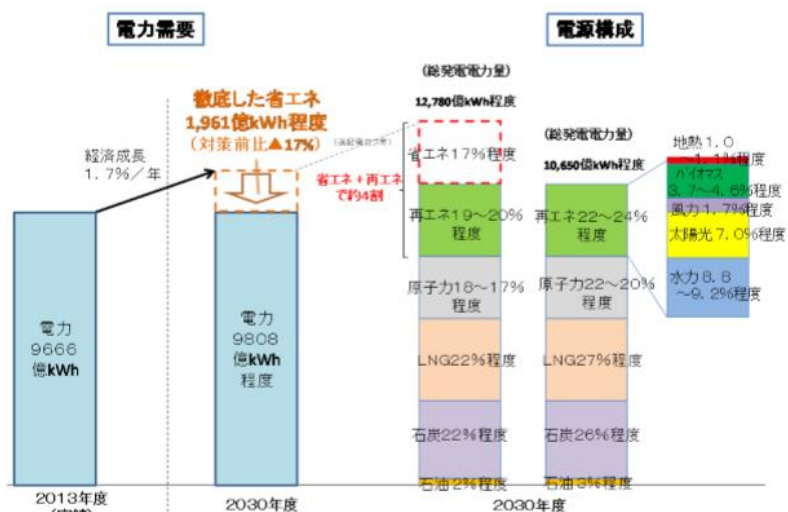
2030（令和 12）年度の一次エネルギー供給構造は以下のとおりとなる。これによって、東日本大震災後大きく低下した我が国のエネルギー自給率は 24.3%程度に改善する。また、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、2013（平成 25）年度総排出量比 21.9%減となる。



出典：経済産業省

図 1.22 2030（令和 12）年度のエネルギーの需給構造の見通し

また、2030（令和 12）年度の電源構成については、2030（令和 12）年度の電力の需給構造は以下のとおりとなる。これによって、東日本大震災前に約 3 割を占めていた原発依存度は、20%～22%程度へと大きく低減する。また、水力・石炭火力・原子力等によるベースロード電源比率は 56%程度となる。



出典：経済産業省

図 1.23 2030（令和 12）年度の電力の需給構造

オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制のため、2001（平成 13）年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定され、2006（平成 18）年の法改正を経て、業務用冷凍空調機器等からのフロン類の回収が実施されてきた。

その後、フロン排出抑制法が改正され、2020（令和 2）年 4 月 1 日に改正フロン排出抑制法が施行されました。2020（令和 2）年度 4 月より、機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みになりました。具体的には、機器廃棄の際のユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入や廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付の義務付け、建物解体時の機器廃棄の際の解体工事発注者に解体業者等による機器の有無の確認記録の保存の義務付け等があげられる。



図 1.24 フロン排出抑制法の全体像

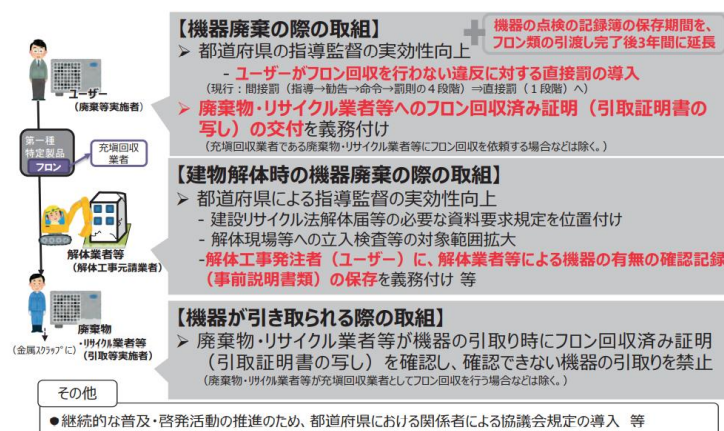


図 1.25 2019（令和元）年フロン排出抑制法改正等の概要

(13) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）

（2021（令和3）年6月成立）

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。

このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

これらの背景を受けて、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針が策定された。

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

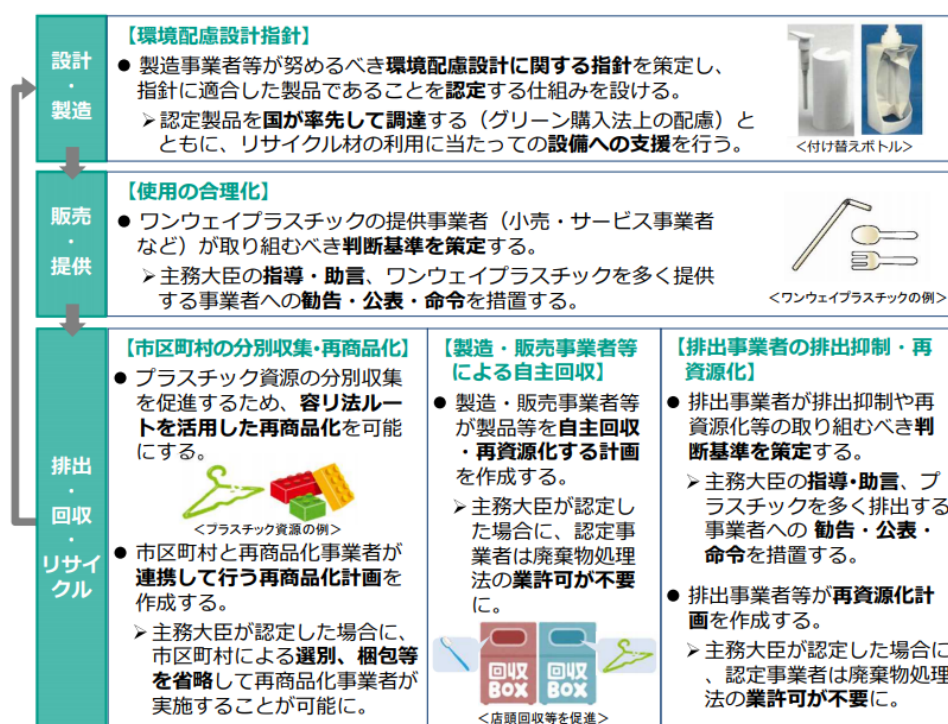


図 1.26 個別の措置事項

(14) プラスチック資源循環戦略（2019（令和元）年5月策定）

地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応は、SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）でも求められているところであり、世界全体の取組として、プラスチック廃棄物のリデュース、リユース、徹底回収、リサイクル、熱回収、適正処理等を行うためのプラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を、実効的に進めることが必要である。

本戦略の展開を通じて、国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、日本モデルとして我が国の技術・イノベーション、環境インフラを世界全体に広げ、地球規模の資源・廃棄物制約と海洋プラスチック問題解決に貢献し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出など、新たな成長の源泉としていく。

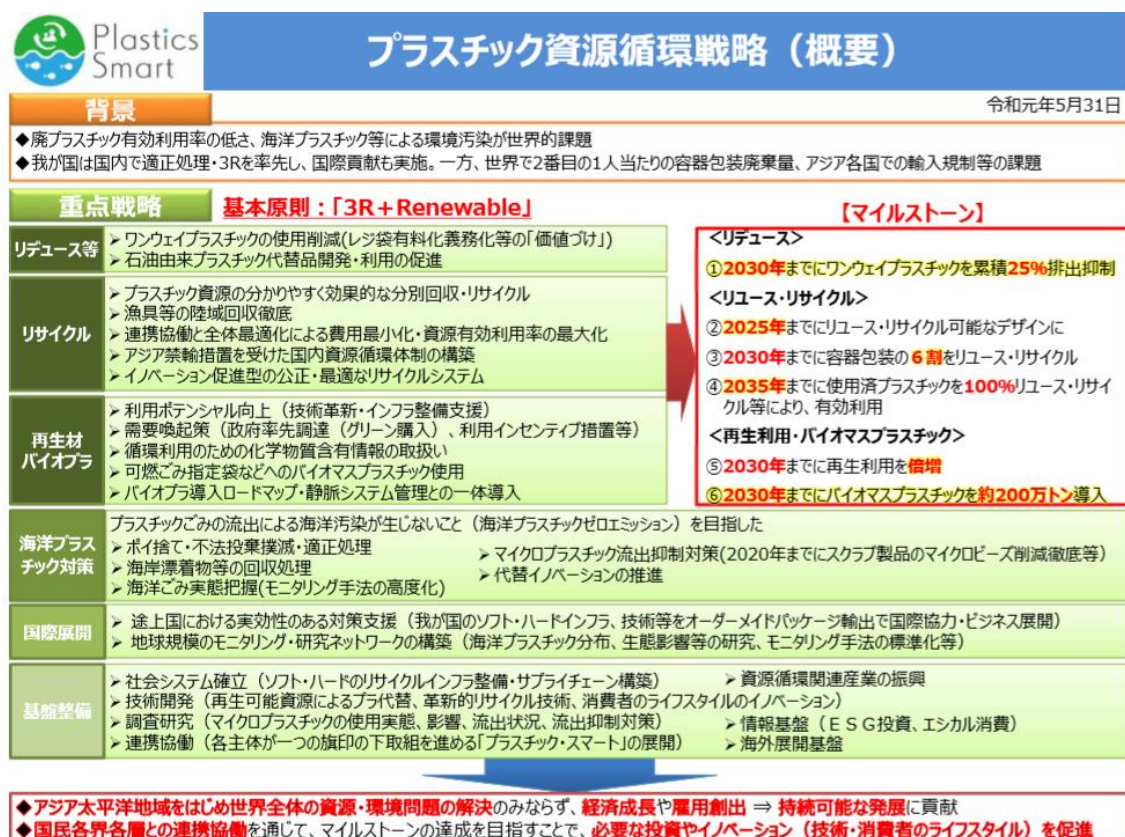
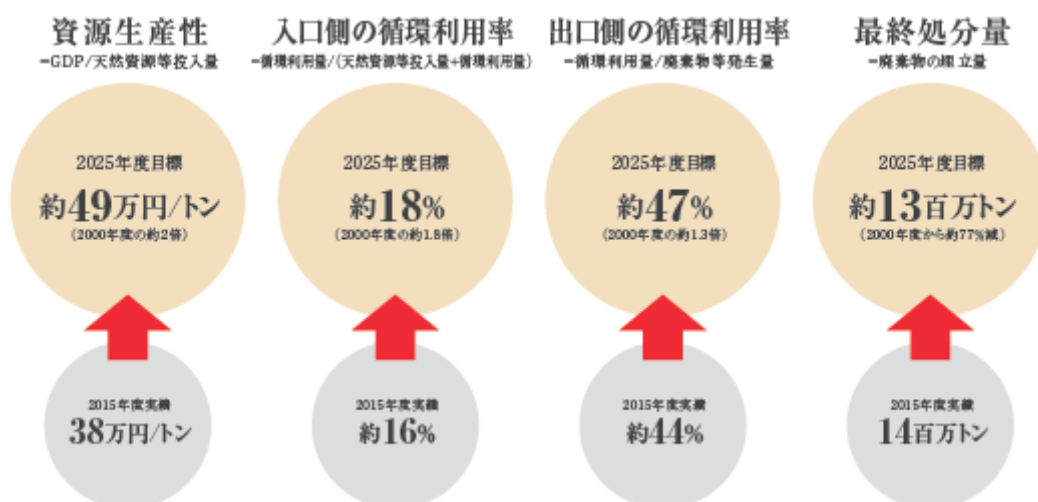


図 1.27 プラスチック資源循環戦略の概要

(15) 第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成 30）年 6 月策定）

2018（平成 30）年 6 月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、資源生産性、循環利用率（入口側・出口側）、最終処分量のさらなる向上が目標として掲げられた。

そのための取組として、「地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進」、「シェアリング等の 2R ビジネスの促進、評価」、「廃棄物エネルギーの徹底活用」等が挙げられている。



出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（環境省）

図 1.28 第四次循環型社会形成推進基本計画における目標

○ 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進

○ シェアリング等の 2 R ビジネスの促進、評価

○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動

○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制

○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用

○ 廃棄物エネルギーの徹底活用

○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策

○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進

○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

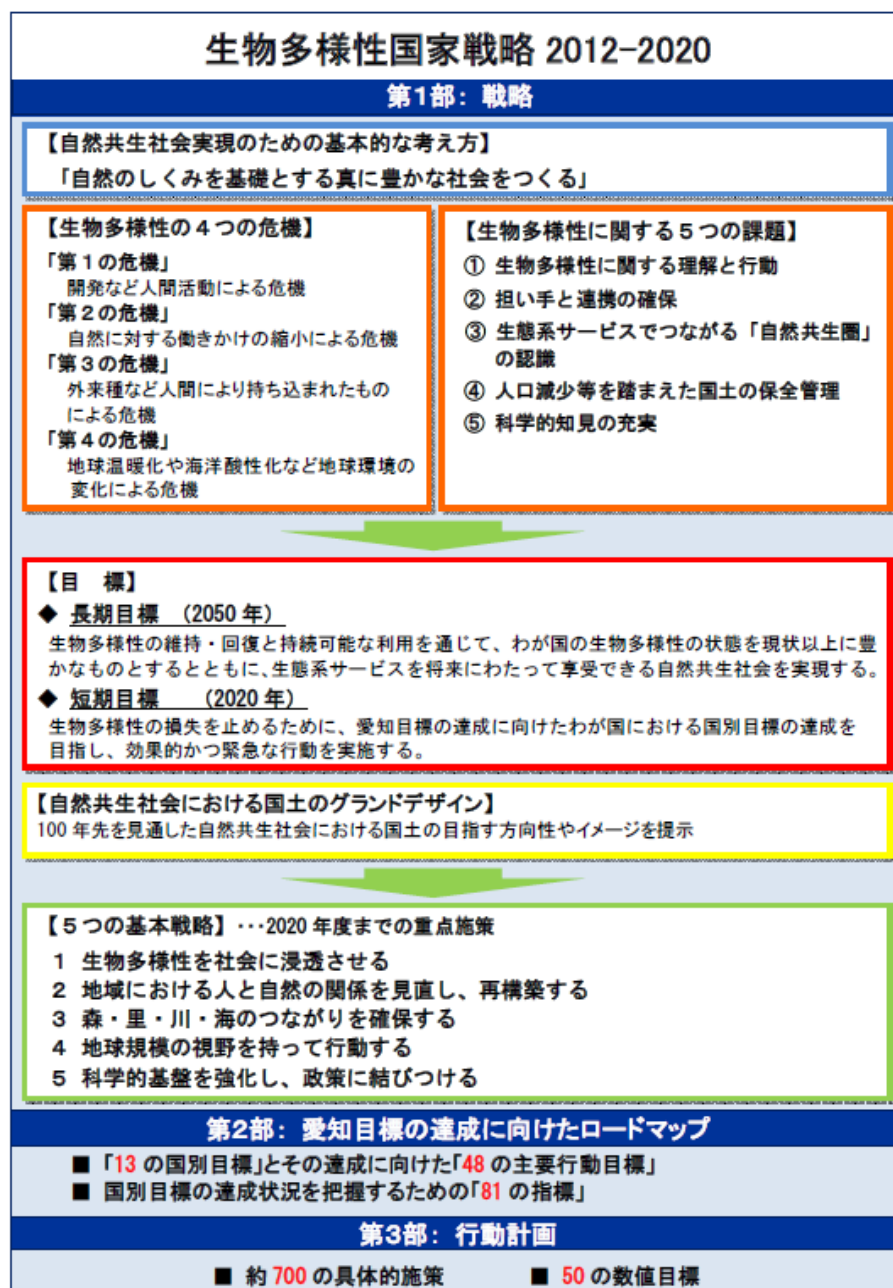


出典：第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（環境省）

図 1.29 第四次循環型社会形成推進基本計画における取組

(16) 生物多様性国家戦略 2012-2020（2012（平成 24）年 9 月策定）

「生物多様性国家戦略 2012-2020」は、2010（平成 22）年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）を受け、我が国の生物多様性に関する目標や戦略を示すものとして、2012（平成 24）年 9 月に閣議決定された。愛知目標の達成に向けた 13 の国別目標と 48 の主要行動目標等を定めるとともに、2020（令和 2）年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」が設定された。



出典：生物多様性国家戦略 2012-2020（環境省）

図 1.30 生物多様性国家戦略 2012-2020 におけるポイント

1.1.3.東京都の動向

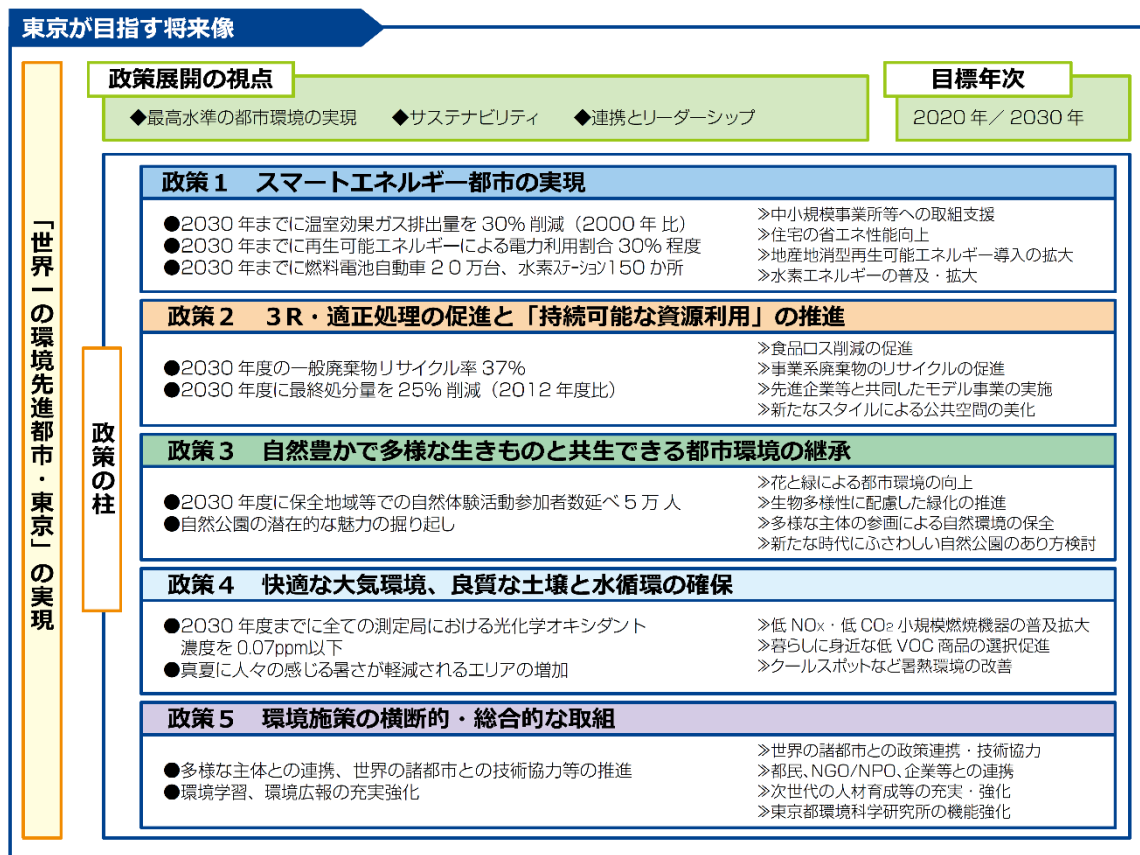
(1) 東京都環境基本計画（2016（平成 28）年 3 月策定）

東京都は 2008（平成 20）年 3 月に策定した環境基本計画以降の環境課題に対応するため、2016（平成 28）年 3 月に新たな「東京都環境基本計画」を策定した。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした持続可能な都市の実現とその実現に向けて社会全体の参画を促し、連携・協働して取り組む気運を醸成し、レガシーとしての継承などの方向性を提示している。

温室効果ガス排出削減目標については、2030（令和 12）年までに温室効果ガス排出量を 2000（平成 12）比で 30%削減するという目標を定めた。

この計画は、目標の達成状況、施策の進捗状況等を定期的に把握・検証し、適切に進行管理を行い、国内外の社会経済情勢の変化や技術革新等も考慮して柔軟に対応するよう必要な見直しを行い、環境施策を展開することが示された。



出典：東京都環境基本計画（概要版）（東京都）

図 1.31 東京都環境基本計画の概要

① 《スマートエネルギー都市の実現》
省エネルギーの推進・再生可能エネルギー導入の取組や水素エネルギーの活用により、低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市を実現する。
② 《3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進》
廃棄物の3R・適正処理を促進させて、サプライチェーン全体を視野に入れた「持続可能な資源利用」を推進する。
③ 《自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承》
自然環境の保全・緑の創出により、自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境を実現し、次世代に継承する。
④ 《快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保》
快適な大気環境、良質な土壌と水循環を確保し、都民や東京を訪れる人々に提供する。
⑤ 《環境施策の横断的・総合的な取組》
国内外の都市との連携・交流・協力を進めるほか、区市町村や都民、企業、NGO／NPOなどと協働して環境政策を横断的・総合的に進める。

出典：東京都環境基本計画（東京都）

図 1.32 東京都環境基本計画における新たな政策の柱

表 1.13 施策体系（その1）

施策	目標	施策の方向性
1 省エネルギー対策、エネルギーマネジメント等の推進	●2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減 - 産業・業務部門：20%程度削減（業務部門20%程度削減） - 家庭部門：20%程度削減 - 運輸部門：60%程度削減 ●2030年までに、東京のエネルギー消費量を2000年比で38%削減 - 産業・業務部門：30%程度削減（業務部門20%程度削減） - 家庭部門：20%程度削減 - 運輸部門：60%程度削減 ●2030年における市内の次世代自動車等の普及割合を乗用車で8割以上、貨物車で1割以上に高める。 ●市内の業務用コージェネレーションシステムの導入量2024年までに60万kW、2030年までに70万kW ●代替フロン（HFCs）の排出量2020年度までに2014年度を1割以下、2030年度までに2014年度比35%削減	大規模・中規模事業所における対策（産業・業務部門対策） ➢大規模事業所に対するキャップ&トレード制度の着実な運用 ➢中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度の運用 ➢環境性能評価の普及促進 家庭部門への対策 ➢省エネ・節電行動の推進 ➢創エネ・エネルギーマネジメントの推進 ➢住宅の省エネ性能の向上 運輸部門への対策 ➢自動車環境性能対策 ➢自動車環境管理計画書制度の推進 ➢貨物輸送評価制度の運用 ➢エコドライブの推進 地域環境交通施策の推進 ➢交通ネットワークの整備 ➢自転車利用の促進 ➢効率的な物流対策の推進 都市づくりにおける低炭素化 ➢建築物における環境配慮の推進 ➢まちづくりと一体となったエネルギーマネジメントの推進 ➢地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の活用 ➢東京2020大会における対策推進 都市施設における率先行動 ➢スマートエネルギー都市行動計画に基づく取組推進等 その他温室効果ガス対策（フロン類対策の推進） ➢フロン類の適正管理の徹底 ➢ノンフロン・低GWP機器の導入促進 気候変動適応策の推進 ➢最新の知見や国の動向等も踏まえ、計画的な対策を推進
	●市内の再生可能エネルギーによる電力利用割合2024年までに20%程度、2030年までに30%程度 ●市内の太陽光発電設備導入量2024年までに100万kW、2030年までに130万kW ●2020年までに、都府県内への太陽光発電の導入量を2万2千kWに高める。 ●再生可能エネルギーの有効性に関する普及啓発を回り、市内での導入を進める。	東京の特性を踏まえた導入拡大を推進 ➢太陽エネルギーの利用拡大 ➢都市型の再生可能エネルギー等の利用促進 ➢地産地消型の再生可能エネルギーの導入拡大 ➢多摩・島しょ地域における導入拡大 多面的なアプローチによる広域での導入拡大 ➢官民連携ファンドの活用 ➢エネルギー供給事業者対策 ➢需要家による再生エネルギー選択の仕組みづくり
	●燃料電池自動車の普及台数2020年までに6,000台、2025年までに10万台 ●燃料電池バス普及台数2020年までに20万台 ●燃料電池トラック普及台数2020年までに100台以上 ●水素ステーション整備箇所数2020年までに35か所、2025年までに80か所 ●2030年までに150か所 ●家庭用燃料電池普及台数2020年までに15万台、2030年までに100万台	安定した燃料供給に向けた水素需要創出 ➢水素ステーションの整備 ➢燃料電池自動車・バス等の普及 ➢家庭用燃料電池や業務・産業用燃料電池の普及 ➢CO₂フリー水素の活用促進 ➢水素エネルギーになじみのない一般市民を広く対象とした普及啓発 ➢国への提案要求 ➢東京2020大会を契機とした水素利活用
2 持続可能な資源利用の推進	●食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める。 ●一般廃棄物のリサイクル率2020年度：27%、2030年度：37% ●低炭素・自然共生・循環型の建築資材、物品等の選択を促進し、「持続可能な調達」を市内の事業活動や市民の消費活動に広く定着させる。 ●市内廃棄物の最終処分量（2012年度比）2020年度：14%削減、2030年度：25%削減	資源ロスの削減の促進 ➢食品ロス削減の促進 ➢レジ袋の削減等使い捨て型ライフスタイルの見直し エコマテリアルの利用の促進 ➢木材の持続可能な利用 ➢再生資材の利用促進 ➢持続可能な調達の推進 廃棄物の循環利用の更なる促進 ➢事業系廃棄物のリサイクルの促進 ➢埋立処分量削減に向けた取組 ➢区市町村への支援 先進的な事業者等と連携した「持続可能な資源利用」の推進 ➢モデル事業の実施やその成果の発信等
	●環境負荷の少ない優れた取組や循環利用の高度化に取り組む処理業者が市場で正当に評価され、優位に立つことができる環境を構築する。 ●廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理の徹底を図る。	循環ビジネスの発展 ➢第三者評価制度の普及促進 ➢スーパーエコタウン事業者との連携 廃棄物の適正処理とマナー向上 ➢PCB含有機器の使用及び保管の届出徹底、中小事業者への支援 ➢水銀含有廃棄物の分別排出、適正処理の促進 ➢廃石綿等及び石棉含有産業廃棄物の適正処理 ➢在宅医療廃棄物適正処理の推進 ➢海ごみ発生抑制等の推進 ➢新たなスタイルによる公共空間の変化 不法投棄等の不適正処理防止に向けた対策の実施 ➢廃棄物等の不適正処理、違法輸出入の未然防止 ➢解体工事での現場指導の徹底 ➢近隣自治体との広域連携 ➢違反行為及び欠格要件該当者に対する行政処分等の厳正な執行
	●首都圏地下地震等の発生に備え、2020年までに、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する。	災害廃棄物処理に係る計画の策定 ➢区市町村の災害廃棄物処理計画策定等への支援 ➢国や関係団体と連携して、広域処理体制の確保等を検討

出典：東京都環境基本計画（概要版）（東京都）

表 1.14 施策体系（その2）

施策	目標	施策の方向性
政策3 自然環境が支える都市空間の形成	1 生物多様性の保全・緑の創出	●公園整備や民有地における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出する。 ●生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生態空間を拡大する。 ●都市空間に多様な森林の針広混交林化を進め、動植物の生態・生育空間の復活を図る。 ●保全地域において希少種対策を強化する。（2024年度に全地域） ●野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る。
	2 生物多様性の保全を支える環境整備と視野の拡大	●保全地域等での自然体験活動参加者数 2024年度：延べ3万人 2030年度：延べ5万人 ●自然公園の潜在的な魅力を掘り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する。 ●世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を将来にわたって守り継ぐ。 ●環境学習や体験学習の機会を提供し、生物多様性の重要性を普及・啓発する。
	3 大気環境等の更なる向上	●2024年度までに、PM2.5の環境基準達成率を100%に向上 ●2020年度までに、光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロ ●2030年度までに、全ての都区内における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下（年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均） ●建設現場から発生する騒音の低減に向けた効果的な対策を推進する。
	4 化学物質による環境リスクの低減	●化学物質の環境への排出量を更に低減する。 ●環境面・経済面・社会面にも配慮した土壌汚染対策を推進する。
政策4 都市空間の形成と自然環境の調和	1 大気環境等の更なる向上	●2020年度までに、海域のCODの環境基準を100%達成し、河川のBODの環境基準100%達成を継続する。 ●地下水の保全と適正利用のバランスのとれた管理策を構築する。 ●国民に人々の感じる暑さが軽減されるエリアが拡大している。
	2 化学物質による環境リスクの低減	●2020年度までに、PM2.5の環境基準達成率を100%に向上 ●2020年度までに、光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロ ●2030年度までに、全ての都区内における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下（年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均） ●建設現場から発生する騒音の低減に向けた効果的な対策を推進する。
	3 水環境・熱環境の向上	●2020年度までに、PM2.5の環境基準達成率を100%に向上 ●2020年度までに、光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロ ●2030年度までに、全ての都区内における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下（年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均） ●建設現場から発生する騒音の低減に向けた効果的な対策を推進する。
	4 化学物質による環境リスクの低減	●化学物質の環境への排出量を更に低減する。 ●環境面・経済面・社会面にも配慮した土壌汚染対策を推進する。
政策5 都市空間の形成と自然環境の調和	1 多様な主体との連携	●区市町村やNGO/NPOなど多様な主体との連携による取組を推進する。 ●九都府県や大都会圏等と協働して取組の施策を拡大・発展させる。 ●世界の諸都市との政策情報の交換や技術協力を推進する。
	2 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進	●短期、中長期など多様な手法により環境配慮の具体化・内実化 ●次世代を担う子供たちへの環境教育の充実・強化を行うとともに、市民が環境を育む機会等の積極的な提供を行う。 ●市民・事業者・環境政策が浸透し環境配慮行動が実践されるよう、環境広報を充実・強化する。
	3 実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実	●都と環境公社の連携を強化するとともに、環境公社における人材の確保や体制の整備を進める。 ●東京都環境科学研究所における研究機能を強化し、人材交流などを進め技術力を向上させる。
	4 化学物質による環境リスクの低減	●化学物質の環境への排出量を更に低減する。 ●環境面・経済面・社会面にも配慮した土壌汚染対策を推進する。

出典：東京都環境基本計画（概要版）（東京都）

表 1.15 「東京都環境基本計画」の温室効果ガス排出量の推計結果（単位：百万 t-CO₂）

	2000 年	2013 年 (速報値)	2030 年 (目安)	部門別目標 (2000 年比)
エネルギー起源 CO ₂	57.7	63.8	38.8	
産業・業務部門	25.7	31.3	20.1	20%程度削減
産業部門	6.8	5.1	4.2	
業務部門	18.9	26.2	16.0	(20%程度削減)
家庭部門	14.3	20.8	11.1	20%程度削減
運輸部門	17.6	11.7	7.6	60%程度削減
その他のガス	4.4	6.3	4.9	
温室効果ガス排出量計	62.1	70.1	43.7	

注 1) 2030（令和 12）年の電気の CO₂ 排出係数については、政府の長期エネルギー需給見通し（2015（平成 27）年 7 月）を踏まえた電力業界の自主目標値 0.37kg-CO₂/kWh を採用（都内全電源平均の CO₂ 排出係数は、2000（平成 12）年：0.328、2013（平成 25）年：0.521kg-CO₂/kWh）

注 2) その他ガスは、非エネルギー起源 CO₂・メタン(CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O)・代替フロン等 4 ガス (HFCs・PFCs・SF₆・NF₃)

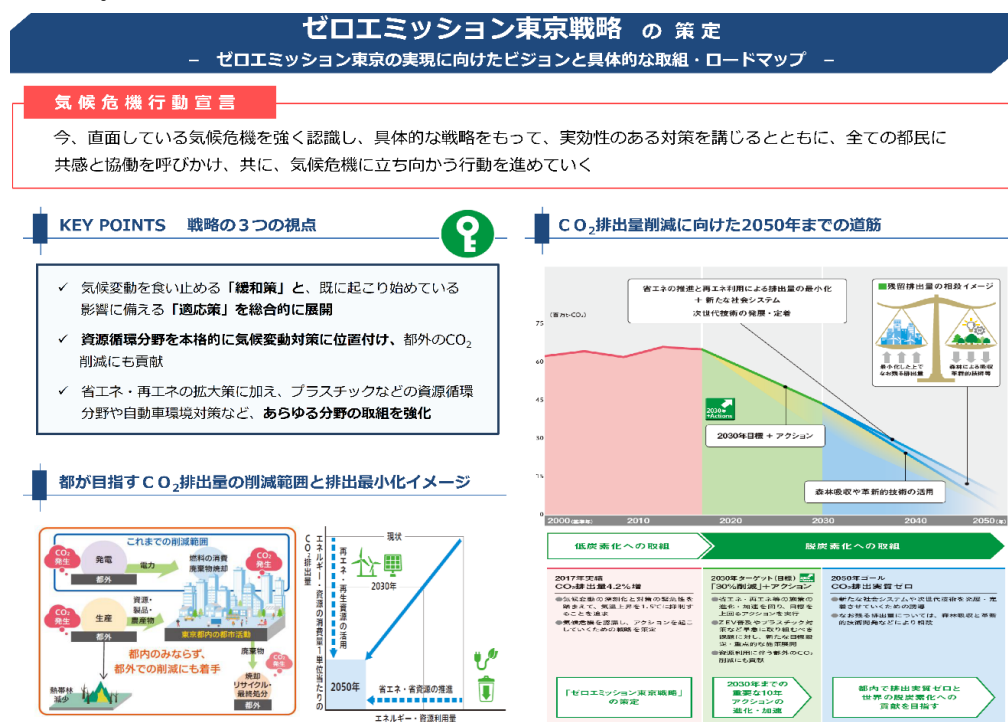
出典：東京都環境基本計画（東京都）より作成

(2) ゼロエミッション東京戦略（2019（令和元）年12月策定）

東京都は、2019（令和元）年 5 月、U20（2017（平成 29）年 12 月、C40 等との連携の下、ブエノスアイレス市長及びパリ市長により設立された都市によるプラットフォーム。G20 の議論に都市の経験や意見を反映させることを活動主旨とする。）東京メイヤーズ・サミットで、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050（令和 32）年に CO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、2019（令和元）年 12 月に、その実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。

「気候変動を食い止める「緩和策」と、既に起こり始めている影響に備える「適応策」を総合的に展開、「資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置付け、都外の CO₂ 削減にも貢献」、「省エネ・再エネの拡大策に加え、プラスチックなどの資源循環分野や自動車環境対策など、あらゆる分野の取組を強化」の3つを戦略策定の視点としている。

都の特性を踏まえ、6分野14政策に体系化し、2050（令和32）年に目指すべき姿（ゴール）とロードマップを明示したうえ、2030（令和12）年に到達すべき17の主要目標（ターゲット）と、その目標を上回るよう進化・加速する具体的取組「2030年目標＋アクション」（47項目・82のアクション）を設定し、ゼロエミッション東京の実現に向け取組を進めている。



出典：東京都環境局「ゼロエミッション東京戦略」

図 1.33 ゼロエミッション東京の実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップ

(3) ゼロエミッション都庁行動計画（2021（令和3）年3月策定）

2050（令和32）年CO₂排出実質ゼロに向けて、2030（令和12）年までの今後の10年間の行動が極めて重要である。2021（令和3）年1月、都は、都内温室効果ガス排出量を2030（令和12）年までに50%削減（2000（平成12）年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めることを表明した。

事業者として多大なエネルギー・資源を消費する都自身が、「隗より始めよ」の意識の下、自らの事務事業に伴う温室効果ガス削減などの取組を一層強化し、2030（令和12）年カーボンハーフの達成に向け、都民・事業者の取組を牽引していくことが不可欠である。

今回策定した「ゼロエミッション都庁行動計画」は、ゼロエミッション東京戦略を踏まえ、従来の省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大に加えて、ZEVの導入推進、使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減、フロン対策の推進を対象の項目とした。

表 1.16 ゼロエミッション都庁行動計画 計画の基本事項

計画期間	2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5か年
対象項目	(i) 分野1 建物のゼロエミッション化に向けた省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの利用拡大 (ii) 分野2 ZEV(ゼロエミッションビークル)※の導入推進 (iii) 分野3 使い捨てプラスチックの削減 (iv) 分野4 食品ロスの削減 (v) 分野5 フロン対策の推進 ※電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)をいう。
対象範囲	知事部局、教育庁、警視庁、東京消防庁、議会局、各行政委員会事務局、東京都職員共済組合(以下「知事部局等」という。)及び各公営企業局における事務事業活動(管理委託・PFIによる場合、敷地外工作物、自動車等も含む。) ※分野1については、これまで公営企業局は各々の経営責任に基づき、事業特性に応じて個別の管理を行っており、次期計画期間(2025(令和7)年度から2029(令和11)年度まで)から統合する予定としている。
削減するガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボ(HFC)のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン(PFC)のうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄(SF ₆)、三ふっ化窒素(NF ₃)
温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数	電気の使用に伴うCO ₂ 排出量の算定については、原則として、温対法に基づき毎年度告示される電気事業者別排出係数(以下「変動係数」という。)を用いる。 また、再エネ100%電気の調達など再エネ比率の高い電力調達を行った場合、その再エネ比率を反映した排出係数を用いる。

(4) 2030 年の温室効果ガス排出量の 50%削減の表明（2021（令和 3）年 1 月表明）

2021（令和 3）年 1 月 27 日、東京都知事はダボスアジェンダ会議にて、2030（令和 12）年までに温室効果ガスを 2000（平成 12）年比 50%削減、再エネ電力の利用割合を 50%まで高めていくことを表明した。

CO₂を「ハーフ」にしていくため、今から都民・行政・企業等がともに「チェンジ」していく「TIME TO ACT for カーボンハーフスタイル」を呼び掛けていく。

表 1.17 表明内容

表明内容
・ 2050(令和 32)年に CO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、2030(令和 12)年までの 10 年間の行動が非常に重要である。 ・ この度、都は、2030(令和 12)年までに温室効果ガスを 2000(平成 12)年比 50%削減、再エネ電力の利用割合を 50%まで高めていくことを表明した。 ・ 温室効果ガスの 2030(令和 12)年 50%削減に向けて、今から都民・行政・企業等がともに行動を「チェンジ」していく「TIME TO ACT for カーボンハーフスタイル」を呼び掛けていく。

(5) 緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～（2012(平成 24)年 5 月策定）

生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた戦略である。

生物多様性基本法に基づく、都の生物多様性地域戦略の性格を併せ持つ。

「緑の東京 10 年プロジェクト」の開始から約 5 年が経過し、量を確保する取組に加え緑の質を高める視点を重視している。

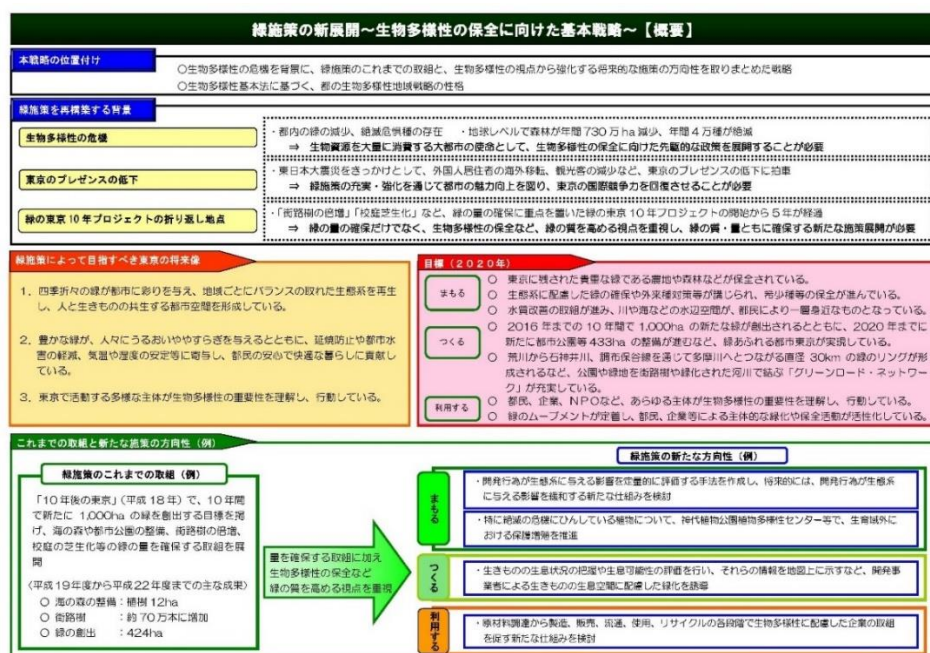
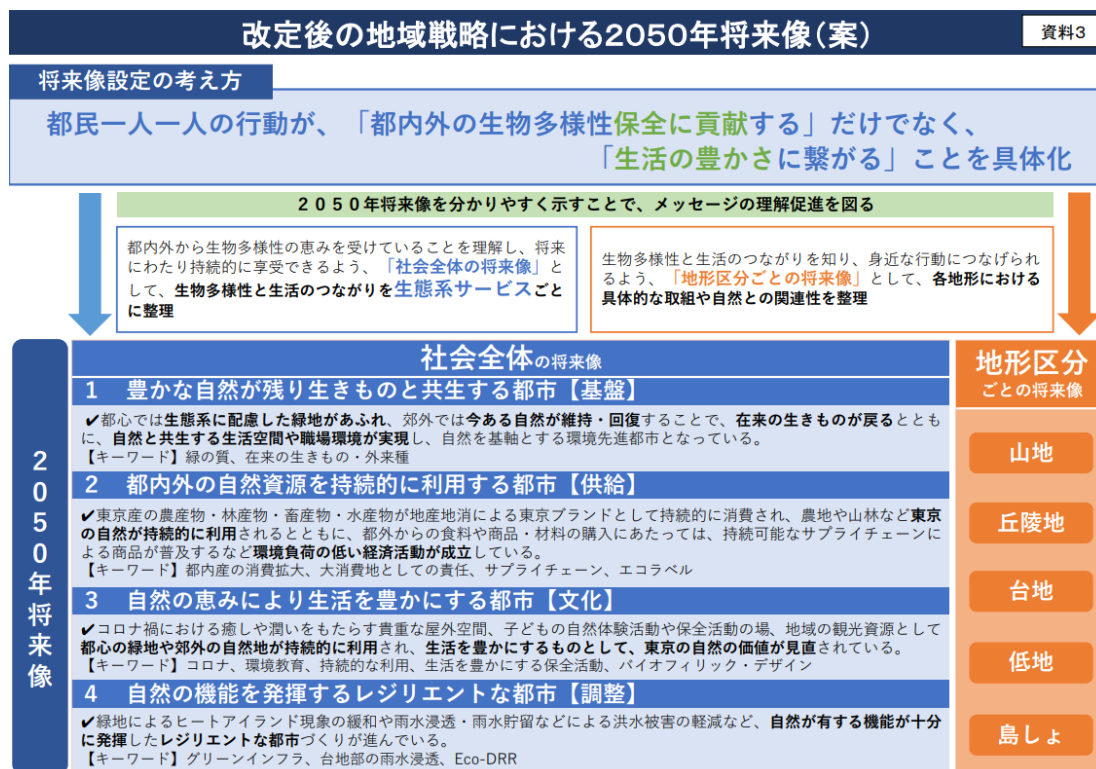


図 1.35 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～の概要

(6) 生物多様性地域戦略の改定に向けて（改定中）

生物多様性地域戦略とは、生物多様性基本法に基づく、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である。都では、2012（平成 24）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定した。この計画が 2020（令和 2）年に計画期間を終えるため、2019（令和元）年 12 月から生物多様性地域戦略の改定に向けた検討を開始している。



出典：環境省

図 1.36 生物多様性地域戦略における 2050（令和 32）年将来像（案）

1.1.4. 周辺市区の動向

府中市の周辺の市区町村の中で、府中市と人口や面積が同等な 6 市（町田市、調布市、立川市、多摩市、三鷹市、日野市）における環境基本計画・地球温暖化対策実行計画等の策定状況を調査した。

各自治体の計画概要を表 1.18 に示す。

また、東京都区内における、地域における生物多様性に関する計画の策定状況を表 1.19 に示す。

表 1.18 周辺の市区町村の各セクターの方針

市	計画	期間	基本目標	取組の体系	温室効果ガス排出目標
町田市	第二次町田市環境マスタープラン	2012 (平成24) 年度 ～2021 (令和3) 年度	- 地域で取り組む地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～ - 自然環境と歴史的文化的環境の保全～水とみどり生き物を守り育むまちづくり～ - 持続可能な循環型社会の構築～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～ - 良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～ - 環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～	1-1) 地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します 1-2) 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります 1-3) 地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます 1-4) 二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します 2-1) みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます 2-2) 水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます 2-3) 生物多様性の保全を進めます 2-4) 谷戸の環境と農地・農業を守ります 2-5) 歴史的文化的環境を守ります 3-1) ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します 3-2) ごみの発生抑制、再使用を進めます 3-3) ごみの資源化を進めます 3-4) ごみの適正な排出・処理を進めます 4-1) 大気汚染の防止に努めます 4-2) 良好な水質の確保に努めます 4-3) 誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります 4-4) 美しいまち並みづくりを進めます 5-1) 次世代を担う子どもの環境学習を進めます 5-2) 市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します 5-3) 環境学習・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます	【基準年】 2010 (平成22) 年度 【目標年】 2021 (令和3) 年度 10%減
町田市	町田生きものの共生プラン 生物多様性 はじめの一步	2015 (平成27) 年度 ～2021 (令和3) 年度	- 基本方針1 意識高揚～理解する～ - 基本方針2 人材育成～育つ～ - 基本方針3 協働・連携～つながる～ - 基本方針4 保全と持続可能な利用～守る・活用する～	1-1 生物多様性に関する意識啓発 1-2 学びの場づくり 2-1 地域における人材の発掘と育成 3-1 市民と連携した取り組みの推進 3-2 大学や事業者との連携の仕組みづくり 4-1 まとまりのある緑や多様な自然の保全 4-2 水辺環境の保全 4-3 生きものに配慮したまちづくり事業の推進 4-4 生きものの生育・生息状況の継続的な把握 4-5 外来種等による被害の防止 4-6 生きものや自然と親しめる場づくり 4-7 農地の活用 4-8 生物資源の利用等の推進	—
調布市	調布市環境基本計画	2016 (平成28) 年度 ～2025 (令和7) 年度	- 豊かな緑と水や多様な生物を育むまち - 人と環境が調和する快適で美しいまち - 安心して暮らせる生活環境が確保されるまち - 低炭素で循環型の社会の形成を目指し実現するまち - みんなの力で より良い環境を目指すまち	1-1) 緑と水の保全・再生 1-2) 生物多様性の保全・活用 2-1) 美しい街並みの形成 2-2) 快適な空間の確保 3-1) 公害のない環境の維持 4-1) 低炭素まちづくりの推進 4-2) 循環型まちづくりの推進 5-1) 環境情報の整備・共有 5-2) 環境活動を担う人材の育成 5-3) 連携・協働の基盤づくり	—

市	計画	期間	基本目標	取組の体系	温室効果ガス排出目標
調布市	調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (令和3年度から令和12年度)	2021(令和3)年度～ 2030(令和12)年度	1. 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及 2. 再生可能エネルギー等の利用推進 3. スマートシティの実現 4. 循環型社会の形成 5. 気候変動への適応	1-1 家庭における脱炭素型ライフスタイルの普及 1-2 事業所における脱炭素型ビジネススタイルの普及 1-3 市の率先行動 1-4 地球温暖化に関する環境学習の推進 2-1 再生可能エネルギー等の利用推進 2-2 次世代エネルギーに関する普及啓発 3-1 スマートシティの推進 3-2 環境に配慮した交通手段の利用促進 3-3 緑の保全・創出による地球温暖化対策 4-1 3Rの推進 4-2 プラスチック対策 4-3 食品ロス対策 5-1 地球温暖化及び気候変動に関する情報提供 5-2 自然災害への対策 5-3 暑熱対策の推進	【基準年】 2013(平成25)年度 【目標年】 2030(令和12)年度 40%減
立川市	立川市第2次環境基本計画(改定)	2015(平成27)年度～ 2024(令和6)年度	基本方針1:暮らしに安心を与えるまちづくりを進めます 基本方針2:水と緑、生きものと調和したまちづくりを進めます 基本方針3:ごみを減らし、資源を有効利用するまちづくりを進めます 基本方針4:地球温暖化の防止を目指したまちづくりを進めます 基盤的取組に関する基本方針1:良好な環境を保全・再生・創出する活動を広げ、継承します 基盤的取組に関する基本方針2:市が率先して環境に関する取組を進めます	1. 健全な水循環の確保と良好な大気環境等の保全 2. 環境負荷の少ない交通環境の整備 3. 心地よく生活できる街並みづくり 4. 環境に関するマナー・モラルの向上 1. 守り育んできた水辺と緑地の保全 2. 新たな水辺と緑地の創出 3. 生きものの多様性の確保 4. 水や緑とともにある歴史・文化をふれあえる環境の確保 1. ごみ減量の推進 2. 資源の有効利用 3. 安定したごみ処理 1. 省エネルギー対策の推進 2. 再生可能エネルギー等の導入推進 3. 低炭素まちづくりの推進 1. 環境学習機会の拡充 2. 環境配慮行動の実践 3. 誰もが参加できる協働の推進 —	—
多摩市	多摩市みどりと環境基本計画	2012(平成24)年度～ 2021(令和3)年度	1. 自然環境分野 自然と暮らしが調和した多摩のみどりの形成 2. 生活環境分野 安全で快適な生活環境の保持 3. 地球環境分野 環境にやさしい暮らしの推進 4. 環境情報分野 環境への理解促進と適切な情報提供	A 生物多様性に配慮したまとまりあるみどりの保全 B 暮らしと調和したみどりの適切な育成管理 C 身近なみどりの創出と公園緑地の再生 D 歴史文化の保全と活用 E 健康的で安全安心な暮らしの保持 F 美しく快適なまちの保持 G ごみの減量と資源の有効利用 H エネルギーの有効利用 I 良好な水循環の推進 J 環境にやさしい交通の推進 K 環境教育の推進と環境学習・環境活動の充実 L 環境に関する情報発信の充実	—

市	計画	期間	基本目標	取組の体系	温室効果ガス排出目標
三鷹市	三鷹市環境基本計画 2022 (第2次改定)	2011 (平成23) 年度 ～2022 (令和4) 年度	1. 健康で安全に生活ができる 2. 歴史・文化資源を活かした良好な景観を形成する 3. みどりを守り多様な生き物と共生する 4. 循環型社会を形成する	1-①公害防止 1-②有害物質使用の管理 2-①歴史・文化資源を活かした都市空間形成 2-②緑と水の公園都市の創造 3-①みどりの保全と創出 3-②生き物の生育空間の保全・再生 3-③水循環の保全・再生 4-①ごみの減量・資源化・適正処理 4-②資源・エネルギーの有効活用	—
三鷹市	三鷹市地球温暖化対策実行計画 (第4期計画)	2019 (令和元) 年度～ 2030 (令和12) 年度	—	—	【基準年】 2013 (平成25) 年度 【目標年】 2022 (令和4) 年度 13.7%減 2030 (令和12) 年度 21.7%減 (なお、2030 (令和12) 年度に電気の排出係数が0.37となった場合 33.0%の削減)
日野市	第2次日野市環境基本計画	2011 (平成23) 年度 ～2020 (令和2) 年度	1. みどりの原風景をつなぐまち 2. 水文化を伝えるまち 3. ごみゼロのまち 4. 低炭素社会を築くまち 5. 心やすらぐ住みよいまち	1. 自然度の高いみどりの保全 2. 農地の保全と活用 3. まちなかのみどりの創出・保全 4. 協働によるみどりの保全・創出 1. 健全な水循環の構築 2. 雨水浸透・貯留利用の推進 3. 水辺に親しむ空間づくり 4. 水質の保全 5. 協働による水辺の保全・活用 1. ごみ排出量の低減 2. リサイクルの推進 3. ごみ処理・資源循環システムの整備 4. 市民・事業者への啓発 5. 協働によるごみゼロの実現 1. 省エネルギーの推進 2. 新エネルギー*の導入 3. 環境に配慮した交通体系の構築 4. 地球温暖化*の抑制 5. 地球温暖化*対策についての情報提供 情報提供の充実 1. 日常生活をとりまく環境の充実 2. 公害対策の推進	—
日野市	第3次日野市地球温暖化対策実行計画	2011 (平成23) 年度 ～2020 (令和2) 年度	1. 省エネルギーの推進 2. 再生可能エネルギーの導入	1. 家庭における省エネルギーの促進 (生活スタイル見直しの推進) 2. 建物の省エネルギー対策の促進 3. 工場や事業所の省エネルギーの促進 1. 家庭への太陽光発電等の導入促進 2. 公共施設における太陽光等の再生可能エネルギーの活用	【基準年】 2005 (平成17) 年度 17,194 【目標年】 2020 (令和2) 年度 25.4%減 12,826 2030 (令和12) 年度 47.6%減 9,017

市	計画	期間	基本目標	取組の体系	温室効果ガス排出目標
日野市	「ひの生きものプラン」 （日野市生物多様性地域戦略）	2018（平成30）年度 ～2050（令和32）年度	- 身近な自然体験からみんなが生物多様性を理解している - みんなが生物多様性に関心を持ち、大切にする意識を共有している - 生物多様性を通じてさまざまな主体のつながりが生まれている - 水とみどりを次の世代に継承するための活動が市民主体で推進されている - 日野の魅力を活かすための土地利用が推進されている - 日野らしい生物多様性が守られている - 生物多様性の豊かな環境が育まれている - 健全な生態系が維持されている	- 自然体験活動の推進 - 生物多様性の情報共有・発信 - 多様な主体が連携できる体制構築 - 市民活動による生物多様性の推進 - 自然と人が支え合うまちづくり - 自然環境の保全 - 生きものを育む環境の創出と質の向上 - 人と生きものが共生するための外来種・鳥獣害対策	—
武蔵野市	第五期武蔵野市環境基本計画	2021（令和3）年度～ 2030（令和12）年度	環境方針1（地球温暖化・エネルギー）：地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します 環境方針2（廃棄物）：ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します 環境方針3（自然環境）：武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります 環境方針4（都市環境）：環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します 環境方針5（公害・災害）：安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します	- これからの家庭における効率的なエネルギー活用 - 事業者のニーズに応じた支援・連携の推進 - 公共施設における先進的なエネルギー施策の推進 - 新しい地球温暖化対策の検討 - 地球温暖化の適応策の体系化と推進 - 一歩進んだごみの発生抑制の推進 - ごみ・エネルギー施策の拠点である「武蔵野クリーンセンター」の活用 - 総合的な視点によるプラスチック対策の推進 - 新しいごみ問題の研究と対策の推進 - 武蔵野市らしい生物多様性の向上 - 量・質ともに豊かな緑の保全・創出 - 水循環都市の構築 - 農地・農業を軸とした環境施策の推進 - 環境に配慮した公共施設の建築・整備の推進 - 環境負荷の低い交通体系の構築 - 環境を切り口とした住宅施策の展開 - まちと調和した景観・美観の向上 - 典型的な産業公害への対応 - 生活型公害に関する啓発の推進 - 人と生きものの共生社会の実現と、適切な距離の確保 - 環境問題起因する災害への対応	—
武蔵野市	武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021（区域施策編）・武蔵野市気候変動適応計画	2021（令和3）年度～ 2030（令和12）年度	方針1 市民・事業者・市職員の意識・知識の向上 方針2 地域における効率的なエネルギー活用 方針3 エネルギー分野以外の地球温暖化対策	「むいさしのエコre ゾーン」を拠点とした環境啓発の推進 - 市民・事業者との連携 - 市職員の意識・知識の向上 - 家庭における効率的なエネルギー活用 - 事業所における効率的なエネルギー活用 - 地域全体の効率的なエネルギー活用 - ごみ・資源の循環利用 - 緑の保全・創出 - 交通・車両対策 - 代替フロン対策	【基準年】 2013（平成25）年度 656,000 【目標年】 2030（令和12）年度 35%減

市	計画	期間	基本目標	取組の体系	温室効果ガス排出目標
武蔵野市	武蔵野市生物多様性基本方針	2017（平成29）年度～	方針Ⅰ まもる・そだてる	1. 生物多様性施策の推進 2. 気候変動対策の推進 3. 緑化の推進 4. 水辺環境の整備及び水循環の推進 5. 市外における森林整備等の推進 6. 農地保全の推進	—
			方針Ⅱ わかる・つたえる	1. 自然環境に関する情報発信の推進 2. 自然体験事業の推進 3. 自然環境教育の推進	
			方針Ⅲ うごく・つなげる	1. 市民・事業者の活力を借りた 2. 生物多様性の保全の推進 3. 自然環境に関するリーダーシップの育成の推進 4. 近隣自治体や東京都、その他市外 5. 関係者との連携の推進	

表 1.19 地域における生物多様性に関する計画の策定状況（令和 2 年 8 月時点）

自治体名	計画名称	策定年度	計画期間	改定 予定年度	生物多様性戦略 の位置づけ
千代田区	ちよだ生物多様性推進プラン	2012 年度 (平成 24 年度)	2013 年度～2050 年度 (平成 25 年度～令和 32 年度)	未定	単独
港区	港区生物多様性地域戦略・生物多様性みなとプラン	2017 年度 (平成 29 年度)	2014 年度～2020 年度 (平成 26 年度～令和 2 年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	包含
新宿区	新宿区みどりの基本計画（改定）	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度～2027 年度 (平成 30 年度～令和 9 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	包含
文京区	文京区生物多様性地域戦略	2019 年度 (令和元年度)	2019 年度～2028 年度 (令和元年度～令和 10 年度)	未定	単独
目黒区	目黒区生物多様性地域戦略「ささえあう生命（いのち）の輪 野鳥のすめるまちづくり計画」	2013 年度 (平成 25 年度)	2014 年度～2032 年度 (平成 26 年度～令和 14 年) (短期目標は 2020 年(令和 2 年))	未定	単独
大田区	大田区環境基本計画(後期)	2016 年度 (平成 28 年度)	2012 年度～2021 年度 (平成 24 年度～令和 3 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	包含
世田谷区	世田谷区みどりの基本計画	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度～2027 年度 (平成 30 年度～令和 9 年度)	未定	—
	生きものつながる世田谷プラン～生きもの元気！ひとも元気！生物多様性地域戦略～	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度～2032 年度 (平成 29 年度～令和 14 年度)	未定	単独
豊島区	豊島区環境基本計画	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度～2030 年度 (令和元年度～令和 12 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)	包含
北区	北区緑の基本計画 2020	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度～2029 年度 (令和 2 年度～令和 11 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)	包含
足立区	足立区生物多様性地域戦略	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度～2024 年度 (平成 29 年度～令和 6 年度)	未定	包含
葛飾区	生物多様性かつしか戦略	2012 年度 (平成 24 年度)	2012 年度～2020 年度 (平成 24 年度～令和 2 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	単独

1.1.5.本市の関連計画

環境基本計画にかかわる本市の関連計画の一覧を下記に示す。

表 1.20 本市における関連計画一覧（2021（令和3）年7月時点）

関連計画	計画期間	計画の概要	計画の中での環境関連項目
第6次府中市総合計画 一前期基本計画 一後期基本計画	2014(平成26)年 ～2021(令和3)年 一前期 2014(平成26)年 ～2017(平成29)年 一後期 2018(平成30)年 ～2021(令和3)年 <u>2022(令和4)年度 に策定予定 (計画期間： 2022(令和4)年～ 2030(令和12)年)</u>	◆ まちの“都市像”（将来像） みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち ～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～ ◆ 分野別の基本目標 1 人と人が支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉） 2 安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境） 3 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習） 4 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）	◆ 分野別の基本目標 2 安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境） ・基本施策1—自然・生態系の保護と回復 ・基本施策2—緑の整備 ・基本施策3—生活環境の保全 ・基本施策4—循環型社会の形成 4 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業） ・基本施策1—計画的なまちづくりの推進 ・基本施策2—まちの拠点整備 ・基本施策6—都市農業の育成
府中市都市計画に関する基本的な方針 （府中市都市計画マスタープラン）	2010(平成22)年 ～2028(令和10)年 <u>2021(令和3)年度 に改定予定 (計画期間： 2021(令和3)年～ 2041(令和23)年)</u>	◆ まちづくりの将来都市像 心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち ◆ まちづくりの目標 ・府中の歴史と文化を感じる 個性ゆたかなまちづくり ・安心して快適に暮らせる 人にやさしいまちづくり ・新たな時代を担う 元気なまちづくり ・みんなでつくる 参加と連携のまちづくり ◆ まちづくり方針（全体構想） 1 まちの骨格構造・ (1) 軸の整備方針 (2) 拠点の整備方針 2 土地利用方針 3 都市施設整備方針 (1)道路・交通体系の整備方針 (2)公園・緑地等の整備方針 (3)公益的施設の整備方針 4 都市環境形成方針 (1)防災のまちづくり方針 (2)福祉のまちづくり方針 (3)環境のまちづくり方針 (4)景観のまちづくり方針	◆ まちづくり方針（全体構想） 1 まちの骨格構造・ (1) 軸の整備方針 ・多摩川リバーフロント軸： 沿川の広がりのある眺望と緑の連続性のある景観形成。 ・崖線軸： 崖線の自然環境を守り、崖線の自然環境を生かした緑が連続する景観形成。 (2) 拠点の整備方針 ・緑の拠点： 緑地の一体的な保全と適切な周辺整備を促進。 2 土地利用方針 ・公園・緑地ゾーン： 公園・緑地の整備や機能の維持、向上を促進。 3 都市施設整備方針 (1)道路・交通体系の整備方針 ・幹線道路の整備： 環境や景観等に配慮した道路整備の推進。 (2)公園・緑地等の整備方針 ①公園・緑地等の整備 ②緑のまちづくり（緑の創出と保全） ③水と緑のネットワーク形成 ④市民参加による緑化手法の検討 4 都市環境形成方針 (3)環境のまちづくり方針 ・自然的環境の保全の推進。 ・都市活動に伴う環境負荷の軽減。 (4)景観のまちづくり方針 ・歴史や文化を生かした景観づくり。 ・自然を生かした景観づくり。

関連計画	計画期間	計画の概要	計画の中での環境関連項目
府中市 緑の基本 計画	2019(令和元)年度 ～2028(令和 10) 年度	◆ 都市像 みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち ～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～ ◆ 計画テーマ 緑を育て緑に育てられる「緑育」のまちづくり	◆ 基本目標 (すべての基本目標が該当) ・基本目標 1: 府中市らしさを感じられる緑を次代に継承し、新しい文化を醸成する「緑育」のまち ・基本目標 2: ともに緑のまちづくりに取り組み、地域とのつながり・コミュニティを醸成する「緑育」のまち ・基本目標 3: 身近な緑を守り、増やすことで、暮らしの場にふさわしい環境が形成された「緑育」のまち ・基本目標 4: 自然とふれあえる魅力的な空間を備えた、暮らしに楽しさやくつろぎが感じられる「緑育」のまち ・基本目標 5: 暮らしの安全を支える緑を維持し、安心できる市街地環境を備えた「緑育」のまち
府中市 景観計画	2008(平成 20)年度～ <u>2022(令和 4)年度に改定予定</u> (計画期間： <u>2022(令和 4年)～2041(令和 23年)</u>)	◆ 都市像 美しい風格のある元気なまち	◆ 基本指針 (すべての基本指針が該当) ・景観形成推進地区: 重点的な景観形成の取り組みを進める。 ・一般地域: 景観を特徴づけている景観要素を含む地域ごとに、景観形成の方針および基準を定める。 ・生活環境の地域区分: 地域毎の景観特性を生かした景観まちづくりのため、地域の景観情報の充実を図る。 ・景観要素 (8つの類型): 8つの景観要素の類型を位置付け、景観形成の基本的方向を示す。
第3次府 中市 住宅マ スタープラン	2014(平成 26)年度 ～2022(平成 33) 年度 <u>2022(令和 4)年度を初年度とする府中市住宅マスタープランを策定予定</u>	◆ 基本理念 みんなで創る笑顔あふれる住みよいまち ◆ 住みづくりの目標 みんなで創る ・市民・事業者・行政の協働による住みづくり。 ・様々な分野の担い手が協力し合う。 ・住みづくりとともにコミュニティがはぐくまれていく。 ◆ 笑顔あふれる ・市民誰もが、様々なサポートを受けながら、自ら住まいを確保して自立的に暮らすことができ、住みやすい地域を自らつくる「住む力」を身に付けている。 ・市民一人ひとりのつながり、ふれあいを大切にするコミュニティがある。 ◆ 住みよいまち ・地域に残り、誇れるまち全体の資産となる、災害に強く、環境にもやさしい住みづくり。 ・豊かな水・みどりを大切にした地域まちづくりの中で、府中に住むことの魅力・価値が生み出される。	◆ 住まいづくりの基本方針 ・基本方針 2: みんなで未来に残す住まいづくり (良好な住宅ストック形成について) ・施策③ 環境にやさしい住まいづくりの促進 - 基本方針 3: みんなで取り組む地域の住まいづくり (まちづくりとの連携について) ・施策① 地域特性や周辺環境に配慮した住まいづくりの促進 ・施策② 魅力の高いまち並みを演出する住まいづくりの促進 ・施策③ 大規模な土地利用に当たっての適切な住まいづくりの誘導 ・施策④ コミュニティをはぐくむ住まいづくり

関連計画	計画期間	計画の概要	計画の中での環境関連項目
		◆ 住まいづくりの基本方針 ・基本方針 1 みんなが安心して暮らせる住まいづくり（住まいの安定確保について） ・基本方針 2 みんなで未来に残す住まいづくり（良好な住宅ストック形成について） ・基本方針 3 みんなで取り組む地域の住まいづくり（まちづくりとの連携について）	
府中市 地域防災 計画	2013(平成 25) 年度～ (2020(令和 2) 年修正)	<震災編> ◆ 計画の目的 震災が発生した際には、市民の生命・身体、財産などを保護するとともに、市内の被害を最小限にし、都市機能を維持していくこと。 ◆ 被害軽減と再生に向けた目標（減災目標） ・目標 1 被害軽減 ・目標 2 機能確保と安全確保 ・目標 3 都市機能の早期回復 ◆ 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) ・市民と地域の防災力向上 ・安全なまちづくりの実現 ・安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 ・初動対応体制の整備と事業継続体制の確保 ・情報通信の確保 ・医療救護等の対策 ・帰宅困難者対策 ・避難者対策 ・水・食料・生活必需品の確保 ・放射性物質対策 ・市民の生活の早期再建 ・大規模事故の対策 <風水害編> ◆ 計画の目的 自助、共助、公助を実現し、府中市の地域における風水害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施し、市民の生命・身体及び財産を保護するとともに、都市の機能を維持することにより、府中市の防災力を向上し、府中市の防災力の高度化を図ること。 ◆ 災害予防計画 ・水害予防対策 ・都市施設対策 ・農業施設対策 ・市民と地域の防災力向上 ・風水害応急対策用資器材の整備 ◆ 災害応急・復旧対策計画 ・初動態勢 ・情報の収集・伝達 ・水防対策 ・警備・交通規制 ・避難者対策 ・公共施設等の応急・復旧対策	<震災編> ◆ 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画） 安全なまちづくりの実現 ・「災害に強いまちづくり」 ・オープンスペースの確保（公園、緑地の整備、農地の保全） ・「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」 - 水道、下水道 <風水害編> ◆ 災害予防計画 ・都市型水害対策：下水道施設の整備

関連計画	計画期間	計画の概要	計画の中での環境関連項目
		<東海地震事前対策編> ◆ 計画の目的 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、市民の生命、身体及び財産の安全を確保すること。 ◆ 事前の備え ◆ 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報 ◆ 発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 ◆ 警戒宣言時の応急活動体制 ◆ 市民・事業所等の取るべき措置	<東海地震事前対策編> ◆ 警戒宣言時の応急活動体制 ・電気、ガス、上下水道対策
府中市 一般廃棄物処理基本計画	2018(平成 30)年度 ～2027(令和 9)年度 <u>本年度～来年度 で見直し予定</u>	◆ 計画の目的 家庭ごみの収集方法の変更といったごみ改革を受け、できる限り環境に負担をかけず、資源物を循環させる「循環型社会」の実現という目標に向け、本市がどのような施策を展開すべきかを示す中長期指針とすること。 ◆ ごみ処理基本計画 ◆ 生活排水処理基本計画	◆ ごみ処理基本計画 基本方針 (すべての基本指針が該当) ・1「発生抑制」と「再使用」に重点を置いた 3R の取組の展開 ・2 ライフスタイルの変革 ・3 各主体の役割と協働 ・4 安全かつ安定した処理・処分体制の確保 ◆ 生活排水処理基本計画 ・し尿・汚泥処理計画

2. 地域概況

2.1. 自然的条件

2.1.1. 地勢

府中市は、島しょを除いた東京都のほぼ中央に位置し、新宿から西方約 22km の距離にある。東は調布市、西は国立市と日野市、南は多摩市と稲城市、北は小金井市と国分寺市に隣接している。

面積は 29.43km² で、東京都の面積の 1.3%、多摩地域の 2.5% を占めており、多摩地域で 7 番目に広く、その広がり東西 8.75km、南北 6.70km に及ぶ。



出典：第 2 次府中市環境基本計画

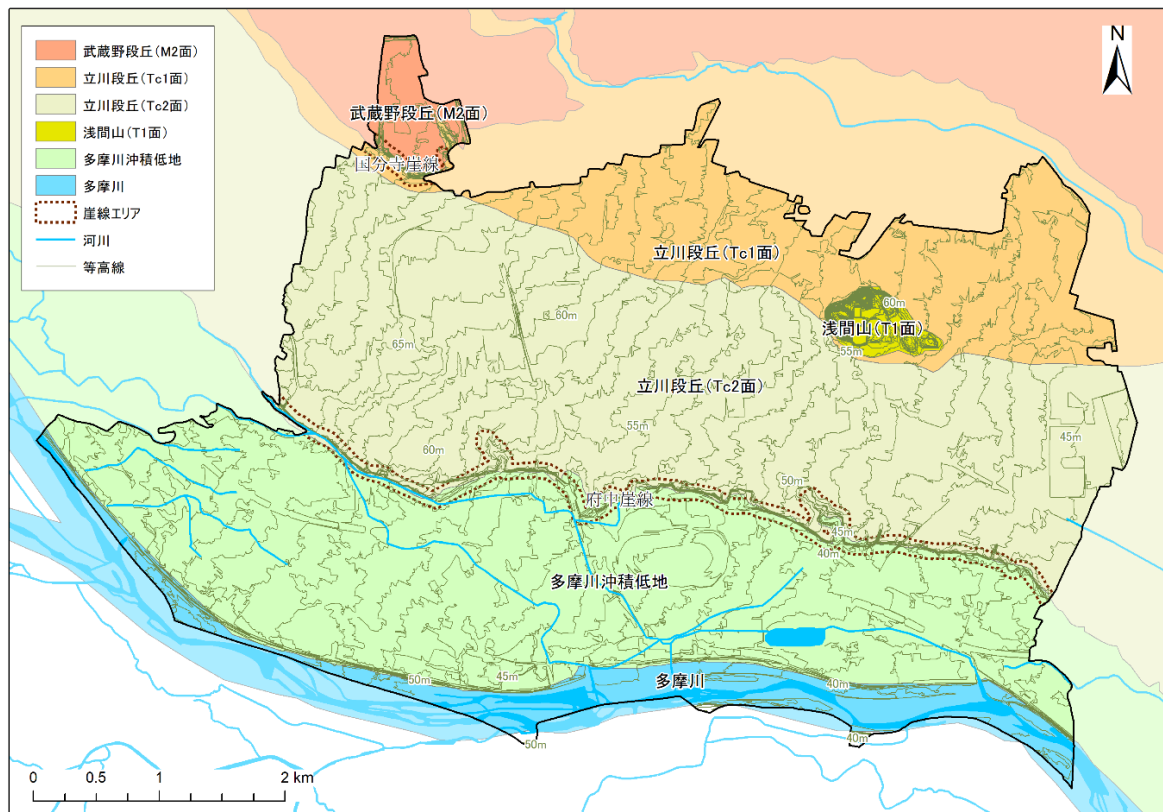
図 2.1 府中市の位置図

2.1.2. 地形

府中市は、南端に多摩川が流れ、ここから北へ約 1.7km にわたって平坦な多摩川沖積低地がある。その先には、東西に走る高さ約 6～7m の府中崖線を経て北方約 2.5km にわたって立川段丘が広がり、さらに、国分寺崖線を経て武蔵野段丘に及ぶ地域もある。

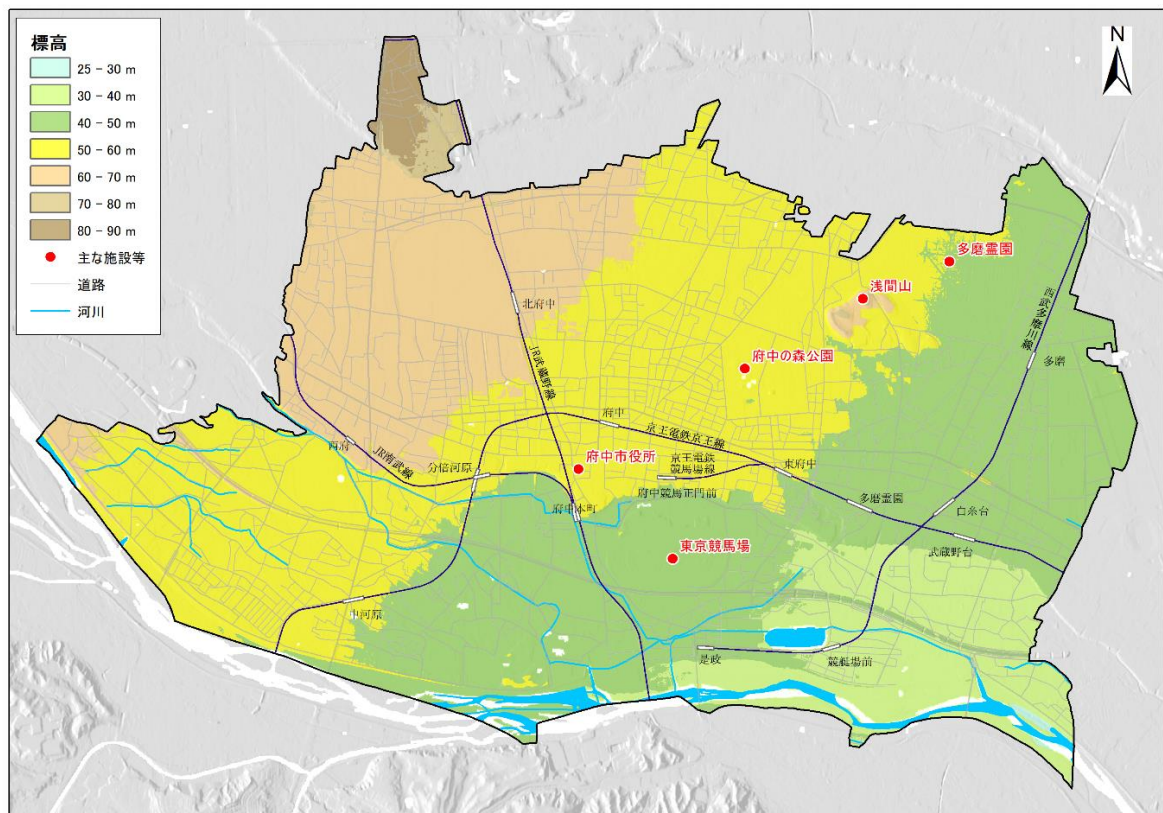
立川段丘は、西端が海拔 70m、東端が海拔 40m で、市内で最も高いところは武蔵台 3 丁目で海拔 82m である。

浅間山は多摩台地が河川によって削られて残ったもので、標高は 79.6m である。



出典：国土数値情報、基盤地図情報、地理院地図地形分類

図 2.2 府中市付近の地形・地質



出典：国土数値情報、基盤地図情報

図 2.3 府中市の標高

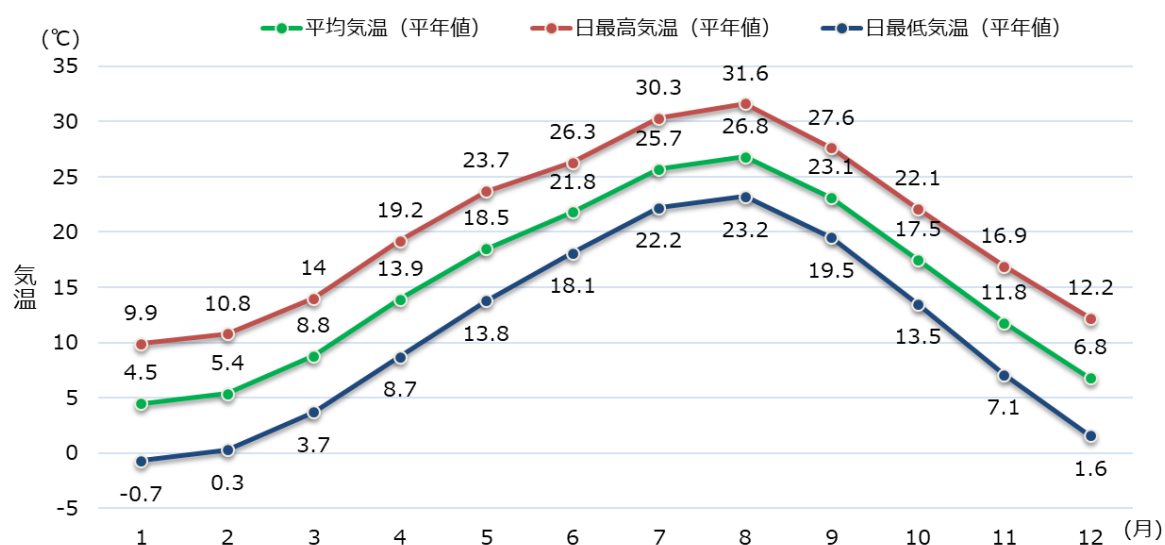
2.1.3.気候

府中市の気候要素（気温、降水量、日照時間）は図 2.4～図 2.5 に示すとおりであり、夏の高温多湿と冬の少雨乾燥が特徴である。

気温は 8 月が最も高く、平均気温が 26.8℃、日最高気温は 31.6℃である。最も気温が低くなるのは 1 月で、平均気温が 4.5℃、日最低気温は-0.7℃である。

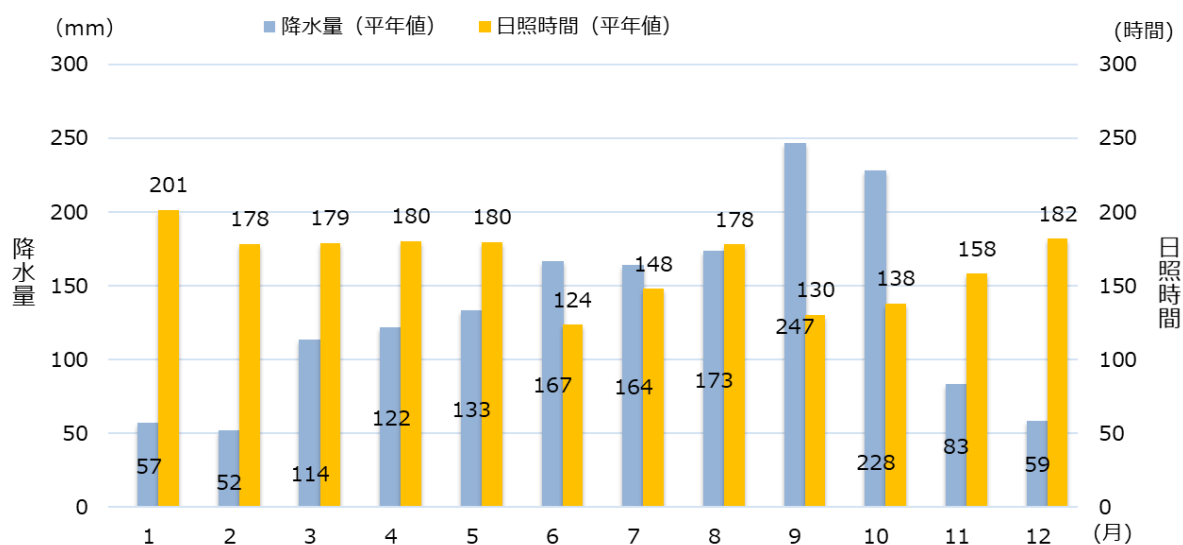
降水量は、秋雨や台風の影響で 9～10 月が多く、12～2 月の冬季は少ない。

日照時間は、梅雨の影響がある 6～7 月や、秋雨や台風の影響がある 9～10 月は日照時間が小さくなる。



出典：気象庁データ（府中観測所）

図 2.4 府中の平均気温・最高気温・最低気温の月別平年値
（1991（平成 3）～2020（令和 2）年の平年値）

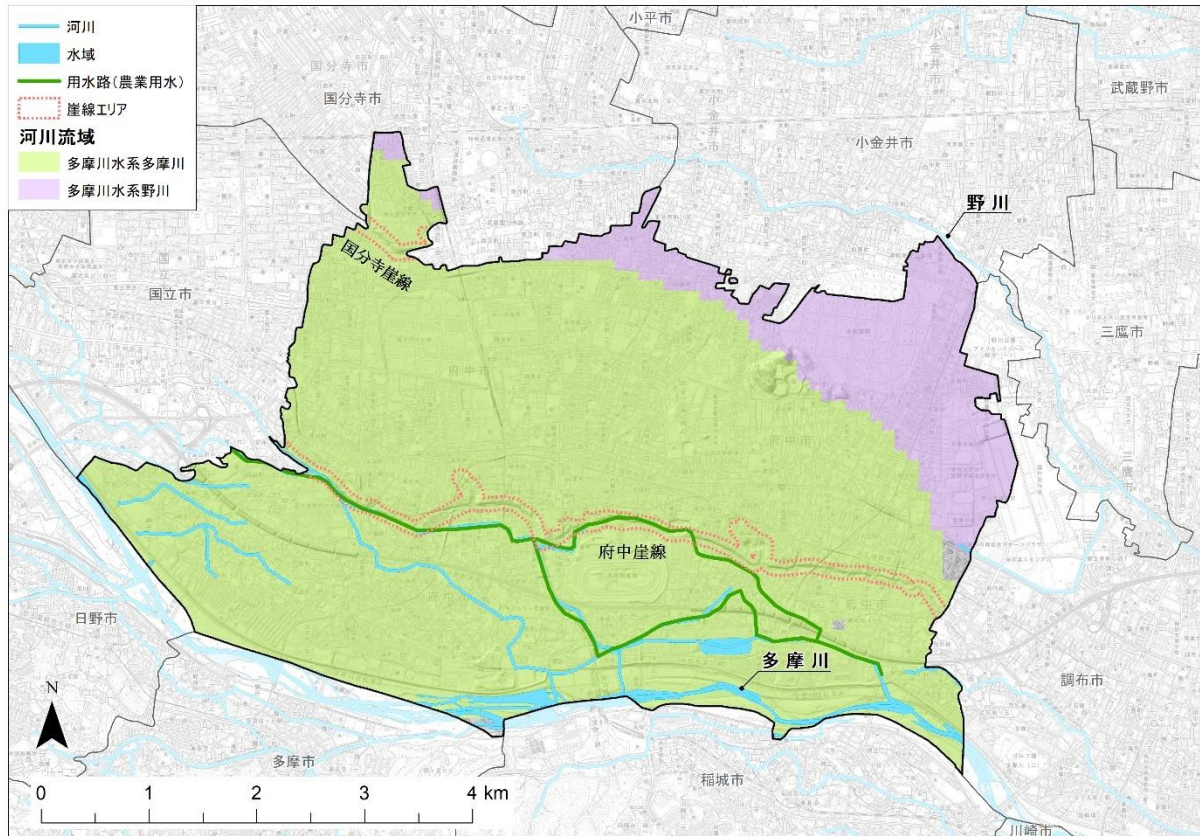


出典：気象庁データ（府中観測所）

図 2.5 降水量および日照時間の月別平年値（1991（平成 3）～2020（令和 2）年の平年値）

2.1.4.河川

府中市の南側は、1級河川である多摩川が流れており、神奈川県との県境となっている。
また、市の北東端は、多摩川の支流の1つである野川が流れている。



出典：国土数値情報 流路メッシュ（2009（平成 21）年度）、国土数値情報 河川（2008（平成 20）年度）、国土調査 水調査 主要水系調査 多摩川（2005（平成 17）年度）、地理院地図 地形分類（自然分類）

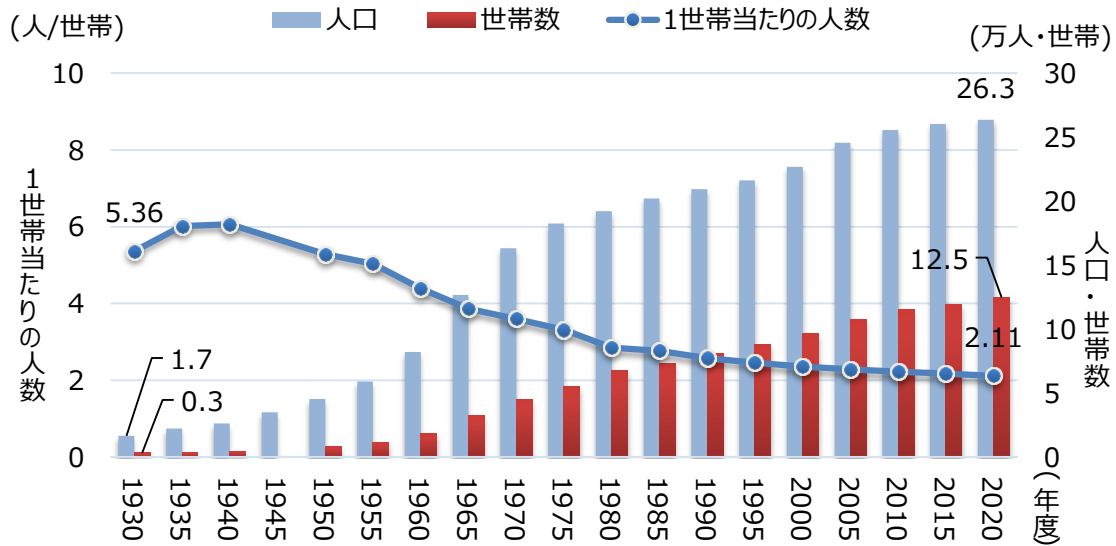
図 2.6 河川図

2.2. 社会的条件

2.2.1.人口・世帯数

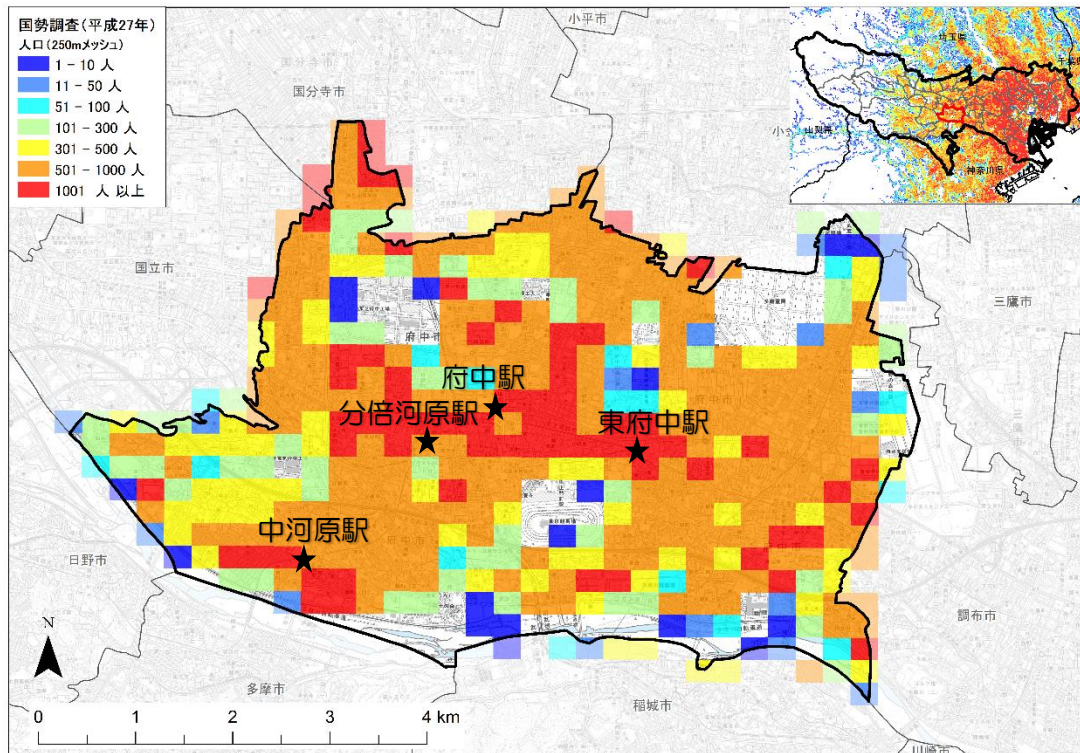
府中市の人口は、2020（令和2）年10月1日時点では、総人口が263,499人、世帯数が124,744世帯となっている。人口および世帯数は増加傾向にある一方、1世帯当たりの人口は、減少傾向になっている。

人口分布を見ると、府中駅（京王線）、東府中駅（京王線）、分倍河原駅（JR、京王線）、中河原駅（京王線）など駅周辺地域に人口が集中している。



出典：府中市統計書

図 2.7 人口・世帯数の推移



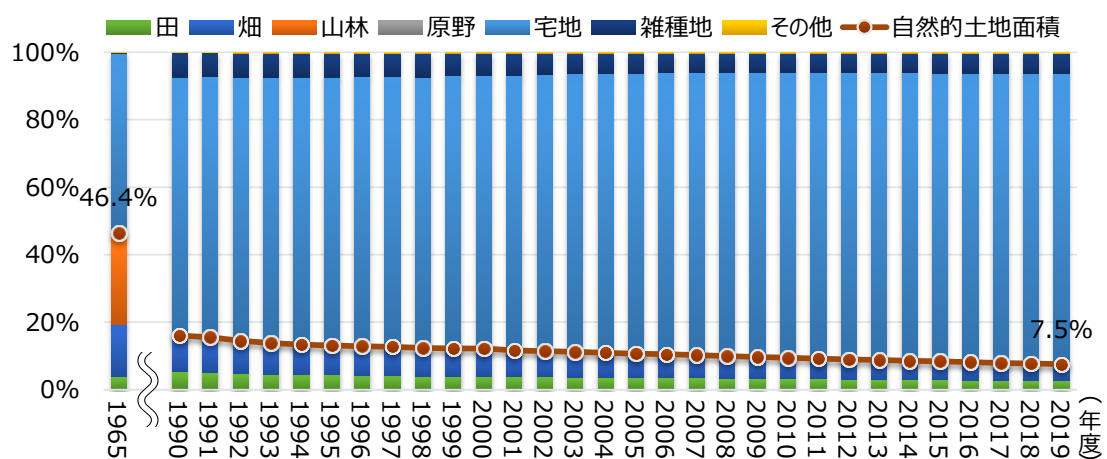
出典：平成27年国勢調査人口等基本集計

図 2.8 府中市の人口分布図

2.2.2.土地利用

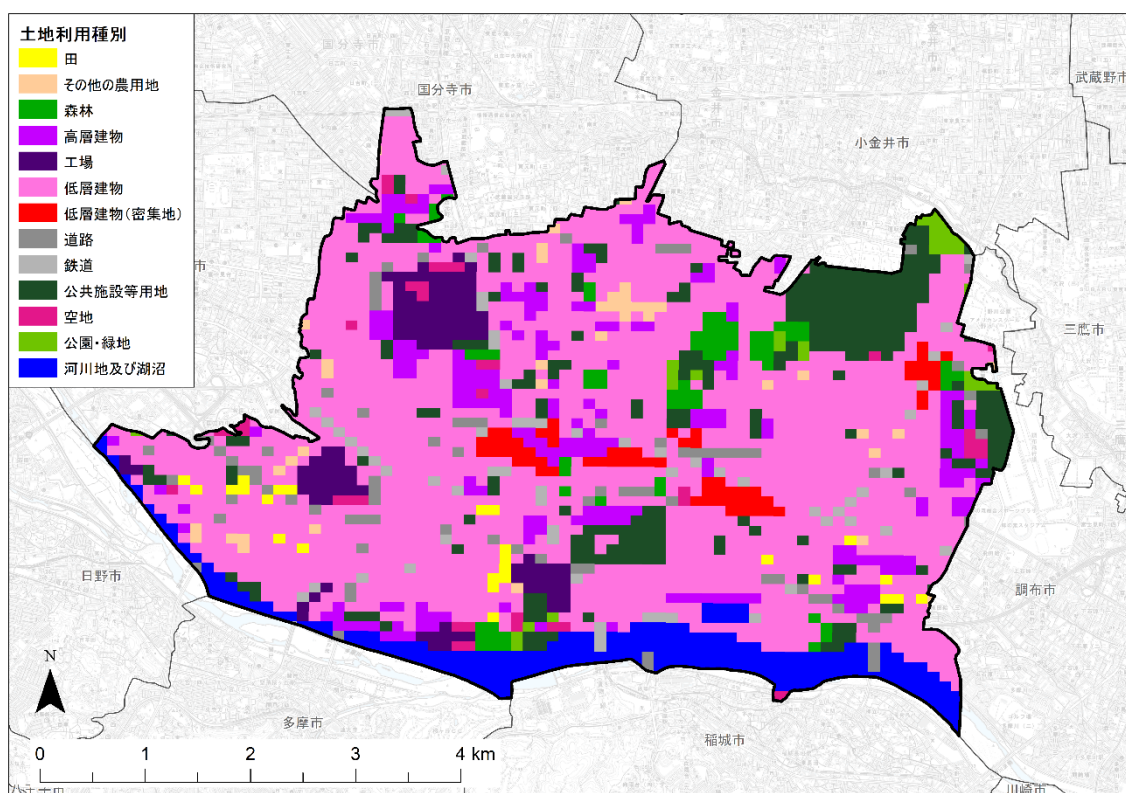
府中市の2019（令和元）年度の地目別土地面積は、宅地が全体の86.2%と多く、次いで雑種地が5.9%となっている。自然的土地面積（田・畑・山林・原野）の割合は1965（昭和40）年の46.4%から、2019（令和元）年には7.5%に減少している。

全体的に低層建物が広がり、駅中心に低層建物が密集している。市の南側には多摩川が通り、多摩霊園や府中の森公園など森林も部分的に存在する。



出典：東京統計年鑑

図 2.9 地目別土地面積の割合の推移



出典：国土数値情報 都市地域土地利用細分メッシュデータ（2016（平成28）年度）より作成

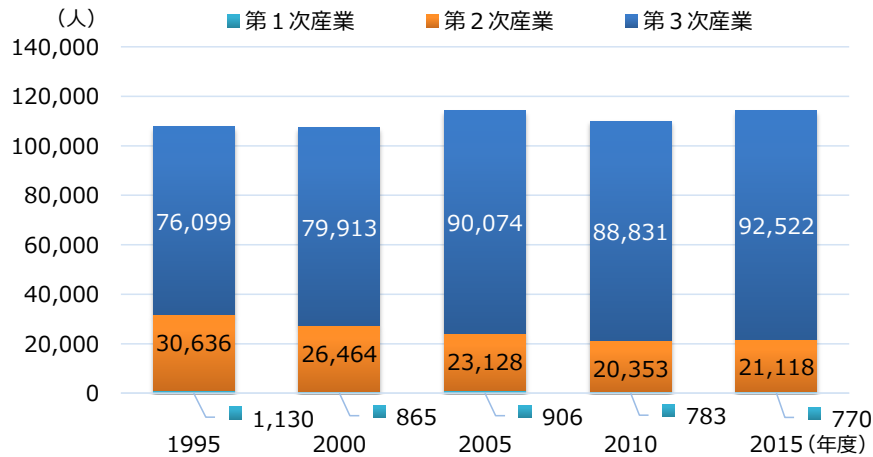
図 2.10 土地利用図

2.2.3.産業構造

産業別就業者数を見ると、第3次産業が最も多く、続いて第2次産業となっている。

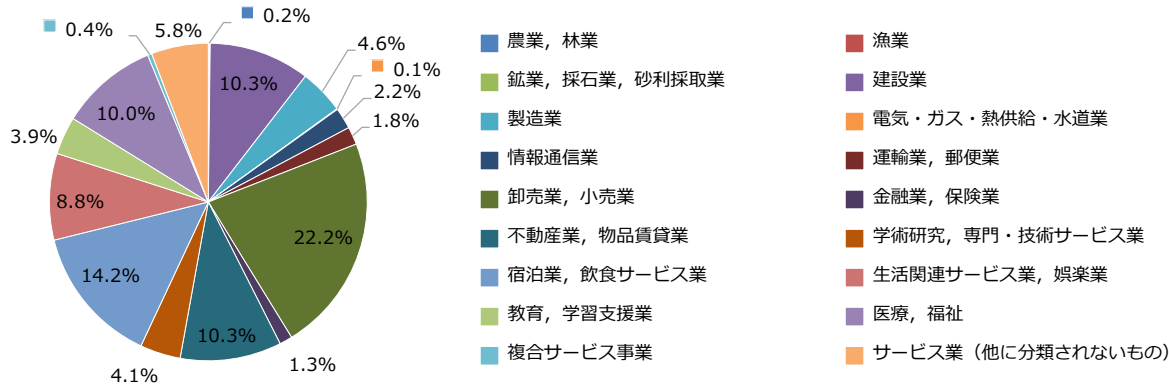
1995（平成7）年から2015（平成27）年までの産業別種の推移をみると、第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向である。

2016（平成28）年における産業分類別事業所数の割合を見ると、「卸売業、小売業」が22.2%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」（14.2%）、「建設業」「不動産業、物品賃貸業」（10.3%）と続いている。「製造業」の事業所数の割合は4.6%であるが、東芝やNEC、サントリーなどの大規模工場があるのが特徴である。



出典：国勢調査

図 2.11 産業別就業者数の推移



産業大分類		事業所数	割合
A	農業・林業	12	0.2%
B	漁業	1	0.0%
C	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0%
D	建設業	752	10.3%
E	製造業	334	4.6%
F	電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.1%
G	情報通信業	158	2.2%
H	運輸業、郵便業	133	1.8%
I	卸売業、小売業	1,624	22.2%

産業大分類		事業所数	割合
J	金融業、保険業	96	1.3%
K	不動産業、物品賃貸業	755	10.3%
L	学術研究、専門・技術サービス業	302	4.1%
M	宿泊業、飲食サービス業	1,038	14.2%
N	生活関連サービス業、娯楽業	645	8.8%
O	教育、学習支援業	283	3.9%
P	医療、福祉	730	10.0%
Q	複合サービス事業	31	0.4%
R	サービス業(他に分類されないもの)	425	5.8%
全産業 計		7,325	100.0%

出典：平成28年度経済センサス-活動調査

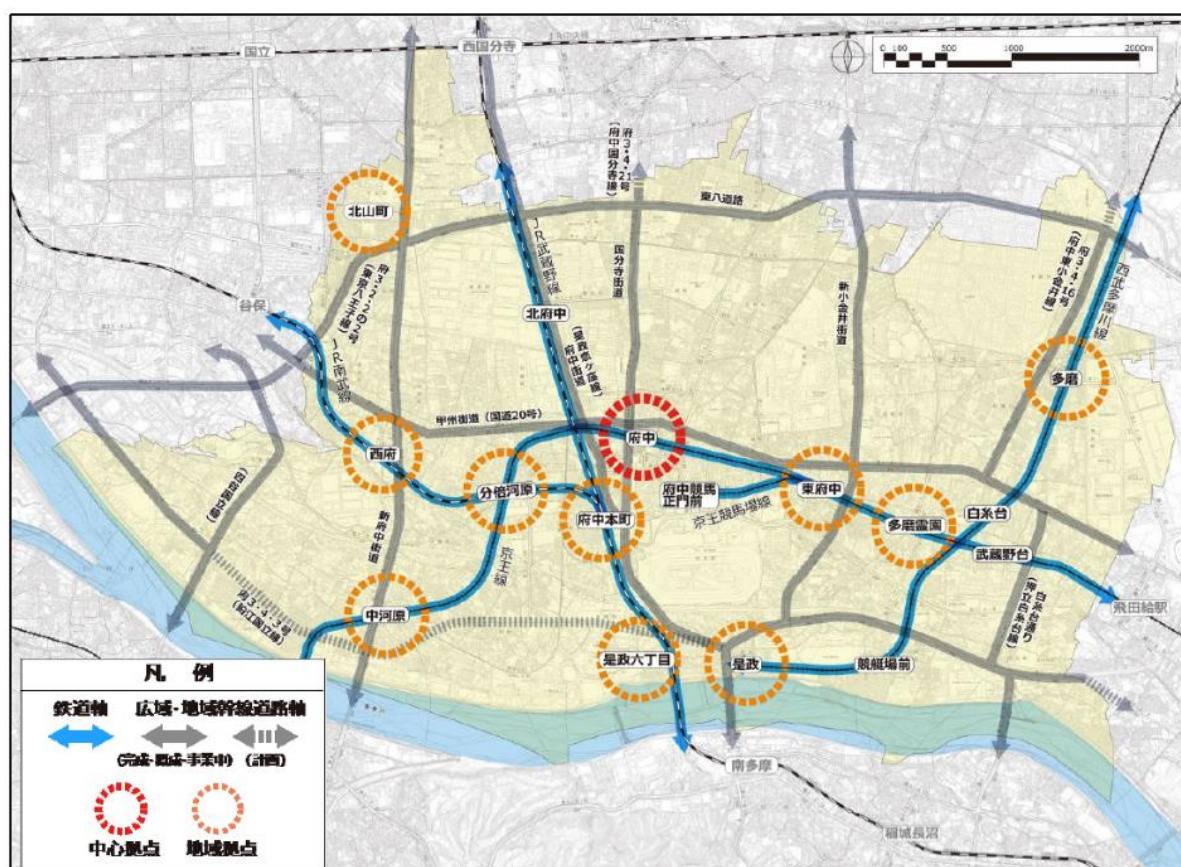
図 2.12 産業分類別事業所数内訳

2.2.4.交通

(1) 交通網

府中市全域の交通の現況については、市の東西を横断する鉄道として京王線、南北を縦断する鉄道として JR 南武線、JR 武蔵野線及び西武多摩川線が敷設され、4 路線による鉄道ネットワークが構成される中、市内 14 駅では 1 日平均約 46 万 5 千人が利用している。また、コミュニティバスの路線拡大により、路線バスと併せてバス交通ネットワークが形成され、市内全域において公共交通の利用環境が整い、公共交通不便地域はおおむね解消された状況にある。

利便性の高い公共交通とともに、積極的な道路基盤の整備により、市の東西を横断する道路として、東八道路、甲州街道、中央自動車道等、南北を縦断する道路として、新小金井街道、府中街道、新府中街道等の整備が進むなど、都市計画道路は 8 割以上整備が完了し、道路ネットワークについてもおおむね形成されている。



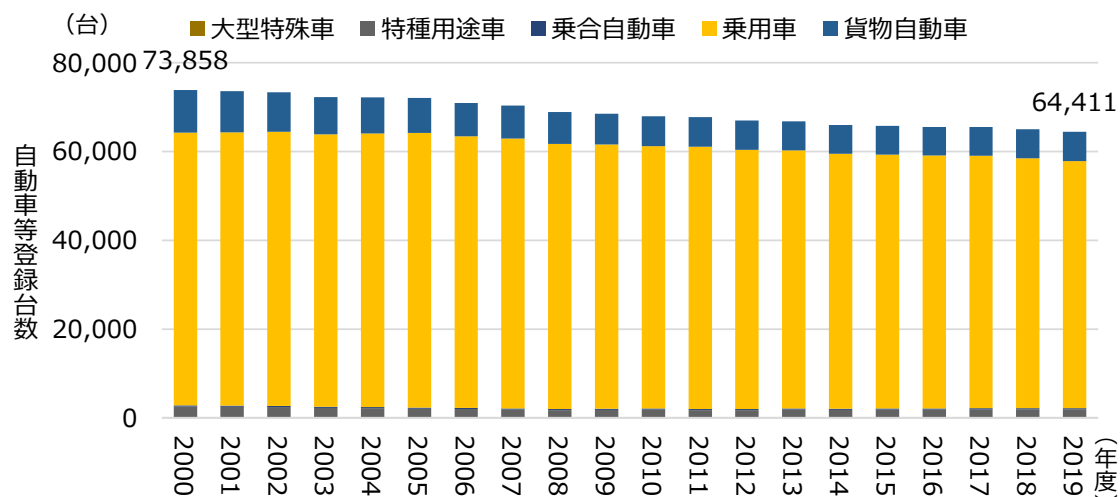
※2018（平成 30）年 3 月時点

出典：府中市都市・地域交通戦略

図 2.13 幹線交通網

(2) 自動車交通

市の自動車保有台数は、2019（令和元）年度に合計 64,411 台となっており、そのうち乗用車が 55,644 台と 9 割以上を占めている。2000（平成 12）年から 2019（令和元）年にかけて、自動車等保有台数は少しずつ減少する傾向にある。特に、乗用車は 2005（平成 17）年の 61,838 台が最大となり、以降は、微減傾向にある。



年度	総数	貨物自動車	乗用車	乗合自動車	特種用途車	大型特殊車
2000	73,858	9,625	61,426	240	2,361	206
2001	73,592	9,300	61,526	244	2,313	209
2002	73,305	8,887	61,750	238	2,219	211
2003	72,238	8,386	61,333	260	2,049	210
2004	72,179	8,144	61,599	255	1,970	211
2005	72,036	7,882	61,838	253	1,847	216
2006	70,922	7,515	61,163	248	1,784	212
2007	70,374	7,473	60,782	260	1,647	212
2008	68,875	7,179	59,702	257	1,523	214
2009	68,495	6,897	59,518	270	1,596	214
2010	67,934	6,754	59,075	270	1,623	212
2011	67,763	6,701	59,045	272	1,534	211
2012	67,003	6,654	58,328	264	1,545	212
2013	66,798	6,567	58,130	260	1,624	217
2014	65,963	6,475	57,408	265	1,600	215
2015	65,753	6,447	57,196	269	1,630	211
2016	65,503	6,423	56,956	273	1,640	211
2017	65,537	6,490	56,885	269	1,681	212
2018	65,029	6,554	56,310	258	1,695	212
2019	64,411	6,558	55,644	261	1,737	211

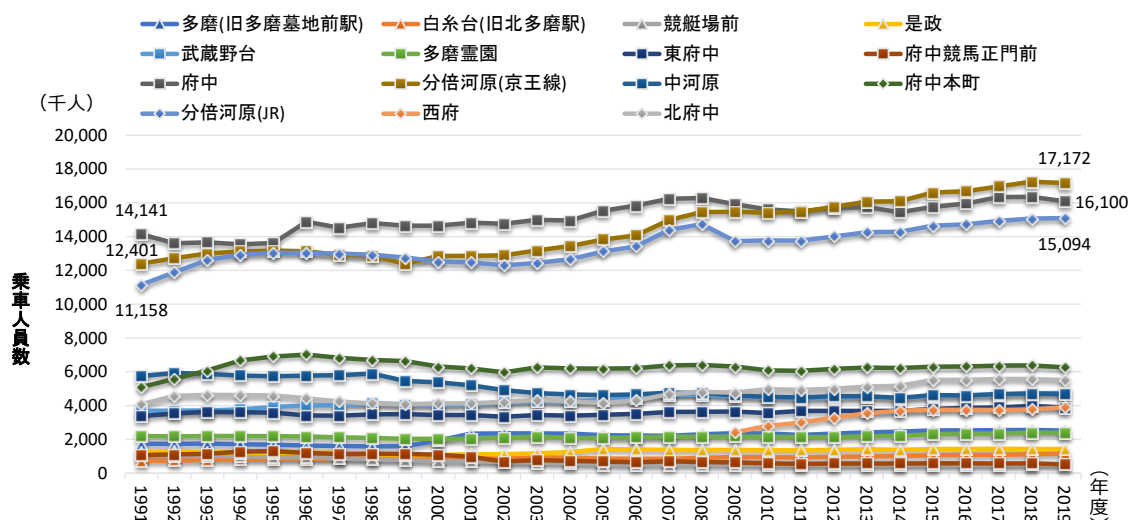
出典：東京都統計年鑑

図 2.14 自動車保有台数の推移

(3) 鉄道

府中市には、京王電鉄京王線と競馬場線、JR 南武線、JR 武蔵野線、西武鉄道多摩川線の 5 線が通っている。

2019（令和元）年における府中市内の鉄道 3 社 5 路線 15 駅の年間乗車人員数は、85,969 千人となった。京王電鉄の府中駅、分倍河原駅、および JR 東日本の分倍河原駅は、1991（平成 3）年以降増加傾向にあり、2019（令和元）年度は、京王電鉄の分倍河原駅が 17,172 千人と最も多かった。



出典：東京都統計年鑑

図 2.15 年間鉄道乗車人員数の推移

3. 各分野の現状把握

3.1. 生活環境

3.1.1. 大気

府中市朝日測定局および武蔵台測定局での測定値によると、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素ともに、環境基準を達成している。

表 3.1 大気汚染物質測定結果の経年変化と達成状況

測定局	年度	一酸化炭素 (CO:ppm)			浮遊粒子状物質 (SPM:mg/m3)			二酸化窒素 (NO2:ppm)			光化学オキシダント(5 時～20時)(O ₃ :ppm)			PM2.5 (μg/m3)		
		環境基準		年 平 均 値	環境基準		年 平 均 値	環境基準		年 平 均 値	環境基準		年 平 均 値	環境基準		年 平 均 値
		達 成 状 況	除 2 外 % 値		達 成 状 況	除 2 外 % 値		達 成 状 況	9 8 % 値		達 成 状 況	の 1 最 時 高 間 値 値		達 成 状 況	9 8 % 値	
武蔵台局	2004	○	1.2	0.6	○	0.055	0.024	○	0.042	0.023	—	ND	—	—	ND	—
	2005	○	1.2	0.5	○	0.071	0.027	○	0.043	0.024	—	ND	—	—	ND	—
	2006	○	1.0	0.5	○	0.065	0.025	○	0.041	0.025	—	ND	—	—	ND	—
	2007	○	1.0	0.5	○	0.060	0.024	○	0.039	0.022	—	ND	—	—	ND	—
	2008	○	0.9	0.5	○	0.055	0.023	○	0.035	0.020	—	ND	—	—	ND	—
	2009	○	0.8	0.4	○	0.051	0.021	○	0.036	0.019	—	ND	—	—	ND	—
	2010	○	0.9	0.5	○	0.051	0.019	○	0.034	0.019	—	ND	—	—	ND	—
	2011	○	0.8	0.5	○	0.043	0.018	○	0.035	0.018	—	ND	—	—	ND	—
	2012	○	0.7	0.5	○	0.039	0.016	○	0.033	0.016	—	ND	—	—	ND	—
	2013	○	0.7	0.4	○	0.057	0.018	○	0.034	0.016	—	ND	—	—	ND	—
	2014	○	0.7	0.4	○	0.057	0.019	○	0.031	0.015	—	ND	—	—	ND	—
	2015	○	0.6	0.4	○	0.047	0.018	○	0.032	0.016	—	ND	—	—	ND	—
	2016	○	0.6	0.4	○	0.038	0.016	○	0.030	0.014	—	ND	—	—	ND	—
	2017	○	0.6	0.4	○	0.037	0.016	○	0.036	0.017	—	ND	—	—	ND	—
	2018	○	0.6	0.3	○	0.041	0.017	○	0.033	0.013	—	ND	—	—	ND	—
	2019	○	0.5	0.3	○	0.034	0.014	○	0.027	0.012	—	ND	—	—	ND	—
朝日局	2004	○	1.1	0.5	○	0.058	0.026	○	0.040	0.023	—	ND	—	—	ND	—
	2005	○	1.2	0.5	○	0.063	0.027	○	0.043	0.023	—	ND	—	—	ND	—
	2006	○	1.0	0.5	○	0.065	0.025	○	0.040	0.023	—	ND	—	—	ND	—
	2007	○	1.1	0.5	○	0.060	0.024	○	0.039	0.020	—	ND	—	—	ND	—
	2008	○	1.0	0.5	○	0.054	0.022	○	0.035	0.020	—	ND	—	—	ND	—
	2009	○	0.9	0.5	○	0.052	0.023	○	0.038	0.020	—	ND	—	—	ND	—
	2010	○	0.9	0.5	○	0.051	0.019	○	0.035	0.018	—	ND	—	—	ND	—
	2011	○	0.9	0.6	○	0.053	0.019	○	0.035	0.018	—	ND	—	—	ND	—
	2012	○	0.9	0.5	○	0.043	0.017	○	0.035	0.016	—	ND	—	—	ND	—
	2013	○	0.9	0.5	○	0.064	0.022	○	0.034	0.016	—	ND	—	—	ND	—
	2014	○	0.8	0.5	○	0.059	0.021	○	0.034	0.016	—	ND	—	—	ND	—
	2015	○	0.8	0.5	○	0.048	0.019	○	0.033	0.015	—	ND	—	—	ND	—
	2016	○	0.8	0.5	○	0.038	0.016	○	0.030	0.013	—	ND	—	—	ND	—
	2017	○	0.6	0.3	○	0.037	0.016	○	0.033	0.013	—	ND	—	—	ND	—
	2018	○	0.6	0.3	○	0.037	0.016	○	0.032	0.012	—	ND	—	—	ND	—
	2019	○	0.5	0.3	○	0.038	0.015	○	0.026	0.012	—	ND	—	—	ND	—

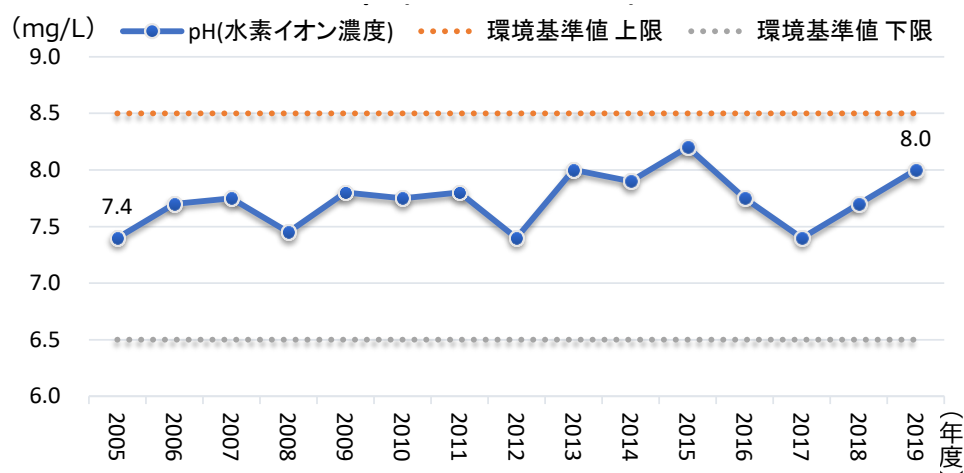
○・・・環境基準を達成した。×・・・環境基準を達成しなかった。—・・・不明。ND・・・測定しなかった。

出典：府中の環境より作成

3.1.2.水質

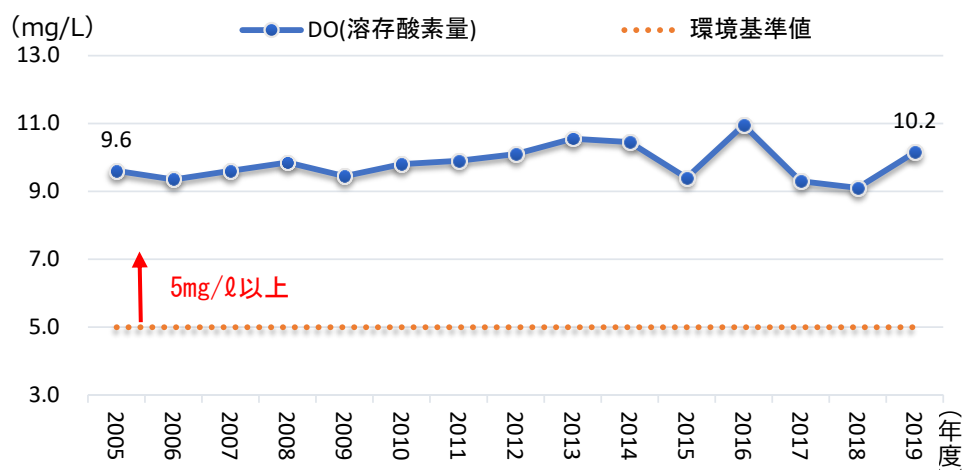
府中市は、多摩川稲城大橋上流にて多摩川及び関連河川水質合同調査を実施している。

調査の結果については、pH 値、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）ともに、環境基準を満たしていた。



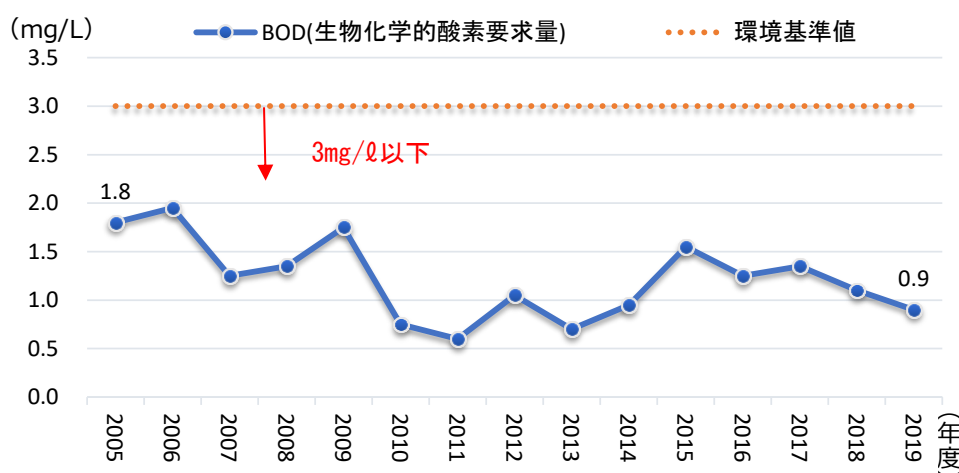
出典：府中の環境より作成

図 3.1 pH 値の経年変化



出典：府中の環境より作成

図 3.2 溶存酸素量（DO）の経年変化



出典：府中の環境より作成

図 3.3 生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化

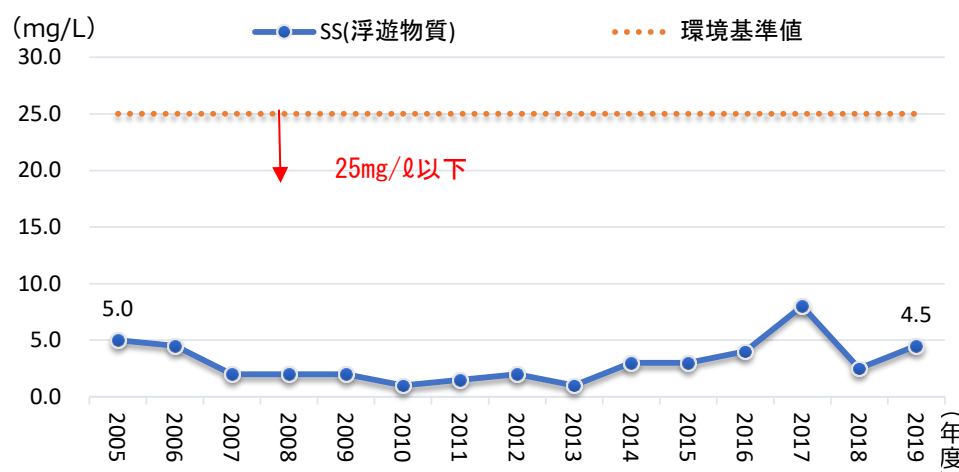


図 3.4 浮遊物質（SS）の経年変化

また、府中市では、水質汚濁の状況を監視するため、市内を流れる多摩川や用水路、多摩川に流れこむ排水路で定期的に多摩川及び用・排水路定期水質調査を行っている。

各水質項目ごとの結果の経年変化を図 3.5～図 3.8 に示す。

多摩川に流入する排水路は 4 か所あり、そのうちの国立排水路には北多摩二号下水処理場の処理水、府中排水路には北多摩一号下水処理場の処理水が放流されている。現在は河川の水量が少なくなっているため、下水処理水が多摩川に与える影響が大きくなり、特に、生物化学的酸素要求量（BOD）に影響を与えているといえる。

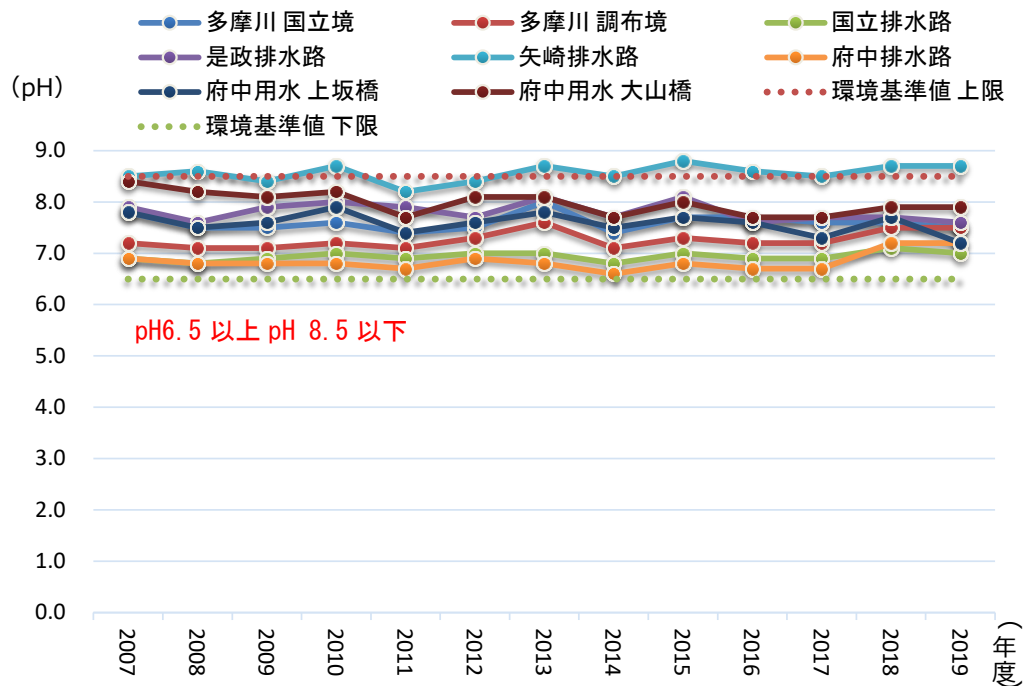


図 3.5 各調査地点での実績値の経年変化 (pH)

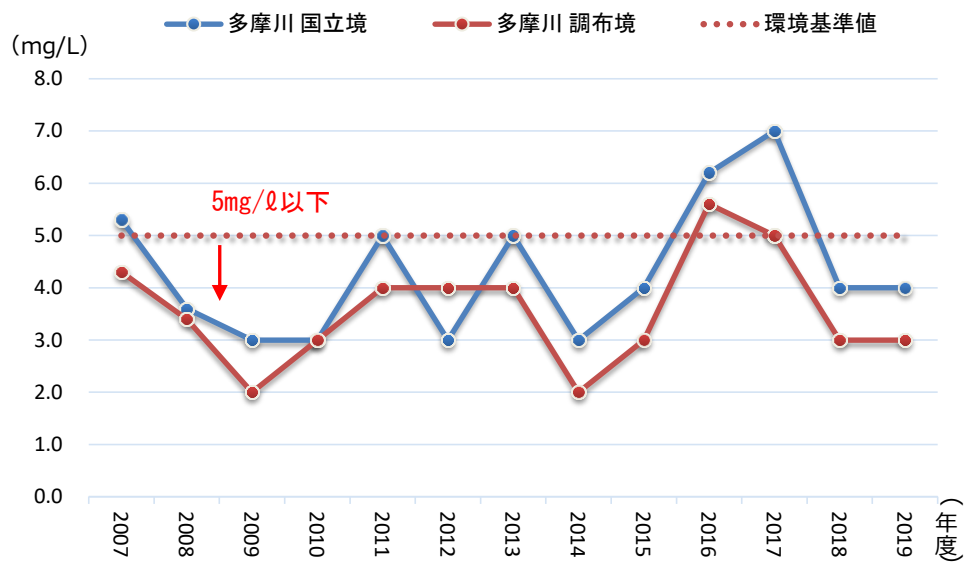


図 3.6 各調査地点での実績値の経年変化 (DO)

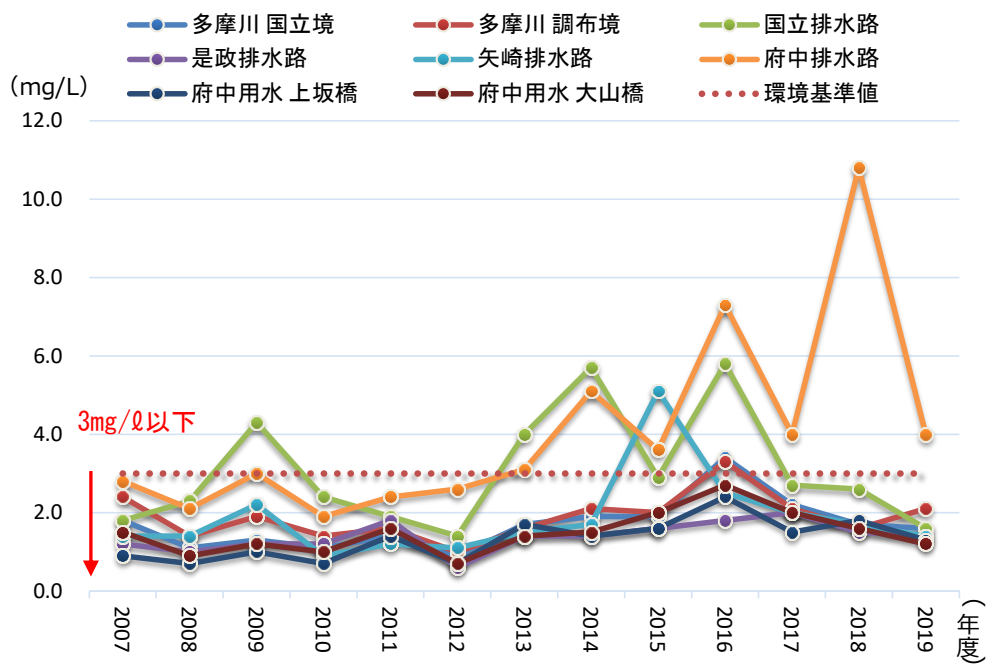


図 3.7 各調査地点での実績値の経年変化 (BOD)

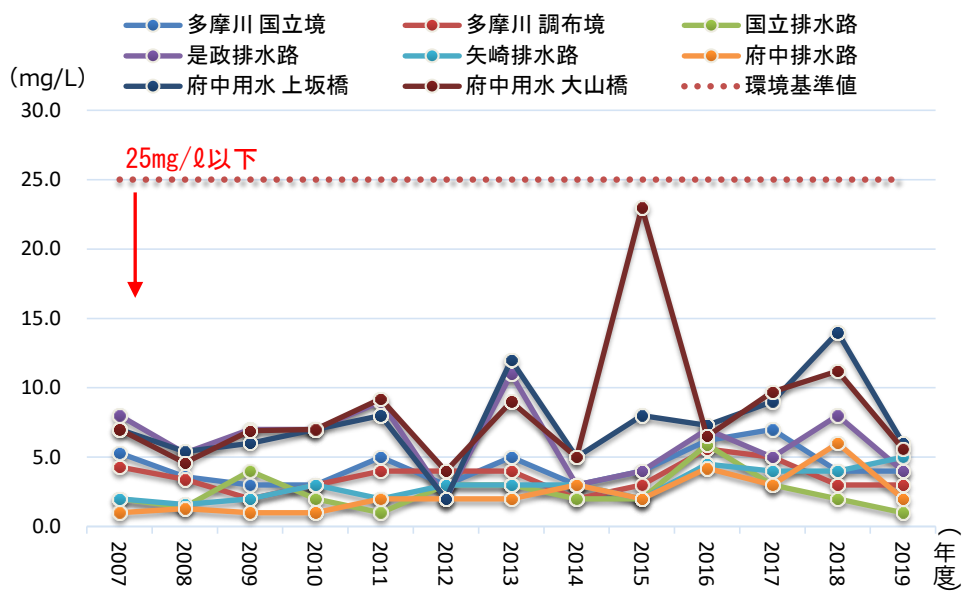


図 3.8 各調査地点での実績値の経年変化 (SS)

3.1.3.騒音・振動

府中市が実施している騒音調査によると、環境基準の達成状況は、評価対象住居等戸数の25,826 戸のうち、昼間・夜間とも環境基準を達成していた戸数は、24,643 戸、達成率は、95.4%であった。

表 3.2 府中市の各地点の騒音基準の達成状況

道路名称	面的評価（環境基準対比）			
	延長 km	評価対象 住居等戸数	昼間・夜間とも 基準値以下	
			戸数	割合
中央自動車道富士吉田線（中央道）	2.1	2,813	2,769	98.4%
中央自動車道富士吉田線（中央道）	4.5	41	41	100.0%
一般国道20号（甲州街道）	4.4	4,449	4,135	92.9%
一般国道20号（甲州街道）	2.3	2,574	2,021	78.5%
府中清瀬線（小金井街道）	2.4	1,856	1,838	99.0%
小川山府中線（国分寺街道）	1.8	1,187	1,187	100.0%
府中小平線	2.0	1,365	1,356	99.3%
川崎府中線（府中街道）	2.1	1,424	1,374	96.5%
府中三鷹線（人見街道）	2.7	1,888	1,888	100.0%
府中三鷹線	0.8	382	381	99.7%
所沢府中線(新府中街道)	1.4	429	415	96.7%
所沢府中線(新府中街道)	0.9	250	250	100.0%
所沢府中線(府中街道)	2.2	1,924	1,854	96.4%
府中町田線（鎌倉街道）	2.2	1,464	1,460	99.7%
府中町田線（新府中街道・鎌倉街道）	1.4	666	646	97.0%
府中町田線	0.8	432	363	84.0%
新宿国立線(東八道路)	3.9	2,130	2,114	99.2%
府中相模原線(野猿街道)	1.6	334	334	100.0%
府中相模原線	1.2	218	217	99.5%
計	40.7	25,826	24,643	95.4%

出典：府中の環境より作成

3.1.4.悪臭

都では、2002（平成14）年7月に、臭気指数方式の規制を導入した。この臭気指数方式は、悪臭防止法と環境確保条例で異なっていた規制方式を統一したもので、人が実際に臭いをかいで臭気の程度を判定する。におい物質ごとの濃度を測定する判定法ではないため、悪臭の原因が、複数の物質の混合されている場合や、未知のにおい物質を含んでいるような場合でも、人の感覚に近い判定ができる。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）に基づき、悪臭防止法の規制地域と当該地域における規制基準は、2012（平成24）年度から市が定めている。数値は、従前と変わらない。

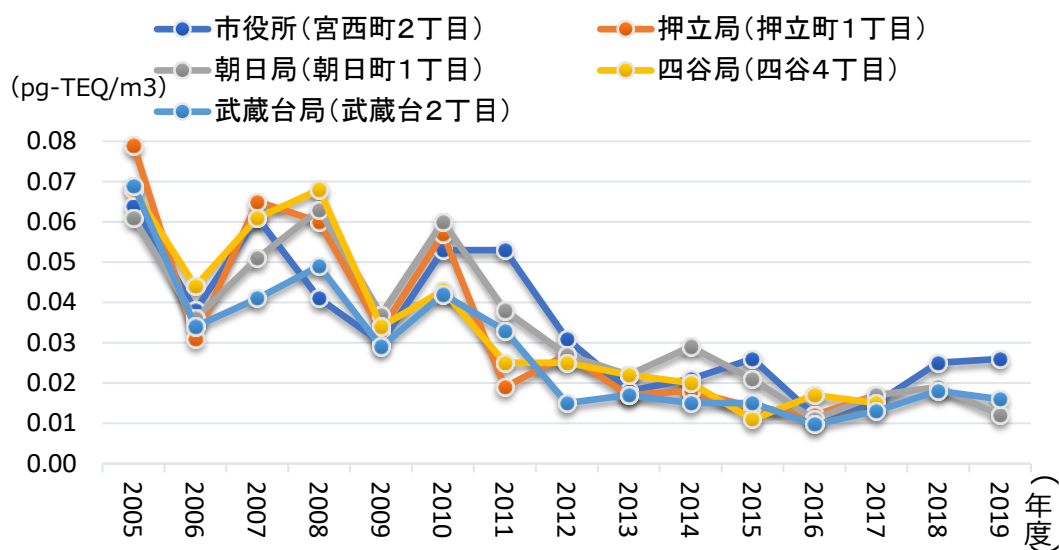
市で受け付けている悪臭苦情の原因としては、工場、飲食店、野外焼却、畜舎やたい肥などがある。

なお、市では、工場の認可や指定作業場の届出時に悪臭防止対策を指導している。

3.1.5.有害化学物質

府中市は、過年度と同様に、2019（令和元）年度に市内の大気環境測定局で大気中のダイオキシン類調査を実施した。今回の調査結果も、各地点とも環境基準値（大気中での環境基準値：0.6pg-TEQ/m³）以下を下回っている。

なお、小型焼却炉の使用や野焼きの禁止を呼び掛けている。



出典：府中の環境より作成

図 3.9 大気中のダイオキシン量の経年変化

3.1.6.その他

(1) 酸性雨

酸性雨自動測定機による酸性雨の調査結果を表 3.3、表 3.4 に示す。

純水（中性）の pH は 7 であるが、降水には大気中の二酸化炭素が溶け込んだ場合の pH は 5.6 である。酸性雨の調査結果では酸性雨の目安となる pH5.6 よりも低い値で推移している。

表 3.3 府中市の酸性雨自動測定機による調査結果（平成 4～令和元年度の年平均 pH と降水量の推移）

年度	年平均 pH	年間降水量 (mm)
1992	-	-
1993	-	-
1994	-	-
1995	-	-
1996	4.5	1,218.0
1997	4.4	1,313.0
1998	4.6	1,532.0
1999	5.1	1,426.0
2000	4.6	1,469.0
2001	4.6	1,441.0
2002	4.9	1,552.0
2003	5.0	1,522.0
2004	5.1	1,655.0
2005	5.3	1,255.0
2006	5.2	1,561.0
2007	4.8	1,168.0
2008	4.6	1,974.0
2009	4.7	1,380.0
2010	5.0	1,335.0
2011	4.7	1,234.0
2012	4.9	1,218.0
2013	4.9	1,059.0
2014	4.9	1,047.0
2015	4.8	1,057.0
2016	5.1	877.0
2017	5.0	1,543.0
2018	5.0	1,144.0
2019	4.8	1,805.0

表 3.4 府中市の酸性雨自動測定機による調査結果（直近 3 年間の月別の pH と降水量）

年度	月	月平均 pH	月間降水量 (mm)
2017	4 月	4.8	97.5
	5 月	4.9	53.0
	6 月	4.7	85.0
	7 月	4.7	139.0
	8 月	4.4	100.0
	9 月	5.0	163.0
	10 月	5.1	545.0
	11 月	5.0	28.5
	12 月	5.1	12.0
	1 月	5.7	37.5
	2 月	5.2	60.5
	3 月	5.1	221.5
2018	4 月	5.3	85.0
	5 月	5.1	129.0
	6 月	4.9	106.0
	7 月	4.9	156.0
	8 月	4.3	103.0
	9 月	5.0	293.0
	10 月	5.1	43.0
	11 月	4.9	23.0
	12 月	5.2	44.0
	1 月	5.5	12.0
	2 月	5.3	31.0
	3 月	5.2	122.0
2019	4 月	4.8	48.0
	5 月	5.5	89.0
	6 月	4.8	233.0
	7 月	4.7	146.0
	8 月	4.5	110.0
	9 月	5.0	184.0
	10 月	4.8	583.0
	11 月	5.0	125.0
	12 月	5.1	54.0
	1 月	4.3	106.0
	2 月	5.1	12.0
	3 月	4.3	115.0

出典：府中の環境より作成

(2) 光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報発令日数、光化学スモッグ学校情報提供日数は近年減少傾向にある。

光化学スモッグによると思われる被害者発生件数は、本市では 2000（平成 12）年度以降確認されていない。都内においては、2000 年代には数多くあったが、近年は確認されていない。

表 3.5 府中市の光化学スモッグ注意報発令日数の推移

（単位：日数）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
都 内	23	23	19	8	18	22	17	17	19	7	20	9	4	17	9	14	5	6	9	7
多摩中部	13	13	15	6	12	11	14	11	11	4	12	3	2	11	5	8	3	1	4	5

出典：府中の環境より作成

表 3.6 府中市の光化学スモッグ学校情報提供日数の推移

（単位：日数）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
都 内	40	31	37	25	33	40	30	30	34	20	38	19	16	28	28	25	15	17	22	16
多摩中部	27	22	25	14	24	26	24	20	26	12	26	12	7	21	18	19	8	9	16	8

出典：府中の環境より作成

表 3.7 府中市の光化学スモッグによると思われる被害者発生状況の推移

（単位：日数）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
都 内	16	52	410	12	159	247	2	0	94	0	18	0	0	2	0	0	0	0	0	0
多摩中部	3	32	56	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：府中の環境より作成

(3) 放射能

1) 空間放射線量

本市の市立小学校（校庭）での空間放射線量は、近年は $0.05 \mu\text{Sv/h}$ 以下で推移している。
 なお、自然界放射線量は、一般的に 1 時間当たり 0.05 マイクロシーベルト($\mu\text{Sv/h}$)とされている。

表 3.8 府中市の空間放射線量（平均値）の推移

（単位：1 時間あたりのマイクロシーベルト $\mu\text{Sv/h}$ ）

測定場所	年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
市立小学校	100 cm※	0.063	0.056	0.052	0.051	0.046	0.047	0.048	0.050	0.046
（校庭）	5 cm※	0.067	0.059	0.054	0.053	0.048	0.048	0.049	0.049	0.048

※地表面から高さ 100cm、5cm の 2 地点で測定

出典：府中の環境より作成

2) 土壌中の放射性物質

本市の土壌中の放射性物質の濃度は年々減少傾向にある。

表 3.9 府中市の土壌中の放射性物質（平均値）の推移

単位: 1キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

採取年度 (採取日) ※1	2011 (8/16)		2012 (10/16)		2013 (10/17)		2014 (小: 10/16) (他: 10/17)		2015 (小: 10/15) (他: 10/16)		2016 (10/18)		2017 (10/24)		2018 (10/24)		2019 (10/17)	
測定場所	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137
市立小学校 (校庭22か所)	ND ※2	79	ND ※2	41	ND ※2	23	ND ※2	13	ND ※2	26	—	—	—	—	—	—	—	—
市立幼稚園 (砂場1か所)	ND ※2	103	ND ※2	66	ND ※2	38	ND ※2	38	ND ※2	4	—	—	—	—	—	—	—	—
市立保育所 (砂場3か所)	ND ※2	90	ND ※2	38	ND ※2	34	ND ※2	25	ND ※2	17	—	—	—	—	—	—	—	—
市立公園 ※3 (砂場4か所)	ND ※2	49	ND ※2	15	ND ※2	38	ND ※2	24	ND ※2	14	ND ※2	13	ND ※2	7	ND ※2	5	ND ※2	7
掘土の森 バーベキュー場	—	—	ND ※2	18	ND ※2	47	ND ※2	54	ND ※2	41	ND ※2	ND	ND ※2	68	ND ※2	83	ND ※2	50

※1 小: 小学校 他: その他
 ※2 NDとは、検出下限値未満であることを示します。
 ※3 公園: 西原町・日新町・多磨町・押立町公園

出典: 府中の環境より作成

3) 肥料・土壌改良資材・培土中の放射性物質

本市の腐葉土・落ち葉の放射性物質の濃度は年々減少傾向にある。

表 3.10 府中市の腐葉土・落ち葉の放射性物質の推移

単位: 1キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

採取場所	年度 (採取日)	2013 (10/11)		2014 (9/12)		2015 (10/6)		2016 (10/18)		2017 (10/24)		2018 (10/24)		2019 (10/17)	
	品目	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137
若松苗圃	腐葉土	ND	20	ND	30	ND	20	ND	20	ND	20	ND	10	ND	10

※ NDとは、検出下限値未満であることを示します。

出典: 府中の環境より作成

4) 地下水放射性物質

地下水の放射性物質の検出量は、調査開始の 2011(平成 23)年度からすべての年度において検出下限値未満である。

表 3.11 地下水放射性物質（平均値）の推移

単位: 1キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

年度(採取日)	平成23年度 (7/27)		平成24年度 (毎月1回)		平成25年度 (毎月1回)		平成26年度 (毎月1回)		平成27年度 (毎月1回)		平成28年度 (毎月1回)		平成29年度 (毎月1回)		平成30年度 (毎月1回)		令和元年度 (毎月1回)	
	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137
地下水 (旧武蔵台2号水源)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

※NDとは、検出下限値未満であることを示します。

(4) 苦情受付件数

本市における環境での苦情件数は年によってばらつきがあるが、ばい煙、騒音、悪臭に関するものが多い。

表 3.12 府中市の苦情受付件数の推移

(単位：件)

現象	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
ばい煙	53	24	53	42	45	43	35	25	25	27	41	43	30	33	41	33	20	16	45
粉じん	4	3	9	5	6	6	12	7	0	5	4	2	4	5	0	10	7	6	13
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	10	17	19	16	12	8	20	4	11	6	16	16	7	11	15	21	28	39	20
汚水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
騒音	25	24	33	29	38	62	34	45	33	19	33	45	27	45	44	51	54	34	38
振動	1	0	1	5	4	3	3	2	0	4	1	1	2	2	3	2	3	3	4
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電波障害	15	5	5	4	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
放射能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	365	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	1	2	3	1	3	2	5	0	1	2	2	4	3	7	6	5	3	9
合計	110	74	123	105	106	126	111	89	69	63	462	109	74	99	110	124	118	101	129

出典：府中の環境より作成

3.2. 地球温暖化

3.2.1. 温室効果ガス排出量

オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の東京 62 市区町村の温室効果ガス排出量（推計）算出ソフトに基づき、本市におけるエネルギー種別、部門別等の温室効果ガス排出量の把握・整理を行った。

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

1) 対象とする温室効果ガス

「温室効果ガス」とは、地球温暖化の原因となるガスのことであり、地球温暖化対策の推進に関する法律（2021（令和 3）年 3 月閣議決定、5 月成立）及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」（2021（令和 3）年 3 月改訂）において以下に示す 7 ガスが定められている。

表 3.13 温室効果ガスの種類と主な排出場面

温室効果ガスの種類		主な排出場面	GWP※
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用	1
	非エネルギー起源 CO ₂	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等	
メタン (CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用	12～ 14,800
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用	7,390～ 17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造	17,200

※ 地球温暖化係数（Global Warming Potential : GWP）とは、二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。

出典）地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（2017（平成 29）年 3 月）（環境省）より作成

2) 対象とする温室効果ガスの部門・分野

対象とする部門は、「産業部門」、「民生（家庭）部門」、「民生（業務）部門」、「運輸部門」、「廃棄物部門」の5つである（各部門における対象分野は表 3.15 を参照）。

表 3.14 対象部門の概要

部門	活動内容等
産業部門	農業、建設業及び製造業における電気や燃料の消費
民生(家庭)部門	家庭(自家用車は運輸部門に含む)における電気や燃料の消費
民生(業務)部門	事務所ビル、飲食店、学校などにおける電気や燃料の消費
運輸部門	自動車(自家用、事業用)、鉄道による電気や燃料の消費
廃棄物部門	家庭系ごみ、事業系ごみの処理

表 3.15 みどり東京・温暖化防止プロジェクトにおける算定対象部門・分野

部門・分野		対象	備考
エネルギー転換部門		×	電力については、発電所の所内ロス、送配電ロス等は需要家に転嫁していること、また、都市ガスの精製ロスは極めて小さいことなどから、算定の対象としない。
産業部門	農業水産業	○	
	鉱業	×	一部の市区町村にて鉱業活動が行われているが、その実態は公開されている情報からは得られないこと、CO ₂ 排出量の値が極めて小さいことなどから、算定の対象としない。
	建設業	○	
	製造業	○	
民生部門	家庭	○	
	業務	○	
運輸部門	自動車	○	実態に最も近い活動量である走行量を基本として算定する。
	鉄道	○	データを得やすい乗降車人員数を基本として算定する。
	船舶	×	出源が一部の市区町村に集中すること、市区町村が推進する施策との関連性が極めて低いことなどから、算定の対象としない。
	航空	×	排出源が一部の市区町村に集中すること、市区町村が推進する施策との関連性が極めて低いことなどから、算定の対象としない。
その他部門	一般廃棄物	○	清掃工場での CO ₂ 排出量ではなく、各市区町村における一般廃棄物の回収量を基本として算定する。
	産業廃棄物	×	回収量、発生量ともにデータの把握が困難であることから、算定の対象としない。
	工業プロセス	×	セメント製造工程等に副生される CO ₂ 排出量が対象であるが、都内の対象産業における排出量の値は極めて小さいこと、また、データの把握が困難なことから算定の対象としない。
	吸収源 (参考扱い)	△	吸収源としては森林が対象となるため、森林が存在する一部の市町村が算定対象となる(特別区はすべて対象としない)。吸収源はあくまで参考扱いとし、別途算定する市区町村別温室効果ガス排出量には含めず、外数として取り扱う。

出典) みどり東京・温暖化防止プロジェクト (オール東京 62 市区町村共同事業) より作成

3) 温室ガスの算定方法

エネルギー起源 CO₂ 排出量は、部門別燃料種別のエネルギー消費量にエネルギー種別排出係数を乗じて算定した。

$$\begin{aligned}\text{エネルギー起源 CO}_2 &= \text{エネルギー消費量} \times \text{炭素集約度 (エネルギー種別排出係数)} \\ &= \text{活動量} \times \text{エネルギー消費原単位} \times \text{炭素集約度 (エネルギー種別排出係数)}\end{aligned}$$

エネルギー起源 CO₂ 以外のガスの排出量は、活動量に排出係数を乗じて算定した。こ
こでの炭素集約度は非エネルギー起源 CO₂ については活動量種別排出係数、その他ガス
についてはこれに地球温暖化係数を乗じたものである。

$$\text{非エネルギー起源 CO}_2 \text{ 及びその他のガス} = \text{活動量} \times \text{炭素集約度}$$

各部門・分野の算定方法を表 3.16 に示す。

表 3.16 エネルギー消費量の算定方法の概要

部門		電力・都市ガスエネルギーの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業	農業は東京都全体の農家一戸当たりの燃料消費量に活動量(農家数)を乗じる。	
	水産業	水産業は島しょ地域のための算定とし、漁業生産量当たりの燃料消費量に漁業生産量を乗じる。	
	建設業	東京都全体の建設業燃料消費量を建築着工床面積で按分する。	
	製造業	■電力:「電力・都市ガス以外」と同様に算定する。 ■都市ガス:工業用都市ガス供給量を計上する。	東京都全体の製造業の業種別燃料消費量を当該市区町村内の業種別製造品出荷額で按分することにより算定する。
民生	家庭	■電力:従量電灯、時間帯別電灯、深夜電力の推計値を積算し算定する。 ■都市ガス:家庭用都市ガス供給量を計上する。	LPG、灯油について、世帯当たりの支出(単身世帯、二人以上世帯を考慮)に、単価、世帯数を乗じることにより算定する。なお、LPG は都市ガスの非普及エリアを考慮する。
	業務	■電力:市区町村内総供給量のうち他の部門での排出量の値を除いた値を計上する。 ■都市ガス:業務用都市ガス供給量を計上する。	東京都全体の建物用途別の床面積当たりの燃料消費量に当該市区町村内の床面積を乗じることにより算出する。床面積は、固定資産の統計、東京都の公有財産等の統計書や、国有財産等資料から推計する。
運輸	自動車	—	東京都で算出した CO ₂ 排出量を基とする。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量を、鉄道会社別駅別乗降者人員で按分し、府中市の分を積算して算定する。	貨物の一部を除き、東京都全体においてディーゼル機関を使用した燃料の消費が殆どないことから、算定の対象としない。
一般廃棄物		—	廃棄物発生量を根拠として算定する。

出典) みどり東京・温暖化防止プロジェクト(オール東京 62 市区町村共同事業)より作成

(2) 温室効果ガス排出量の推移

1) 市域の温室効果ガス排出量

2018（平成 30）年度の本市における温室効果ガス排出量は、2013（平成 25）年度以降最小の 1,076 千 t-CO₂ となっており、2013（平成 25）年度比で 11.1%減少している。

温室効果ガス排出量のガス別内訳は、二酸化炭素が全体の 91%を占め、次いで HFCs が 8.3%となっている。温室効果ガス排出量の 91%を占める二酸化炭素の排出量は、2018（平成 30）年度において 979 千 t-CO₂ となっており、2013（平成 25）年度比で 14.5%減少している。

部門別にみると民生（家庭）部門が 29.0%と最も多く、次いで民生（業務）部門が 28.3%となっている。2013（平成 25）年度からの推移は、その他 6 ガスと廃棄物部門以外の部門で減少している。

その他 6 ガスは HCFCs から HFCs への代替に伴い 2013（平成 25）年度以降増加傾向にある。

表 - 温室効果ガス排出量の内訳（排出係数変動）

	2011 (千tCO ₂)	2012 (千tCO ₂)	2013 (千tCO ₂)	2014 (千tCO ₂)	2015 (千tCO ₂)	2016 (千tCO ₂)	2017 (千tCO ₂)	2018 (千tCO ₂)	2013年度比
産業部門	206	226	233	217	188	201	195	184	▲21.0%
民生(家庭)部門	334	362	363	342	325	324	333	312	▲14.1%
民生(業務)部門	336	360	346	325	317	287	297	305	▲12.1%
運輸部門	211	202	196	195	188	177	175	172	▲12.4%
廃棄物部門	6	5	7	5	6	8	5	7	+7.7%
二酸化炭素 計	1,093	1,156	1,145	1,085	1,024	997	1,005	979	▲14.5%
その他 6 ガス	46	51	65	70	77	83	93	97	+48.8%
合計	1,139	1,207	1,210	1,155	1,102	1,079	1,098	1,076	▲11.1%

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 上記の排出量は小数点以下第一位を四捨五入して表記しているため、合計値等が一致しない場合がある。

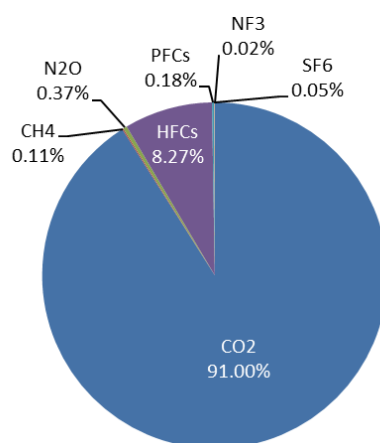


図 3.10 温室効果ガスのガス種別内訳

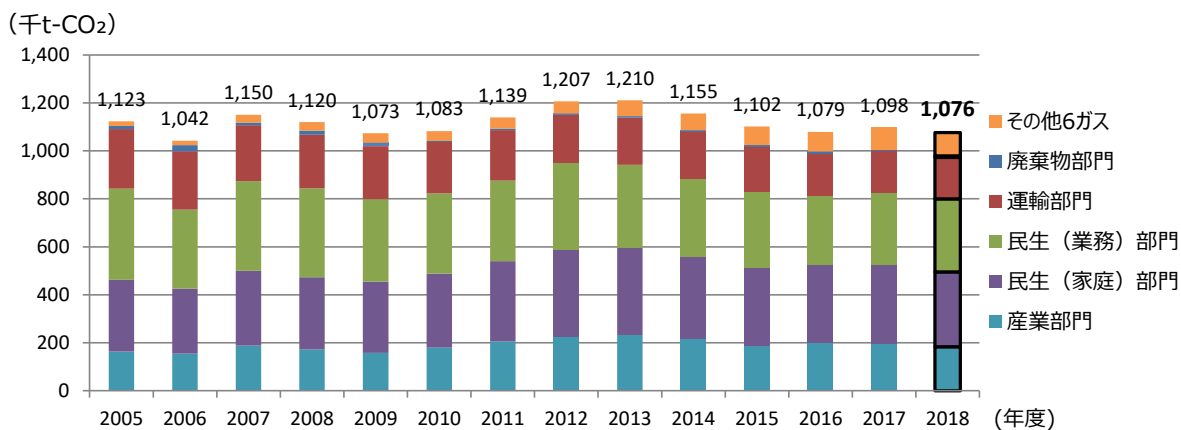


図 3.11 温室効果ガス排出量の推移（排出係数変動）

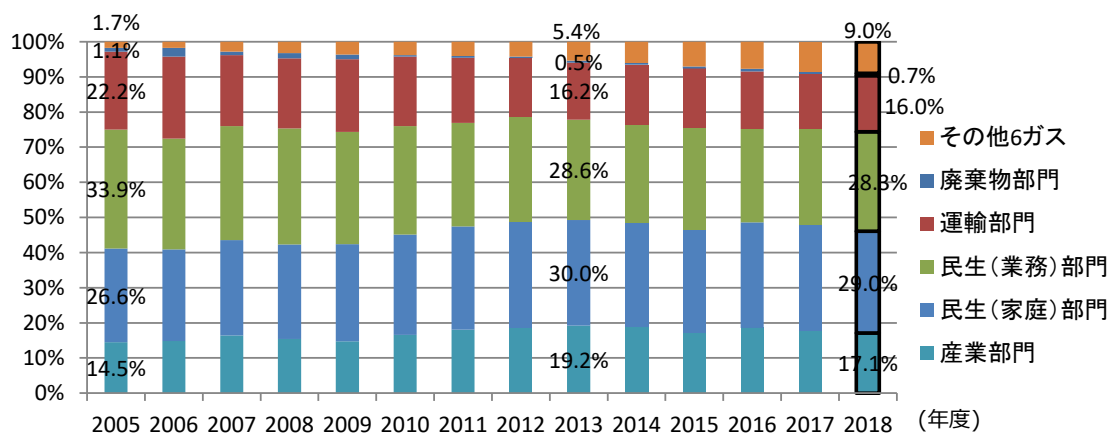


図 3.12 部門別の比率

電力排出係数は、2013(平成 25)年度以降減少傾向であり、2018(平成 30)年度は 0.464kg-CO₂/kWh となっている。

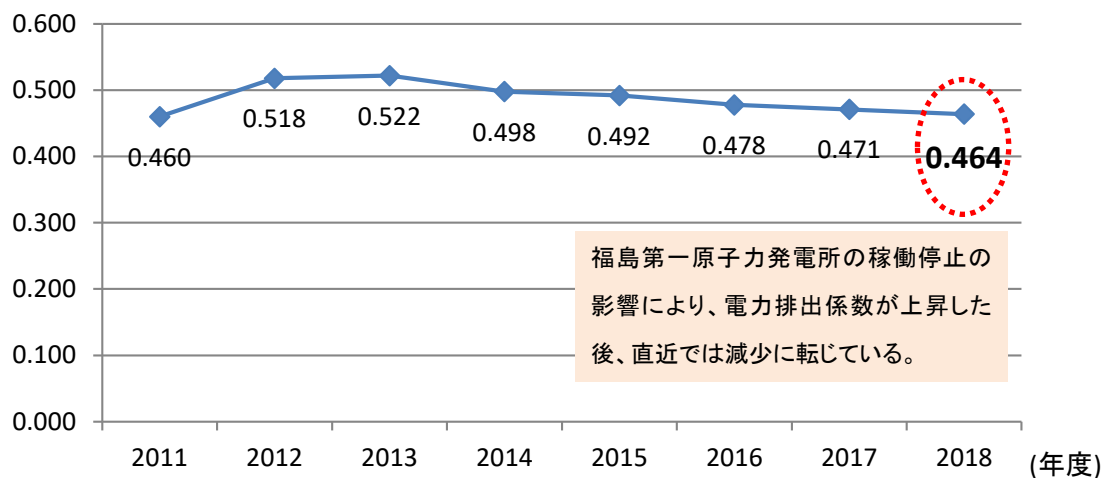


図 3.13 電力排出係数の推移

2) 市有施設の温室効果ガス排出量

本市では、2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までの 5 年間にかけて、第 4 次府中市職員エコ・アクションプランに基づく取組を推進しており、市の全事業拠点の事務及び事業による温室効果ガス排出量、エネルギー消費量を、毎年度府中市エコ・レポートで報告している。2019（令和元）年度における温室効果ガス排出量は、19,752 t-CO₂ となっており、第 4 次府中市職員エコ・アクションプランの基準年度である 2014（平成 26）年度比で約 8.2%減少している。

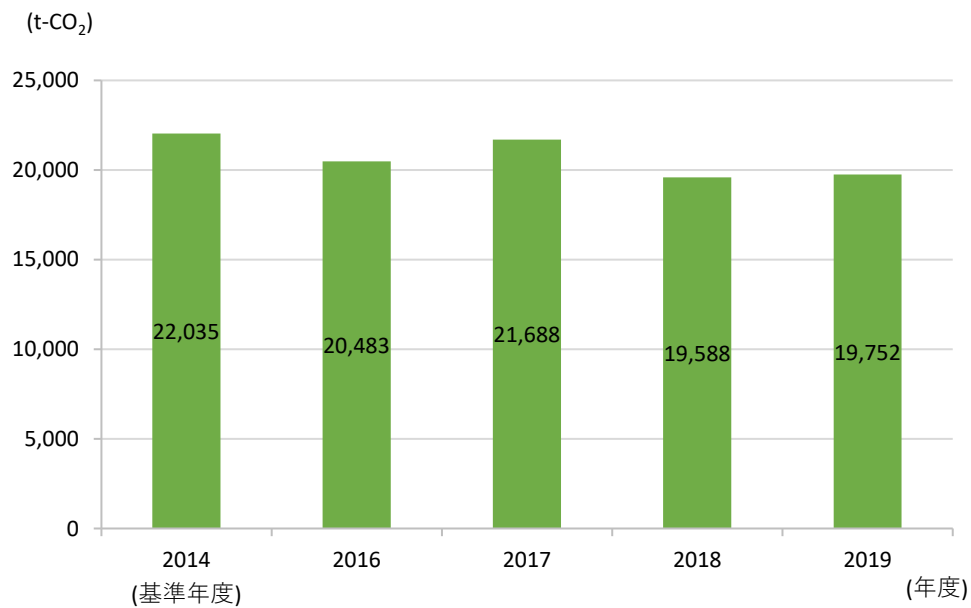


図 3.14 市有施設における温室効果ガス排出量の推移

(3) エネルギー消費量

1) 市域のエネルギー消費量

2018（平成 30）年度の本市におけるエネルギー消費量の推移は、2013（平成 25）年度以降減少傾向にあり、2013（平成 25）年度比で 8.2%の減少、前年度比で 2.5%の減少となっている。

部門別にみると、2013（平成 25）年度比で全ての部門で減少しており、産業部門が 11.7%の減少と最も大きく、次いで運輸部門が 11.3%の減少となっている。

2011（平成 23）年度における東日本大震災後の電力供給状況を踏まえた全国的な節電行動の実施により、エネルギー消費量が大きく減少し、その後も減少傾向が続いている。

表 3.17 部門別のエネルギー消費量

	実績								
	2011 (TJ)	2012 (TJ)	2013 (TJ)	2014 (TJ)	2015 (TJ)	2016 (TJ)	2017 (TJ)	2018 (TJ)	2013 年度比
産業部門	2,272	2,233	2,181	2,096	1,873	1,987	1,985	1,926	▲11.7%
民生(家庭)部門	3,811	3,794	3,787	3,741	3,540	3,608	3,763	3,537	▲6.6%
民生(業務)部門	3,415	3,345	3,239	3,126	3,059	2,909	3,031	3,072	▲5.2%
運輸部門	3,040	2,871	2,728	2,736	2,623	2,484	2,457	2,419	▲11.3%
合計	12,538	12,244	11,935	11,699	11,095	10,988	11,237	10,953	▲8.2%

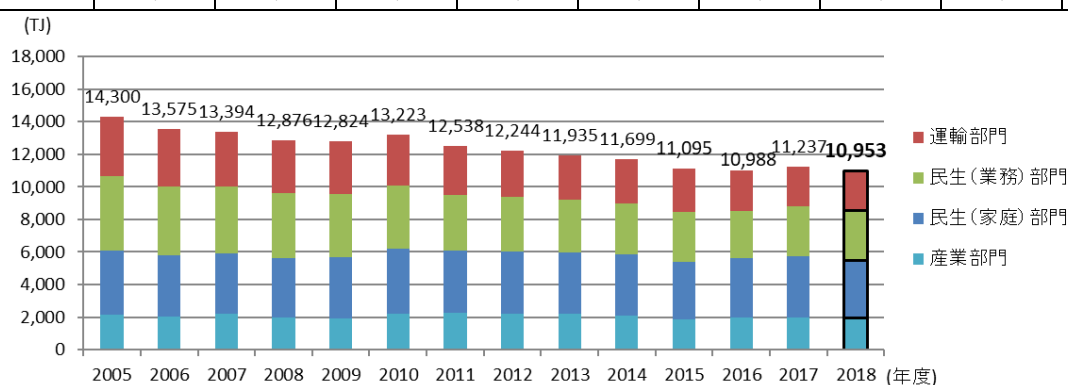


図 3.15 部門別のエネルギー消費量

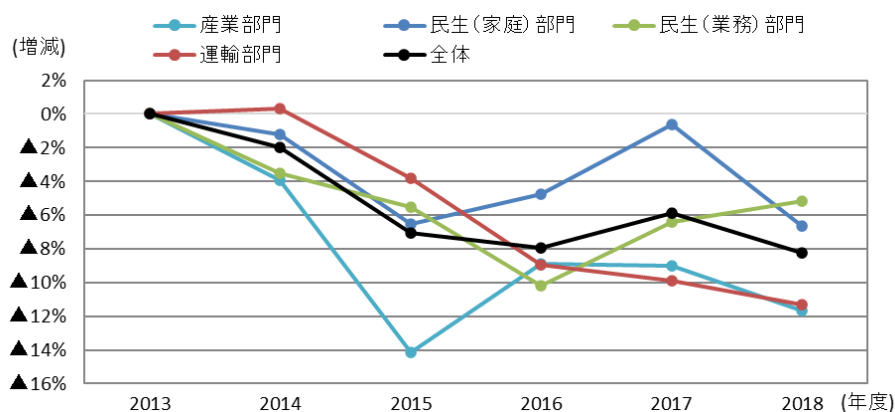


図 3.16 部門別エネルギー消費量の推移（2013（平成 25）年度比）

2) 市有施設のエネルギー消費量

本市の令和元（2019）年度におけるエネルギー消費量（電気及び燃料使用量の原油換算）は、10,372,297 L となっており、第4次府中市職員エコ・アクションプランの基準年度である平成26（2014）年度から、約7.5%減少している。

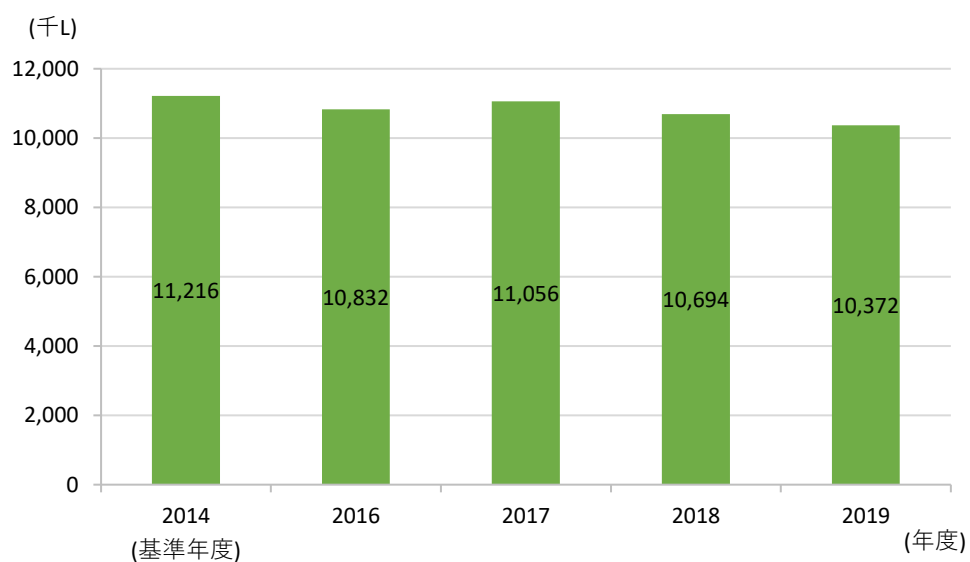


図 3.17 市有施設におけるエネルギー消費量の推移

(4) 各部門の排出・エネルギー特性等の分析

1) 民生(家庭)部門

民生(家庭)部門の1世帯当たり二酸化炭素排出量は、2013(平成25)年度以降減少傾向にあり、2018(平成30)年度は2,526kg-CO₂/世帯と前年度から減少している。

また、1世帯当たりエネルギー消費量は2013(平成25)年度以降減少傾向が続いており、2018(平成30)年度も前年度より減少となった。

1世帯当たり二酸化炭素排出量、1世帯当たりエネルギー消費量ともに2013(平成25)年度以降減少となった。

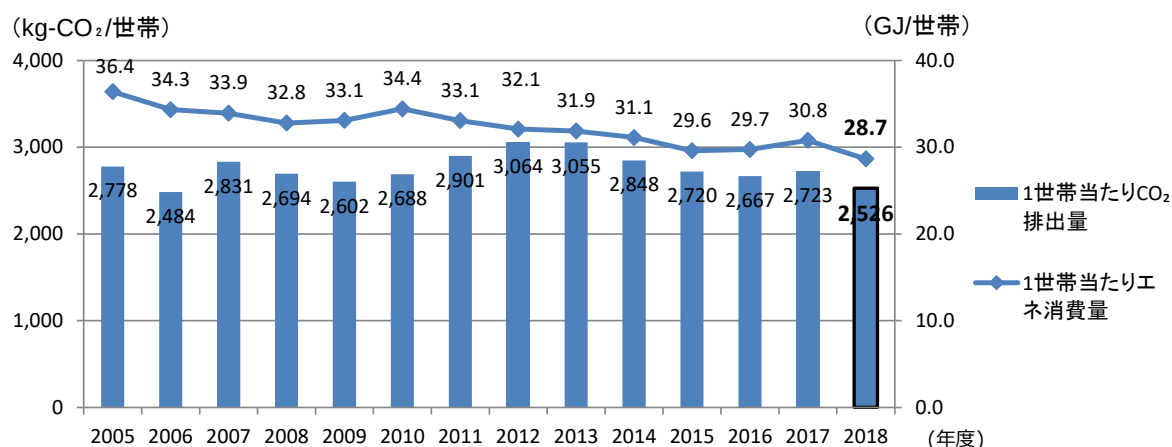
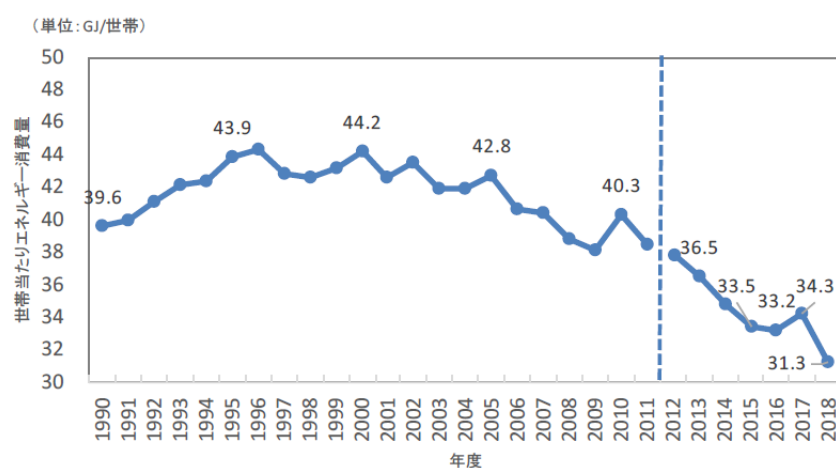


図 3.18 民生(家庭)部門 1世帯当たり二酸化炭素排出量とエネルギー消費量の推移
(排出係数変動)

なお、全国平均の1世帯当たりエネルギー消費量と比較すると、本市は2018(平成30)年度において28.7GJ/世帯となっており、全国平均の31.3GJ/世帯を下回っている。



出典) 2018(平成30)年度温室効果ガス排出量(確報値)について(環境省)

図 3.19 民生(家庭)部門 1世帯当たりのエネルギー消費量の推移(全国)

民生(家庭)部門の活動量である世帯数は、概ね増加傾向にあり、2018(平成30)年度は123,421世帯となっている。

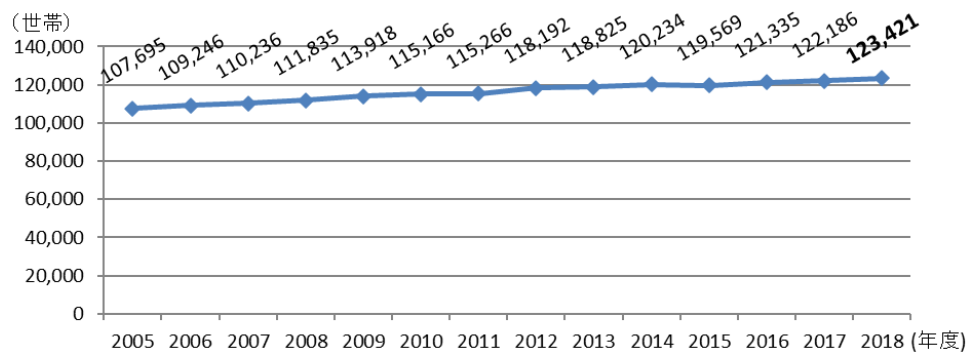


図 3.20 世帯数の推移

2) 民生(業務)部門

2018 年度の業種別の CO₂ 排出量では、事務所ビルが 49%を占め、次いでその他サービス業が 25%となっている。

民生(業務)部門の床面積 100m² 当たり二酸化炭素排出量は、2013 (平成 25) 年度以降 2016 (平成 28) 年度まで減少傾向にあったが、2017 (平成 29) 年度から 2 年連続で増加し、2018 (平成 30) 年度には 8,380kg-CO₂/100m² となっている。

また、床面積 100m² 当たりエネルギー消費量は、2013 (平成 25) 年度以降増減を繰り返している。

業種別の床面積 100m² 当たり二酸化炭素排出量は、2013 (平成 25) 年度以降、その他の卸・小売業、病院医療施設等、その他のサービス業では減少傾向、前述以外の業種では概ね横ばいとなっている。

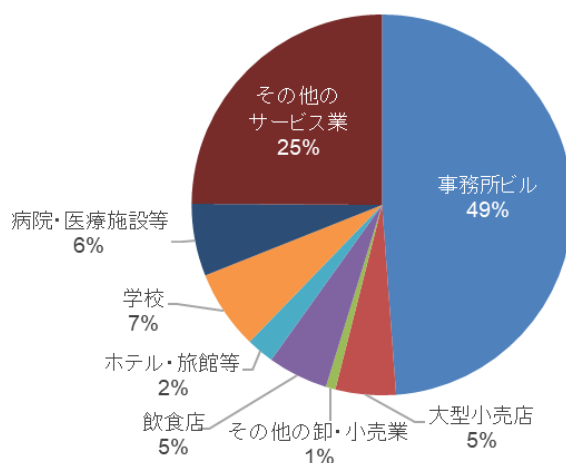


図 3.21 民生(業務)部門 業種別 CO₂ 排出割合(2018 年度)

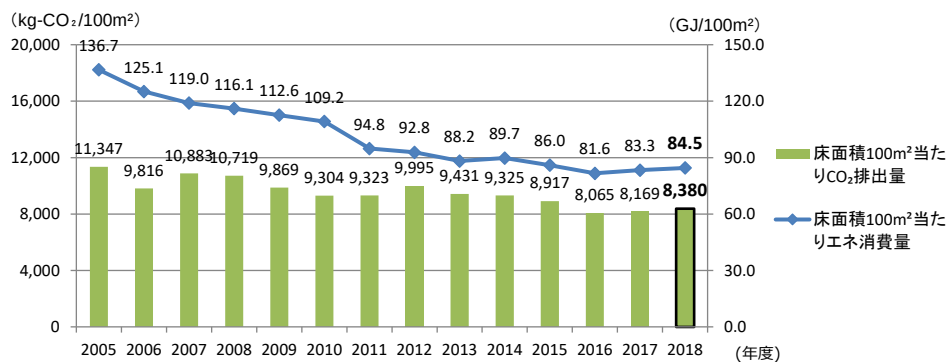


図 3.22 民生（業務）部門 床面積 100m² 当たり二酸化炭素排出量とエネルギー消費量の推移

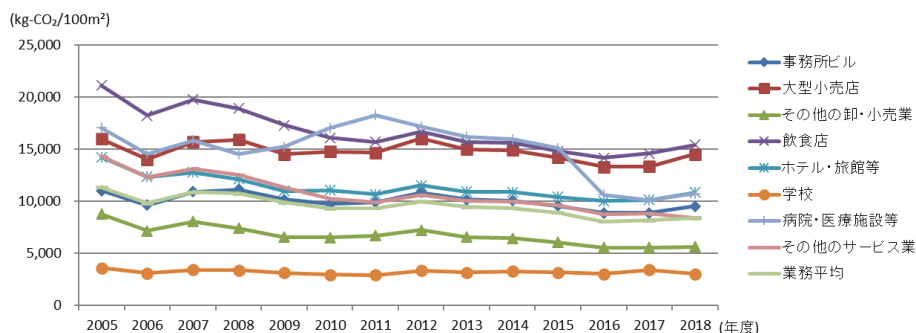
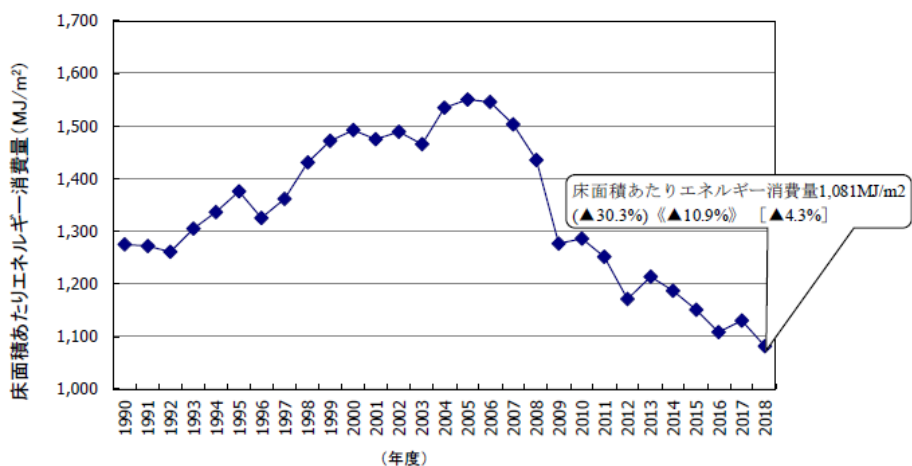


図 3.23 業種別 床面積 100m² 当たり二酸化炭素排出量の推移

なお、全国平均の床面積当たりエネルギー消費量と比較すると、本市は2018(平成30)年度に845MJ/m²となり、全国平均の1,081MJ/m²を21.8%程度下回っており、事業所等における設備・機器の効率化や節電等の省エネルギーの取組が進んでいると考えられる。



※エネルギー消費量は非エネルギー利用分を除く

(2005年度比) (2013年度比) [前年度比]

出典) 2018(平成30)年度温室効果ガス排出量(確報値)について(環境省)

図 3.24 民生（業務）部門 床面積当たりのエネルギー消費量の推移（全国）

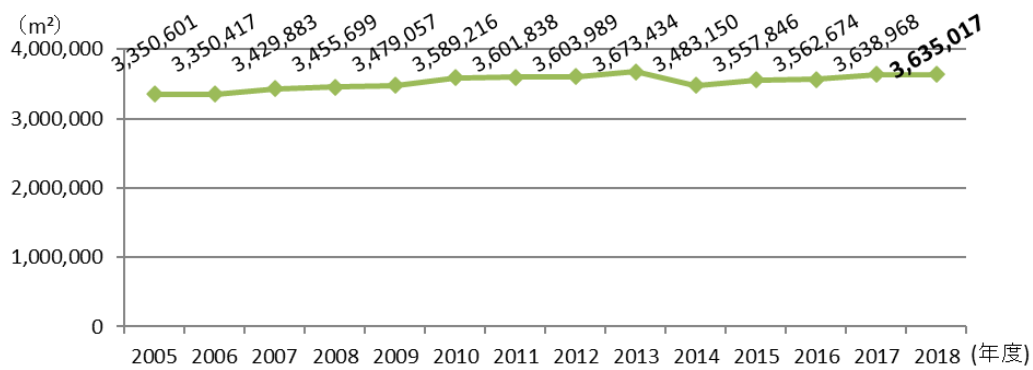


図 3.25 業務系施設床面積の推移

民生（業務）部門の活動量である業務系施設床面積は 2013（平成 25）年度から 2014（平成 26）年度にかけて減少しているものの、その後は微増傾向にあり、2018（平成 30）年度は 3,635,017m² となっている。

3) 産業部門

産業部門のエネルギー消費量は、2013（平成 25）年度以降概ね減少傾向にあり、2018（平成 30）年度は 1,926TJ となった。

本市では産業部門のエネルギー消費量のうち製造業が約 9 割を占める。製造業のエネルギー消費量の内訳は電気機械器具が 5 割以上を占め、次いで食料品が 2 割近くを占める。

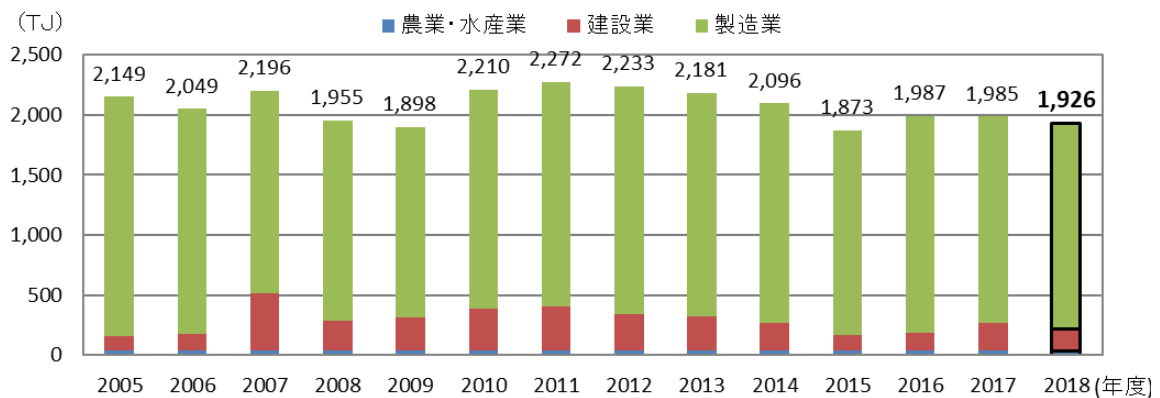


図 3.26 産業部門のエネルギー消費量の推移

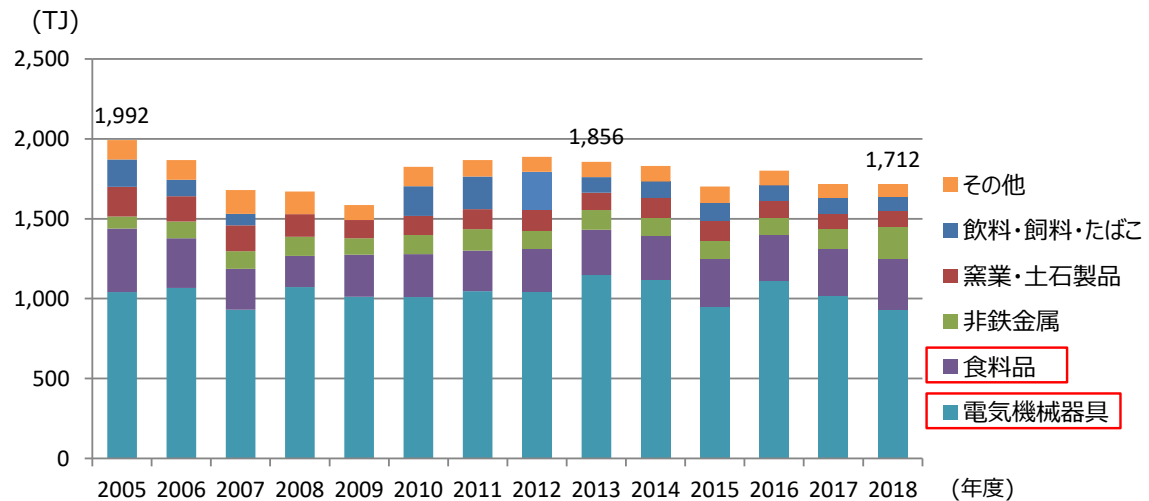


図 3.27 製造業のエネルギー消費量の推移

産業部門の主要な二酸化炭素排出源である製造業におけるエネルギー消費原単位の推移に着目した。製造業部門で、製造出荷額割合が最も大きい電気機械器具業種における製造品出荷額当たりエネルギー消費量の推移は、2016(平成 28)年度に増加に転じたが、その後は微減し、2018(平成 30)年度は 0.149TJ/億円となっている。

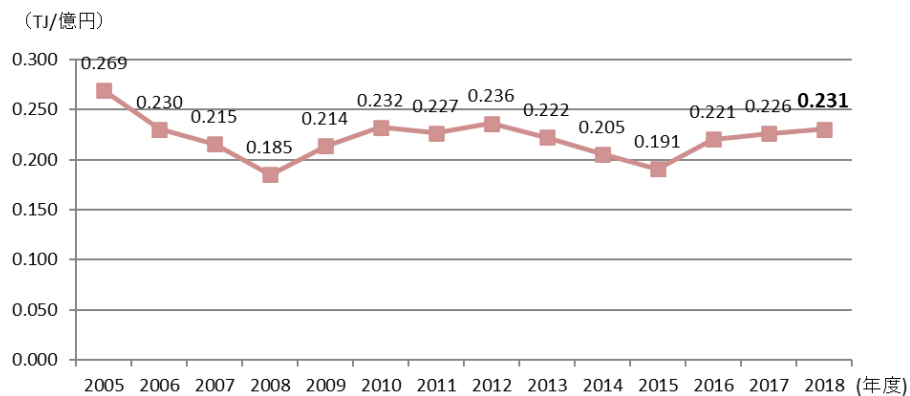


図 3.28 製造品出荷額当たりエネルギー消費量

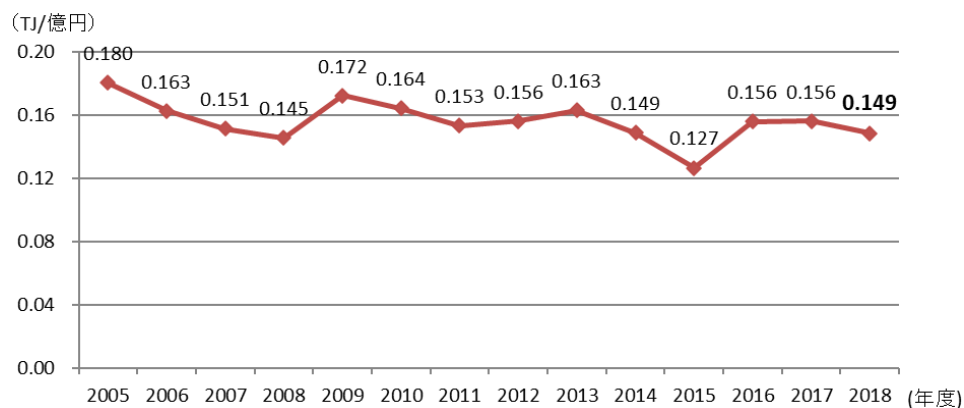


図 3.29 電気機械器具業種 製造品出荷額当たりエネルギー消費量の推移

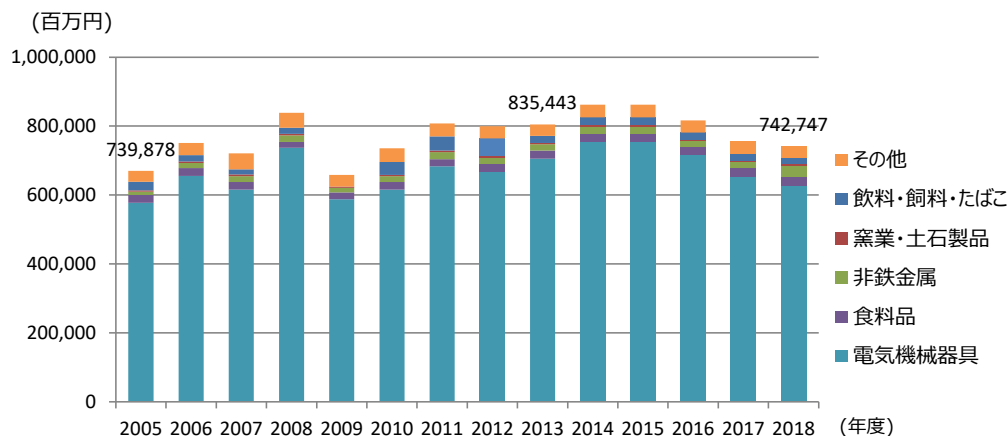


図 3.30 製造品出荷額の推移

4) 運輸部門

運輸部門における二酸化炭素排出の約 9 割を占める自動車のエネルギー消費量の推移に着目すると、概ね減少傾向で推移しており、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度比で 11.9%、前年度比で 1.7%の削減となっている。

このエネルギー削減は自動車単体の燃費向上が要因になっていると考えられる。

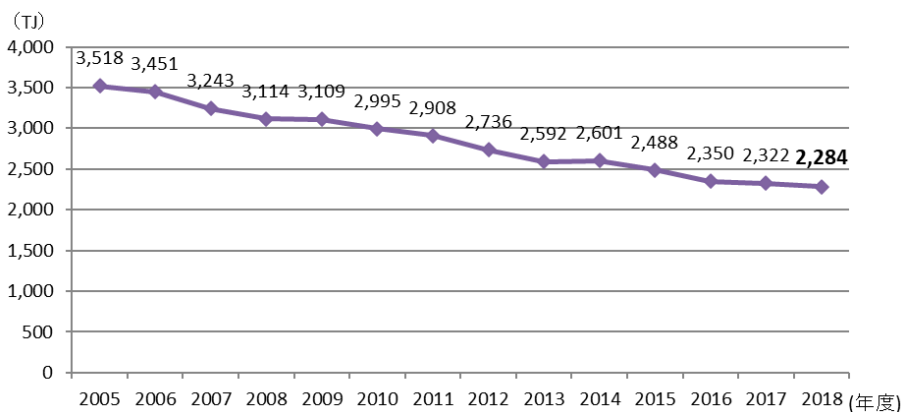
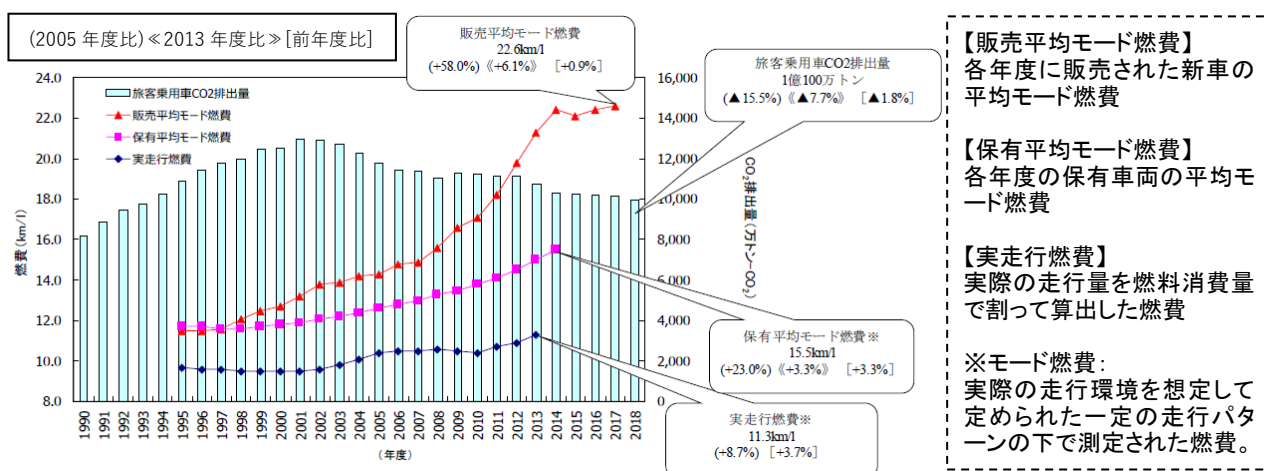


図 3.31 自動車のエネルギー消費量の推移



出典) 2018（平成 30）年度温室効果ガス排出量（確報値）について（環境省）

図 3.32 自動車燃費の推移

(5) 近隣市との比較

オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」のデータを用い、本市と近隣 10 市（立川市、武蔵野市、三鷹市、調布市、国立市、多摩市、小金井市、日野市、国分寺市、稲城市）における温室効果ガス総排出量、部門別二酸化炭素量の増減（2013（平成 25）年度比）を比較した。

1) 温室効果ガス総排出量

温室効果ガス排出総量、市民 1 人当たりの温室効果ガス排出量ともに、本市を含む 11 市全てで、2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度にかけて減少している。

本市の 2018（平成 30）年度における温室効果ガス排出総量は、2013（平成 25）年度比で 11.1%減少しており、日野市、調布市に次ぐ減少率となっている。

表 3.18 温室効果ガス総排出量

	2013 (千 t-CO ₂)	2014 (千 t-CO ₂)	2015 (千 t-CO ₂)	2016 (千 t-CO ₂)	2017 (千 t-CO ₂)	2018 (千 t-CO ₂)	2013 年度比
府中市	1210	1155	1102	1079	1098	1076	▲11.1%
立川市	839	801	764	758	773	769	▲8.3%
武蔵野市	656	636	611	603	600	588	▲10.4%
三鷹市	685	664	636	628	643	654	▲4.5%
調布市	838	793	740	732	758	742	▲11.5%
国立市	286	280	272	266	269	260	▲9.1%
多摩市	790	781	758	749	761	764	▲3.3%
小金井市	352	341	331	329	341	325	▲7.7%
日野市	766	741	695	674	678	646	▲15.7%
国分寺市	376	362	348	339	348	345	▲8.2%
稲城市	328	317	302	299	308	305	▲7.0%

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和 3）年 6 月 8 日時点）を示している。

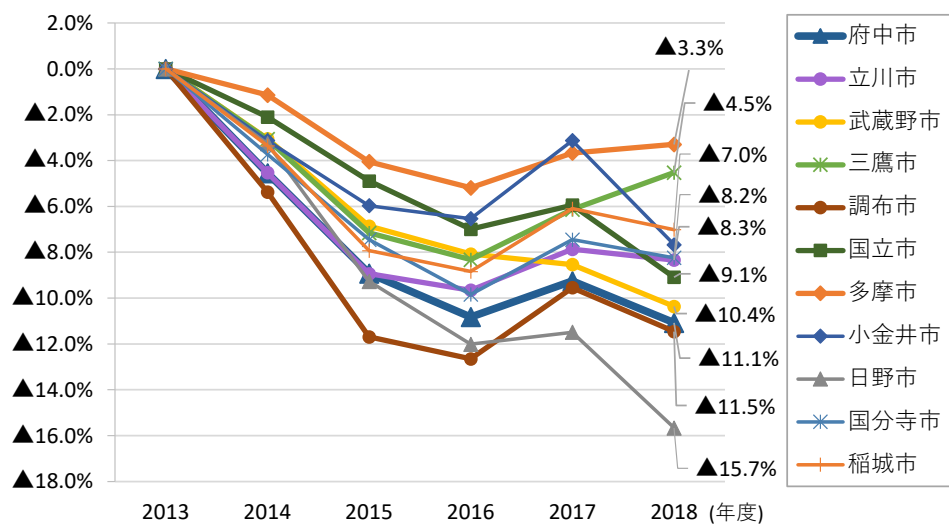


図 3.33 温室効果ガス総排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.19 市民 1 人当たりの温室効果ガス排出量

	2013 (t-CO ₂ /人)	2014 (t-CO ₂ /人)	2015 (t-CO ₂ /人)	2016 (t-CO ₂ /人)	2017 (t-CO ₂ /人)	2018 (t-CO ₂ /人)	2013 年度比
府中市	4.8	4.5	4.3	4.2	4.2	4.1	▲ 13.4%
立川市	4.7	4.5	4.2	4.2	4.2	4.2	▲ 11.1%
武蔵野市	4.7	4.5	4.3	4.2	4.1	4.0	▲ 14.0%
三鷹市	3.8	3.6	3.5	3.4	3.5	3.5	▲ 8.1%
調布市	3.7	3.5	3.3	3.2	3.3	3.2	▲ 15.8%
国立市	3.8	3.8	3.6	3.5	3.6	3.4	▲ 11.1%
多摩市	5.3	5.3	5.1	5.1	5.1	5.1	▲ 4.0%
小金井市	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	▲ 11.0%
日野市	4.3	4.1	3.8	3.7	3.7	3.5	▲ 18.3%
国分寺市	3.2	3.0	2.9	2.8	2.9	2.8	▲ 11.9%
稲城市	3.8	3.7	3.5	3.4	3.4	3.4	▲ 11.5%

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和 3）年 6 月 8 日時点）を示している。

出典）東京都の統計（東京都）、みどり東京・温暖化防止プロジェクト（オール東京 62 市区町村共同事業）より作成

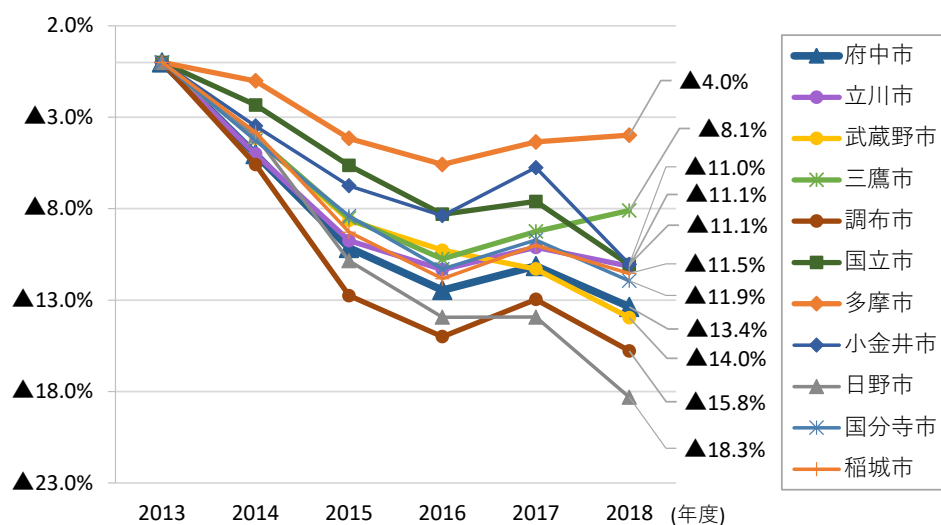


図 3.34 市民 1 人当たりの温室効果ガス排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

2) 産業部門

産業部門では立川市、多摩市、稲城市を除いた 8 市の二酸化炭素排出量が 2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度にかけて減少している。2018（平成 30）年度における本市の二酸化炭素排出量は 2013（平成 25）年度比で 21%減少しており、6 番目の減少率となっている。

製造品出荷額当たりの二酸化炭素排出量は三鷹市を除いた 10 市の二酸化炭素排出量が 2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度にかけて減少しており、2018 年度において本市では 21.5t-CO₂/億円で最小となっている。また、本市の 2018（平成 30）年度における 2013（平成 25）年度比の減少率は 12.6%となっており、6 番目の減少率となっている。

産業部門の排出量に占める農林水産業、建設業、製造業の割合が各市で異なるため、単純な比較は難しいため、参考として、2018（平成 30）年度において比較的製造業の占める割合が高い（三分の二以上）自治体である稲城市、日野市と本市の比較を行う。

2018（平成 30）年度における 2013（平成 25）年度比の二酸化炭素排出量の減少率は稲城市が 0.0%、日野市が 47.9%、本市が 21.0%となっている。2018（平成 30）年度における製造品出荷額は 2013（平成 25）年度比で稲城市が 15.2%増加、日野市が 48.2%、本市が 7.8%減少している。また、2018（平成 30）年度における製造品出荷額当たりの当たりの二酸化炭素排出量は 2013（平成 25）年度比で稲城市が 19.4%、日野市が 5.1%、本市が 12.6%減少している。稲城市は製造品出荷額の増加率が本市より高いことが、産業部門において二酸化炭素排出量の減少率が本市と比較して低くなっている一因と考えられる。一方で、日野市は製造品出荷額の減少率が高いことが、産業部門全体の二酸化炭素排出量の減少率が他市と比較して高くなっている一因と考えられる。

表 3.20 産業部門の二酸化炭素排出量

	2013 (千 t-CO ₂)	2014 (千 t-CO ₂)	2015 (千 t-CO ₂)	2016 (千 t-CO ₂)	2017 (千 t-CO ₂)	2018 (千 t-CO ₂)	2013 年度比
府中市	233	217	188	201	195	184	▲21.0%
立川市	48	55	43	39	41	48	0.0%
武蔵野市	39	14	12	13	12	15	▲61.5%
三鷹市	46	40	33	21	26	20	▲56.5%
調布市	48	38	33	36	39	37	▲22.9%
国立市	11	10	10	8	10	9	▲18.2%
多摩市	17	13	12	10	14	22	29.4%
小金井市	14	16	11	10	19	10	▲28.6%
日野市	217	224	195	199	154	113	▲47.9%
国分寺市	16	15	18	15	14	15	▲6.3%
稲城市	38	40	37	35	34	38	0.0%

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

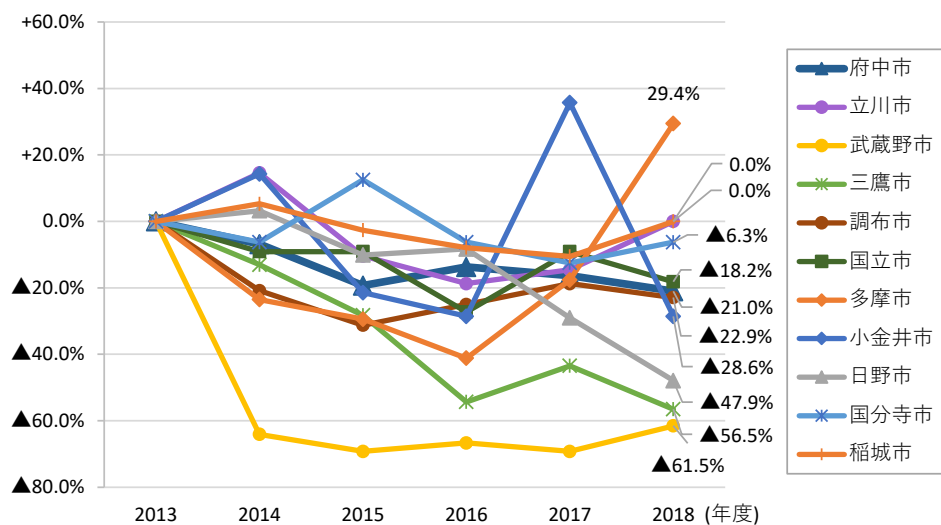


図 3.35 産業部門の二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.21 製造品出荷額の推移

	2013 (万円)	2014 (万円)	2015 (万円)	2016 (万円)	2017 (万円)	2018 (万円)	2013 年度比
府中市	83,544,304	89,165,922	76,961,733	84,820,382	78,623,456	77,049,539	▲7.8%
立川市	6,518,096	8,193,097	10,636,589	9,578,890	9,127,051	9,884,101	51.6%
武蔵野市	1,308,042	611,038	828,829	452,642	564,145	513,001	▲60.8%
三鷹市	9,856,079	9,467,438	3,241,981	2,977,149	3,232,075	3,152,523	▲68.0%
調布市	4,938,386	5,005,639	5,183,319	4,527,576	4,730,925	4,879,952	▲1.2%
国立市	372,939	389,759	422,199	409,745	479,613	405,058	2.6%
多摩市	2,374,884	2,266,063	3,291,508	2,401,957	2,457,919	2,312,701	▲2.6%
小金井市	553,163	469,779	636,106	395,001	382,315	388,718	▲29.7%
日野市	70,410,257	78,011,391	81,057,470	80,062,123	55,956,108	36,507,407	▲48.2%
国分寺市	2,081,474	2,227,262	1,833,702	1,662,151	1,784,411	1,950,607	▲6.3%
稲城市	2,487,649	2,606,704	2,929,603	2,978,392	2,947,620	2,865,057	15.2%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

出典）工業統計調査（経済産業省）より作成

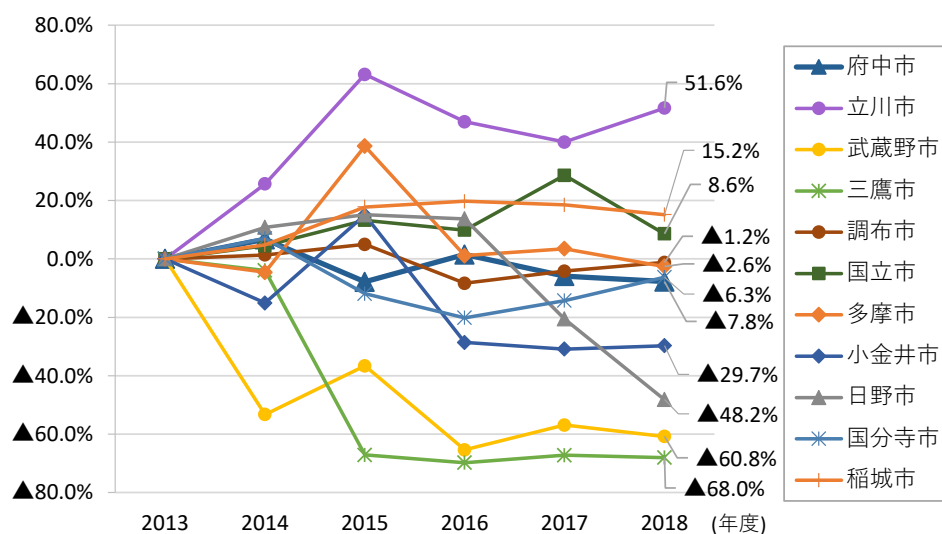


図 3.36 製造品出荷額の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.22 産業部門（製造業） 製造品出荷額当たりの製造業の二酸化炭素排出量の推移

	2013 (t-CO ₂ /億円)	2014 (t-CO ₂ /億円)	2015 (t-CO ₂ /億円)	2016 (t-CO ₂ /億円)	2017 (t-CO ₂ /億円)	2018 (t-CO ₂ /億円)	2013 年度比
府中市	24.7	21.9	22.6	21.8	21.9	21.5	▲12.6%
立川市	38.4	30.5	24.4	28.2	30.7	27.3	▲28.8%
武蔵野市	221.7	81.8	48.3	88.4	70.9	58.5	▲73.6%
三鷹市	25.4	23.2	61.7	30.2	30.9	25.4	0.0%
調布市	44.5	42.0	40.5	44.2	44.4	43.0	▲3.4%
国立市	107.3	102.6	94.7	122.0	104.3	98.8	▲7.9%
多摩市	29.5	22.1	15.2	25.0	24.4	21.6	▲26.7%
小金井市	126.5	85.1	62.9	101.3	78.5	51.5	▲59.3%
日野市	27.1	24.9	22.7	23.5	24.3	25.7	▲5.1%
国分寺市	28.8	22.4	27.3	30.1	28.0	25.6	▲11.1%
稲城市	112.6	107.4	99.0	100.7	95.0	90.7	▲19.4%

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

出典）工業統計調査（経済産業省）、みどり東京・温暖化防止プロジェクト（オール東京62市区町村共同事業）より作成

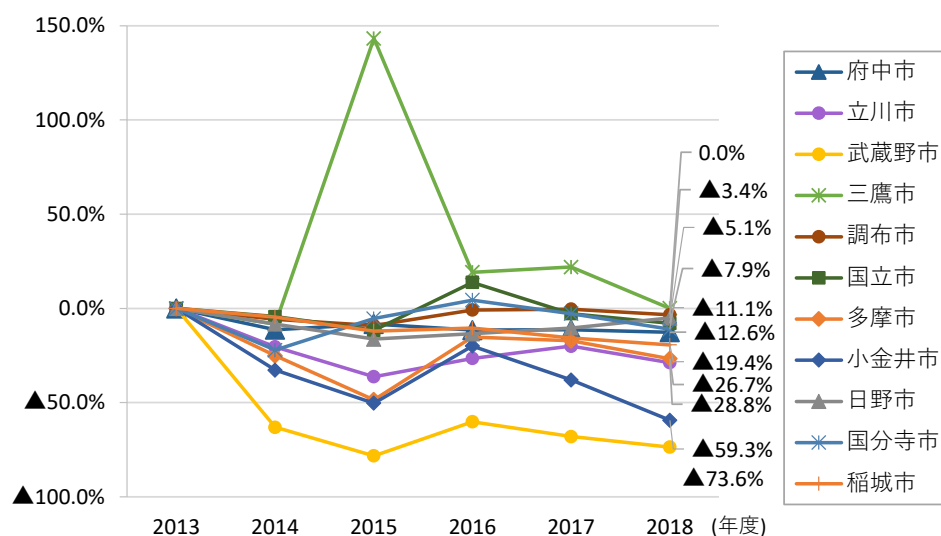


図 3.37 産業部門（製造業） 製造品出荷額当たりの二酸化炭素排出量の増減率
(2013（平成25）年度比)

3) 民生(家庭)部門

民生(家庭)部門では、11市全てが2013(平成25)年度以降、概ね減少傾向である。2018(平成30)年度における本市の二酸化炭素排出量は、2013(平成25)年度比で14.0%減少しており、国立市、多摩市、日野市に次いで4番目の減少率となっている。

1世帯当たりの二酸化炭素排出量は民生(家庭)部門の排出量と同様に11市全てで概ね減少傾向にあり、2018年度において本市では2.49 t-CO₂/世帯と多摩市(2.39 t-CO₂/世帯)、日野市(2.44 t-CO₂/世帯)、調布市(2.46 t-CO₂/世帯)に次ぐ少なさとなっている。また、本市の2018(平成30)年度における2013(平成25)年度比の減少率は18.6%となっており、国立市、日野市、多摩市に次ぐ4番目の減少率となっている。

2018(平成30)年度における2013(平成25)年度比の二酸化炭素排出量の減少率が最大の国立市(15.5%)と最小の稲城市(11.1%)と本市(14.0%)を比較する。2018(平成30)年度における世帯数は2013(平成25)年度比で国立市が6.2%、稲城市が8.8%、本市が5.6%増加している。また、2018(平成30)年度における1世帯当たりの二酸化炭素排出量は2013(平成25)年度比で国立市が20.4%、稲城市が18.3%、本市が18.6%減少している。国立市は世帯数の増加率が本市より高いものの、1世帯当たりの二酸化炭素排出量の減少率が高いため、民生(家庭)部門において二酸化炭素排出量の減少率が本市と比較して高くなっていると考えられる。一方で、稲城市は世帯数の増加率が本市より高く、かつ1世帯当たりの二酸化炭素排出量の減少率が低いことが、民生(家庭)部門において二酸化炭素排出量の減少率が本市と比較して低くなっている要因と考えられる。

表 3.23 民生（家庭）部門の二酸化炭素排出量

	2013 (千 t-CO ₂)	2014 (千 t-CO ₂)	2015 (千 t-CO ₂)	2016 (千 t-CO ₂)	2017 (千 t-CO ₂)	2018 (千 t-CO ₂)	2013 年度比
府中市	363	342	325	324	333	312	▲14.0%
立川市	260	245	233	230	238	227	▲12.7%
武蔵野市	232	220	212	210	215	203	▲12.5%
三鷹市	272	256	244	242	251	237	▲12.9%
調布市	332	313	299	298	307	292	▲12.0%
国立市	116	109	102	100	103	98	▲15.5%
多摩市	202	191	180	178	183	172	▲14.9%
小金井市	176	167	158	158	164	154	▲12.5%
日野市	252	235	224	222	229	216	▲14.3%
国分寺市	181	172	162	162	167	160	▲11.6%
稲城市	117	110	105	104	108	104	▲11.1%

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

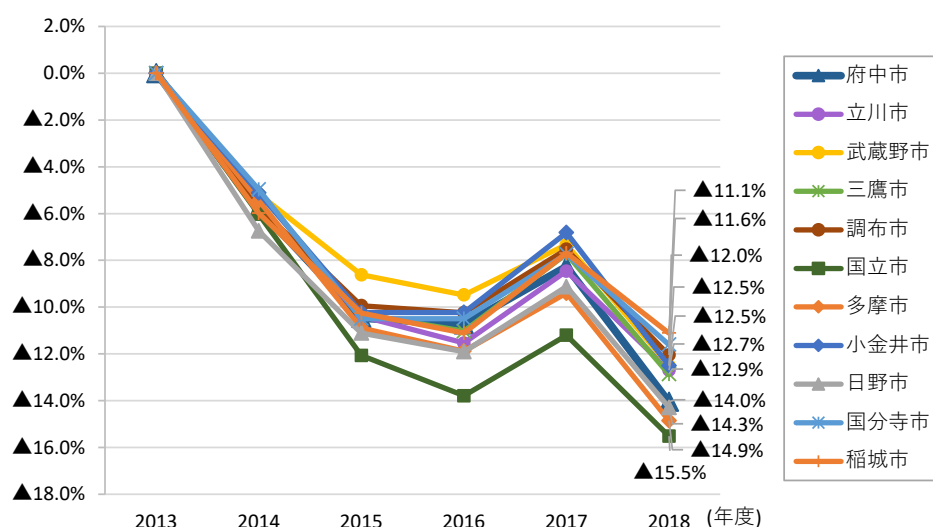


図 3.38 民生（家庭）部門の二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.24 世帯数の推移

	2013 (世帯)	2014 (世帯)	2015 (世帯)	2016 (世帯)	2017 (世帯)	2018 (世帯)	2013 年度比
府中市	118,429	119,640	121,495	122,656	123,648	125,060	5.6%
立川市	85,148	86,162	87,091	88,650	89,838	91,270	7.2%
武蔵野市	73,085	73,913	74,684	75,240	75,921	76,765	5.0%
三鷹市	89,381	90,283	90,742	91,928	92,951	93,665	4.8%
調布市	110,610	111,273	112,992	115,223	117,099	118,804	7.4%
国立市	35,532	35,771	36,368	36,815	37,179	37,728	6.2%
多摩市	68,176	68,528	69,312	70,327	71,114	71,851	5.4%
小金井市	56,828	57,356	58,011	58,829	59,548	60,367	6.2%
日野市	82,906	84,008	85,408	86,257	87,444	88,402	6.6%
国分寺市	56,351	56,960	57,511	58,019	58,844	60,111	6.7%
稲城市	36,755	37,184	37,780	38,809	39,487	39,991	8.8%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

出典）東京都の統計（東京都）より作成

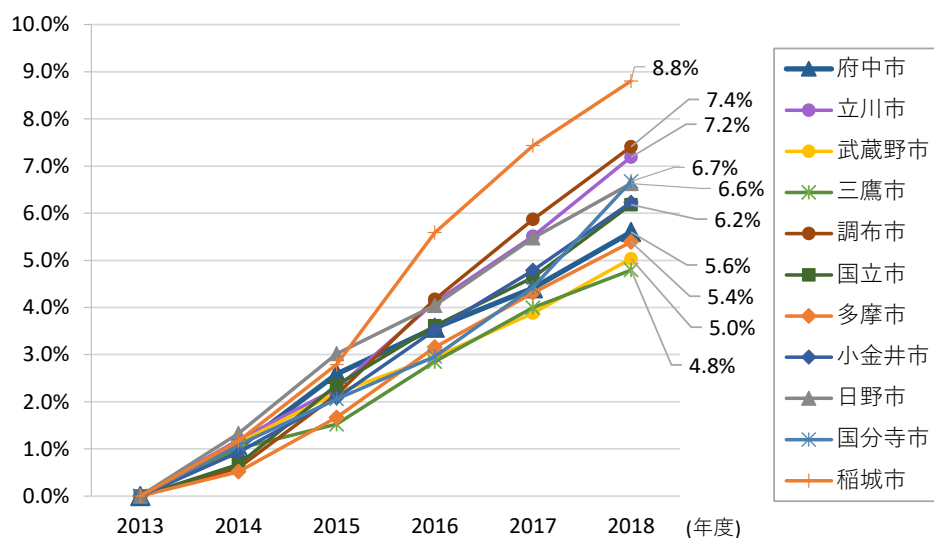


図 3.39 世帯数の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.25 民生（家庭）部門 1世帯当たりの二酸化炭素排出量の推移

	2013 (t-CO ₂ /世帯)	2014 (t-CO ₂ /世帯)	2015 (t-CO ₂ /世帯)	2016 (t-CO ₂ /世帯)	2017 (t-CO ₂ /世帯)	2018 (t-CO ₂ /世帯)	2013 年度比
府中市	3.07	2.86	2.68	2.64	2.69	2.49	▲18.6%
立川市	3.05	2.84	2.68	2.59	2.65	2.49	▲18.5%
武蔵野市	3.17	2.98	2.84	2.79	2.83	2.64	▲16.7%
三鷹市	3.04	2.84	2.69	2.63	2.70	2.53	▲16.9%
調布市	3.00	2.81	2.65	2.59	2.62	2.46	▲18.1%
国立市	3.26	3.05	2.80	2.72	2.77	2.60	▲20.4%
多摩市	2.96	2.79	2.60	2.53	2.57	2.39	▲19.2%
小金井市	3.10	2.91	2.72	2.69	2.75	2.55	▲17.6%
日野市	3.04	2.80	2.62	2.57	2.62	2.44	▲19.6%
国分寺市	3.21	3.02	2.82	2.79	2.84	2.66	▲17.1%
稲城市	3.18	2.96	2.78	2.68	2.74	2.60	▲18.3%

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

出典）東京都の統計（東京都）、みどり東京・温暖化防止プロジェクト（オール東京 62 市区町村共同事業）より作成

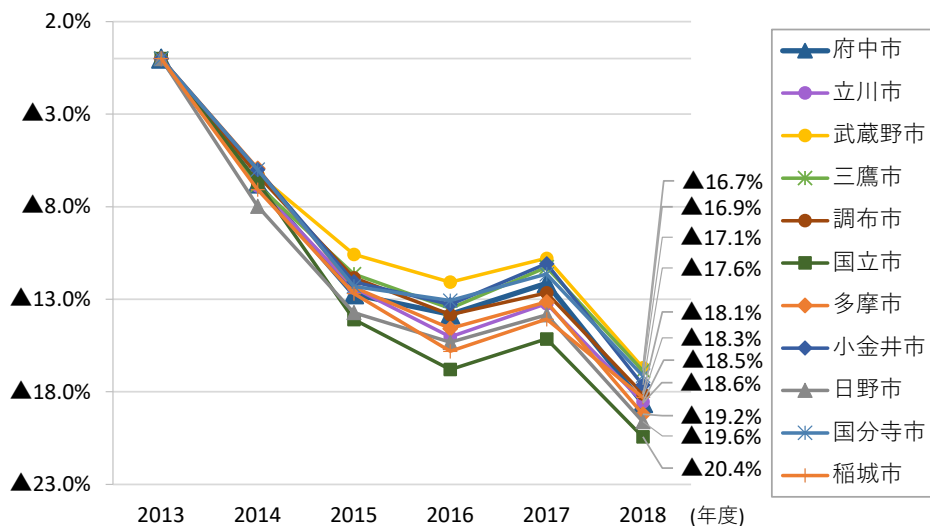


図 3.40 民生（家庭）部門 1世帯当たりの二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

4) 民生(業務)部門

民生(業務)部門では、三鷹市、多摩市、日野市を除いた 8 市の二酸化炭素排出量が 2013 (平成 25) 年度から 2018 (平成 30) 年度にかけて減少している。2018 (平成 30) 年度における本市の二酸化炭素排出量は、2013 (平成 25) 年度比で 11.8%減少しており、調布市、立川市、稲城市に次いで 4 番目の減少率となっている。

延床面積当たりの二酸化炭素排出量は、三鷹市と日野市を除いた 9 市で概ね減少傾向となっており、2018 (平成 30) 年度において本市は 36.8 t-CO₂/千 m²と 6 番目の少なさとなっている。また、本市の 2018 (平成 30) 年度における 2013 (平成 25) 年度比の減少率は 15.1%となっており、調布市、立川市、稲城市に次ぐ 4 番目の減少率となっている。

2018 (平成 30) 年度における 2013 (平成 25) 年度比の二酸化炭素排出量の減少率が最大の調布市 (18.4%) と増加率が最大の日野市 (23.2%) と本市 (11.8%減少) を比較する。2018 (平成 30) 年度における延床面積は 2013 (平成 25) 年度比で調布市が 4.8%、日野市が 11.1%、本市が 3.8%増加している。また、2018 (平成 30) 年度における延床面積当たりの二酸化炭素排出量は 2013 (平成 25) 年度比で調布市が 22.1%減少、日野市が 10.8%増加、本市が 15.1%減少している。調布市については、延床面積の増加率が本市より高いものの、延床面積当たりの二酸化炭素排出量の減少率が本市より高いため、民生(業務)部門における二酸化炭素排出量の減少率が本市と比較して高くなっていると考えられる。一方で、日野市は延床面積の増加率、延床面積当たりの二酸化炭素排出量ともに増加しているため、民生(業務)部門における二酸化炭素排出量増加していると考えられる。

表 3.26 民生（業務）部門の二酸化炭素排出量の推移

	2013 (千 t-CO ₂)	2014 (千 t-CO ₂)	2015 (千 t-CO ₂)	2016 (千 t-CO ₂)	2017 (千 t-CO ₂)	2018 (千 t-CO ₂)	2013 年度比
府中市	346	325	317	287	297	305	▲11.8%
立川市	366	332	320	323	323	321	▲12.3%
武蔵野市	254	257	251	243	230	233	▲8.3%
三鷹市	226	221	218	230	228	255	12.8%
調布市	261	242	214	210	216	213	▲18.4%
国立市	83	82	82	82	79	78	▲6.0%
多摩市	392	394	385	386	385	393	0.3%
小金井市	96	90	94	95	89	92	▲4.2%
日野市	95	73	67	51	86	117	23.2%
国分寺市	100	93	90	89	90	90	▲10.0%
稲城市	92	86	80	79	82	81	▲12.0%

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

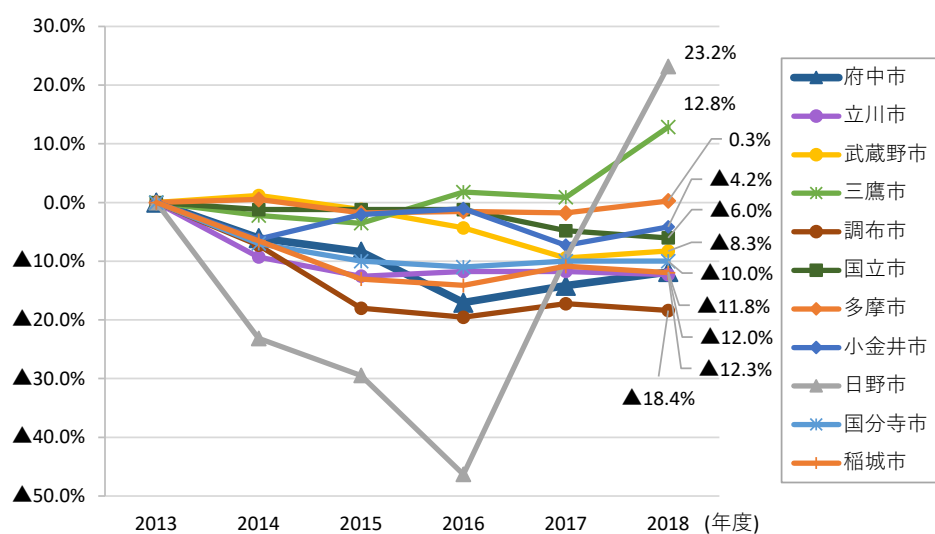


図 3.41 民生（業務）部門の二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.27 延床面積の推移

	2013 (㎡)	2014 (㎡)	2015 (㎡)	2016 (㎡)	2017 (㎡)	2018 (㎡)	2013 年度比
府中市	7,985,628	8,121,898	8,005,866	8,156,624	8,209,127	8,290,430	3.8%
立川市	5,704,177	5,724,024	5,852,545	5,882,951	6,134,936	6,230,531	9.2%
武蔵野市	4,671,625	4,757,041	4,852,860	4,877,864	4,905,359	4,938,050	5.7%
三鷹市	4,096,616	4,170,240	4,223,499	4,215,904	4,302,377	4,309,908	5.2%
調布市	5,781,520	5,767,500	5,849,450	5,943,718	6,014,082	6,057,203	4.8%
国立市	2,028,794	2,032,984	2,062,353	2,123,957	2,135,083	2,155,951	6.3%
多摩市	5,629,280	5,850,437	5,865,519	5,912,999	5,969,069	6,014,761	6.8%
小金井市	2,176,546	2,222,087	2,233,327	2,272,668	2,296,201	2,307,899	6.0%
日野市	4,464,917	4,543,537	4,586,057	4,707,991	4,925,629	4,961,549	11.1%
国分寺市	2,582,579	2,596,403	2,615,200	2,622,653	2,632,988	2,669,027	3.3%
稲城市	2,248,111	2,272,330	2,312,446	2,342,334	2,409,684	2,447,768	8.9%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

出典）固定資産の価格等の概要調査（総務省）より作成

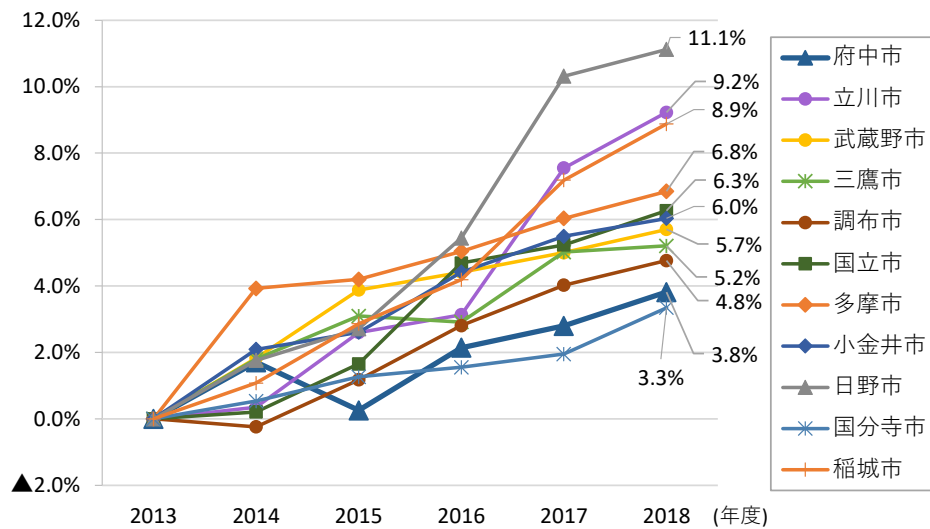


図 3.42 延床面積の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.28 民生（業務）部門 延床面積当たりの二酸化炭素排出量の推移

	2013 (t-CO ₂ /千㎡)	2014 (t-CO ₂ /千㎡)	2015 (t-CO ₂ /千㎡)	2016 (t-CO ₂ /千㎡)	2017 (t-CO ₂ /千㎡)	2018 (t-CO ₂ /千㎡)	2013 年度比
府中市	43.3	40.0	39.6	35.2	36.2	36.8	▲15.1%
立川市	64.2	58.0	54.7	54.9	52.6	51.5	▲19.7%
武蔵野市	54.4	54.0	51.7	49.8	46.9	47.2	▲13.2%
三鷹市	55.2	53.0	51.6	54.6	53.0	59.2	7.2%
調布市	45.1	42.0	36.6	35.3	35.9	35.2	▲22.1%
国立市	40.9	40.3	39.8	38.6	37.0	36.2	▲11.6%
多摩市	69.6	67.3	65.6	65.3	64.5	65.3	▲6.2%
小金井市	44.1	40.5	42.1	41.8	38.8	39.9	▲9.6%
日野市	21.3	16.1	14.6	10.8	17.5	23.6	10.8%
国分寺市	38.7	35.8	34.4	33.9	34.2	33.7	▲12.9%
稲城市	40.9	37.8	34.6	33.7	34.0	33.1	▲19.1%

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

出典）固定資産の価格等の概要調査（総務省）、みどり東京・温暖化防止プロジェクト（オール東京 62 市区町村
共同事業）より作成

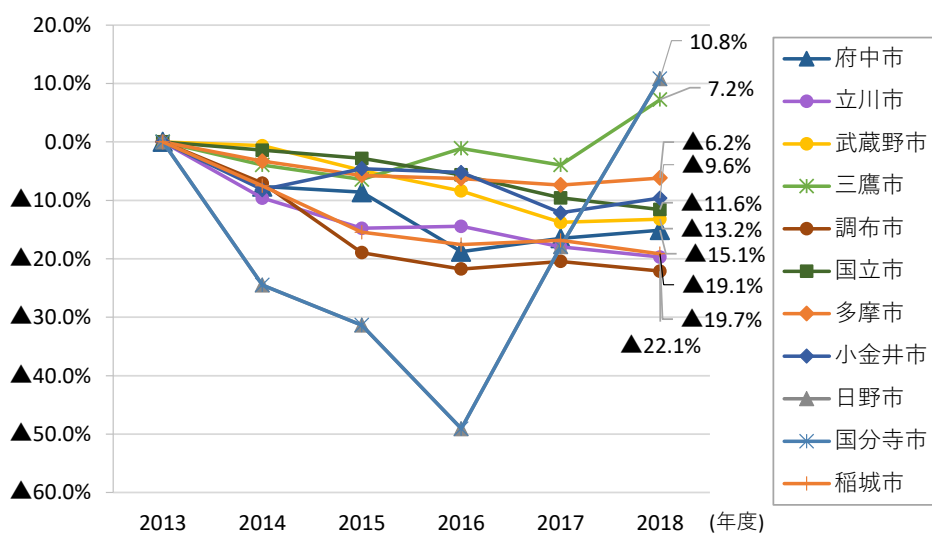


図 3.43 民生（業務）部門 延床面積当たりの二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

5) 運輸部門

運輸部門では 11 市全てが 2013（平成 25）年度以降概ね減少傾向にある。2018（平成 30）年度における本市の二酸化炭素排出量は、2013（平成 25）年度比で 12.2%減少しているものの、減少率は稲城市に次ぐ 2 番目に低いものとなっている。

自動車保有車両数当たりの二酸化炭素排出量は運輸部門の排出量と同様に 11 市全てで概ね減少傾向にあり、2018 年度において本市では 2.27 t-CO₂/台と多摩市（2.28 t-CO₂/台）に次ぐ排出量となっている。また、本市の 2018（平成 30）年度における 2013（平成 25）年度比の減少率は 10.0%となっており、11 市で最も小さくなっている。

2018（平成 30）年度における 2013（平成 25）年度比の二酸化炭素排出量の減少率が最大の武蔵野市（19.5%）と本市（12.2%減少）を比較する。2018（平成 30）年度における自動車保有車両数は 2013（平成 25）年度比で武蔵野市が 3.1%、本市が 2.7%増加している。また、2018（平成 30）年度における自動車保有車両数当たりの二酸化炭素排出量は 2013（平成 25）年度比で武蔵野市が 21.5%、本市が 10.0%減少している。武蔵野市は、自動車保有車両数の減少率、自動車保有車両数当たりの二酸化炭素排出量の減少率ともに本市より高いため、運輸部門における二酸化炭素排出量の減少率が本市と比較して高くなっていると考えられる。

表 3.29 運輸部門の二酸化炭素排出量の推移

	2013 (千 t-CO ₂)	2014 (千 t-CO ₂)	2015 (千 t-CO ₂)	2016 (千 t-CO ₂)	2017 (千 t-CO ₂)	2018 (千 t-CO ₂)	2013 年度比
府中市	196	195	188	177	175	172	▲12.2%
立川市	104	103	97	89	88	89	▲14.4%
武蔵野市	82	80	77	69	68	66	▲19.5%
三鷹市	95	97	91	81	80	77	▲18.9%
調布市	140	140	134	123	122	119	▲15.0%
国立市	56	55	53	49	48	47	▲16.1%
多摩市	125	124	116	110	108	103	▲17.6%
小金井市	42	42	40	36	35	34	▲19.0%
日野市	147	146	139	131	129	127	▲13.6%
国分寺市	50	49	47	43	42	41	▲18.0%
稲城市	58	57	54	54	52	51	▲12.1%

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

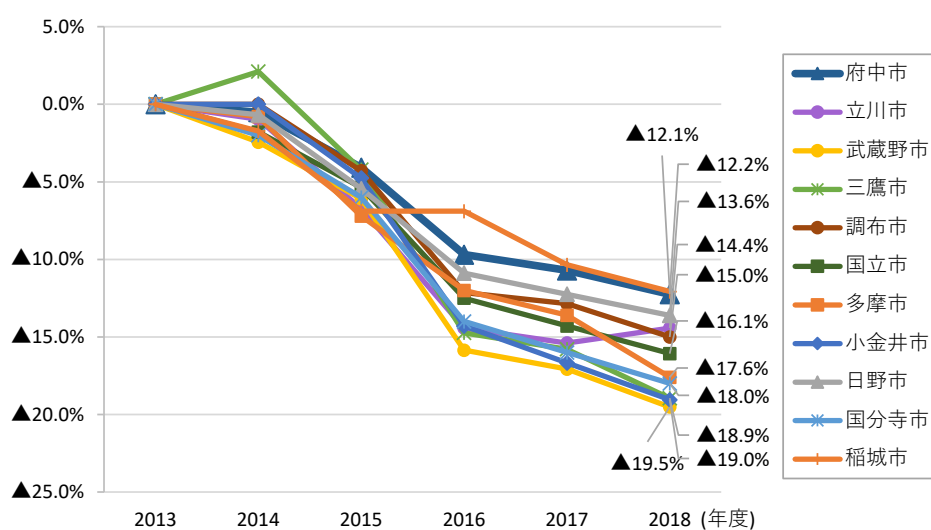


図 3.44 運輸部門の二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.30 自動車保有車両数の推移

	2013 (台)	2014 (台)	2015 (台)	2016 (台)	2017 (台)	2018 (台)	2013 年度比
府中市	70,080	69,184	68,918	68,593	68,710	68,175	▲2.7%
立川市	57,679	56,951	56,757	56,850	56,643	56,245	▲2.5%
武蔵野市	29,285	28,987	28,734	28,717	28,582	28,374	▲3.1%
三鷹市	44,679	44,406	44,113	44,104	43,978	43,688	▲2.2%
調布市	55,845	55,439	55,112	55,120	55,019	54,743	▲2.0%
国立市	20,983	20,760	20,689	20,623	20,607	20,521	▲2.2%
多摩市	42,677	42,130	41,896	41,654	41,421	41,190	▲3.5%
小金井市	26,973	26,610	26,348	26,238	26,122	26,121	▲3.2%
日野市	52,523	52,043	51,889	52,114	52,289	52,108	▲0.8%
国分寺市	29,868	29,589	29,298	29,227	29,056	28,840	▲3.4%
稲城市	25,961	25,908	26,105	26,175	26,373	26,519	2.1%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

出典）市区町村別自動車保有車両数（関東運輸局）より作成

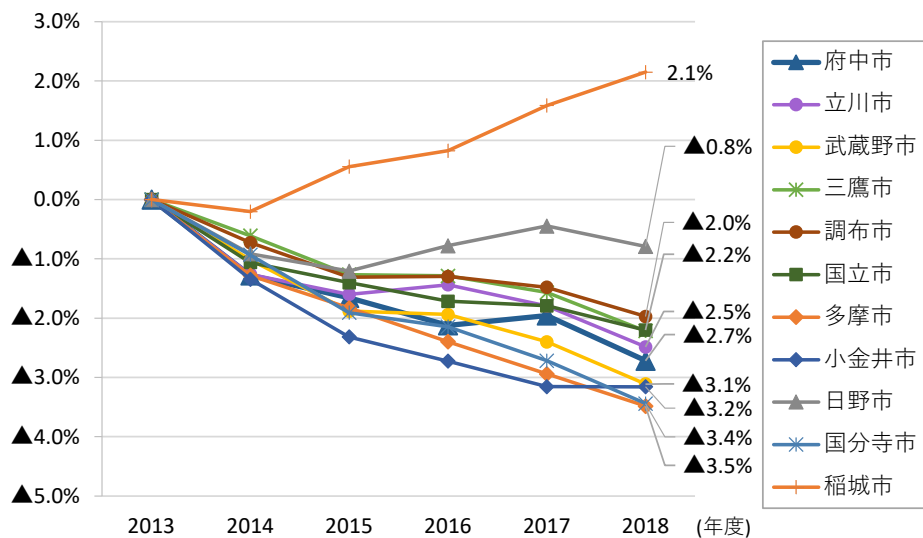


図 3.45 自動車保有車両数の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.31 運輸部門（自動車） 自動車保有車両数当たりの二酸化炭素排出量の推移

	2013 (t-CO ₂ /台)	2014 (t-CO ₂ /台)	2015 (t-CO ₂ /台)	2016 (t-CO ₂ /台)	2017 (t-CO ₂ /台)	2018 (t-CO ₂ /台)	2013 年度比
府中市	2.53	2.56	2.45	2.32	2.28	2.27	▲10.0%
立川市	1.35	1.37	1.29	1.14	1.13	1.17	▲13.2%
武蔵野市	1.57	1.59	1.53	1.29	1.26	1.23	▲21.5%
三鷹市	1.99	2.05	1.93	1.70	1.68	1.65	▲17.3%
調布市	2.29	2.31	2.23	2.03	2.02	1.97	▲13.9%
国立市	2.24	2.26	2.18	1.99	1.94	1.95	▲13.0%
多摩市	2.65	2.68	2.53	2.40	2.37	2.28	▲13.8%
小金井市	1.19	1.20	1.14	1.03	1.00	0.96	▲19.3%
日野市	2.57	2.61	2.47	2.32	2.28	2.25	▲12.6%
国分寺市	0.90	0.91	0.89	0.75	0.76	0.73	▲19.4%
稲城市	2.08	2.08	1.92	1.91	1.86	1.81	▲13.0%

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

出典）市区町村別自動車保有車両数（関東運輸局）、みどり東京・温暖化防止プロジェクト（オール東京 62 市区町村共同事業）より作成

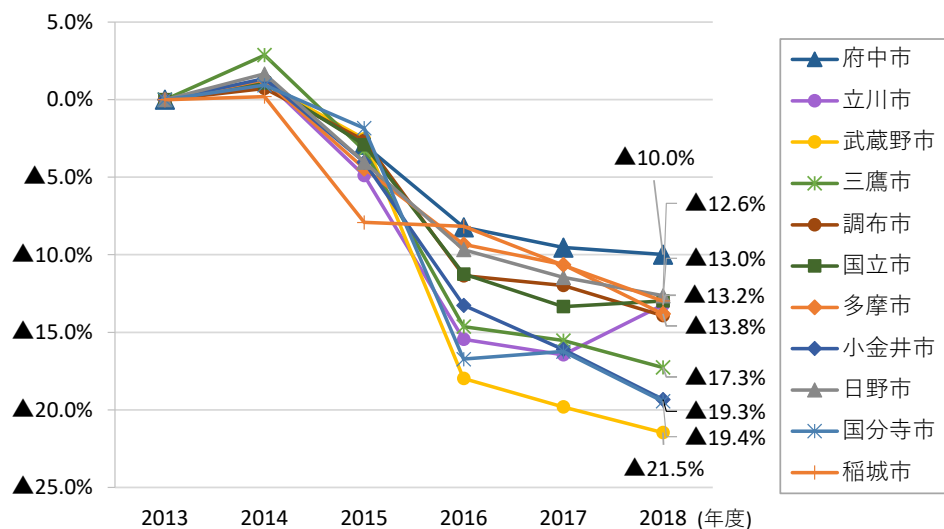


図 3.46 運輸部門（自動車） 自動車保有車両数当たりの二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

(6) 類似の産業構造を有する自治体との比較

環境省「自治体排出量カルテ」のデータを用い、本市と産業構造が類似の4市（東京都日野市、神奈川県厚木市、茨城県日立市、大阪府守口市）における温室効果ガス総排出量、部門別二酸化炭素量の増減（2013（平成25）年度比）を比較した。なお、本項では、前述のとおり環境省「自治体排出量カルテ」のデータを使用しているため、本市の温室効果ガス排出量はオール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」のデータを使用している前項までの値と異なる場合がある。

1) 温室効果ガス総排出量

温室効果ガス排出総量、市民1人当たりの温室効果ガス排出量ともに、本市を含む5市全てで、2013（平成25）年度から2018（平成30）年度にかけて減少している。

本市の2018（平成30）年度における温室効果ガス排出総量は、2013（平成25）年度比で24.0%減少しており、日野市、森口市に次ぐ減少率となっている。

表 3.32 温室効果ガス総排出量

	2013 (千t-CO ₂)	2014 (千t-CO ₂)	2015 (千t-CO ₂)	2016 (千t-CO ₂)	2017 (千t-CO ₂)	2018 (千t-CO ₂)	2013年度比
東京都府中市	1,749	1,603	1,610	1,459	1,380	1,330	▲24.0%
東京都日野市	1,184	1,127	1,221	1,072	897	759	▲35.9%
神奈川県厚木市	2,396	2,197	2,208	2,077	2,050	2,018	▲15.8%
茨城県日立市	3,704	3,205	3,498	3,120	2,869	2,893	▲21.9%
大阪府守口市	764	715	673	665	617	543	▲28.9%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

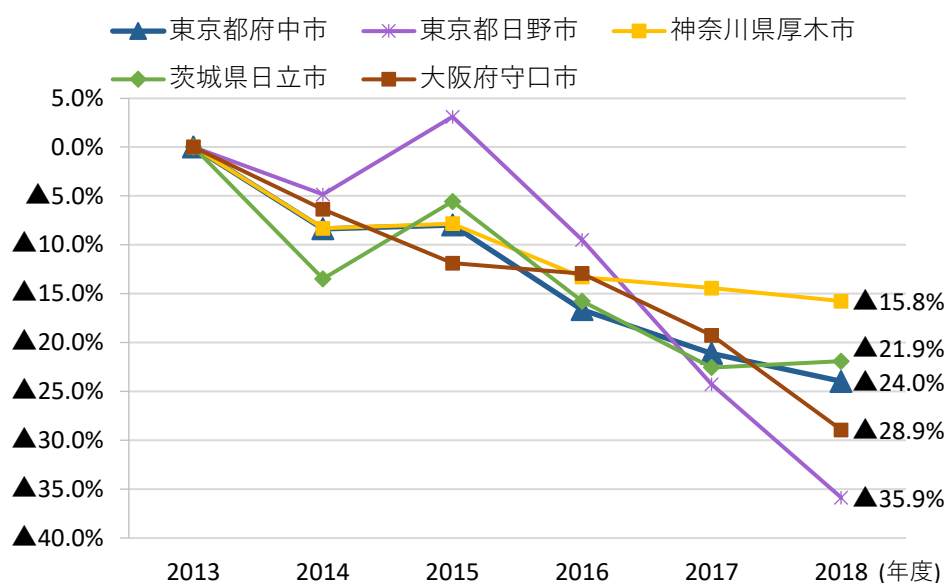


図 3.47 温室効果ガス総排出量の増減率（2013（平成25）年度比）

表 3.33 市民 1 人当たりの温室効果ガス排出量

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2013 年度比
	(t-CO ₂ /人)	(t-CO ₂ /人)	(t-CO ₂ /人)	(t-CO ₂ /人)	(t-CO ₂ /人)	(t-CO ₂ /人)	
東京都府中市	6.9	6.3	6.3	5.7	5.3	5.1	▲25.9%
東京都日野市	6.6	6.2	6.7	5.8	4.9	4.1	▲37.9%
神奈川県厚木市	10.6	9.7	9.8	9.2	9.1	9.0	▲15.7%
茨城県日立市	19.4	17.0	18.7	16.9	15.7	16.0	▲17.2%
大阪府守口市	5.2	4.9	4.7	4.6	4.3	3.8	▲27.9%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和 3）年 6 月 8 日時点）を示している。

出典）東京都の統計（東京都）、住民基本台帳人口(厚木市 HP)、日立市の統計情報（日立市 HP）守口市の人口（守口市 HP）より作成

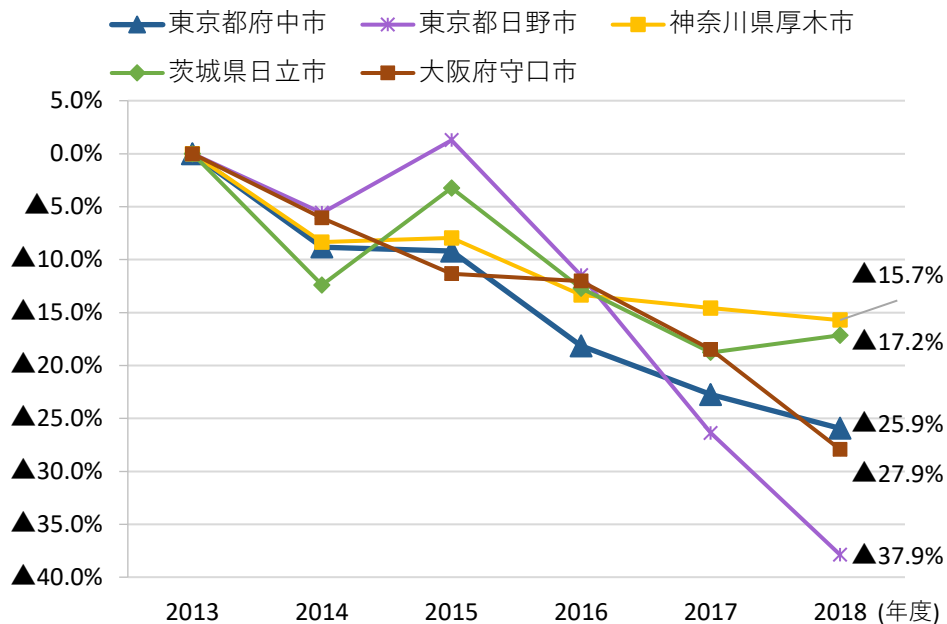


図 3.48 市民 1 人当たりの温室効果ガス排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

2) 産業部門

産業部門では本市を含む 5 市全ての二酸化炭素排出量が 2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度にかけて減少している。2018（平成 30）年度における本市の二酸化炭素排出量は 2013（平成 25）年度比で 28.3%減少しており、日野市に次ぐ減少率となっている。

製造品出荷額当たりの二酸化炭素排出量も 5 市全てで 2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度にかけて減少している。2018（平成 30）年度において、本市は 2013（平成 25）年度比で 25.8%減少しており、守口市に次ぐ減少率となっている。

表 3.34 産業部門の二酸化炭素排出量

	2013 (千 t-CO ₂)	2014 (千 t-CO ₂)	2015 (千 t-CO ₂)	2016 (千 t-CO ₂)	2017 (千 t-CO ₂)	2018 (千 t-CO ₂)	2013 年度比
東京都府中市	663	631	607	577	497	475	▲28.3%
東京都日野市	551	532	609	516	336	216	▲60.7%
神奈川県厚木市	1,030	921	960	936	910	896	▲13.0%
茨城県日立市	2,574	2,165	2,409	2,178	1,935	1,975	▲23.3%
大阪府守口市	116	116	109	115	100	89	▲23.5%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和 3）年 6 月 8 日時点）を示している。

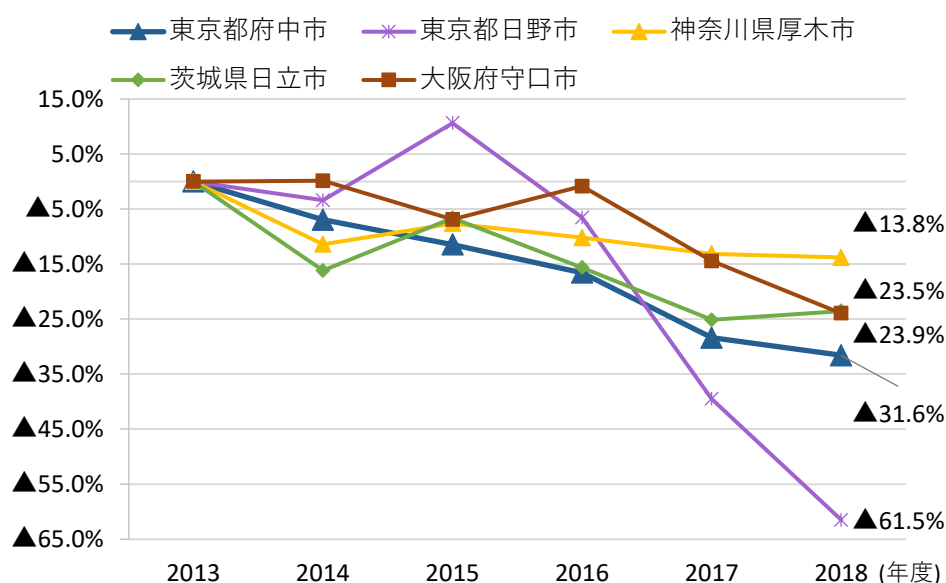


図 3.49 産業部門の二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.35 製造品出荷額の推移

	2013 (万円)	2014 (万円)	2015 (万円)	2016 (万円)	2017 (万円)	2018 (万円)	2013 年度比
東京都府中市	83,544,304	89,165,922	76,961,733	84,820,382	78,623,456	77,049,539	▲7.8%
東京都日野市	70,410,257	78,011,391	81,057,470	80,062,123	55,956,108	36,507,407	▲48.2%
神奈川県厚木市	60,528,698	58,268,677	61,591,399	57,067,431	60,352,244	63,059,495	4.2%
茨城県日立市	106,700,207	99,381,857	123,734,148	100,743,418	105,471,313	107,526,145	0.8%
大阪府守口市	12,382,080	13,191,412	12,932,912	13,073,346	13,460,547	13,808,976	11.5%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

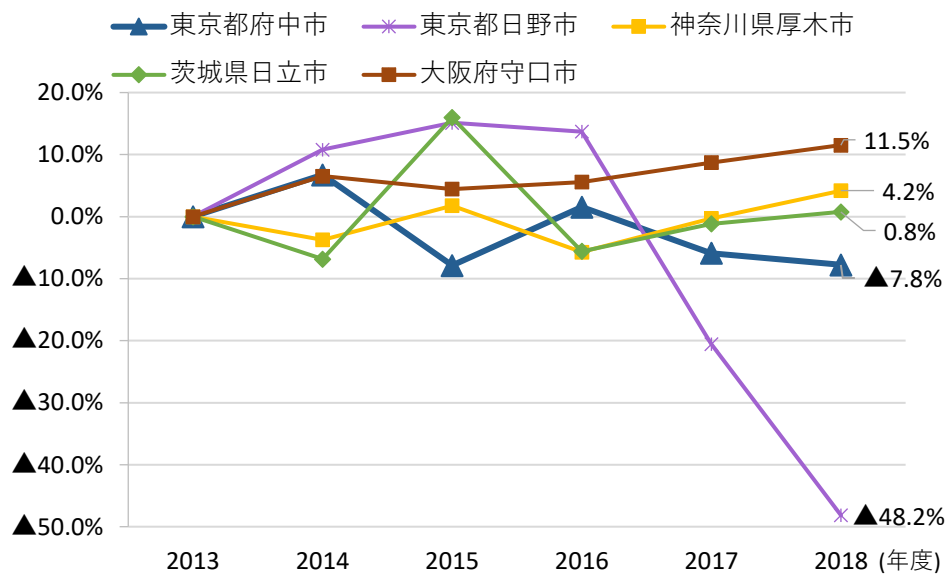


図 3.50 製造品出荷額の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.36 産業部門（製造業） 製造品出荷額当たりの製造業の二酸化炭素排出量の推移

	2013 (t-CO ₂ /億円)	2014 (t-CO ₂ /億円)	2015 (t-CO ₂ /億円)	2016 (t-CO ₂ /億円)	2017 (t-CO ₂ /億円)	2018 (t-CO ₂ /億円)	2013 年度比
東京都府中市	77.3	67.3	74.2	63.5	58.8	57.3	▲25.8%
東京都日野市	77.3	67.3	74.2	63.5	58.8	57.3	▲25.8%
神奈川県厚木市	166.0	152.8	150.7	158.1	144.6	137.3	▲17.3%
茨城県日立市	239.1	215.1	192.5	213.7	181.1	181.4	▲24.1%
大阪府守口市	87.0	81.8	77.6	81.7	68.5	59.3	▲31.8%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

※ 「自治体排出量カルテ」（環境省）では、各都道府県の製造業における二酸化炭素排出量を各市町村の製造品出荷額で按分することにより、各区市町村の製造業における二酸化炭素排出量を算出している。そのため、同一都道府県内の区市町村における製造品出荷額当たりの製造業の二酸化炭素排出量は同じ値となっている。

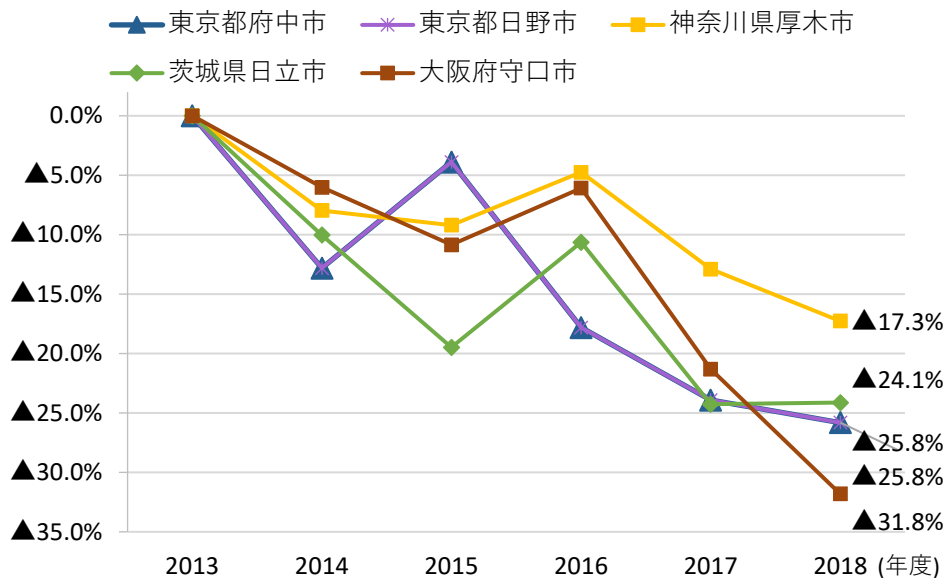


図 3.51 産業部門（製造業） 製造品出荷額当たりの二酸化炭素排出量の増減率
(2013（平成25）年度比)

3) 民生(家庭)部門

民生(家庭)部門では、5市全てが2013(平成25)年度以降、概ね減少傾向である。2018(平成30)年度における本市の二酸化炭素排出量は、2013(平成25)年度比で14.8%減少しており、守口市、日立市に次いで3番目の減少率となっている。

1世帯当たりの二酸化炭素排出量は民生(家庭)部門の排出量と同様に7市全てで概ね減少傾向にある。2018(平成30)年度において、本市は2013(平成25)年度比で19.4%減少しており、守口市に次ぐ減少率となっている。

表 3.37 民生(家庭)部門の二酸化炭素排出量

	2013 (千t-CO ₂)	2014 (千t-CO ₂)	2015 (千t-CO ₂)	2016 (千t-CO ₂)	2017 (千t-CO ₂)	2018 (千t-CO ₂)	2013年度比
東京都府中市	351	318	321	308	313	299	▲14.8%
東京都日野市	246	223	226	216	221	211	▲14.0%
神奈川県厚木市	299	301	269	260	265	257	▲14.1%
茨城県日立市	339	329	310	273	294	277	▲18.3%
大阪府守口市	232	223	208	210	197	158	▲31.9%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体(2021(令和3)年6月8日時点)を示している。

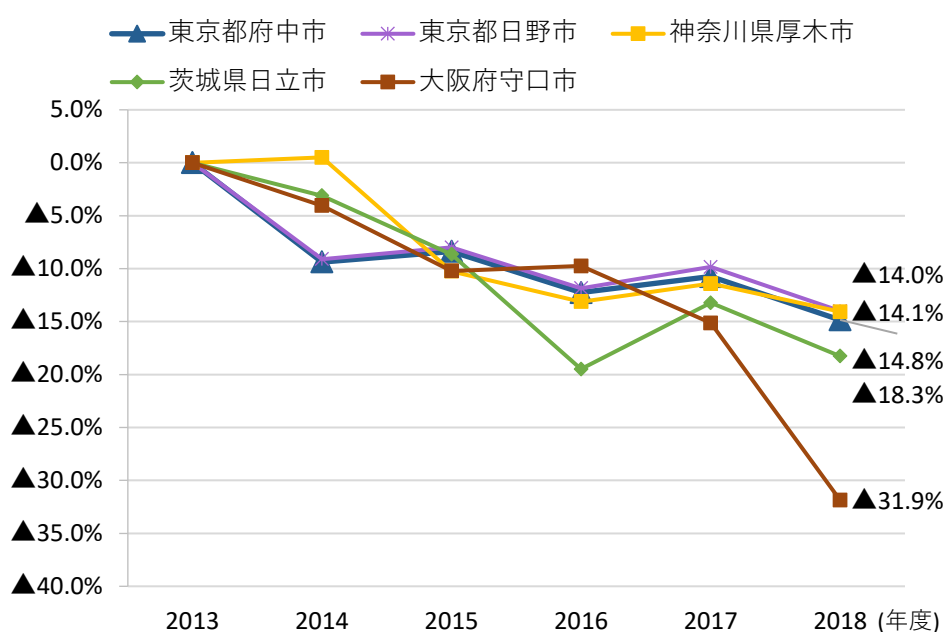


図 3.52 民生(家庭)部門の二酸化炭素排出量の増減率(2013(平成25)年度比)

表 3.38 世帯数の推移

	2013 (世帯)	2014 (世帯)	2015 (世帯)	2016 (世帯)	2017 (世帯)	2018 (世帯)	2013 年度比
東京都府中市	118,429	119,640	121,495	122,656	123,648	125,060	5.6%
東京都日野市	82,906	84,008	85,408	86,257	87,444	88,402	6.6%
神奈川県厚木市	98,133	99,341	100,454	101,454	102,934	104,150	6.1%
茨城県日立市	83,487	83,312	83,286	83,355	83,218	83,244	▲0.3%
大阪府守口市	70,116	69,833	70,232	70,599	71,291	71,613	2.1%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

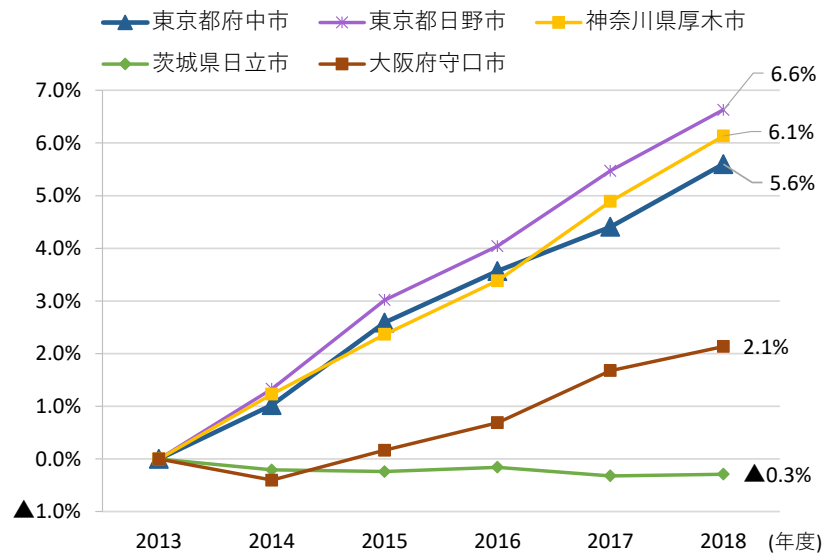


図 3.53 世帯数の増減率（2013（平成25）年度比）

表 3.39 民生（家庭）部門 1世帯当たりの二酸化炭素排出量の推移

	2013 (t-CO ₂ /世帯)	2014 (t-CO ₂ /世帯)	2015 (t-CO ₂ /世帯)	2016 (t-CO ₂ /世帯)	2017 (t-CO ₂ /世帯)	2018 (t-CO ₂ /世帯)	2013 年度比
東京都府中市	3.0	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	▲19.4%
東京都日野市	3.0	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	▲19.4%
神奈川県厚木市	3.0	3.0	2.7	2.6	2.6	2.5	▲19.0%
茨城県日立市	4.1	3.9	3.7	3.3	3.5	3.3	▲18.0%
大阪府守口市	3.3	3.2	3.0	3.0	2.8	2.2	▲33.3%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

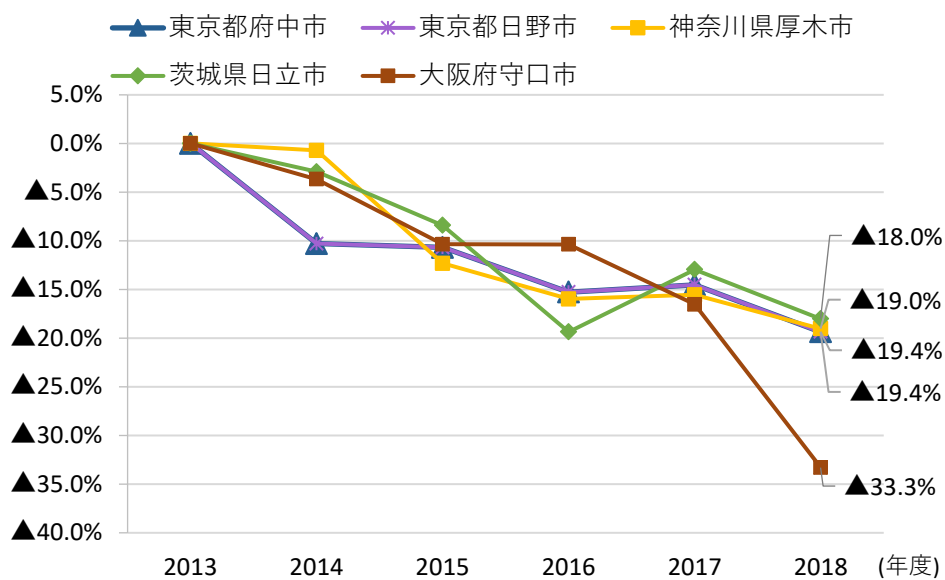


図 3.54 民生（家庭）部門 1世帯当たりの二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成25）年度比）

4) 民生(業務)部門

民生(業務)部門では、5市全ての二酸化炭素排出量が2013(平成25)年度から2018(平成30)年度にかけて減少している。2018(平成30)年度における本市の二酸化炭素排出量は、2013(平成25)年度比で31.5%減少しており、守口市に次ぐ減少率となっている。

延床面積当たりの二酸化炭素排出量は、5市全てで概ね減少傾向となっている。本市では2018(平成30)年度において、2013(平成25)年度比で34.0%減少しており、守口市に次ぐ減少率となっている。

表 3.40 民生(業務)部門の二酸化炭素排出量の推移

	2013 (千t-CO ₂)	2014 (千t-CO ₂)	2015 (千t-CO ₂)	2016 (千t-CO ₂)	2017 (千t-CO ₂)	2018 (千t-CO ₂)	2013年度比
東京都府中市	491	420	446	344	345	337	▲31.5%
東京都日野市	215	199	212	163	164	160	▲25.6%
神奈川県厚木市	679	595	598	507	506	489	▲27.9%
茨城県日立市	386	352	392	287	261	272	▲29.6%
大阪府守口市	255	224	205	187	168	143	▲43.8%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体(2021(令和3)年6月8日時点)を示している。

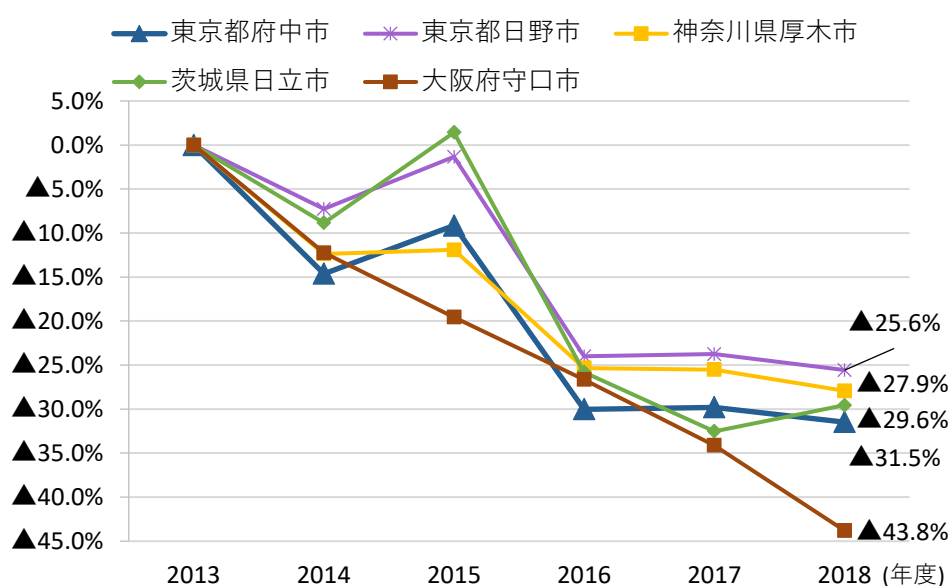


図 3.55 民生(業務)部門の二酸化炭素排出量の増減率(2013(平成25)年度比)

表 3.41 延床面積の推移

	2013 (㎡)	2014 (㎡)	2015 (㎡)	2016 (㎡)	2017 (㎡)	2018 (㎡)	2013 年度比
東京都府中市	7,985,628	8,121,898	8,005,866	8,156,624	8,209,127	8,290,430	3.8%
東京都日野市	4,464,917	4,543,537	4,586,057	4,707,991	4,925,629	4,961,549	11.1%
神奈川県厚木市	10,263,347	9,766,566	9,832,297	9,897,613	9,885,890	9,952,170	▲3.0%
茨城県日立市	7,489,285	7,475,790	7,485,193	7,451,851	7,496,571	7,492,876	0.0%
大阪府守口市	4,828,225	4,834,917	4,894,446	4,854,648	4,853,030	4,871,798	0.9%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

出典）固定資産の価格等の概要調書（総務省）より作成

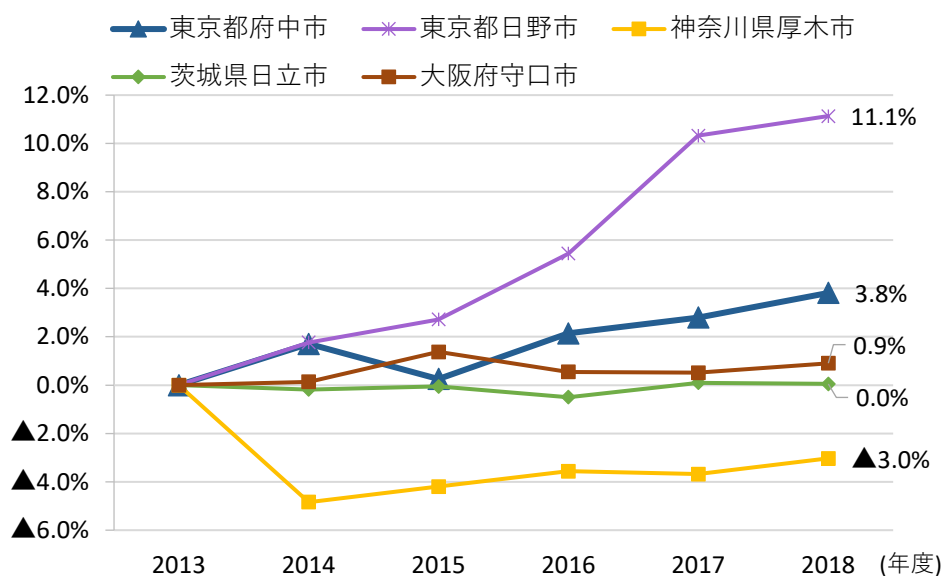


図 3.56 延床面積の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.42 民生（業務）部門 延床面積当たりの二酸化炭素排出量の推移

	2013 (t-CO ₂ /千㎡)	2014 (t-CO ₂ /千㎡)	2015 (t-CO ₂ /千㎡)	2016 (t-CO ₂ /千㎡)	2017 (t-CO ₂ /千㎡)	2018 (t-CO ₂ /千㎡)	2013 年度比
東京都府中市	61.5	51.7	55.8	42.2	42.0	40.6	▲34.0%
東京都日野市	48.1	43.8	46.2	34.7	33.2	32.2	▲33.0%
神奈川県厚木市	66.2	60.9	60.8	51.2	51.2	49.2	▲25.7%
茨城県日立市	51.6	47.1	52.4	38.5	34.8	36.3	▲29.6%
大阪府守口市	52.8	46.3	41.9	38.5	34.6	29.4	▲44.3%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

出典）固定資産の価格等の概要調書（総務省）より作成

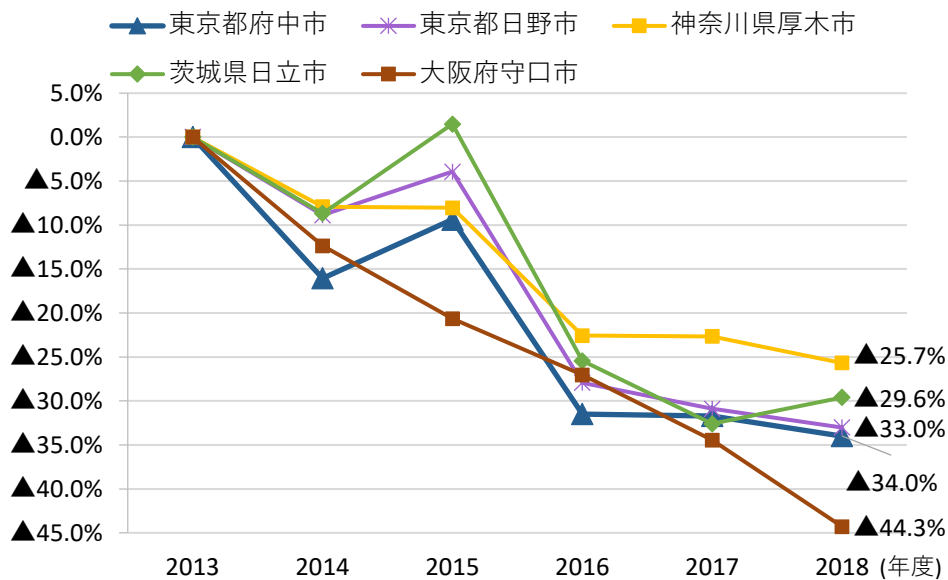


図 3.57 民生（業務）部門 延床面積当たりの二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成 25）年度比）

5) 運輸部門

運輸部門では5市全てが2013（平成25）年度以降概ね減少傾向にある。2018（平成30）年度における本市の二酸化炭素排出量は、2013（平成25）年度比で8.4%減少しており、守口市、日立市に次ぐ3番目の減少率となっている。

自動車保有車両数当たりの二酸化炭素排出量は運輸部門の排出量と同様に5市全てで概ね減少傾向にある。2018（平成30）年度において、本市は2013（平成25）年度比で8.2%減少しているものの、減少率は厚木市に次いで小さくなっている。

表 3.43 運輸部門の二酸化炭素排出量の推移

	2013 (千 t-CO ₂)	2014 (千 t-CO ₂)	2015 (千 t-CO ₂)	2016 (千 t-CO ₂)	2017 (千 t-CO ₂)	2018 (千 t-CO ₂)	2013 年度比
東京都府中市	225	217	216	212	210	206	▲8.4%
東京都日野市	162	156	155	154	154	151	▲6.8%
神奈川県厚木市	361	352	352	348	347	343	▲4.9%
茨城県日立市	370	359	355	350	344	338	▲8.5%
大阪府守口市	146	142	140	137	135	133	▲9.1%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

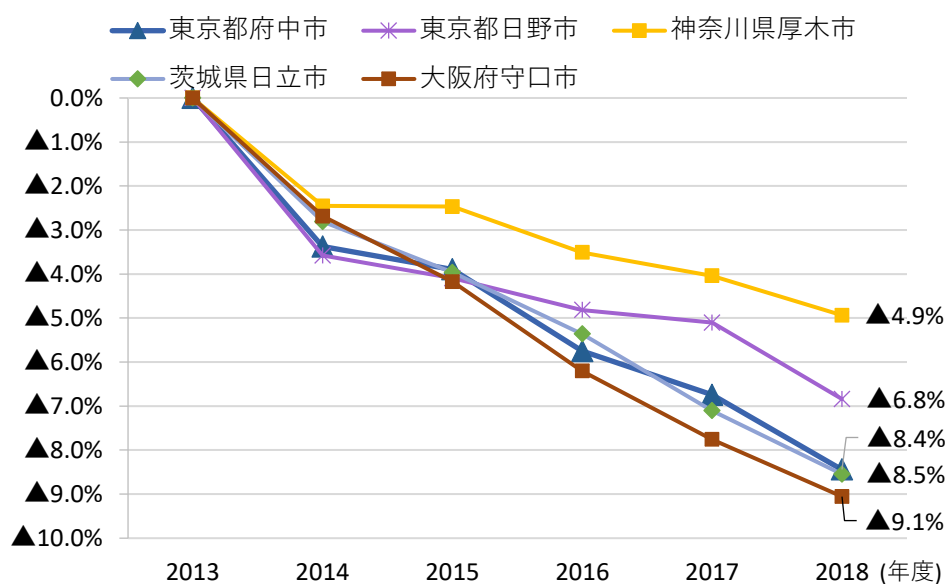


図 3.58 運輸部門の二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成25）年度比）

表 3.44 自動車保有車両数の推移

	2013 (台)	2014 (台)	2015 (台)	2016 (台)	2017 (台)	2018 (台)	2013 年度比
東京都府中市	86,840	86,648	86,810	86,666	86,902	86,627	▲0.2%
東京都日野市	66,925	66,974	67,247	67,874	68,315	68,389	2.2%
神奈川県厚木市	139,897	140,652	141,184	142,386	143,288	143,958	2.9%
茨城県日立市	139,303	140,022	140,151	140,846	140,163	140,432	0.8%
大阪府守口市	53,359	53,542	52,858	52,882	52,790	53,024	▲0.6%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

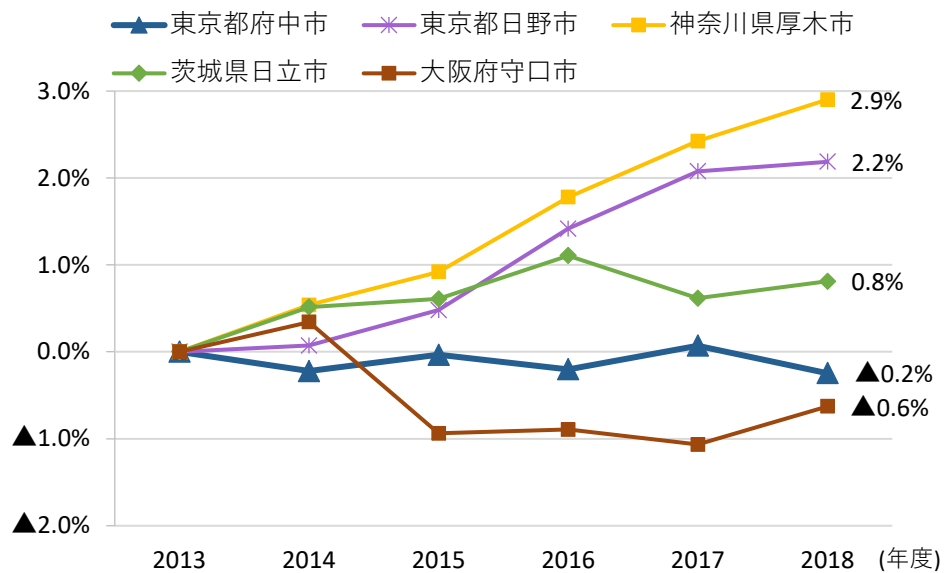


図 3.59 自動車保有車両数の増減率（2013（平成 25）年度比）

表 3.45 運輸部門（自動車） 自動車保有車両数当たりの二酸化炭素排出量の推移

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2013 年度比
	(t-CO ₂ /台)	(t-CO ₂ /台)	(t-CO ₂ /台)	(t-CO ₂ /台)	(t-CO ₂ /台)	(t-CO ₂ /台)	
東京都府中市	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	▲8.2%
東京都日野市	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	▲8.8%
神奈川県厚木市	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	▲7.6%
茨城県日立市	2.7	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	▲9.3%
大阪府守口市	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	▲8.5%

※ 赤字はゼロカーボンシティ表明自治体（2021（令和3）年6月8日時点）を示している。

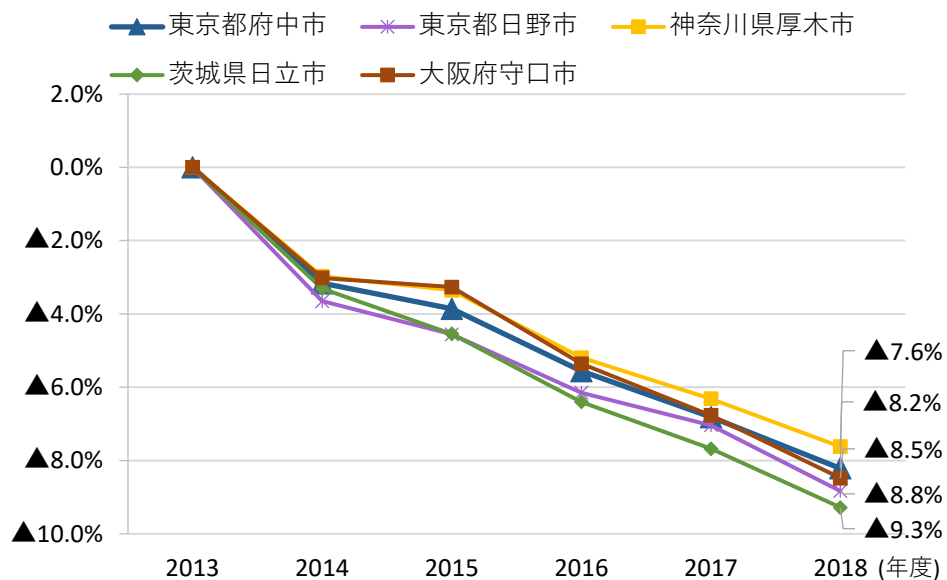


図 3.60 運輸部門（自動車） 自動車保有車両数当たりの二酸化炭素排出量の増減率（2013（平成25）年度比）

(7) 市内における太陽光発電設備導入による二酸化炭素排出量削減効果の試算

市内における太陽光発電設備の導入による二酸化炭素排出量の削減効果を検証するため、公表資料により把握可能な固定価格買取制度（FIT）による太陽光発電の設備の導入量をもとに算出した売電量の推計値を用い、市域の二酸化炭素排出量に対する削減効果を試算した。

試算は 2018（平成 30）年度を対象とし、「オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の温室効果ガス排出量算定ソフト 温室効果ガス排出量算定ソフト ファイル操作マニュアル（別冊） 算定ソフト等活用事例集」に掲載されている手法を参考に、FIT より売電した電力量を、市域の電力消費量から控除した場合の削減効果を算出している。なお、FIT により売電された電力は、市内外を問わず消費されるため、市域の温室効果ガス排出量の算定において、厳密には市域の電力消費量から控除されるものではない点に留意が必要である。

試算の結果、二酸化炭素の削減量は 5,468 t-CO₂ となり、これは、2018（平成 30）年度における市域の二酸化炭素総排出量の 0.56 %、温室効果ガス総排出量の 0.51% に相当する削減量である。

表 3.46 市内における太陽光発電設備導入による二酸化炭素排出量削減効果の試算結果

	太陽光発電設備 区分		
	10k W 未満	10k W 以上	計
太陽光発電設備導入容量(kW)	9,001	4,712	13,713
年間の FIT による売電量の推計値(MWh)	6,742	5,042	11,784
年間の二酸化炭素削減量の推計値(t-CO ₂)	3,128	2,339	5,468
市域の二酸化炭素排出量に対する削減率	—	—	0.56 %
市域の温室効果ガス総排出量に対する削減率	—	—	0.51 %

※ 小数点以下第一位を四捨五入して表記しているため、合計値が一致しない場合がある。

※ 導入容量は 2019（平成 31）年 3 月時点。

※ 電力排出係数は東京都環境局『エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書』の数値を使用している。

※ 10kW 未満の設備には余剰買電比率（0.7）を乗じている

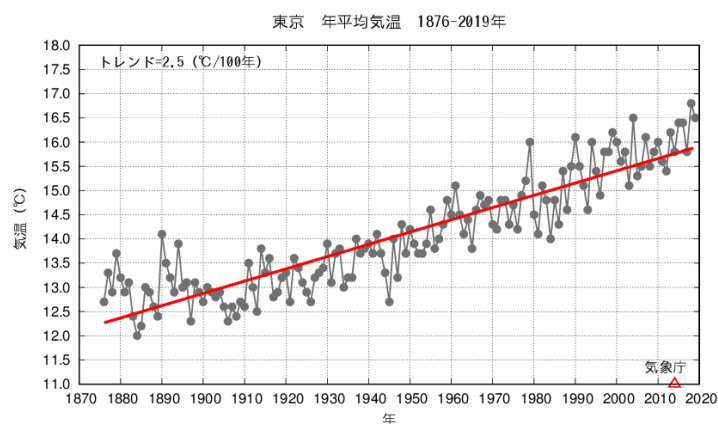
※ 余剰買電比率、太陽光発電設備 1kW 当たりの年間の発電量は『オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の温室効果ガス排出量算定ソフト 温室効果ガス排出量算定ソフト ファイル操作マニュアル（別冊） 算定ソフト等活用事例集」に掲載の数値を使用している。

出典）固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）より作成

3.2.2.気候変動

(1) 東京都における気候変動

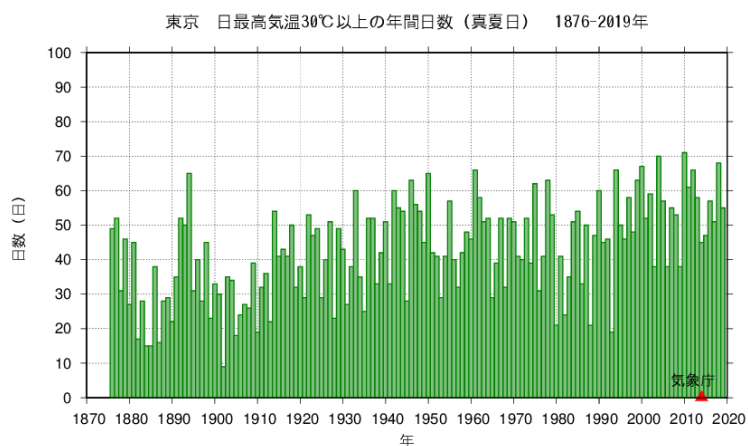
東京都の年平均気温は、100 年あたりで約 2.5℃の割合で上昇している。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

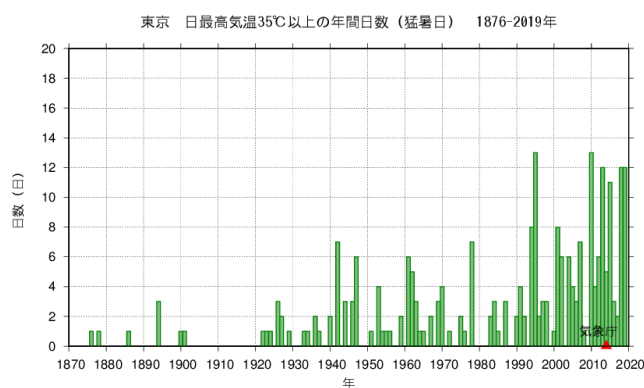
図 3.61 東京都における年平均気温の経年変化

東京都における真夏日は年によって日数が増減しているが、全体的に、真夏日の日数は増加傾向にある。猛暑日および熱帯夜の日数も、増加傾向にある。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

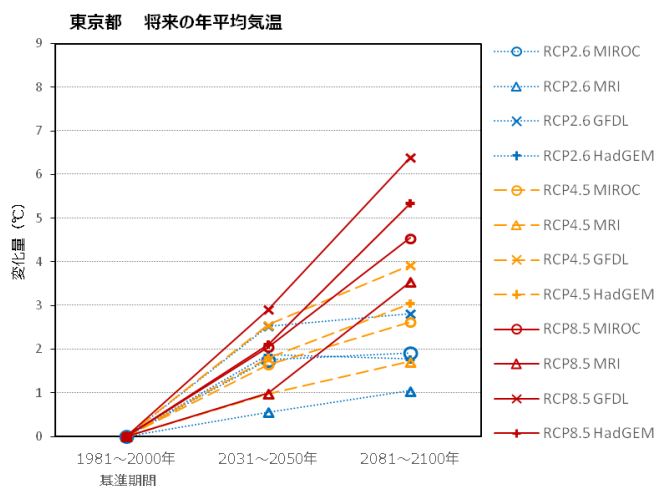
図 3.62 東京都の真夏日（日最高気温 30℃以上）の年間日数の経年変化



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図 3.63 東京都における猛暑日（日最高気温 35℃以上）の日数の経年変化

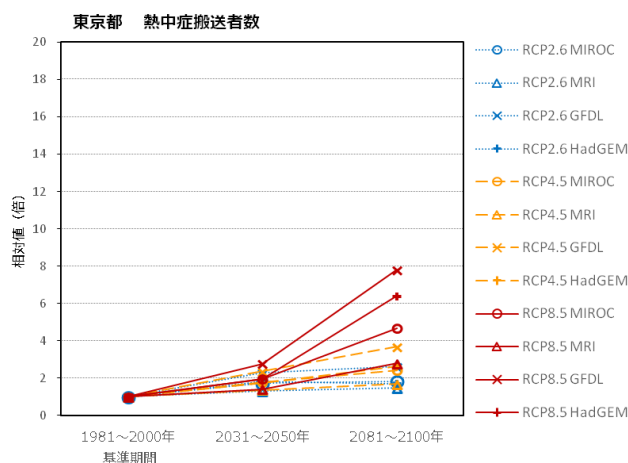
東京都における将来の平均気温は、2031（令和 13）年～2050（令和 32）年の期間において、1981（昭和 56）年～2000（平成 12）年の期間と比較して、1.05℃～6.39℃上昇すると予測されている。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP

図 3.64 東京都における年平均気温の将来予測

東京都における将来の熱中症搬送者数は、2031（令和 13）年～2050（令和 32）年の期間において、1981（昭和 56）年～2000（平成 12）年の期間と比較して、1.47 倍～7.81 倍に増加すると予測されている。



※基準期間における熱中症患者数を 1 とした場合の相対値

出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP

図 3.65 東京都における熱中症搬送者数の将来予測

(2) 府中市における気候変動

府中観測所での統計開始の 1977（昭和 52）年から 2020（令和 2）年までの推移を見ると、年平均気温は僅かに上昇している傾向が見られる。年間降水量は約 1,500mm 前後で推移しているが、年によってばらつきがある。

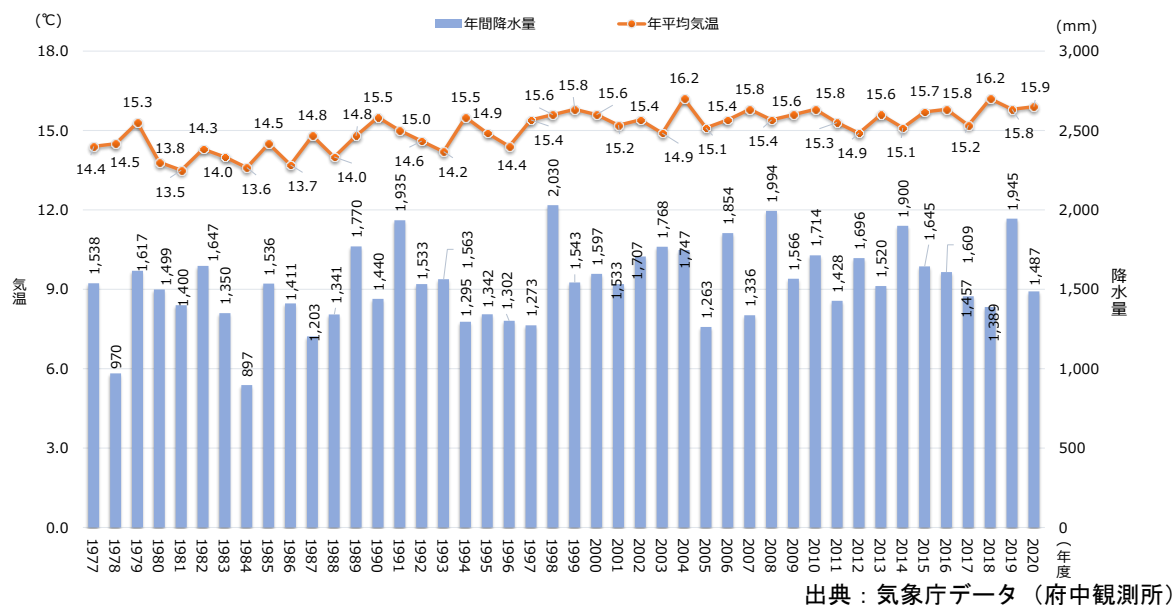


図 3.66 府中市における年平均気温・年間降水量の経年変化

府中観測所における真夏日、猛暑日および熱帯夜は、年によってばらつきがあるものの、日数は年々増加傾向にある。

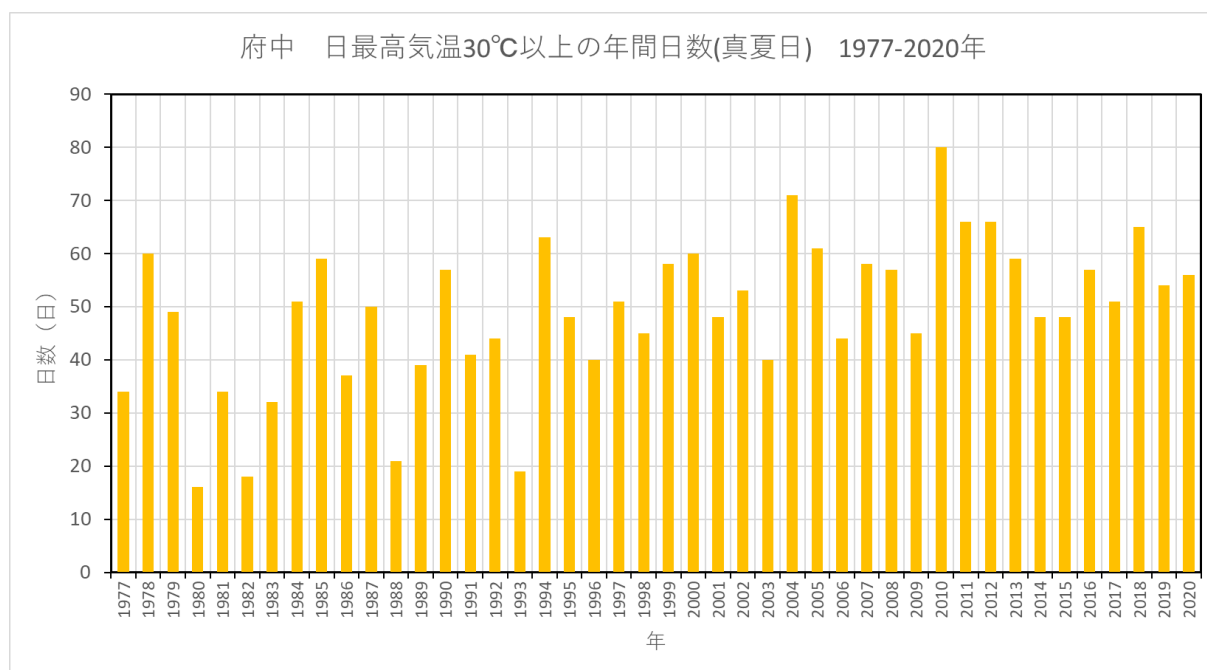
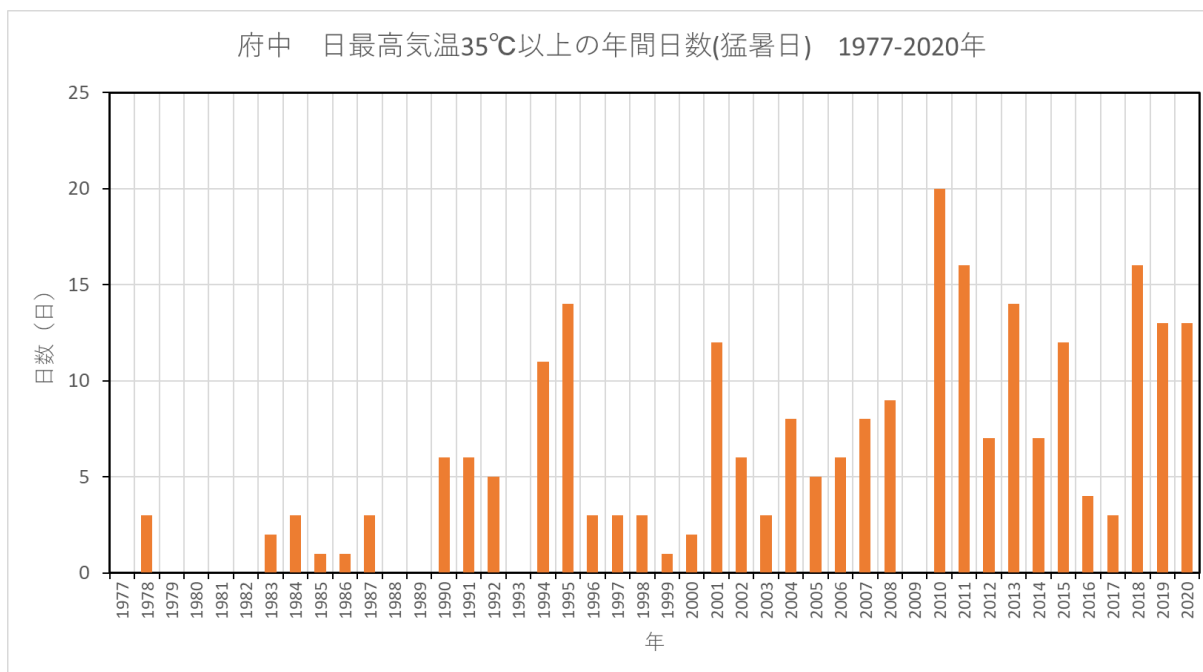
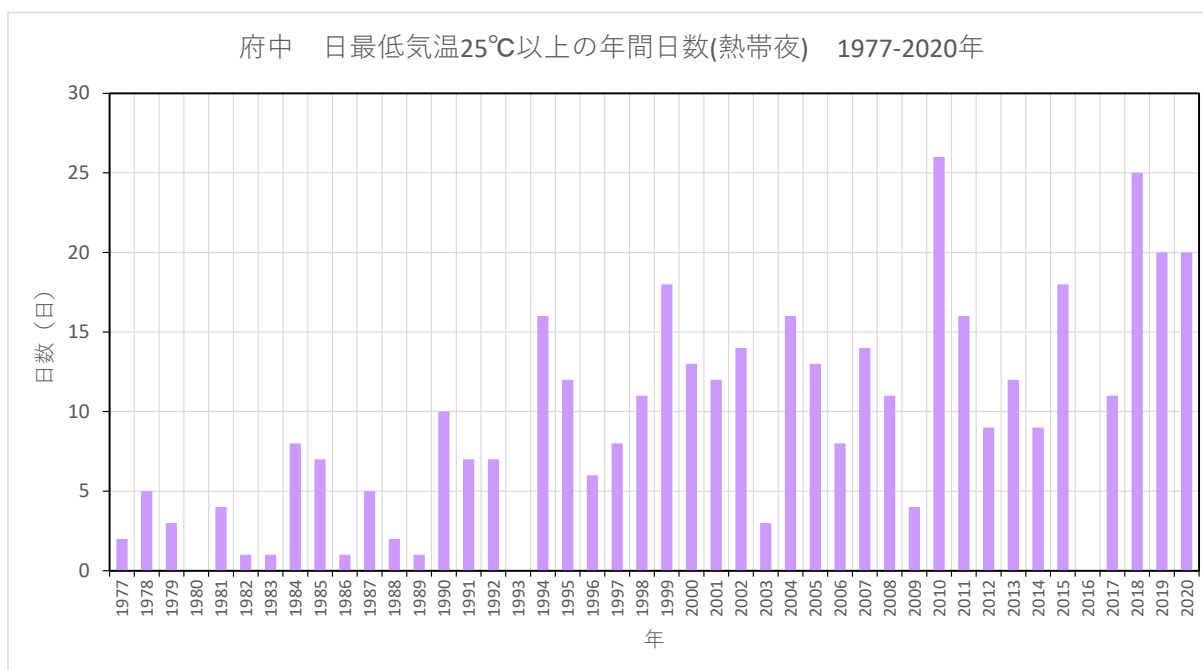


図 3.67 府中市の真夏日（日最高気温 30°C 以上）の年間日数の経年変化



出典：気象庁データ（府中観測所）

図 3.68 府中市における猛暑日（日最高気温 35℃以上）の日数の経年変化



出典：気象庁データ（府中観測所）

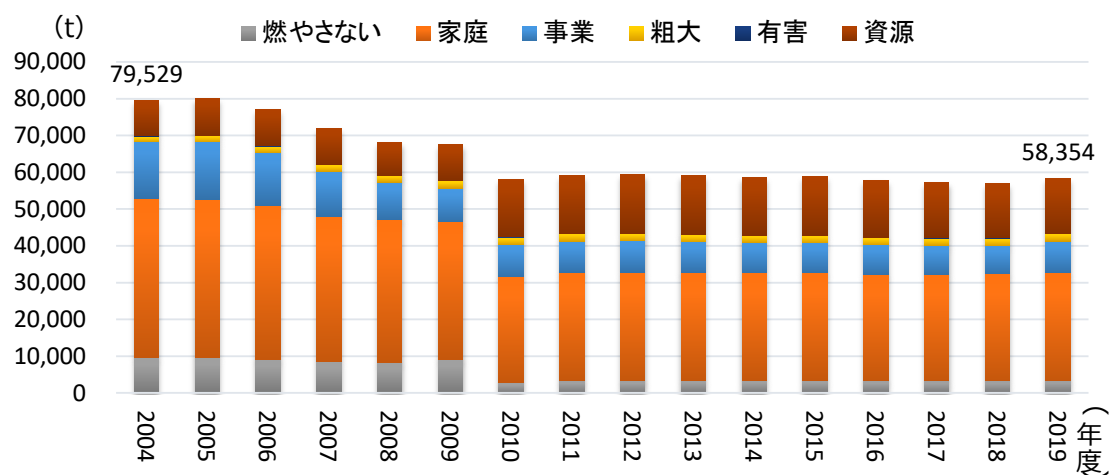
図 3.69 府中市における熱帯夜（日最低気温 25℃以上）の日数の経年変化

3.3. 資源循環

3.3.1. ごみの排出・処理・処分状況

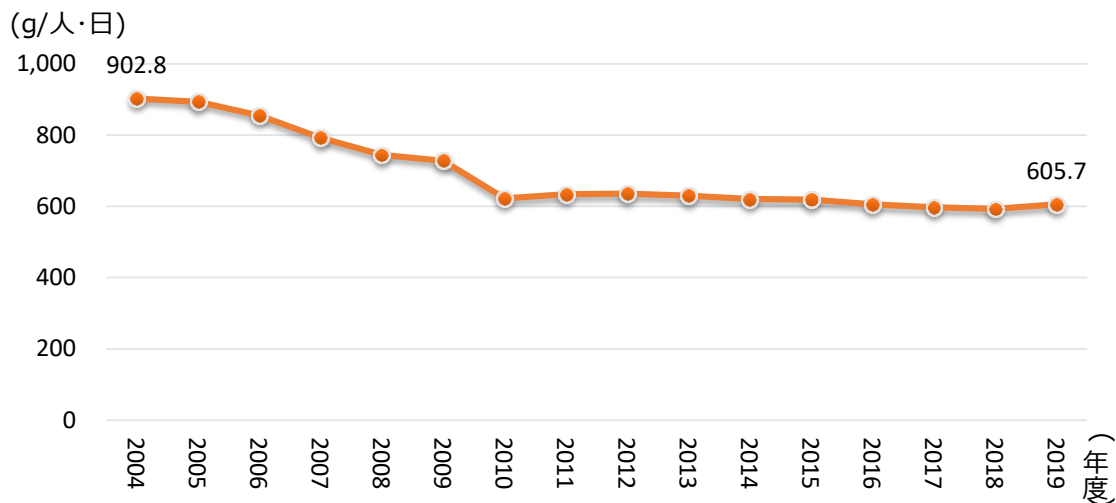
ごみ収集量について、2010（平成 22）年 2 月からごみ有料化・ダストボックスの廃止・戸別収集の実施に伴い、2010（平成 22）年度に減少し、その後、2019（令和元）年度まで横ばい傾向であった。2019（令和元）年度は、58,354t の排出量であった。

一日あたりのごみ排出量は、2004（平成 26）年度の 902.8g/人・日から 2019（令和元）年度の 605.7g/人・日まで減少した。



出典：府中の環境より作成

図 3.70 ごみ排出量の経年変化



出典：府中の環境より作成

図 3.71 一人一日あたりのごみ排出量の経年変化

3.3.2.生活排水の排出・処理の状況

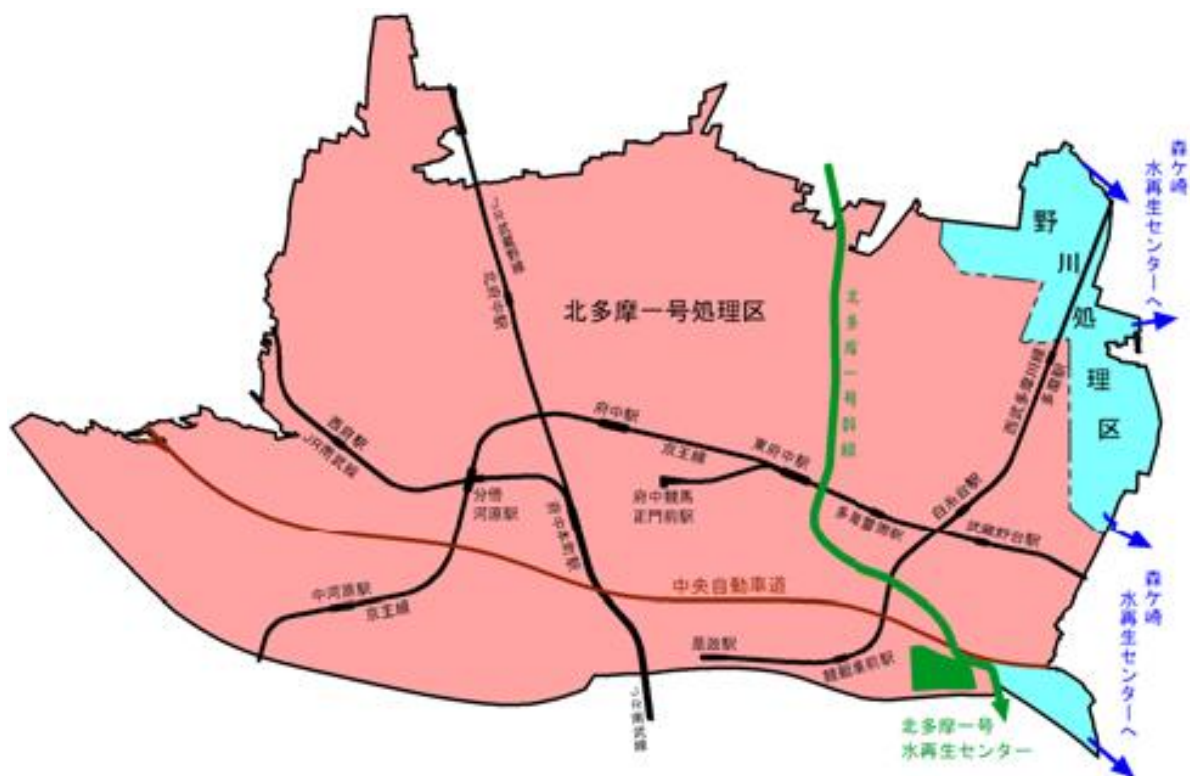
府中市では公共下水道が普及しており、2019（令和元）年度末時点での公共下水道普及状況（人口普及率）は99.9%である。

本市の下水道は、多摩川流域下水道の区域にあり、北多摩一号処理区と野川処理区の2処理区に分けられる。北多摩一号処理区の排水は市内の北多摩一号水再生センターで処理され、野川処理区の排水は大田区の森ヶ崎水再生センターで処理されている。都が流域下水道幹線と水再生センターを整備・管理し、市が各家庭から流域下水道幹線までの下水道施設を整備・管理している。

表 3.47 府中市下水道の概要

処理区名	計画区域面積			概要	
	合流	分流	合計	汚水の処理	雨水の排除
北多摩一号	1,982.40ha (79%)	523.33ha (21%)	2,502.73ha	合流管と污水管により集められる汚水は、遮集幹線や流域下水道北多摩一号幹線によって都が所管する北多摩一号水再生センターに送り、処理している。処理されてきれいになった水は、多摩川へ放流している。	分流式の区域では雨水管で、合流式の区域では合流管で雨水を排除している。合流管で汚水と一緒に集める雨水は、一定量までは水再生センターに送り、それを超える分は雨水吐の越流堰を越えて都市下水路や雨水幹線を使って多摩川に排除している。
野川	144.72ha (66%)	74.75ha (34%)	219.47ha	合流管と污水管により集められる汚水は、小金井市や調布市を經由し流域下水道野川幹線を経て都が所管する森ヶ崎水再生センターに送り、処理している。将来的には、野川水再生センター（仮称）に送り、処理する計画となっている。処理されてきれいになった水は、東京湾へ放流している。	合流管で汚水と一緒に集める雨水は、一定量までは水再生センターに送り、それを超える分は雨水吐の越流堰を越えて野川に排除している。合流式の区域では合流管で雨水を排除していますが、分流式の区域では雨水管は未整備の状況である。
合計	2,127.12ha (78%)	598.08ha (22%)	2,725.20ha		

出典：府中市下水道マスタープラン 2020



出典：府中市下水道マスタープラン 2020

図 3.72 府中市下水道処理区の概要



出典：府中市下水道マスタープラン 2020

図 3.73 府中市下水道の合流区域と分流区域

3.4. 自然環境

3.4.1. 自然の変遷

市内では、府中崖線及び国分寺崖線に縄文時代の遺跡や古墳が確認されており、人々が暮らしてきた歴史は古い。

大宝律令（701 年）によって律令制が完成される頃には、武蔵国府が置かれ、武蔵国の政治・文化・経済の中心地として栄えていった。

奈良時代には、国分寺市西元町を中心に、一部は府中市武蔵台、栄町にも広がる武蔵国分寺が造られた。

江戸時代には、甲州街道が整備され宿場町として栄えた。多摩川沿岸の低地では、崖下のわき水や多摩川の水を利用した用水路の水により、新田が次第に開発されていった。17 世紀中頃に玉川上水が引かれてからは、武蔵野台地上の農地開発も進み、畑と屋敷林、雑木林が一体となった農村風景が形成された。

1889（明治 22）年に、甲武鉄道（現在の中央線）の工事が始まり、1916（大正 5）年に京王電気軌道（現在の京王電鉄）が開通した。

昭和初期頃までは純農村であったが、府中刑務所、府中競馬場、東京農工大学、日本製鋼所、東芝の工場などの大規模な施設が進出し、雑木林などが開発されていった。その後、1958（昭和 33）年に「東京都府中市工場設置奨励に関する条例」が制定されると、サントリー武蔵野ビール工場や五藤光学研究所、日本電気などの大規模工場が誘致され、工業化・都市化・宅地化が急速に進んだ。

3.4.2.水辺

(1) 多摩川

多摩川は、山梨・埼玉県境の笠取山に水源を発し、東京湾へと注ぐ一級河川である。府中市では、市の南端を多摩川が流れる。多摩川沿川では豊かな自然に恵まれ、四季を通じて移り変わる風景や動植物が魅力となっている。



出典：府中市 HP

図 3.74 上空から見る多摩川



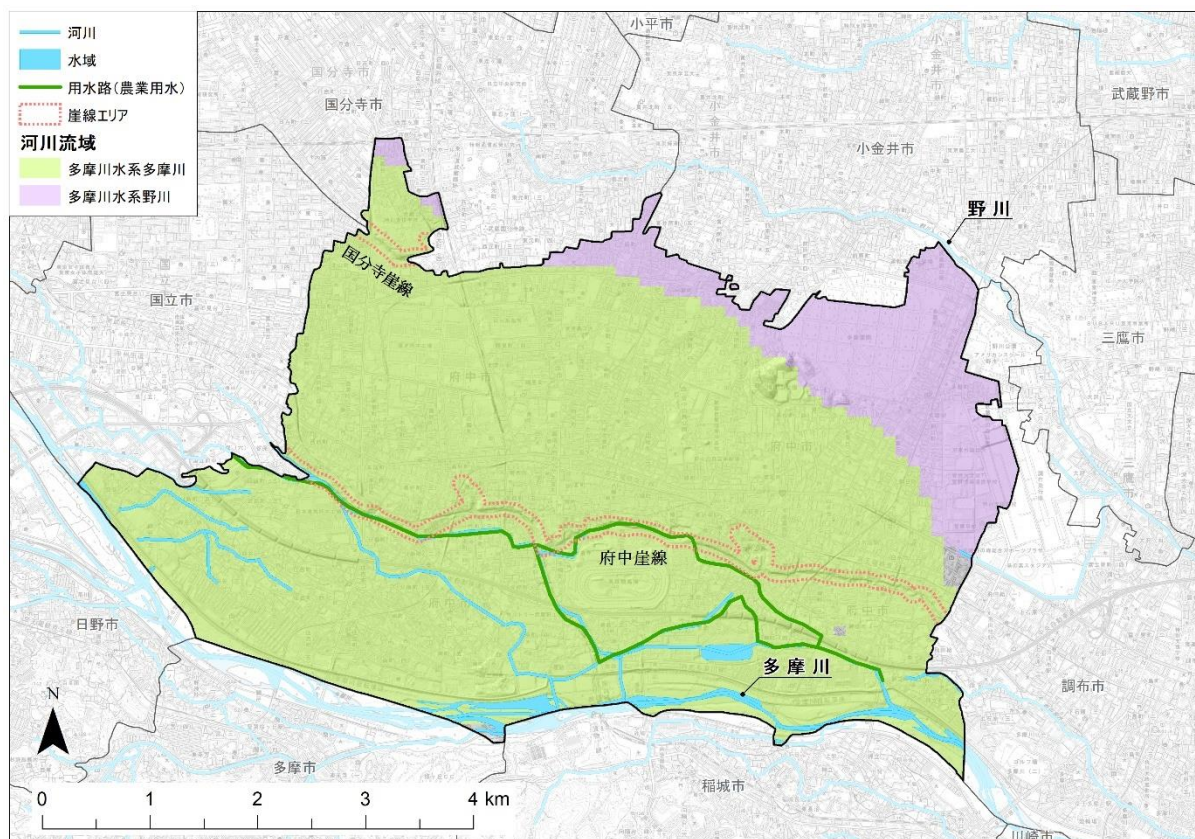
出典：府中市 HP

図 3.75 多摩川の自然・風景

(2) 府中用水

府中崖線の南側には、多摩川を水源として江戸時代に開削された農業用水である府中用水がある。水路延長は 6km であり、現在は、国立市、府中市の水田約 11ha、畑約 8.5 ha、樹園地約 2.5 ha の合計約 22 ha を潤している。

また、府中用水は、都内で唯一疎水百選⁶に選ばれている。



出典：国土数値情報 流路メッシュ（2009（平成 21）年度）、国土数値情報 河川（2008（平成 20）年度）、国土調査 水調査 主要水系調査 多摩川（2005（平成 17）年度）、地理院地図 地形分類（自然分類）

図 3.76 河川図(再掲)



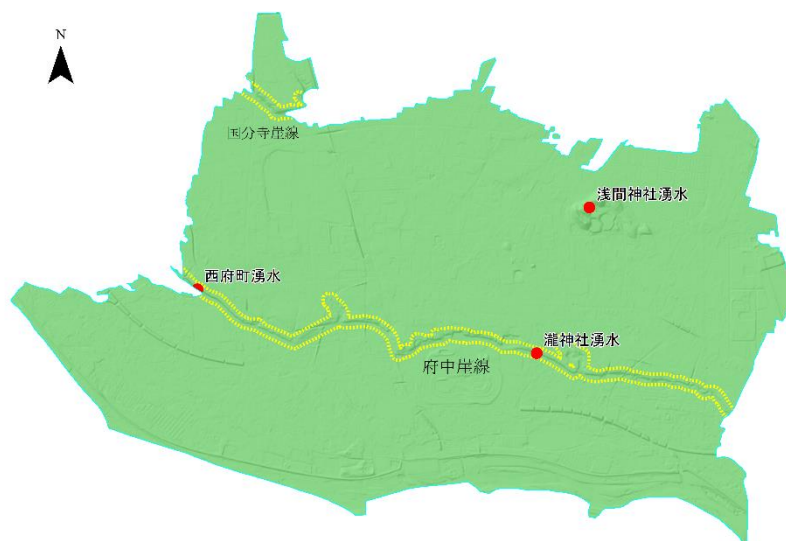
出典：東京都産業労働局 府中用水

図 3.77 府中用水

⁶ 疎水百選とは、一般投票及び選考委員会により 2006（平成 18）年に全国の農業用水から選定されたものである。

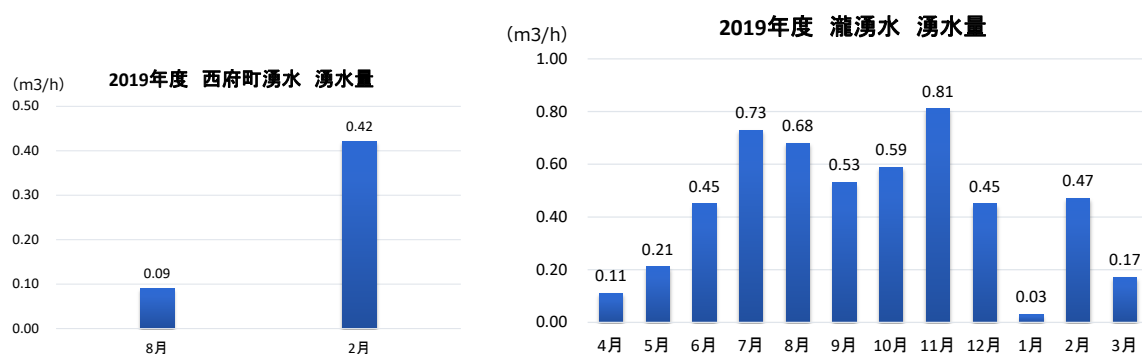
(3) 湧水

市内には、府中崖線を中心に3か所（西府町・瀧・浅間神社）の湧水がある。最も水量が多い西府町湧水は、東京都の「東京の名湧水57選」の一つに選ばれている。しかし、都市化による建物・舗装の増加や緑地の減少により、地下へ雨水浸透量が減少し、湧水の水
量減少や枯渇がおこっている。



出典:東京都環境局（東京の名湧水57選）、府中市 HP

図 3.78 府中市内の湧水の位置



出典：府中の環境 令和元年度 湧水調査結果

図 3.79 西府町湧水と瀧湧水の湧出量の季節変化（2019（令和元）年）

3.4.3.緑

(1) 緑の分布

2016（平成 28）年 3 月時点の「緑地」は、732.76ha で、市面積の 24.90%であった。「緑地」の変化状況をみると、2008（平成 20）年 3 月から 2016（平成 28）年 3 月までの 8 年間で 11.59ha の減少となり、内訳を確認すると、公園・緑地等の都市施設とする緑地については、整備が進んだことから増加した。

一方で、主に民有の緑地である、生産緑地地区⁷等の制度上安定した緑地や社会通念上安定した緑地の宅地化が進んだことなどが原因となり減少した。

緑被⁸調査を開始した 1987（昭和 62）年からの推移を確認すると、1997（平成 9）年までは減少傾向にあったが、2008（平成 20）年以降は横ばいで推移している。2008（平成 20）年と 2016（平成 28）年の緑被率⁹を比較すると、緑被面積で 2.11ha、緑被率で 0.16 ポイント減少している。減少は、草地の減少によるもので、2008（平成 20）年と 2016（平成 28）年を比較すると、面積で 12.97ha、草地率で 0.48 ポイント減少している。一方で、樹木被覆地は 1997（平成 9）以降増加傾向にあり、2008（平成 20）年と 2016（平成 28）28 年を比較すると、面積で 10.86ha、樹木被覆率で 0.32 ポイント増加していた。

表 3.48 緑地の現況量及び変化量

	平成20年3月		平成28年3月		増 減 面積(ha)
	面積(ha)	市域に占める割合(%)	面積(ha)	市域に占める割合(%)	
1 公園緑地等の都市施設とする緑地 (都市公園、条例等の公園)	180.68	6.14	183.98	6.25	3.30
都市公園	171.69	5.83	178.35	6.06	6.67
都市公園以外の市立公園	8.99	0.31	5.62	0.19	-3.37
2 制度上安定した緑地 (公共空地、生産緑地地区、保安林等)	450.47	15.31	436.08	14.82	-14.39
3 社会通念上安定した緑地 (社寺境内地、公開性のある施設等)	113.20	3.85	112.70	3.83	-0.50
合 計	744.35	25.29	732.76	24.90	-11.59

出典：公園緑地課資料

⁷ 「緑地」の定義

- ・本計画における「緑地」とは、都市施設の緑地（都市公園、都市公園以外の市立公園）、制度上安定した緑地（生産緑地地区・保安林等）、社会通念上安定した緑地（社寺境内地、公開性のある施設等）をいう。
- ・これら「緑地」は、市民生活に潤いや安らぎを与えてくれるほか、地域の個性や魅力を創出するなど、都市の魅力を高める機能を有している。

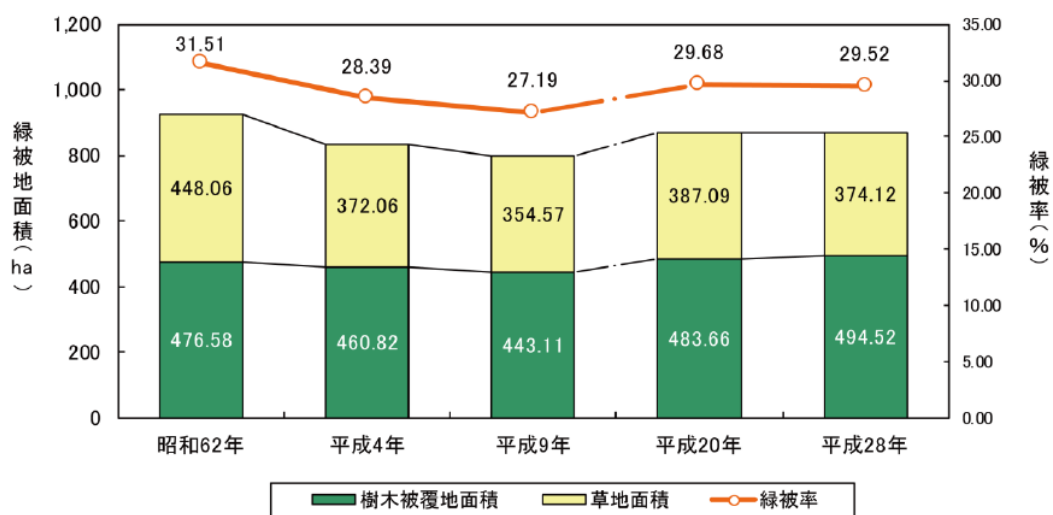
⁸ 調査技術の向上により、2008（平成 20）年以降の緑被地には、1997（平成 9）年まで緑被地として 捉えられなかった宅地内の小規模緑被地の面積が含まれる。

⁹ 緑被率は、本市に占める緑被地面積の割合。



出典：府中市緑の基本計画 2020

図 3.80 緑被現況図



出典：府中市緑の基本計画 2020

図 3.81 緑被地の推移

(2) 街路樹

府中市が、樹冠が 10 m²以上の樹木について、2008（平成 20）年と 2016（平成 28）年の航空写真を比較し調査した結果、樹木は 2,020 本減少（4,155 本減少、2,135 本増加）した。減少の内訳は、伐採によるものが 3,109 本と過半を占めており、強剪定によるものが 1,046 本となっている。増加の内訳は、新たに植栽されたものが 155 本、成長によるものが 1,980 本となっておりその多くが街路樹となっている。

表 3.49 樹木本数の増減（2008（平成 20）年と 2016（平成 28）年）

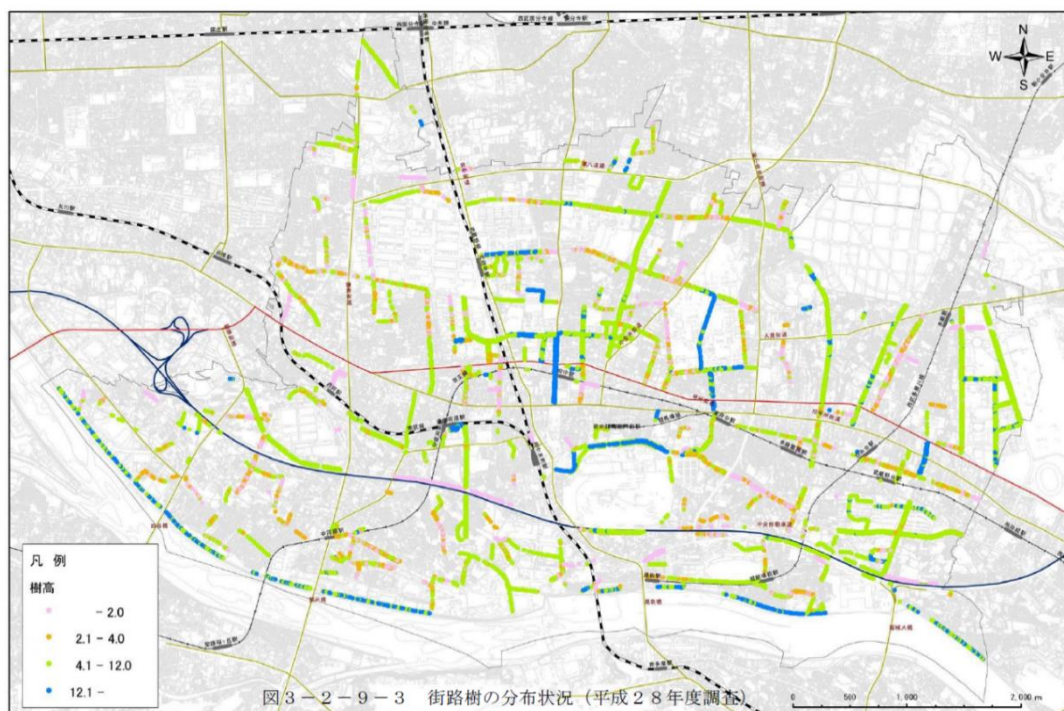
	減少	増加	差引
樹木本数	4,155 本	2,135 本	2,020 本減少

出典：公園緑地課資料

表 3.50 街路樹の内訳

街路樹の分類	区 分	本 数 (本)	全体に対する割合 (%)
低 木	2m未満	531	5.06%
中 木	2m以上 4m未満	1,783	17.00%
高 木	4m以上 12m未満	6,811	64.94%
高高木	12m以上	1,363	12.99%
合 計		10,488	100.00%

出典：府中市インフラマネジメント白書（2017（平成 29）年度）



出典：府中市インフラマネジメント白書（2017（平成 29）年度）

図 3.82 街路樹の分布状況（2016（平成 28）年度調査）

(3) 農地

府中市の農地は 2015（平成 27）年では 14,854a で、うち田が 4,917 a、畑が 9,937 a となっている。農家数は 454 戸である。専業農家は 6 戸、兼業農家（農外収入のある農家）は 448 戸である。農業従事者数は、993 人である。

府中市の主な農産物は、水稻のほか、コマツナ、ワケネギ、キャベツなどの野菜や梨、植木、花がある。特にコマツナ、ワケネギについては、品質が良く高い評価を得ている。畜産農家も多少残っていて、鶏が飼育されている。

3.4.4.動植物

1) 既往調査結果

① 府中市自然環境調査

府中市が 2013（平成 25）年度から継続している調査であり、2019（令和元）年も調査地点を「武蔵台公園」と定め、毎月 1 回の定期的な「自然環境調査」を実施している。

なお、この調査は本市の自然環境の現状を把握するため、かつて府中市自然調査団が行った「府中市自然調査報告（東京都府中市教育委員会発行）（1970（昭和 45）」を参考に、2012（平成 24）年 12 月に発足した府中市自然環境調査員会議において調査方法を検討したものである。

表 3.51 府中市自然環境調査（2019（令和元）年） 調査内容

調査地	武蔵台公園 住所：府中市武蔵台 2 丁目 2 番地 面積：46,835.08 m ²	
調査対象	草本類	・ 蕾（つぼみ）、花、実の状態にあるものについて記録 ・ 雑木林に昔からある草本類のうち、市内において減少しているものを「指定植物」とし、開花花序数等のおおまかな位置を地図上に記録
	シダ類	・ 胞子がついているものについて記録
	木本類	・ 蕾（つぼみ）、花、実の状態にあるものについて記録
	昆虫類	・ 卵囊（らんのおう）、幼態、成虫の状態にあるものについて記録 ・ 種名の判別がつかないものについては掲載しなかった
	鳥類	・ 目視および鳴き声により確認したものについて記録

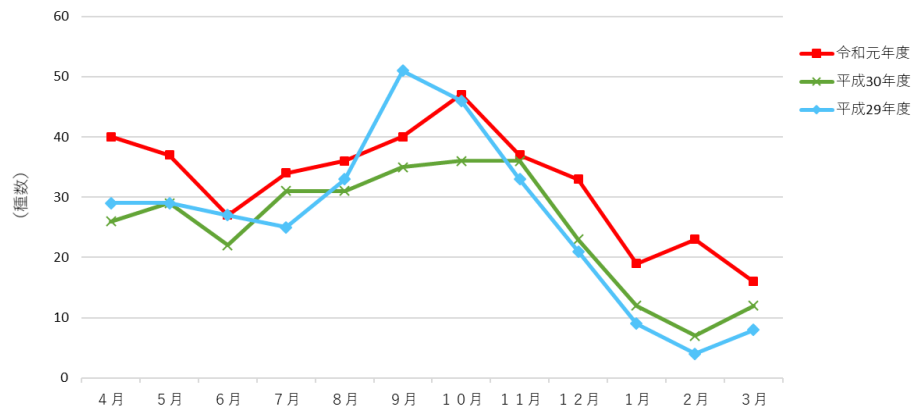
a) 草本類

草本類は、138 種確認されている。

確認種数の月別変化を見ると、種数は概ね 4 月頃と 10 月前後に多く、2 月前後に少なくなっているが、これはほぼ例年通りとなっている。

指定植物 15 種についてその開花株数を前年度と比べると、ヒヨドリバナ、シュンラン、フジカンゾウ、キツネノカミソリ、シロヨメナはやや増加、キンラン、ギンラン、ササバギンランには大きな変化は見られなかったが、マヤラン、ヤマユリ、シラヤマギクは大きく減少した。ミツバツチグリは 1 株確認されている。ノヤマトンボ（オオバノトンボソウ）は開花してないものが数株見られている。ミズタマソウ、ヤクシソウは一昨年来確認されていない。

これらの貴重な植物の保護育成のためにも、ミドリハカタカラクサ、シャガ、セリバヒエンソウなどのような移入種の分布拡大は懸念事項となっている。



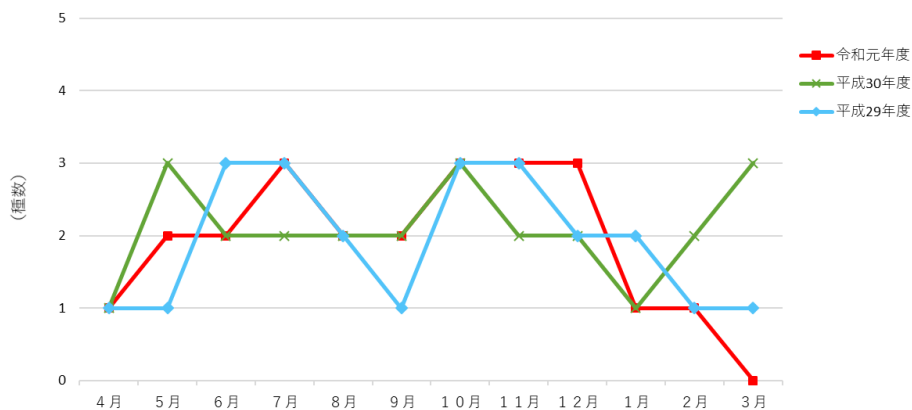
出典：府中市自然環境調査（2019（令和元）年度）報告書

図 3.83 2017（平成 29）年～2019（令和元）年度確認種数月別変化比較（草本類）

b) シダ類

シダ類は、3 種確認されている。

群生は確認されず、前年度に比べて種数が少ないことが確認されている。



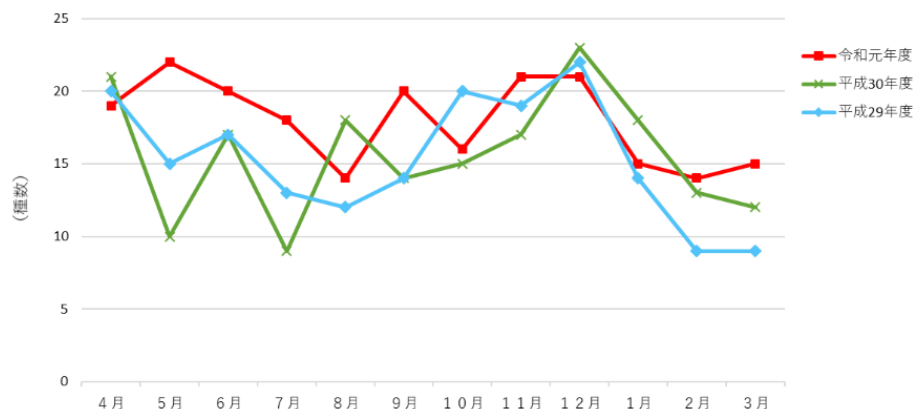
出典：府中市自然環境調査（2019（令和元）年度）報告書

図 3.84 2017（平成 29）年～2019（令和元）年度確認種数月別変化比較（シダ類）

c) 木本類

木本類は、60 種確認されている。

全体の種数は毎年ほぼ変わらないが、当年度の確認種数の月別変化をみると、他年度に比べて月ごとの種数の差が小さくなっている。



出典：府中市自然環境調査（2019（令和元）年度）報告書

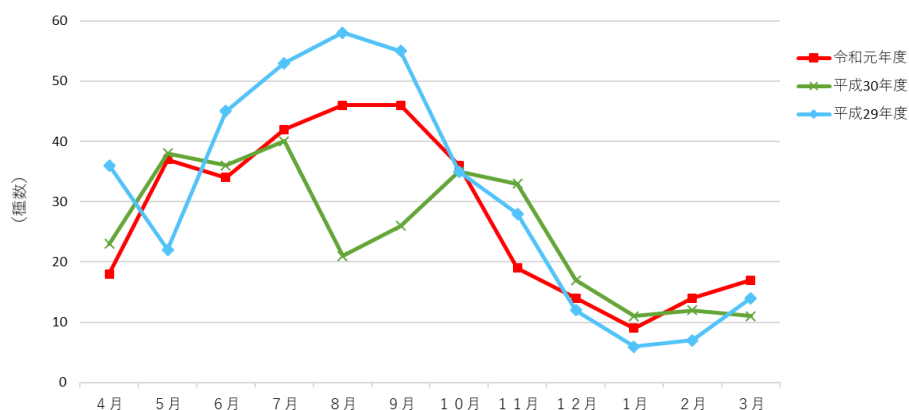
図 3.85 2017（平成 29）年～2019（令和元）年度確認種数月別変化比較（木本類）

d) 昆虫類

2019（令和元）年度、昆虫類は 331 種確認されている。

新規に観察した数は、カゲロウ目 1 種、トンボ目 1 種（オオシオカラトンボ）、ハサミムシ目 1 種（コバネハサミムシ）、バッタ目 2 種（ヒメクダマキモドキ他）、カメムシ目 5 種（アオモンツノカメムシ他）チョウ目 12 種（オナガアゲハ他）、ハエ目 14 種（ヤマトアブ他）、コウチュウ目 22 種（ハラグロオオテントウ他）、ハチ目 6 種（キボシアシナガバチ他）など 64 種と確認されている。

2019（令和元）年度は、台風など天候不順の 1 年であったが観察数は昨年を超えた種数の確認されている。

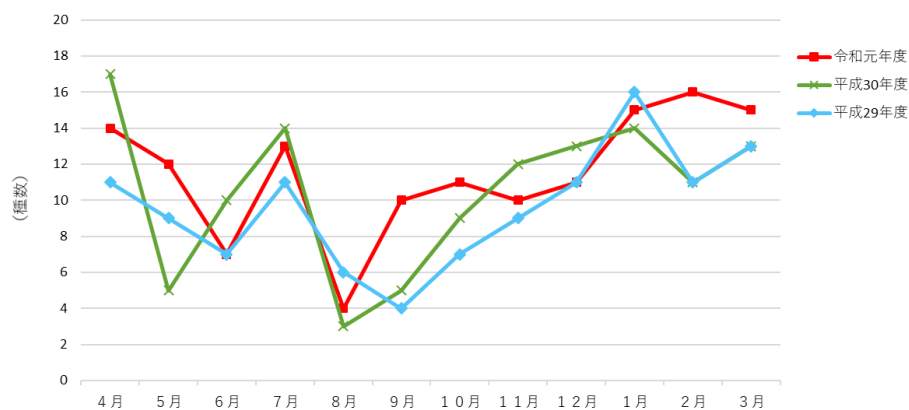


出典：府中市自然環境調査（2019（令和元）年度）報告書

図 3.86 2017（平成 29）年～2019（令和元）年度確認種数月別変化比較（昆虫類）

e) 鳥類

2019（令和元）年度、鳥類は、在来種 22 種、外来種 4 種が確認されている。



出典：府中市自然環境調査（2019（令和元）年度）報告書

図 3.87 2017（平成 29）年～2019（令和元）年度確認種数月別変化比較（鳥類）

② 多摩川植物調査

府中市は、自然環境の変化を継続的に記録するため、市民の方々により、生息する植物を対象とした調査「多摩川植物調査」を行っている。調査結果は生物多様性の保全に向けた基礎データとして記録している。

2019（令和元）年度は、272 種が確認されている。そのうち、19 種が 2019（令和元）年度新規で確認されている。

表 3.52 多摩川植物調査 調査内容

調査期間	2019（平成 31）年 4 月～2020（令和 2）年 3 月
調査場所	多摩川河川敷（大丸堰周辺から読売新聞社まで）
調査人数	延べ 94 名
調査内容	多摩川河川敷に自生する植物の観察及び調査

③ 多摩川野鳥調査

府中市は、自然環境の変化を継続的に記録するため、市民により、生息する野鳥を対象とした調査「多摩川野鳥調査」を行っている。調査結果は生物多様性の保全に向けた基礎データとして記録している。

鳥類は、81 種類が確認されている。

表 3.53 多摩川野鳥調査 調査内容

調査期間	2019（平成 31）年 4 月～2020（令和 2）年 3 月
調査場所	多摩川河川敷（大丸堰周辺から読売新聞社まで）
調査人数	延べ 94 名
調査内容	多摩川河川敷に自生する植物の観察及び調査

④ 西府崖線生態系調査

府中市が、市内で環境活動を行っている「特定非営利活動法人 府中かんきょう市民の会」に委託して市民ボランティア調査（西府崖線生態系調査）が実施されており、その中で昆虫等調査、野鳥調査、魚類調査が行われている。

昆虫等は、合計 40 種類が確認されている。

鳥類は、合計 22 種類が確認されている。

魚類等は、合計魚類 7 種、貝類 1 種、エビ類・カニ類 2 種、水生昆虫類 1 種、その他 2 種の 14 種が確認されている。

表 3.54 西府崖線生態系調査 調査概要（昆虫等）

調査日	2019（令和元）年 5 月 18 日、7 月 20 日、10 月 26 日（3 日）
調査場所	西府町 1 丁目（西府崖線付近一帯）
参加人数	29 名
調査内容	西府崖線付近一帯に生息する昆虫等の調査

表 3.55 西府崖線生態系調査 調査概要（野鳥調査）

調査日	2020（令和 2）年 1 月 19 日
調査場所	西府町 1 丁目（西府崖線付近一帯）
参加人数	3 名
調査内容	西府崖線付近一帯に生息する野鳥の調査

表 3.56 西府崖線生態系調査 調査概要（魚類等）

調査日	2020（令和 2）年 7 月 21 日
調査場所	西府町 1 丁目（西府崖線下の府中用水路）
参加人数	19 名
調査内容	西府崖線下の府中用水路に生息する魚類等の調査

⑤ 河川水辺の国勢調査

国土交通省の京浜河川事務所と全国の地方自治体では、多摩川において河川水辺の国勢調査を実施している。植物調査が2005（平成17）年および2006（平成18）年度に、陸上昆虫類等調査が2009（平成21）年度に、魚類調査が2016（平成28）年度に実施されている。

河川水辺の国勢調査で確認された重要種について、2005（平成17）年および2006（平成18）年度に実施された植物調査では、合計19種類の重要種が確認されている。2009（平成21）年度に実施された陸上昆虫類等調査では、合計11種類の重要種が確認されている。2004（平成16）年度に実施された鳥類調査では、合計17種類の重要種が確認されている。2016（平成28）年度に実施された魚類調査では、合計10種類の重要種が確認されている。

表 3.57 調査結果の概要

生物分類	確認種数	重要種数		調査年度	調査地点
		2020 環境省 RL	2020 東京都 RL		
哺乳類	11 種	0 種	2 種	2018(平成 30 年度)	大丸用水堰上流 多摩川・大栗川合流点 付近
爬虫類	6 種	0 種	5 種		府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付 近
両生類	7 種	1 種	5 種		
鳥類	62 種	1 種	17 種	2004(平成 16 年度)	大丸用水堰付近 府中市側 大丸用水堰付近 稲城市・多摩市側
魚類	31 種	7 種	8 種	2016(平成 28 年度)	大丸用水堰付近 府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付 近
陸生昆虫 類等	541 種	0 種	11 種	2009(平成 21 年度)	大丸用水堰 下流付近 府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付 近
底生動物	209 種	1 種	7 種	2017(平成 29 年度)	大丸用水堰付近 府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付 近
植物	520 種	0 種	19 種	2005(平成 17 年度) 2006(平成 18 年度)	大丸用水堰付近 大丸用水堰上流 多摩川・大栗川合流点 付近 府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付 近 府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付 近 府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付 近 浅川
計	1387 種	10 種	74 種		

出典：多摩川 河川水辺の国勢調査(2004（平成16）年～2018（平成30）年度）（国土交通省）より作成

表 3.58 重要種一覧（鳥類）

種名	重要種		多摩川	
	環境省 RL	東京都 RL	調査地点番号	
		北多摩	④	⑤
カイツブリ		VU	●	●
ササゴイ		CR	●	
チュウサギ	NT	NT		●
コサギ		NT	●	●
キジ		NT	●	●
コチドリ		NT	●	●
イカルチドリ		VU	●	●
イソシギ		VU	●	●
ヒメアマツバメ		NT	●	
カワセミ		NT	●	●
ヒバリ		VU	●	●
セグロセキレイ		NT	●	●
モズ		VU	●	●
オオヨシキリ		VU	●	●
センダイムシクイ		CR	●	●
セッカ		VU	●	●
ベニマシコ		NT	●	●
17 種	1 種	17 種	16 種	15 種

④大丸用水堰付近 府中市側

⑤大丸用水堰付近 稲城市・多摩市側

出典：多摩川 河川水辺の国勢調査(2004（平成 16）年度）（国土交通省）より作成

表 3.59 重要種一覧（魚類）

種名	重要種		多摩川	
	環境省 RL	東京都 RL	調査地点番号	
		北多摩	⑧	⑨
スナヤツメ類	VU	CR	●	●
ニホンウナギ	EN	EN	●	●
アブラハヤ		VU	●	●
ニゴイ		NT	●	●
ドジョウ	NT	DD	●	●
ヒガシシマドジョウ		VU	●	●
ホトケドジョウ	EN	EN	●	●
ギバチ	VU	VU	●	●
アカザ	VU		●	●
エドハゼ	VU		●	●
10 種	7 種	8 種	10 種	10 種

⑧大丸用水堰付近

⑨府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付近

出典：多摩川 河川水辺の国勢調査(2016（平成 28）年度）（国土交通省）より作成

表 3.60 重要種一覧（陸生昆虫類等）

種名	重要種		多摩川	
	環境省 RL	東京都 RL	調査地点番号	
		多摩	⑤	⑥
アオイトトンボ		VU		●
マユタテアカネ		NT		●
ミヤマアカネ		NT	●	●
カワラバッタ		EN		●
ジャノメチョウ		NT		●
キハダカノコ		VU		●
アカガネアオゴミムシ		NT		●
オサムシモドキ		VU	●	
ハンノヒメコガネ		VU	●	
ヒゲコガネ		NT	●	
キボシトックリバチ		DD		●
11 種	0 種	11 種	4 種	8 種

⑤大丸用水堰 下流付近

⑥府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付近

出典：多摩川 河川水辺の国勢調査(2009 年度)（国土交通省）より作成

表 3.61 重要種一覧（植物）

種名	重要種		多摩川				浅川
	環境省 RL	東京都 RL	調査地点番号				
		北多摩	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
ジャヤナギ		NT		●	●	●	
コゴメヤナギ		NT	●		●	●	
カワラナデシコ		EN		●		●	
ウマノスズクサ		VU	●		●		
ハタザオ		EN			●	●	
カワラサイコ		VU	●	●	●	●	
カワラケツメイ		VU	●	●	●	●	●
レンリソウ		EN				●	
ミズハコベ		EN	●	●		●	●
セキシウモ		EN		●			
ササバモ		VU		●			
アマドコロ		EN	●			●	
ニガカシュウ		NT	●				
タチコウガイゼキシウ		CR			●		
セトガヤ		NT	●				
エゾノサヤヌカグサ		NT				●	
ミノボロ		VU				●	
ヤガミスゲ		VU			●		
シロガヤツリ		DD			●		
19 種	0 種	19 種	8 種	7 種	9 種	11 種	2 種

⑬大丸用水堰付近

⑭大丸用水堰上流 多摩川・大栗川合流点付近

⑮府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付近

⑯府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付近

⑰府中四谷橋上流 多摩川・浅川合流点付近 浅川

出典：多摩川 河川水辺の国勢調査(2005（平成 17）年、2006（平成 18）年度）（国土交通省）より作成

【重要種選定基準】

■環境省 RL：環境省レッドリスト 2020 (環境省, 2020 年 3 月)

【カテゴリー】

- ・絶滅 (EX)：わが国ではすでに絶滅したと考えられる種
- ・野生絶滅 (EW)：飼育・栽培下のみで存続している種
- ・絶滅危惧 IA 類 (CR)：ごく近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・絶滅危惧 IB 類 (EN)：IA 類ほどではないが、近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・絶滅危惧 II 類 (VU)：絶滅の危険が増大している種
- ・準絶滅危惧 (NT)：現在、絶滅危険度は小さいが、「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
- ・情報不足 (DD)：評価するだけの情報が不足している種
- ・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

■東京都 RL：レッドデータブック東京 2020～東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版～ （区部）（東京都, 2021 年 4 月）

【カテゴリー】

- ・絶滅 (EX)：東京都において、すでに絶滅したと考えられる種
- ・野生絶滅 (EW)：東京都において、飼育・栽培下のみで存続している種
- ・絶滅危惧 IA 類 (CR)：ごく近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・絶滅危惧 IB 類 (EN)：IA 類ほどではないが、近い将来に野生での絶滅の危険性が高い種
- ・絶滅危惧 II 類 (VU)：絶滅の危険が増大している種
- ・準絶滅危惧 (NT)：現在、絶滅危険度は小さいが、「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
- ・情報不足 (DD)：評価するだけの情報が不足している種
- ・留意種：
現在、絶滅のおそれはないが、準絶滅危惧 (NT) に準じる孤立個体群の存在する種や外来種の影響が懸念される種、環境指標になる種など

3.5. 都市環境

3.5.1. 景観

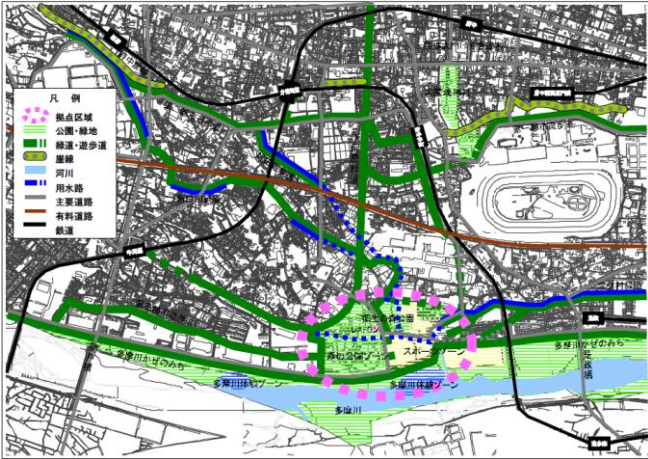
(1) 景観重要公共施設

道路、河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、府中市が、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となる。このため、景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を積極的に活用し、地域のまちづくり等と連携して良好な景観の形成に配慮した整備を行う。

また、「景観重要公共施設」に位置付けた施設の周辺では、地域における良好な景観の形成を図る観点から、当該公共施設の整備等の機会に合わせて、土地利用を適正に誘導する。

表 3.62 景観重要公共施設一覧表

景観重要道路	
国分寺街道（けやき並木通り）	国分寺街道の大國魂神社から桜通りまでの間は、馬場大門のケヤキ並木として国の天然記念物※にも指定されており、府中市のシンボルとして市民に親しまれている。 この区間は、沿道建物の壁面後退をはじめ様々な景観形成の取り組みを行ってきたが、今後も府中市のシンボルとして、けやき並木の維持、保全に努め、市民の積極的な参加を促進し、落ち着いた風格のある景観の形成を図るとともに、中心的な市街地としてにぎわいを創出している。 ※：天然記念物の指定区間は一部異なる。  国分寺街道（けやき並木通り）
市道 4-50 号、市道 4-55 号	大國魂神社の東側に位置する市道 4-55 号(延長約 200m)、及び西側に位置する市道 4-50 号(延長約 300m)は、「大國魂神社が持つ歴史性と豊かな緑を中心とし、行き交う人々の活動が主役となるまちづくり」をデザインコンセプトとして、意見交換会により「みちづくり」の方針、道路デザインの検討を重ねながら整備を行っている。 今後は、2つの市道を神社を引き立てるみちとし、大國魂神社を街並みの主役とした沿道の維持・保全に努める。

	 国分寺街道 (けやき並木) 延長約600m 府中駅 市道4-50 延長約300m 市道4-55 延長約200m 景観重要道路位置図
景観重要公園・緑道	
郷土の森公園	郷土の森公園は多摩川に隣接し、豊かな緑地、緑道や水路が存在することから「水と緑のネットワーク」の拠点として位置づけ、「府中市水と緑のネットワーク拠点整備実施計画」(2006(平成18)年5月)に基づき整備を進めている。 今後、新しい観光の視点も含めて見直し、全庁的な調整を行いながら各施設の関連性を検討し、一体的な整備を更に推進する。
緑道・遊歩道(下河原緑道、二ヶ村緑道、新田川緑道、第三都市遊歩道、多摩川かぜのみち)	水と緑が持つ様々な機能を相乗的に高めていくため、個々の水と緑を結ぶ「水と緑のネットワーク」を緑の基本計画に示し、取組みを行ってきた。 対象となる緑道・遊歩道については、景観重要公共施設とし、水と緑の回廊としての連続性を確保し、生物の生息空間、散歩やウォーキングなどのレクリエーション、拠点区域への徒歩やサイクリングでのアクセスルートなどの機能をより一層充実させます。 今後は、景観重要公共施設となる緑道・遊歩道等を増やし、人と自然が共生する緑豊かなまちづくりを推進する。  水と緑のネットワーク拠点及び周辺概念図(イメージ図)

景観重要河川	
多摩川	多摩川は、水と緑のオアシスとして市民に親しまれている河川であり、「多摩川水系河川整備計画」等に基づき、河川や周辺環境が織りなす個性的な魅力づくりに配慮した整備や生態系に配慮した自然環境の保全・創出などを進め、多摩川らしい河川景観を形成する。

3.5.2.公園

2019（令和元）年度では、市民 1 人当たりの公園面積は 7.03m²、市全体での公園が占める割合は、9.22%となっている。

表 3.63 都市公園等の現況（2019（令和元）年度現在）

種別		箇所数	面積 (100m ²)
都市公園	街区公園	214	2,714
	近隣公園	10	1,297
	地区公園	2	980
	運動公園	2	3118
	総合公園	2	5101
	特殊公園	4	2276
	広場公園	4	13
都市緑地		18	350
緑道		17	1204
その他の公園		73	557
合計		347	18,548
市民 1 人当たりの公園面積 (m ²)			7.03
市域面積に対する割合 (%)			9.22

※人口は、2019（令和元）年 10 月 1 日時点の総人口が 263,932 人で計算

※市域面積は、2019（令和元）年 10 月 1 日時点の 29.43km² で計算

出典：府中市統計書

3.5.3.歴史・文化

市内では、府中崖線及び国分寺崖線に縄文時代の遺跡が多数確認され、武蔵府中熊野神社古墳、高倉塚、天王塚などの古墳も確認されている。また崖線上には鎌倉時代当時要塞の機能を果たしていた寺院が多く分布している。

甲州街道沿いの宿場町と背後の農村は集落地として形成され、多摩川低地部は水田中心、武蔵野台地は連続的な樹林地が残り街道後背には畑地が形成された。

けやき並木



大国魂神社



高札場



分倍河原古戦場碑



武蔵府中熊野神社古墳まつり



高安寺



出典：府中市 HP

図 3.88 市内の主な歴史的・文化的景観

3.6. 環境行動

3.6.1. 環境学習の実施状況

(1) 府中かんきょう塾

年	月日	講座名	内容	会場等	参加人数
2019 (令和元)年	5月11日(土)	開講式、座学講座	開講式 講演「多摩の杜…歴史と自然」	府中駅北第2庁舎3階 会議室	28名
	6月15日(土)	自然散策	八王子市長池公園の 運営等の説明と園内 の散策	八王子市長池公園	荒天の ため中 止
	7月11日(木)	施設見学会	環境施設バス見学 「スパーエコタウン 工場見学」	中間貯蔵・環境安全 事業所、東京湾埋立 地処分場	25名
	9月12日(木)	施設見学会	ごみ施設見学「武蔵 野クリーンセンター 見学」	武蔵野クリーンセン ター	25名
	10月19日(土)	座学講座	講演「花蜂と美味し いトマトの関係」	府中駅北第2庁舎3階 会議室	25名
	11月16日(土)	座学講座	講演「Karibuni Kenya～こんなとこ ろに日本人～」	府中駅北第2庁舎3階 会議室	26名
	12月14日(土)	修了式、活動 成果の発表	自主グループによる 活動成果の発表 修了式	府中駅北第2庁舎3階 会議室	28名
	2月1日(土)	講演会	講演「全国のかいぼ りをやってわかつ た！まちなかの生物 多様性と外来生物」	市民活動センターバ ルトホール	110名
2018 (平成30)年	5月12日(土)	開講式、座 学講座	開講式 講演「美しい多摩川 100年プラン」	府中駅北第2庁舎3階 会議室	31名
	6月13日(水)	施設見学会	水素エネルギー研究 開発センターとリサ イクルセンター見学	株式会社東芝府中事 業所	26名
	7月11日(水)	施設見学会	環境施設バス見学 「ガスの科学館と新 江東清掃工場見学」	ガスの科学館、新江 東清掃工場	25名
	9月15日(土)	座学講座	講演「マイクロプラ スチックの環境への 影響」	府中駅北第2庁舎3階 会議室	27名
	10月27日(土)	座学講座・ 見学	生き物学習「都立井 の頭公園のかいぼり に学ぶ」	都立西部公園緑地事 務所	24名
	11月17日(土)	座学講座	講演「途上国の生活 環境と環境教育」	府中駅北第2庁舎3階 会議室	22名
	12月15日(土)	修了式、活動 成果の発表	自主グループによる 活動成果の発表 修了式	府中駅北第2庁舎3階 会議室	29名

年	月日	講座名	内容	会場等	参加人数
2017 (平成29)年	5月13日(土)	開講式、座学講座	開講式 講演「府中の歴史と自然」	府中駅北第2庁舎3階 会議室	20名
	6月10日(土)	自然散策	都立八国山緑地	都立八国山緑地	15名
	7月11日(火)	施設見学会	環境施設バス見学 「小河内ダム・日の出町広域処分場見学」	小河内ダム・日の出町広域処分場	15名
	9月16日(土)	座学講座	講演「生物多様性の大切さ」	府中駅北第2庁舎3階 会議室	15名
	10月5日(木)	座学講座見学	「東京農工大学植物工場・農場」	国立大学法人東京農工大学キャンパス内	11名
	11月11日(土)	座学講座	講演「開発途上国と地球温暖化」	府中駅北第2庁舎3階 会議室	15名
	12月16日(土)	修了式、活動成果の発表	修了式 自主グループによる活動成果の発表	府中駅北第2庁舎3階 会議室	16名
2016 (平成28)年	5月14日(土)	開講式、座学講座	開講式 講話「日本の里山風景について」	府中駅北第2庁舎3階 会議室	19名
	6月11日(土)	自然観察会	都立狭山公園の自然散策	都立狭山公園	18名
	7月7日(木)	施設見学会	東京スーパーエコタウン施設及び処分場見学	バイオエナジー(株)、(株)リーテム、中央防波堤埋立処分場	20名
	9月17日(木)	座学講座 自然観察会	講演「最新ISO14001」、四谷下堰緑地、多摩川自然散策	四谷文化センター、四谷下堰緑地、多摩川	20名
	10月8日(土)	座学講座	講演「大気環境問題とそれらの植物影響について」	国立大学法人東京農工大学	20名
	11月12日(土)	座学・自然散策	府中のブルーベリー史、府中の名木百選	府中駅北第2庁舎3階 会議室、府中駅周辺	19名
	12月10日(土)	修了式、発表会	修了式 自主グループによる活動成果の発表	府中駅北第2庁舎3階 会議室	20名
	8月23日(火)	富士山バスツアー「夏休みに富士山の科学と生物多様性を知ろう」	大型バスで富士山裾野にある、山梨県富士山科学研究所、環境省生物多様性センター、西湖いやしの里根場見学	山梨県富士山科学研究所、環境省生物多様性センター、西湖いやしの里根場	25名
	3月9日(木)	浅間中学校環境学習講座「府中の環	市立浅間中学校の3年生を対象とし、府中の環境について、	府中市立浅間中学校	200名

年	月日	講座名	内容	会場等	参加人数
		境」	環境学習講座を実施		
2015 (平成27)年	5月9日(土)	開講式、自然講座	開講式 都立浅間山公園散策	生涯学習センター都立浅間山公園	22名
	6月27日(土)	環境講座	講話「地球環境問題と持続可能な社会への道」東京農工大学キャンパス見学	国立大学法人東京農工大学	19名
	7月11日(土)	環境講座	講話「家庭の省エネアドバイス」	府中駅北第2庁舎3階会議室	18名
	9月10日(木)	施設見学会	石坂産業(株)施設見学	石坂産業(株)	17名
	11月7日(土)	自然講座	都立野川公園観察会	都立野川公園	17名
	12月12日(土)	修了式、発表会	修了式 自主グループによる活動成果の発表	府中駅北第2庁舎3階会議室	17名
	3月5日(土)	「郷土の森博物館で梅林と府中の自然を観察しよう！」	梅まつり期間中の郷土の森博物館で梅林と自然を観察	郷土の森博物館	19名
2014 (平成26)年	5月17日(土)	開講式環境講座	開講式 第2次環境基本計画について 講話「子どもたちと環境について」	府中駅北第2庁舎3階会議室	16名
	6月14日(土)	環境講座	講座「地球温暖化と適応策について」	府中駅北第2庁舎3階会議室	14名
	7月12日(土)	環境講座	講話「大気汚染と私たちの生活」東京農工大学キャンパス見学	国立大学法人東京農工大学	16名
	9月11日(木)	施設見学	かわさきエコ暮らし未来館浮島処理センター	かわさきエコ暮らし未来館浮島処理センター	20名
	11月1日(土)	環境講座	講座「環境破壊と私たちに託されていること」	府中駅北第2庁舎3階会議室	15名
	12月13日(土)	修了式発表	修了式 自主グループによる活動成果の発表	府中駅北第2庁舎3階会議室	19名

(2) 親子体験教室

年	月日	講座名	内容	会場等	参加人数
2019 (令和元)年	8月21日(水)	富士山バスツアー	環境省生物多様性センター及び富士山世界遺産センターで展示物や映像で環境学習や西湖いやしの里根場を見学	環境省生物多様性センター、山梨県立富士山遺産センター、西湖いやしの里根場	34名
	11月30日(土)	親子でエコクッキング	環境にやさしい「食」に関するライフスタイルについて・調理体験	学校給食センター調理実習室	15名
2018 (平成30)年	8月22日(水)	富士山バスツアー	環境省生物多様性センター及び富士山世界遺産センターで展示物や映像で環境学習や西湖いやしの里根場を見学	環境省生物多様性センター、山梨県立富士山遺産センター、西湖いやしの里根場	34名
	12月2日(日)	親子でエコクッキング	環境にやさしい「食」に関するライフスタイルについて・調理体験	府中市市民活動センタープラッツ6階料理室	12名
	1月26日(土)	郷土の森博物館でロウバイと博物館を楽しもう	ロウバイの小径の散策と郷土の森博物館の見学	府中市郷土の森公園	16名
2017 (平成29)年	8月20日(日)	自然散策及び昆虫観察	浅間山を散策しながら昆虫を観察する	都立浅間山公園	13名
	11月25日(土)	座学及び調理体験	環境にやさしい「食」に関するライフスタイルについて・調理体験	JAマインズ多磨支店	11名
	3月10日(土)	親子で楽しくクラフト体験	親子で木の実細工、葉っぱプリント、しおり作りを体験する	中央文化センター	22名
2016 (平成28)年	11月6日(日)	市民農業大学・エコクッキング秋野菜コース	「環境にやさしい「食」に関するライフスタイルについて」調理体験	ルミエール府中料理講習室	22名
	中止	郷土の森博物館で実施されている野鳥特別展とプラネタリウムを楽しもう	郷土の森博物館で実施されている特別展とプラネタリウムの見学	郷土の森博物館	—

年	月日	講座名	内容	会場等	参加人数
2015 (平成27)年	11月28日(土)	市民農業大学・エコクッキング秋野菜コース	「環境にやさしい「食」に関するライフスタイルについて」調理体験	JAマインズ多磨支店	14名
2014 (平成26)年	2月21日(土)	府中産の野菜でエコクッキング!	講演「環境にやさしい「食」に関するライフスタイルについて」調理体験	JAマインズ多磨支店	22名

(3) 森キッズクラフト DAY

年	月日	講座名	内容	会場等	参加人数
2019 (令和元)年	4月28(日)	森キッズクラフト DAY in 武蔵台	親子で木の実細工、葉っぱプリント作りなどを体験する	武蔵台公園	40名
	10月26日(土)	森キッズクラフト DAY in 浅間山公園	親子で木の実細工、葉っぱプリント作りなどを体験する	都立浅間山公園	41名
2018 (平成30)年	11月4日(日)	森キッズクラフト DAY in 浅間山	親子で木の実細工、葉っぱプリント作りなどを体験する	都立浅間山公園	55名
2017 (平成29)年	4月22日(土)	森キッズクラフト DAY in 武蔵台公園	木の実、葉で親子クラフト・しおり作り体験	武蔵台公園	33名
2016 (平成28)年	11月3日(祝)	森キッズクラフト DAY in 浅間山	浅間山自然観察と木の実、植物を利用したクラフト体験	都立浅間山公園	43名
2015 (平成27)年	実施なし				
2014 (平成26)年	実施なし				

3.6.2.環境啓発の実施状況

(1) 府中環境まつり

年	月日	内容	会場等	参加人数
2019 (令和元)年	6月1日(土)	市民団体、事業者、学校等の出店による環境への取組み紹介、エコカー展示、資源回収、ゴーヤ・アサガオの苗配布による緑のカーテン普及啓発、ごみ減量PRや3R推進、木の実細工や鳥の巣箱作り等の自然体験や工作、フリーマーケット(82店)、及びリサイクル子どもみこし等のステージイベント	府中公園	20,000名 (延べ人数) 131団体
2018 (平成30)年	6月2日(土)	市民団体、事業者、学校等の出店による環境への取組み紹介、エコカー展示、資源回収、ゴーヤ・アサガオの苗配布による緑のカーテン普及啓発、ごみ減量PRや3R推進、木の実細工や鳥の巣箱作り等の自然体験や工作、フリーマーケット(96店)、及びリサイクル子どもみこし等のステージイベント	府中公園	20,000名 (延べ人数) 140団体
2017 (平成29)年	6月3日(土)	市民団体、事業者、学校等の出店による環境への取組み紹介、エコカー展示、資源回収、ゴーヤ・アサガオの苗配布による緑のカーテン普及啓発、ごみ減量PRや3R推進、木の実細工や鳥の巣箱作り等の自然体験や工作、フリーマーケット(94店)、環境啓発ポスターコンクール及びリサイクル子どもみこし等のステージイベント	府中公園	19,000名 (延べ人数) 141団体
2016 (平成28)年	6月4日(土)	市民団体、事業者、学校等の出店による環境への取組み紹介、エコカー展示、資源回収、ゴーヤ・アサガオの苗配布による緑のカーテン普及啓発、ごみ減量PRや3R推進、木の実細工や鳥の巣箱作り等の自然体験や工作、フリーマーケット(100店)、環境啓発ポスターコンクール及びリサイクル子どもみこし等のステージイベント	府中公園	19,000名 (延べ人数) 147団体
2015 (平成27)年	6月6日(土)	市民団体、事業者、学校等の出店による環境への取組み紹介、エコカー展示、資源回収、ゴーヤ・アサガオの苗配布による緑のカーテン普及啓発、ごみ減量PRや3R推進、木の実細工や鳥の巣箱作り等の自然体験や工作、フリーマーケット(98店)、環境啓発標語・ポスターコンクール及びリサイクル子どもみこし等のステージイベント	府中公園	21,000名 (延べ人数) 148団体
2014 (平成26)年	6月7日(土)	雨天等の影響により中止	府中公園	—

(2) 環境啓発ポスターコンクール

年	月日 (表彰式)	会場	区分	部門	標語	ポスター
2019 (令和元)年	12月12日(木)	市長公室	応募作品数	—	—	386
			入選作品数	—	—	14
2018 (平成30)年	12月14日(金)	市長公室	応募作品数	—	—	111
			入選作品数	—	—	14
2017 (平成29)年	6月1日(木)	市長公室	応募作品数	—	—	35
			入選作品数	—	—	20
2016 (平成28)年	6月4日(土)	府中公園(環境まつりステージにおいて)	応募作品数	—	—	123
			入選作品数	—	—	20
2015 (平成27)年	6月6日(土)	府中駅北第2庁舎3階会議室	応募作品数	緑化推進部門	818	89
				まち美化部門	1,009	49
				地球温暖化防止部門	584	44
			入選作品数	緑化推進部門	7	7
				まち美化部門	6	6
				地球温暖化防止部門	6	6
2014 (平成26)年	6月7日(土)	府中駅北第2庁舎3階会議室	応募作品数	緑化推進部門	1,057	87
				まち美化部門	834	19
				地球温暖化防止部門	448	20
			入選作品数	緑化推進部門	7	7
				まち美化部門	6	6
				地球温暖化防止部門	6	6

3.6.3.市民ボランティアの活動状況

(1) 市民による酸性雨調査

年	月日	テーマ	内容	会場等	参加人数
2019 (令和元)年	8月～9月	酸性雨調査期間	雨を採取しpHと降水量を測定	参加者自宅等	9名
2018 (平成30)年	8月～9月	酸性雨調査期間	雨を採取しpHと降水量を測定	参加者自宅等	14名
2017 (平成29)年	8月～9月	酸性雨調査期間	雨を採取しpHと降水量を測定	参加者自宅等	14名
2016 (平成28)年	8月～9月	酸性雨調査期間	雨を採取しpHと降水量を測定	参加者自宅等	16名
2015 (平成27)年	7月12日(土)	酸性雨調査説明会 (府中かんきょう塾 2014第3回講座内で実施)	講演「大気汚染と私たちの生活について」	東京農工大学府中 キャンパス第1講 義棟16教室	17名
	8月～9月	酸性雨調査期間	雨を採取しpHと降水量を測定	参加者自宅等	
2014 (平成26)年	7月12日(土)	酸性雨調査説明会 (府中かんきょう塾 2014第3回講座内で実施)	講演「大気汚染と私たちの生活について」	東京農工大学府中 キャンパス第1講 義棟16教室	17名
	8月～9月	酸性雨調査期間	雨を採取しpHと降水量を測定	参加者自宅等	

(2) 市民ボランティア調査

年	調査名	調査期間	調査場所	調査内容	参加人数
2019 (令和元)年	西府崖線生態系調査(魚類)	令和元年7月21日	西府町1丁目(西府崖線下の府中用水路)	西府崖線下の府中用水路に生息する魚類等の調査	19名
	西府崖線生態系調査(昆虫)	令和元年5月18日、7月20日、10月26日(3日)	西府町1丁目(西府崖線付近一帯)	西府崖線付近一帯に生息する昆虫等の調査	29名
	西府崖線生態系調査(野鳥)	令和2年1月19日	西府町1丁目(西府崖線付近一帯)	西府崖線付近一帯に生息する野鳥の調査	3名
	西府町湧水調査	平成31年4月～令和2年3月(通年)	西府町湧水	湧水量、水質の通年データ測定調査	35名
	田んぼの学校	令和元年5月～令和元年10月	東京農工大学フィールドサイエンスセンターフィールドミュージアム本町農場ほか	農作業を体験しながら、稲の育成状況や水田に生息する昆虫等を観察	266名 (延べ人数)

年	調査名	調査期間	調査場所	調査内容	参加人数
	大気汚染(NO ₂)の調査	令和元年6月～令和2年3月	市内20か所の交差点付近	カプセル方式にて6月、9月、12月、市内20か所の交差点付近の濃度を測定 また、交差点の車の通過台数は、因果関係が確認できず中止中 ※3月は新型コロナウイルス感染症予防のため中止	33名(延べ人数)
2018 (平成30)年	西府崖線生態系調査(魚類)	7月21日・22日(2日)	西府町1丁目(西府崖線下の府中用水路)	西府崖線下の府中用水路に生息する魚類等の調査	38名
	西府崖線生態系調査(昆虫)	5月19日、7月21日、10月28日(3日)	西府町1丁目(西府崖線付近一帯)	西府崖線付近一帯に生息する昆虫等の調査	22名
	西府崖線生態系調査(野鳥)	平成31年1月19日	西府町1丁目(西府崖線付近一帯)	西府崖線付近一帯に生息する野鳥の調査	11名
	西府町湧水調査	平成30年4月～平成31年3月(通年)	西府町湧水	湧水量、水質の通年データ測定調査	35名
	田んぼの学校	平成30年5月～平成30年10月	東京農工大学フィールドサイエンスセンターフィールドミュージアム本町農場ほか	農作業を体験しながら、稲の育成状況や水田に生息する昆虫等を観察	352名 (延べ人数)
	大気汚染(NO ₂)の調査	平成30年6月～平成31年3月	市内20か所の交差点付近	カプセル方式にて6月、9月、12月、3月、市内20か所の交差点付近の濃度を測定 また、交差点の車の通過台数は、因果関係が確認できず中止中	44名 (延べ人数)
2017 (平成29)年	西府崖線生態系調査(魚類)	7月22日・23日(2日)	西府町1丁目(西府崖線下の府中用水路)	西府崖線下の府中用水路に生息する魚類等の調査	64名
	西府崖線生態系調査(昆虫)	7月22日・23日(2日)	西府町1丁目(西府崖線付近一帯)	西府崖線付近一帯に生息する昆虫等の調査	22名
	西府崖線生態系調査(野鳥)	平成30年1月20日	西府町1丁目(西府崖線付近一帯)	西府崖線付近一帯に生息する野鳥の調査	10名
	西府町湧水調査	平成29年4月～平成30年3月(通年)	西府町湧水	湧水量、水質の通年データ測定調査	33名 (延べ人数)
	田んぼの学校	平成29年5月～平成30年3月	東京農工大学フィールドサイエンスセンターフィールドミュージアム本町農場ほか	農作業を体験しながら、水田に生息する昆虫等を観察	473名 (延べ人数)

年	調査名	調査期間	調査場所	調査内容	参加人数
	大気汚染(NO ₂)の調査	平成29年6月～平成30年3月	市内30か所の交差点付近	カプセル方式にて6月、9月、12月、3月、市内30か所の交差点付近の濃度を測定 また、交差点の車の通過台数は、因果関係が確認できず中止中	49名 (延べ人数)
2016 (平成28)年	西府崖線生態系調査(魚類)	7月15日・16日(2日)	西府町1丁目(西府崖線下の府中用水路)	西府崖線下の府中用水路に生息する魚類等の調査	25名
	西府崖線生態系調査(昆虫)	5月21日～10月15日(3日)	西府町1丁目(西府崖線付近一帯)	西府崖線付近一帯に生息する昆虫等の調査	31名
	西府崖線生態系調査(野鳥)	2月4日(1日)	西府町1丁目(西府崖線付近一帯)	西府崖線付近一帯に生息する野鳥の調査	14名
	西府崖線生態系調査(植物)	平成28年9月～平成29年3月	西府町1丁目(西府崖線付近一帯)	西府崖線付近一帯に自生する植物類の調査	10名
	西府町湧水調査	平成28年4月～平成29年3月(通年)	西府町湧水	湧水量、水質の通年データ測定調査	26名 (延べ人数)
	田んぼの学校	平成28年5月～29年3月	東京農工大学フィールド・サイエンスセンターフィールド・ミュージアム本町農場ほか	農作業を体験しながら、水田に生息する昆虫等を観察	511名 (延べ人数)
	大気汚染(NO ₂)の調査	平成28年4月～平成29年3月	市内30か所の交差点付近	カプセル方式にて6月、9月、12月、3月、市内30か所の交差点付近の濃度を測定 また、交差点の車の通過台数は、因果関係が確認できず中止中	52名 (延べ人数)
2015 (平成27)年	植物観察・調査(多摩川河川敷)	平成27年4月～平成28年3月(公開講座5月9日)	多摩川河川敷(大丸堰から関戸橋まで)	多摩川河川敷に自生する植物の観察会の開催と調査	138名 (延べ人数)
	西府町湧水調査	平成27年4月～平成28年3月(通年)	西府町湧水	湧水量、水質の通年データ測定調査	24名 (延べ人数)
	田んぼの学校	平成27年5月～28年3月	東京農工大学フィールド・サイエンスセンターフィールド・ミュージアム本町農場ほか	農作業を体験しながら、水田に生息する昆虫等を観察	485名 (延べ人数)
	大気汚染(NO ₂)の調査	平成27年4月～平成28年3月	市内30か所の交差点付近	カプセル方式にて6月、9月、12月、3月、市内30か所の交差点付近の濃度を測定 また、交差点の車の	58名 (延べ人数)

年	調査名	調査期間	調査場所	調査内容	参加人数
				通過台数は、因果関係が確認できず中止中	
2014 (平成26)年	植物観察・調査(多摩川河川敷)	平成26年4月～平成27年3月(公開講座5月18日)	多摩川河川敷(大丸堰から関戸橋まで)	多摩川河川敷に自生する植物の観察・調査の開催と調査	138名 (延べ人数)
	西府町湧水調査	平成26年4月～平成27年3月(通年)	西府町湧水	湧水量、水質の通年データ測定調査	29名 (延べ人数)
	田んぼの学校	平成26年5月～27年3月	東京農工大学フィールドサイエンスセンターフィールドミュージアム本町農場ほか	農作業を体験しながら、水田に生息する昆虫等を観察	407名 (延べ人数)
	大気汚染(NO ₂)の調査	平成26年4月～平成27年3月	市内30か所の交差点付近	カプセル方式にて6月、9月、12月、3月、市内30か所の交差点付近の濃度を測定 また、交差点の車の通過台数は、因果関係が確認できず中止中	52名 (延べ人数)

3.6.4.市民団体等の活動状況

(1) 府中市環境保全活動センター

住所	府中市宮西町2丁目24番地 本庁東庁舎7階
概要	府中市環境基本計画及び環境行動指針に基づき、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援するため、市が開設した施設
事業内容	・環境保全に係る交流、諸活動の促進及び援助に関すること ・環境保全に係る講演、講座及び研修に関すること ・環境保全に係る図書、資料の収集及び利用に関すること ・環境保全に係る相談に関すること ・環境保全に係る調査及び研究に関すること ・その他環境保全に係る活動
活動実績	◆2019（令和元）年度 ・府中かんきょう塾2019 ・打ち水日和 ・富士山バスツアー ・森キッズクラフト ・特別公開講座 ◆2017（平成29）年 ・府中かんきょう塾 ・府中市民クールキャンペーン「クール・エコ」の集い ・親子昆虫観察in浅間山 ・会報「かんきょう活動センターだより」の発行
HP	https://fuchu-kankyo.com/

(2) NPO 法人 府中かんきょう市民の会

目的	府中市と協力し多くのイベントや府中市政への提言活動、東京農工大学との協働活動などを行ない、府中のまちを住みやすく次世代の子どもたちに誇りをもって残していけるまちづくりを目指している。
活動内容	・環境、景観を守るための活動 ・環境調査 ・会報の発行 ・動画による活動内容の発信
活動実績	・「田んぼの学校」の開催 ・市内の公園3カ所での清掃活動 ・農作業の支援活動 ・西府町湧水調査の実施 ・西府崖線一斉清掃 ・生物多様性調査 ・わき水まつりの開催 ・会報「ハケ・用水・わき水通信」の発行
HP	http://f-env.sakura.ne.jp/index.html

(3) 府中市社会教育関係団体かんきょう塾ネット

目的	(1) 幅広く環境について学ぶとともに (2) 環境学習の企画・推進を図り (3) 環境に関心を持ち、環境にやさしい市民の拡大に寄与する
活動内容	(1) 学習活動・調査研究・情報交換 (2) 環境学習の企画・推進 (3) 行政その他環境団体との連携・協力 (4) その他
活動実績	かんきょう塾講座2019 第1回～第7回 都立浅間山公園キスゲフェステバル（浅間山自然保護会） 浅間山を考える会（浅間山自然保護会、府中野鳥クラブ、浅間山ウォーキングクラブ／西武武蔵野パートナーズ）
HP	http://kankyojuku-net1.sakura.ne.jp/ http://kankyojuku-net1.sakura.ne.jp/sengenyama.html

